令和６年第４回定例会会議録

令和６年第４回菊池市議会定例会会期日程表（会期２４日間）

月　　日	曜日	区　分	日　　程
１１月２６日	火	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
１１月２７日	水	休　会	議案調査
１１日２８日	木	休　会	議案調査
１１月２９日	金	休　会	議案調査
１１月３０日	土	休　会	（市の休日）
１２月　１日	日	休　会	（市の休日）
１２月　２日	月	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
１２月　３日	火	本会議	一般質問
１２月　４日	水	本会議	一般質問
１２月　５日	木	本会議	一般質問
１２月　６日	金	休　会	議案調査
１２月　７日	土	休　会	（市の休日）
１２月　８日	日	休　会	（市の休日）
１２月　９日	月	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
１２月１０日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
１２月１１日	水	休　会	議事整理
１２月１２日	木	休　会	議事整理
１２月１３日	金	休　会	議事整理
１２月１４日	土	休　会	（市の休日）
１２月１５日	日	休　会	（市の休日）
１２月１６日	月	委員会	予算決算常任委員会
１２月１７日	火	休　会	議事整理
１２月１８日	水	休　会	議事整理
１２月１９日	木	本会議	委員会報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和６年　第４回菊池市議会定例会会議録（目次）

１１月２６日（火曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第１号…… 19
２．本日の会議に付した事件…… 20
３．出席議員氏名…… 22
４．欠席議員氏名…… 23
５．説明のため出席した者の職氏名…… 23
６．事務局職員出席者…… 24
７．開　会…… 25
８．開　議…… 25
９．日程第１　会議録署名議員の指名…… 25
10．日程第２　会期の決定…… 25
11．日程第３　決議案第１号上程…… 26
本藤潔議員発言…… 26
説明…… 27
木下雄二議員説明…… 27
質疑…… 28
安武睦夫議員質疑…… 28
木下雄二議員答弁…… 28
安武睦夫議員質疑…… 29
木下雄二議員答弁…… 29
安武睦夫議員質疑…… 29
木下雄二議員答弁…… 29
平直樹議員質疑…… 30
木下雄二議員答弁…… 30
平直樹議員質疑…… 30
木下雄二議員答弁…… 30
討論…… 31
平直樹議員討論…… 31
荒木崇之議員討論…… 31
稲継智康議員討論…… 32
二ノ文伸元議員討論…… 33
採決…… 33

12. 日程第４　経済建設常任委員会行政視察報告…… 33
13. 日程第５　議案第８０号及び議案第８１号一括上程・説明…… 36
質疑（議案第８０号）…… 40
荒木崇之議員質疑…… 40
○開田智浩総務部長答弁…… 40
平直樹議員質疑…… 41
○開田智浩総務部長答弁…… 41
平直樹議員質疑…… 41
○開田智浩総務部長答弁…… 41
討論…… 42
採決…… 42
休　憩…… 42
開　議…… 42
14. 日程第６　議案第８２号から議案第８４号及び議案第９１号から議案第９５号
一括上程・説明…… 42
休　憩…… 45
開　議…… 45
質疑…… 45
討論（第８３号議案、議案第８４号、議案第９１号）…… 45
（１）東奈津子議員討論…… 45
（２）荒木崇之議員討論…… 46
採決（議案第８２号、議案第９２号～議案第９５号）…… 47
採決（議案第８３号）…… 47
採決（議案第８４号）…… 47
採決（議案第９１号）…… 47
15. 日程第７　議案第８５号から議案第９０号及び議案第９６号から
議案第１０９号一括上程・説明…… 47
16. 日程第８　報告第２５号から報告第２９号まで一括上程・報告…… 55
質疑（報告第２６号）…… 57
荒木崇之議員質疑…… 57
休　憩…… 57
開　議…… 57
○久川知己建設部長答弁…… 58
17. 日程第９　議員の派遣について…… 58

18．日程通告　散会…… 58

１１月２７日（水曜日）　休　会
１１月２８日（木曜日）　休　会
１１月２９日（金曜日）　休　会
１１月３０日（土曜日）　休　会
１２月　１日（日曜日）　休　会

１２月　２日（月曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第２号…… 61
２．本日の会議に付した事件…… 61
３．出席議員氏名…… 61
４．欠席議員氏名…… 62
５．説明のため出席した者の職氏名…… 62
６．事務局職員出席者…… 62
７．開　議…… 63
８．日程第１　質疑（議案第１０３号）…… 63
平直樹議員質疑…… 63
○前川幸輝教育部長答弁…… 63
○前川幸輝教育部長訂正…… 64
質疑（議案第９０号）…… 64
東奈津子議員質疑…… 64
○財津裕一水道局長答弁…… 64
質疑（議案第８６号、議案第８８号）…… 65
安武睦夫議員質疑…… 65
○開田智浩総務部長答弁…… 65
○中尾孝浩健康福祉部長答弁…… 66
安武睦夫議員質疑…… 67
○開田智浩総務部長答弁…… 67
○中尾孝浩健康福祉部長答弁…… 67
９．日程第２　委員会付託…… 68
10．日程通告　散会…… 69

１２月　２日（月曜日）　予算決算常任委員会

１２月　３日（火曜日）　本会議　　**頁**

１．議事日程第３号…… 73
２．本日の会議に付した事件…… 73
３．出席議員氏名…… 73
４．欠席議員氏名…… 73
５．説明のため出席した者の職氏名…… 74
６．事務局職員出席者…… 74
７．開　議…… 75
８．日程第１　一般質問…… 75
（１）泉田栄一朗議員質問…… 75
「若者世代への政治参画の取組について」…… 75
○前川幸輝教育部長答弁…… 77
泉田栄一朗議員質問…… 77
○安武昭二選挙管理委員会委員長答弁…… 77
泉田栄一朗議員質問…… 78
○安武昭二選挙管理委員会委員長答弁…… 78
泉田栄一朗議員質問…… 79
○安武昭二選挙管理委員会委員長訂正…… 80
○前川幸輝教育部長答弁…… 80
泉田栄一朗議員質問…… 81
○音光寺以章教育長答弁…… 82
泉田栄一朗議員質問…… 83
○音光寺以章教育長答弁…… 83
休　憩…… 84
開　議…… 84
（１）島春代議員質問…… 84
「在宅介護支援について」…… 84
○中尾孝浩健康福祉部長答弁…… 85
島春代議員質問…… 85
○中尾孝浩健康福祉部長答弁…… 86
島春代議員質問…… 87
○中尾孝浩健康福祉部長答弁…… 88
（２）島春代議員質問…… 89
「睡眠教育について」…… 90

○前川幸輝教育部長答弁…… 90
島春代議員質問…… 90
○前川幸輝教育部長答弁…… 91
島春代議員質問…… 91
○音光寺以章教育長答弁…… 92
昼食休憩…… 93
開　議…… 93
（１）平直樹議員質問…… 93
「財政について」…… 93
○開田智浩総務部長答弁…… 94
平直樹議員質問…… 94
○北島悠子政策企画部長答弁…… 95
平直樹議員質問…… 95
○北島悠子政策企画部長答弁…… 96
○開田智浩総務部長答弁…… 97
平直樹議員質問…… 97
○開田智浩総務部長答弁…… 97
平直樹議員質問…… 98
○北島悠子政策企画部長答弁…… 98
平直樹議員質問…… 99
○開田智浩総務部長答弁…… 99
平直樹議員質問…… 100
○開田智浩総務部長答弁…… 101
平直樹議員質問…… 101
○開田智浩総務部長答弁…… 101
休　憩…… 103
開　議…… 103
（１）緒方哲郎議員質問…… 103
「中山間地域について」…… 103
○三池克徳経済部長答弁…… 104
○中尾孝浩健康福祉部長答弁…… 104
○北島悠子政策企画部長答弁…… 105
緒方哲郎議員質問…… 105
○三池克徳経済部長答弁…… 106

○中尾孝浩健康福祉部長答弁…… 107
○北島悠子政策企画部長答弁…… 107
（２）緒方哲郎議員質問…… 108
「有害鳥獣について」…… 109
○三池克徳経済部長答弁…… 109
緒方哲郎議員質問…… 109
○三池克徳経済部長答弁…… 110
緒方哲郎議員質問…… 110
○三池克徳経済部長答弁…… 111
緒方哲郎議員質問…… 111
○三池克徳経済部長答弁…… 112
９．日程通告　散会…… 113

１２月　４日（水曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第４号…… 117
２．本日の会議に付した事件…… 117
３．出席議員氏名…… 117
４．欠席議員氏名…… 117
５．説明のため出席した者の職氏名…… 118
６．事務局職員出席者…… 118
７．開　議…… 119
８．日程第１　一般質問…… 119
（１）本藤潔議員質問…… 119
「市営住宅のあり方について」…… 119
○久川知己建設部長答弁…… 120
本藤潔議員質問…… 120
○久川知己建設部長答弁…… 121
本藤潔議員質問…… 121
○江頭実市長答弁…… 122
（２）本藤潔議員質問…… 122
「本市の農地利用について」…… 123
○中原親弘農業委員会事務局長答弁…… 123
○三池克徳経済部長答弁…… 124
本藤潔議員質問…… 124

○三池克徳経済部長答弁…… 125
本藤潔議員質問…… 125
○三池克徳経済部長答弁…… 126
本藤潔議員質問…… 127
○三池克徳経済部長答弁…… 127
休　憩…… 128
開　議…… 128
（１）福島英徳議員質問…… 128
「入札のあり方について」 …… 128
○開田智浩総務部長答弁…… 129
福島英徳議員質問…… 129
○開田智浩総務部長答弁…… 130
福島英徳議員質問…… 130
○開田智浩総務部長答弁…… 130
福島英徳議員質問…… 131
○開田智浩総務部長答弁…… 131
福島英徳議員質問…… 131
○開田智浩総務部長答弁…… 131
福島英徳議員質問…… 132
○開田智浩総務部長答弁…… 133
福島英徳議員質問…… 133
○開田智浩総務部長答弁…… 133
福島英徳議員質問…… 133
○開田智浩総務部長答弁…… 134
福島英徳議員質問…… 134
○久川知己建設部長答弁…… 135
福島英徳議員質問…… 135
○江頭実市長答弁…… 136
昼食休憩…… 137
開　議…… 137
（１）猿渡美智子議員質問…… 137
「地下水保全の取組について」 …… 137
○三池克徳経済部長答弁…… 138
猿渡美智子議員質問…… 138

○宇野木浩二市民環境部長答弁…… 139
○三池克徳経済部長答弁…… 140
猿渡美智子議員質問…… 140
○宇野木浩二市民環境部長答弁…… 142
○三池克徳経済部長答弁…… 143
猿渡美智子議員質問…… 143
○江頭実市長答弁…… 145
（２）猿渡美智子議員質問…… 145
「パートナーシップ宣誓制度について」…… 146
○開田智浩総務部長答弁…… 146
猿渡美智子議員質問…… 147
○開田智浩総務部長答弁…… 148
猿渡美智子議員質問…… 148
○開田智浩総務部長答弁…… 149
（３）猿渡美智子議員質問…… 149
「視覚障がい者への選挙情報の提供について」…… 149
○安武昭二選挙管理委員会委員長答弁…… 150
休　憩…… 151
開　議…… 151
（１）荒木崇之議員質問…… 151
「公共工事の発注について」…… 152
○開田智浩総務部長答弁…… 153
荒木崇之議員質問…… 153
○開田智浩総務部長答弁…… 153
荒木崇之議員質問…… 153
○開田智浩総務部長答弁…… 155
荒木崇之議員質問…… 155
○開田智浩総務部長答弁…… 156
荒木崇之議員質問…… 156
休　憩…… 157
開　議…… 157
○久川知己建設部長答弁…… 157
荒木崇之議員質問…… 157
○久川知己建設部長答弁…… 158

荒木崇之議員質問…… 158
○開田智浩総務部長答弁…… 159
荒木崇之議員質問…… 160
○開田智浩総務部長答弁…… 161
荒木崇之議員質問…… 161
○江頭実市長答弁…… 163
９．日程通告　散会…… 164

１２月　５日（木曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第５号…… 167
２．本日の会議に付した事件…… 167
３．出席議員氏名…… 167
４．欠席議員氏名…… 168
５．説明のため出席した者の職氏名…… 168
６．事務局職員出席者…… 168
７．開　議…… 169
８．日程第１　一般質問…… 169
（１）二ノ文伸元議員質問…… 169
「菊池白龍まつりについて」…… 169
○三池克徳経済部長答弁…… 170
二ノ文伸元議員質問…… 170
○三池克徳経済部長答弁…… 171
二ノ文伸元議員質問…… 171
○江頭実市長答弁…… 172
（２）二ノ文伸元議員質問…… 172
「菊池市総合体育館について」…… 172
○前川幸輝教育部長答弁・訂正…… 173
二ノ文伸元議員質問…… 173
○前川幸輝教育部長答弁…… 173
休　憩…… 175
開　議…… 175
（１）東奈津子議員質問…… 175
「農業問題について」…… 175
○三池克徳経済部長答弁…… 176

東奈津子議員質問…… 177
○三池克徳経済部長答弁…… 179
東奈津子議員質問…… 180
○三池克徳経済部長答弁…… 181
東奈津子議員質問…… 181
○三池克徳経済部長答弁…… 183
東奈津子議員質問…… 184
○三池克徳経済部長答弁…… 184
東奈津子議員質問…… 185
○江頭実市長答弁…… 185
（２）東奈津子議員質問…… 187
「高齢者の補聴器助成について」…… 188
○中尾孝浩健康福祉部長答弁…… 188
東奈津子議員質問…… 189
○中尾孝浩健康福祉部長答弁…… 189
東奈津子議員質問…… 189
○中尾孝浩健康福祉部長答弁…… 190
昼食休憩…… 191
開　議…… 191
（１）木下雄二議員質問…… 191
「道路整備について」…… 192
○久川知己建設部長答弁…… 193
○三池克徳経済部長答弁…… 194
○江頭実市長答弁…… 195
（２）木下雄二議員質問…… 195
「竜門ダムの未利用水のＴＳＭＣ等への活用について」…… 196
○江頭実市長答弁…… 196
（３）木下雄二議員質問…… 197
「観光振興について」…… 198
○三池克徳経済部長答弁…… 198
木下雄二議員質問…… 199
○江頭実市長答弁…… 199
（４）木下雄二議員質問…… 200
「国際交流について」…… 200

○北島悠子政策企画部長答弁…… 201
木下雄二議員質問…… 201
○北島悠子政策企画部長答弁・訂正…… 202
（５）木下雄二議員質問…… 202
「菊池市公共施設等総合管理計画について」…… 203
○前川幸輝教育部長答弁…… 204
（６）木下雄二議員質問…… 204
「九州産廃菊池事業所廃止後の地元水迫地区への対応について」…… 204
○宇野木浩二市民環境部長答弁…… 205
休　憩…… 207
開　議…… 207
（１）後藤英夫議員質問…… 207
「市政運営について」…… 207
○江頭実市長答弁…… 207
後藤英夫議員質問…… 214
○江頭実市長答弁…… 214
９．日程第２　報告第３０号　上程…… 220
休　憩…… 220
開　議…… 220
報告…… 220
質疑…… 221
平直樹議員質疑…… 221
○中尾孝浩健康福祉部長答弁…… 221
荒木崇之議員質疑…… 222
○中尾孝浩健康福祉部長答弁…… 222
荒木崇之議員質疑…… 222
○開田智浩総務部長答弁…… 223
荒木崇之議員質疑…… 223
○江頭実市長答弁…… 223
安武睦夫議員質疑…… 224
○開田智浩総務部長答弁…… 224
10．日程通告　散会…… 224

１２月　６日（金曜日）　休　会

１２月　７日（土曜日）　休　会
１２月　８日（日曜日）　休　会
１２月　９日（月曜日）　総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
１２月１０日（火曜日）　総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
１２月１１日（水曜日）　休　会
１２月１２日（木曜日）　休　会
１２月１３日（金曜日）　休　会
１２月１４日（土曜日）　休　会
１２月１５日（日曜日）　休　会
１２月１６日（月曜日）　予算決算常任委員会
１２月１７日（火曜日）　休　会
１２月１８日（水曜日）　休　会

１２月１９日（木曜日）　本会議　　頁
１．議事日程第６号…… 227
２．本日の会議に付した事件…… 227
３．出席議員氏名…… 227
４．欠席議員氏名…… 228
５．説明のため出席した者の職氏名…… 228
６．事務局職員出席者…… 229
７．開　議…… 230
荒木崇之議員発言訂正…… 230
８．日程第１　各常任委員長報告…… 230
・総務文教常任委員長報告…… 230
・福祉厚生常任委員長報告…… 233
・経済建設常任委員長報告…… 235
・予算決算常任委員長報告…… 238
質疑（議案第８８号）…… 239
安武睦夫議員質疑…… 239
○猿渡美智子福祉厚生常任委員長答弁…… 240

討論（議案第８７号、議案第８８号）…… 240
（１）東奈津子議員討論…… 241
（２）猿渡美智子議員討論…… 242
（３）安武睦夫議員討論…… 242
採決（議案第８５号、議案第８６号、議案第８９号、議案第９０号、
議案第９６号～議案第１０９号）…… 244
採決（議案第８７号）…… 244
採決（議案第８８号）…… 244
９．日程第２　議案第１１０号　上程・説明…… 244
質疑…… 245
荒木崇之議員質疑…… 245
○江頭実市長答弁…… 246
荒木崇之議員質疑…… 246
○開田智浩総務部長答弁…… 246
荒木崇之議員質疑…… 246
○開田智浩総務部長答弁…… 247
○江頭実市長答弁…… 247
稲継智康議員質疑…… 247
○開田智浩総務部長答弁…… 247
稲継智康議員質疑…… 248
○開田智浩総務部長答弁…… 248
休　憩…… 248
開　議…… 248
討論…… 248
採決…… 248
10．日程第３　議員提出議案第２号　上程・説明・質疑…… 249
討論…… 249
（１）山瀬義也議員討論…… 249
（２）東奈津子議員討論…… 250
（３）安武睦夫議員討論…… 251
採決…… 252
11．日程第４　意見書案第５号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 252
12．日程第５　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について…… 254
13．閉　会…… 255

第　１　号

１１月２６日

令和６年第４回菊池市議会定例会

議事日程　第１号

令和６年１１月２６日（火曜日）午前１０時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　決議案第　１　号　菊池市議会　本藤潔議員に対する辞職勧告決議
　上程・説明・質疑・討論・採決
第４　経済建設常任委員会行政視察報告
第５　議案第　８０　号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
　　（令和６年度菊池市一般会計補正予算　第５号）
　　議案第　８１　号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
　　（令和６年度菊池市一般会計補正予算　第６号）
　一括上程・説明・質疑・討論・採決
第６　議案第　８２　号　菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
　　議案第　８３　号　菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第　８４　号　菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第　９１　号　令和６年度菊池市一般会計補正予算（第７号）
　　議案第　９２　号　令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
　　議案第　９３　号　令和６年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
　　議案第　９４　号　令和６年度菊池市水道事業会計補正予算（第３号）
　　議案第　９５　号　令和６年度菊池市下水道事業会計補正予算（第２号）
　一括上程・説明・質疑・討論・採決
第７　議案第　８５　号　菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第　８６　号　菊池市重味緊急離着陸場条例の制定について
　　議案第　８７　号　菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
　　議案第　８８　号　菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　８９　号　菊池市水迫里山の家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　９０　号　菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　９６　号　令和６年度菊池市一般会計補正予算（第８号）
議案第　９７　号　令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第　９８　号　令和６年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
議案第　９９　号　令和６年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第１００号　令和６年度菊池市水道事業会計補正予算（第４号）
議案第１０１号　令和６年度菊池市下水道事業会計補正予算（第３号）
議案第１０２号　辺地総合整備計画の策定について
議案第１０３号　工事請負契約の変更について
議案第１０４号　公の施設の指定管理者の指定について（菊池市小原ほたる交流館）
議案第１０５号　公の施設の指定管理者の指定について（菊池市四季の里旭志）
議案第１０６号　財産の無償譲渡について
議案第１０７号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第１０８号　市道路線の廃止について
議案第１０９号　市道路線の認定について

一括上程・説明

第８　報告第　２５　号　専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
報告第　２６　号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第　２７　号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第　２８　号　専決処分の報告について（防犯灯修繕管理瑕疵）
報告第　２９　号　専決処分の報告について（除草作業事故）

一括上程・報告・質疑

第９　議員の派遣について

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定

日程第３　決議案第　１　号　菊池市議会　本藤潔議員に対する辞職勧告決議
　上程・説明・質疑・討論・採決
日程第４　経済建設常任委員会行政視察報告
日程第５　議案第　８０　号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和６年度菊池市一般会計補正予算　第５号）
議案第　８１　号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和６年度菊池市一般会計補正予算　第６号）
　一括上程・説明・質疑・討論・採決
日程第６　議案第　８２　号　菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第　８３　号　菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　８４　号　菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　９１　号　令和６年度菊池市一般会計補正予算（第７号）
議案第　９２　号　令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第　９３　号　令和６年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第　９４　号　令和６年度菊池市水道事業会計補正予算（第３号）
議案第　９５　号　令和６年度菊池市下水道事業会計補正予算（第２号）
　一括上程・説明・質疑・討論・採決
日程第７　議案第　８５　号　菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　８６　号　菊池市重味緊急離着陸場条例の制定について
議案第　８７　号　菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　８８　号　菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　８９　号　菊池市水迫里山の家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　９０　号　菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　９６　号　令和６年度菊池市一般会計補正予算（第８号）

議案第　９７　号　令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第　９８　号　令和６年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
議案第　９９　号　令和６年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第１００号　令和６年度菊池市水道事業会計補正予算（第４号）
議案第１０１号　令和６年度菊池市下水道事業会計補正予算（第３号）
議案第１０２号　辺地総合整備計画の策定について
議案第１０３号　工事請負契約の変更について
議案第１０４号　公の施設の指定管理者の指定について（菊池市小原ほたる交流館）
議案第１０５号　公の施設の指定管理者の指定について（菊池市四季の里旭志）
議案第１０６号　財産の無償譲渡について
議案第１０７号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第１０８号　市道路線の廃止について
議案第１０９号　市道路線の認定について

一括上程・説明

日程第８　報告第　２５　号　専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
報告第　２６　号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第　２７　号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第　２８　号　専決処分の報告について（防犯灯修繕管理瑕疵）
報告第　２９　号　専決処分の報告について（除草作業事故）

一括上程・報告・質疑

日程第９　議員の派遣について

―――――――――――――――○―――――――――――――――

出席議員（２０名）

１番　本藤　潔
２番　安武睦夫
３番　稲継智康
４番　古田浩敏
５番　島　春代
６番　大山宝治

７番	田　中　教　之
８番	福　島　英　徳
９番	緒　方　哲　郎
１０番	後　藤　英　夫
１１番	平　　直　樹
１２番	東　　奈津子
１３番	水　上　隆　光
１４番	猿　渡　美智子
１５番	荒　木　崇　之
１６番	工　藤　圭一郎
１７番	二ノ文　伸　元
１８番	泉　田　栄一朗
１９番	木　下　雄　二
２０番	山　瀬　義　也

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

欠席議員（なし）

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	江　頭　　実
副市長	芳　野　勇一郎
政策企画部長	北　島　悠　子
総務部長	開　田　智　浩
市民環境部長	宇野木　浩　二
健康福祉部長	中　尾　孝　浩
経済部長	三　池　克　徳
建設部長	久　川　知　己
七城支所長	古　田　十　咲
旭志支所長	佐野木　成　俊
泗水支所長	髙　島　英　輔
財政課長	上　野　重　智
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古　庄　和　彦
市長公室長	稲　葉　一　郎
教育長	音光寺　以　章

教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	中原親弘
水道局長	財津裕一
監査委員事務局長	髙木智生

―――――――――――――――○―――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係	志水利貞
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

午前１０時００分　開会

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席を願います。

ただいまの出席議員は２０名です。定足数に達していますので、ただいまから令和６年第４回菊池市議会定例会を開会します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

１０月７日に、第２８６回熊本県市議会議長会が本市で開催されました。

会務の報告及び九州市議会議長会提出議案に、「学校施設環境改善交付金（長寿命化改良事業）の配分基礎額の算定について」及び「中九州地域の交通網の整備促進について」の２議案が全会一致で採択されました。

また、１１月１８日には、全国過疎地域連盟第５８回総会が東京都で開催されました。その概要は事務局備付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から令和６年１０月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があっておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

午前１０時０１分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○水上隆光　議長　　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、緒方哲郎議員及び後藤英夫議員を指名します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○水上隆光　議長　　次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から１２月１９日までの２４日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませ

んか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、会期は本日から１２月１９日までの２４日間と決定しました。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第３　決議案第１号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第３、決議案第１号を議題とします。

本件について、本藤潔議員から発言の申出がありました。

お諮りします。地方自治法第１１７条の規定により、これを許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、発言を許可することに決定しました。

本藤潔議員の発言を許します。

本藤潔議員。

［登壇］

○１番　本藤潔　議員　　皆さん、おはようございます。このたび、私に対して議員辞職勧告決議案が提出された件について、残念でありますが、弁明を申し上げたいと思います。

まず、この栗の窃盗疑いに関する件につきまして、今回の行動が誤解を生む結果となりまして、市民の信用を損なう事態を招いたことは、深く反省し、おわびを申し上げたいと思っております。

当該行為につきましては、所有者不明の栗山であったという私の認識でしたが、所有者の方が判明し、その後、謝罪し弁済をして、示談書を交わし、双方和解していたことではありますが、結果として、このような状況を招いたことは否定できません。ただし、この行動において悪意は一切なく、動機においても故意性はなかったことをお伝えし、ご理解いただければと思っております。

また、最終的に司法の判断となりますが、刑事上の窃盗罪に当たるかどうかは、捜査の段階でありますし、結論はまだ出ておりませんが、窃盗罪は成立しないものと思っておりますので、その結論を待っていただければと思うところでもございます。

さらに、今回の議員辞職勧告が同じ議員の皆様から提出されたことについては、正直に申し上げまして、残念であり、驚きでもありました。私たちは市民の信頼に応えるため、市の発展と市民の福祉の向上に一丸となって活動するべく立場であり

ます。そのためにも、今後、このような形で互いに互いをおとしめ合うようなことはこの私を最後にしていただき、議会としての結束と信頼回復に努めていくことを切に願っておるところであります。

私は、これまでの僅か２年半の議員活動でありますが、市民の皆様のために真摯に取り組んできた自負も少なからずございます。今回の事態を教訓として、さらに誠実に職務に全うすることで、今後は誤解を招くことのないよう努めて、改めて自らを律し、信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

以上を踏まえ、弁明といたします。

○水上隆光　議長　　本案件については、地方自治法第１１７条の規定により、本藤潔議員の退席を求めます。

（本藤潔議員退場）

○水上隆光　議長　　提出者の提案理由の説明を求めます。

木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　皆さん、おはようございます。今、本藤議員のほうから弁明の言葉がありましたけれども、私は地元に住む者として、また、いろんな関係者の方から意見を聞いた上で、改めて本藤議員に対する辞職勧告決議案第１号の提案理由の説明をいたしたいと思います。

我々議員は、市民からの負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観を持って、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければなりません。

しかし、本藤潔議員は、令和６年７月１１日に窃盗罪での告発を菊池警察署が受理し、その後、令和６年１１月１１日に、同じく窃盗罪で熊本地方検察庁山鹿支部に書類送検されました。

本藤潔議員は、令和元年９月頃から令和４年９月頃までの間、複数回にわたり常習的に、菊池市豊間地区内の他人の栗畑から栗の実を盗んだ上、栗の買取り業者に売り金品に替えております。

同じ行政区民の所有物を盗み、地域の平穏を害しているとともに、令和４年５月の市議会議員選挙で無投票当選とはいえ、市民の代表になった後も、そして、仮にも菊池市の土地を借用し、高額の補助金で運営をしている保育園の理事長として、現在も子どもたちに人間としての規範意識を育む立場でありながら、いやしくも同様の犯行を続けていた行為は悪質であり、教育者としても資格がありません。

本藤潔議員本人も、令和６年７月２２日、菊池市議会全員協議会の場において、栗の実を拾い、自身の実を混ぜて売ったことを認めています。

その行為は、刑法第２３５条の窃盗罪に該当し、菊池市議会の名誉と権威を傷つけ、市民の信頼を著しく失墜させた地域の秩序を乱す行為は、議員辞職勧告に値します。

よって、本議会は、本藤潔議員に対して速やかに、自らの責任と意志により議員の職を辞することをここに勧告いたします。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、決議案第１号の提案理由といたします。

○水上隆光　議長　　以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

安武睦夫議員。

［登壇］

○２番　安武睦夫　議員　　おはようございます。議席番号２番、安武睦夫でございます。決議案第１号について質疑を行いたいと思います。

今回の議員辞職勧告につきましては、窃盗罪としての告発したことが起因となっております。新聞報道では、複数の菊池市議が７月に告発していたとあるが、それは今回の提案議員が告発したのか、また、告発者には市民はいないのか、お尋ねします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　安武議員の質疑にお答えをしたいと思います。

今回のその告発については、議員のみでございます。

それで、私としては、地元の関係者の方にこの告発についてもきちんと相談をしております。

その中で、本藤議員が自分の政務活動費を使った議会通信の中にこのようなことを書かれております。私にも思わぬ人災が降りかかりました。いわれなき誹謗中傷は、悪意を持った目的犯の常套手段というより、明らかな確信犯、事実と真実を明確にせず、読み手に対するイメージ操作を目的とすることが偏った報道の常だからですと。こういうのを役所のほうには配ってありますが、地元のほうには配ってありませんでした。

もうそれで、この内容を見ると、そのある面では盗られた人とか、その関係者の方に対して、ある面では自分には全然非がないのに（「端的にお願いします」と呼ぶ者あり）簡潔にですね。

だから、そのことについての意思が違うんじゃないかと。そういうことを説明し

たら、もうびっくりされておって、もうとにかく告発についてはちゃんと認めていただいております。

安武議員の質疑は、私たち議員のみでございます。（「提案議員のみということで」と呼ぶ者あり）そうです。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○２番　安武睦夫　議員　　それでは、２回目の質疑をしたいと思います。

先ほどの本藤議員からの弁明にもありましたが、さらに新聞報道では、男性市議は所有者がいないと思っていた。所有者には謝罪した上で、５万円を弁償したとありますが、被害者と言われる方からの依頼があったのかどうかというのが不明でございまして、被害者との示談が成立しているものを議員のみが告発する理由をお教えください。あわせて、被害者からの依頼はあったのか、教えていただければと思います。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　再質疑にお答えをしたいと思います。

直接の依頼はありませんが、その栗を盗られた方、また関係者の方同席の上で、この告発をすることはきちんと報告をし、確認をしております。

以上です。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○２番　安武睦夫　議員　　それでは、３回目の質疑をしたいと思います。

これまでの議会月例会において、今回の提案議員の皆様方からは、公職選挙法の違反にも抵触するとの発言を行っていたと思います。いわゆる示談金が高過ぎるんじゃないかということでございましたが、公職選挙法違反でも告発したのか。また、告発したとするならば、その理由についてもお尋ねします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　再々質疑にお答えをしたいと思います。

基本的に、私たちとしては、公職選挙法のほうも司法のほうに委ねましたところ、これは窃盗罪で告発をお願いしたいと。そういう旨で窃盗罪のみの告発でございます。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　質疑をさせていただきます。

私なりに調べてみましたけれども、窃盗罪というところに至るまでには、故意的な、わざとやっているのかどうかというところの意思がすごく重要だというふうにありましたけれども、私はここがすごく大事なところだなというふうには思っておりますが、辞職勧告決議案を提出されるときに、故意的にというふうに思われて提出をされたものと私は解釈をしておりますが、そういうふうに至った根拠を教えてください。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　平議員の質疑にお答えをしたいと思います。

根拠とおっしゃることについては、私も地元でもう二十何年議員をさせていただいておるので、今回の盗られた方もよく存じ上げておりますし、関係者も皆さん存じ上げております。その中で、ちゃんとそういう情報があって、きちんとした確認をもって、ちゃんと告発しておりますので、それが根拠でございます。

○水上隆光　議長　　平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　もう一度確認させてください。

本藤議員は、故意に拾ったわけではないと主張されています。私は当事者じゃないので分からないんですけれども、今の木下議員の答弁によりますと、その拾われた方は、故意に拾われたというふうに主張されたという確認をしているという意味でしょうか。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　再質疑にお答えしたいと思います。

そのとおりでございます。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第１号については、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決

定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　反対の立場から討論をさせていただきます。

私は、この新聞報道を読みまして、本藤議員さんに改めて事実確認をいたしました。本事案の当事者同士は既に和解をして決着をしているということであって、先ほど質疑のときにも言いましたが、本藤議員はもう故意的ではなかったというふうにおっしゃられておりました。

私は、その被害者とされる方がどなたかは分かりませんので、お話を一方にしか聞いていないということになっております。さらに、本人同士でのお話ができている、できていないというのは、これはあくまでも民事的なお話なのかなというふうに思っております。告訴・告発となれば刑事事件ですので、少し土俵が違う話なのかなというふうに捉えております。

現在分かっているのは、今回当事者による告訴ではなく、提出議員さんということで答えていただきましたが、第三者による告発であります。つまり、被害者とされる方が訴え出ているわけではないということ、そして、告発をされたその第三者は、今回議案を提出された市議会議員の皆さんであるということが、現在、しっかり事実として分かっていると思っております。

その皆さんが、告発をされた議員の皆さんがどのように犯罪の証拠を集められて、警察に告発されたのかも私には分かりませんが、これから警察による捜査が行われて、その後、起訴か不起訴が決まり（発言する者あり）

○水上隆光　議長　　静かにしてください。

○１１番　平直樹　議員　　起訴されれば、その後、司法により真相究明されるものと私は理解しております。

よって、今日現在において、議員辞職すべきであると判断する時期ではないし、判断すべきではないと考えます。

以上のことから、本議案に対して反対といたします。

○水上隆光　議長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　決議案第１号、本藤潔議員に対する辞職勧告決議案に賛

成討論いたします。

まず、皆さん、１１月１１日に書類送検されたことは、さっき、平議員、警察が今から捜査してとおっしゃいましたけども、これは菊池警察署、国家権力が、菊池警察署が捜査した結果、事実であったから検察庁に送検したということであります。

私が仲介者を通じて被害者の方から聞いた内容は、本藤潔議員は同じ行政区内で、しかも近所の方の栗畑に侵入し、夫婦で栗を盗んでいたとのことであります。そして、その後、それを金品に替えております。しかも、その被害者のお父さんが体調を崩し、頻繁に栗畑に行けなくなったのを見計らって、令和元年頃から常習的に犯行が行われていることを考えると、確信犯と言わざるを得ません。

本藤議員は、公道に落ちていた栗を拾って、自分の栗と混ぜて売却した、栗畑の所有者はいないと思っていたと言われていますが、何十年も戸豊水区に住んでいながら、ご近所の方の栗畑を知らないはずはありません。

また、公道に売るほどの栗が落ちているのなら、道路管理上、通行に支障を来すおそれがあるので、土木課に報告するから、その公道がどこなのか、地図情報を送ってくださいと私が全員協議会で尋ねたときに、本藤議員ははっきりとはいとおっしゃいましたが、いまだ地図情報は送られていません。

本藤議員は、口止め料５万円を支払ったので、示談が済んだと言われていますが、示談書が取り交わされた事実はなく、なおかつ、示談が成立しているのなら、書類送検されることはありません。

このように、反省もせず、虚偽の弁明を繰り返すさまは、まさにうそつきは泥棒の始まりであります。

市民の方から、栗泥棒はまだやめんとかい、おったちゃ泥棒に税金ば払いよるとじゃなかばいと、大変お怒りの声が多数あることを申し上げ、議会の尊厳を著しくおとしめた本藤潔議員は辞職すべきと考えますので、本決議案に賛成いたします。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

稲継智康議員。

［登壇］

○３番　稲継智康　議員　　反対の立場から討論させていただきます。

先ほど本藤議員から反省の弁明もありました。また、示談も終わっているという点、そして、司法判断がまだであるという３点において、時期尚早として反対といたします。

また、最後になりますけども、こういう議会を本当に市民の方が望んでいるんでしょうか。それが私は一番疑問に感じます。

以上です。

○水上隆光　議長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

二ノ文伸元議員。

［登壇］

○１７番　二ノ文伸元　議員　　皆さん、おはようございます。是は是、非は非がモットーの二ノ文伸元です。私は、この決議案第１号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この際、本藤潔議員には、自分がやったことに鑑み、自分の名前のとおり、潔く議員辞職を決意なされ、次期選挙で再起を図っていただきたいというふうに考えます。

よって、この決議案には賛成をいたします。

それと、言わせてもらえれば、弁明を聞き、全く反省の色がない。まるで決議案を出した者が悪者扱い、このような考えではやはりいけないと。この市議会議員としての人間性を疑ったところでもあります。友人としてもそのことを申し添えて、私の討論といたします。

○水上隆光　議長　　原案に反対者の発言を許します。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　なければ、原案に賛成者の発言を許します。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　これで討論を終わります。

これより採決します。

（東奈津子議員退場）

○水上隆光　議長　　この採決は、起立により行います。

お諮りします。決議案第１号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立少数です。よって、決議案第１号は、否決することに決定しました。

本藤潔議員の退席を解きます。

（本藤潔議員入場）（東奈津子議員入場）

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第４　経済建設常任委員会行政視察報告

○水上隆光　議長　　日程第４、経済建設常任委員会の行政視察報告の件を議題としま

す。

経済建設常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

経済建設常任委員長、田中教之議員。

［登壇］

○田中教之　経済建設常任委員長　皆さん、おはようございます。経済建設常任委員会の行政視察について報告申し上げます。

当委員会は、１０月２８日から３０日までの２泊３日の日程で、委員６名全員と、事務局１名、執行部１名の計８名により、北海道帯広市のフードバレーとかち及び北海道鹿追町のバイオガスプラントを活用した取組について視察してまいりました。

初めに、帯広市のフードバレーとかちについて申し上げます。

十勝は１市１６町２村で構成され、国内有数の農業地帯であります。十勝の面積は約１万８００平方キロメートルで、そのうち耕地面積は２，５００平方キロメートルで２５％となっており、全国の耕地面積の約５％を占めています。また、乳用牛・肉用牛の飼養頭数は４７万６，０００頭で酪農が盛んな地域でもあります。

てん菜、小麦、バレイショ、小豆、生乳、肉用牛などは全国でもトップクラスの生産量を誇っており、カロリーベースの食料自給率は１，２１２％で、年に４００万人分の食料を賄える計算となります。

食と農林漁業を柱とした地域産業政策の考えをフードバレーとかちと総称し、帯広市が中心となり、十勝全域で強みを最大限に生かした連携をされています。地域の強みである農業を成長させ、それを基盤とした新たな産業を創出し、十勝から世界に向けて価値を発信する取組が行われており、３つの展開方策で進めています。

１．農林漁業を成長産業にするとして、良質堆肥の製造、堆肥活用による土づくりや土壌分析に基づく適正な施肥管理を促進するとともに、十勝型ＧＡＰの導入促進により、安全安心で良質な農畜産物の生産を推進しています。

２．食の価値を創出するとして、原材料の研究拠点に加え、加工を通じた付加価値の高い生産拠点へと成長していくため、食の安全性向上や魅力ある商品開発、ブランド力の向上などを推進しています。

３．十勝の魅力を売り込むとして、十勝の物産の販路拡大や観光の魅力を発信し、国内、海外においてイベントへの出展や観光物産セミナーを開催しています。

また、フードバレーとかちの推進に当たり、十勝定住自立圏構想、国際総合戦略特区、十勝バイオマス産業都市構想などにより体制づくりをされています。

十勝定住自立圏構想の取組については、都市機能を有する帯広市と豊かな産業・自然を有する近隣の１８町村がそれぞれの強みを生かし、役割分担・連携・協力することにより、十勝住民の豊かな生活を確保し、さらなる発展と魅力向上を目的に

平成２３年に協定の締結がされました。これにより、産業面だけではなく、防災や医療などの生活基盤づくりも十勝全域で進められています。

国際総合戦略特区の取組については、北海道・札幌市・江別市・函館市・北海道経済連合会と十勝１９市町村が共同で、国際戦略総合特区に申請し、平成２３年に「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」として指定を受けています。指定を受けることにより、規制緩和・税制支援・金融支援・財政支援などが受けられ、成果としては、これまでに５８０億円の投資誘発があったとし、長いも集出荷貯蔵施設や輸出対応型と畜場などが整備されました。

十勝バイオマス産業都市構想の取組については、十勝１９市町村が「十勝バイオマス産業都市構想」を策定し、平成２５年に国のバイオマス産業都市として選定されました。現在５８基のバイオガスプラントが稼働中で循環型農業が進んでいます。

帯広市では、十勝全域と連携し、食と農林漁業を柱としたフードバレーとかちを推進されており、安全・安心な農林水産物を生産し、地元で加工することで付加価値をつけ、十勝のブランド力を生かし、国内外に販路を拡大する取組が行われていました。本市においても菊池ブランドの付加価値向上や６次産業化に取り組んでいく必要があると考えます。

次に、鹿追町のバイオガスプラントを活用した取組について申し上げます。

鹿追町は十勝平野の北西に位置し、農業と観光を基幹産業とする人口約５，２００人の純農村地帯であり、令和４年度の農業産出額は約２５７億円で、そのうち７５％は畜産酪農が占めています。観光面では大雪山国立公園内の然別湖を中心に、ファームイン、体験型農業、ホーストレッキングなどのグリーンツーリズムを推進され、年間約８０万人程度の観光客が訪れています。

バイオガスプラントの導入の経緯として、家畜排せつ物は田畑に堆肥として散布されていましたが、畜産酪農の経営規模拡大とともに悪臭が問題となり、市街地を中心に乳牛ふん尿の適正処理を望む声が高まりました。基幹産業である農業の生産性を妨げることなく、住民の住環境の改善をするために、乳牛ふん尿はもとより、市街地から排出される生ごみや下水汚泥についても適正に処理しバイオマス資源として活用を図るため、平成１９年に「環境保全センター」が稼働開始され、平成２８年には２基目となる「瓜幕バイオガスプラント」が整備されました。

環境保全センターは、敷地面積約５万１，５００平方メートルで、バイオガスプラントは１日に９４．８トンの乳牛ふん尿などを処理することができ、堆肥化プラント、コンポスト化プラントも併設しています。施設管理者である町から委託を受けた鹿追町バイオガスプラント利用組合が原料収集、施設運転、液肥散布などの業務を行っており、環境保全センターの維持費は、町の一般財源の持ち出しはなく、

施設使用料、液肥散布料、売電収入で管理運営されています。

バイオガスの生産工程は、まず、各農家に設置しているコンテナに投入されたふん尿を専用のアームロール車が回収し、環境保全センターに運搬し重量計測後、原料槽に投入します。

その後、攪拌されたふん尿は箱型発酵槽と円柱型発酵槽に送られ、それぞれの発酵槽でメタン発酵が行われます。１日当たり３，９００立方メートルのバイオガスが精製され、施設内の発電機、温水・蒸気ボイラー、精製圧縮充填装置、水素製造装置などの燃料として利用されます。発電については施設内利用及び売電だけではなく、発電の際に得られる余剰熱を利用して、マンゴーの栽培、チョウザメの飼育、サツマイモ貯蔵を行っています。

発酵が終わった原料は、１００立方メートルの殺菌槽２基へ送られ、７０度で１時間殺菌されます。殺菌された消化液は安全な液肥となり、天井のない３基の貯留槽にためておき、酪農家の飼料畑以外の畑作農家のほ場にも肥料として散布されます。

鹿追町では、バイオガスプラントを整備したことにより、住環境の改善が図られただけではなく、農業生産力の向上、電気・熱・水素などのエネルギー源として活用するなどの取組が行われていました。本市においても堆肥の散布による悪臭が課題となっているため、有効な解決策の一つとして今後検討すべきと考えますが、生産された液肥を散布する農地の確保が必要であるため、その課題を含め慎重に取り組んでいく必要があります。

今回の研修は、各市町での様々な施策が参考となり、有意義な研修とすることができました。

以上、経済建設常任委員会の視察研修の報告とします。

○水上隆光　議長　　以上で、経済建設常任委員会の行政視察報告を終わります。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第５　議案第８０号及び議案第８１号　一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第５、議案第８０号及び議案第８１号の２案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和６年第４回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から１２月１９日までの２４日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案の提出理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

去る９月下旬に、鹿児島県龍郷町、そして、さつま町とともに、台湾宜蘭市との国際交流促進覚書、いわゆるＭＯＵを締結させていただきました。

これに引き続きまして、去る１１月１１日に、本市と台湾台南市東区との間で「友好交流協定」を締結いたしました。

この協定は、台南市東区から友好交流協定締結の提案があり、９月のＷＥＢ会議を経て、１０月に台南市東区の区長ほか、台南市の関係者が本市を訪問された意見交換会において協議を重ねまして、今般、台南市東区において、友好交流協定の締結式を執り行ったものでございます。

今後、小・中・高校生をはじめとした市民レベルのつながりを強化するとともに、グローバルな人材育成をはじめ、関係団体とも連携しながら、観光、経済、農業、文化など、様々な分野における振興を進めてまいります。

次に、秋の行楽シーズンを迎え、本市でも様々な観光関連のイベントを行いました。

まず、９月７日・１０月５日・１１月９日の３回にわたり開催をいたしました「菊池のしらべ２０２４～黄昏夜市」では、明かりが揺らめく伝統ある菊池松囃子能場を舞台に、日本舞踊・伝統芸能等の披露や、歴史スポットを巡るデジタルスタンプラリー、市内店舗等の出店による夜市など、多くの皆様に菊池の食と文化を楽しんでいただきました。

また、１０月３０日から１１月４日までの６日間、菊池温泉街の正観寺周辺をライトアップする「ほろよいあかり」を開催いたしました。

旅館、ホテル、飲食店の軒先では、共通デザインのちょうちん飾りが訪れた人をお出迎えし、ライトアップされた正観寺では癒しの音楽が流れる中、同時開催しました「温泉街ｄｅはしご酒」が、温泉街のにぎわいを創出しておりました。

さらに、１１月１日から１１月１０日にかけまして、紅葉シーズンの菊池渓谷をライトアップする「菊池渓谷ファンタジーナイト」では、ライトアップされた菊池渓谷と、竹灯籠の明かりの幻想的な雰囲気が、昼間とは全く違う菊池渓谷の魅力を引き出し、訪れた人を楽しませてくれました。

この３つのナイトエンターテインメントをはじめ、民間中心の白龍まつりなど、街のにぎわいづくりに関係者が当事者意識を持って連携して取り組んだと。この新

しい試みを大変頼もしく思っております。

また、現在取り組んでいる菊池温泉街リブランディング事業なども効果の兆しを感じております。

菊池の魅力を誇りに、官民の連携により、地域が一体となって経済発展していくための取組を、今後も引き続き進めてまいります。

それでは、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第８０号及び議案第８１号は、令和６年度の一般会計補正予算を専決処分いたしたもので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案をいたします議案第８０号及び議案第８１号につきまして、一括してご説明をいたします。

議案書はその２をお願いいたします。

議案書その２の３ページでございます。

画面のほうは表示されておりますでしょうか。

議案第８０号は、令和６年度一般会計補正予算（第５号）を専決処分したものでございまして、８月中旬の落雷や台風１０号により被災した農地・農業用施設、社会体育施設及び小中学校設備等の災害復旧を早急に実施する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

４ページが、専決第１８号専決処分書で、専決日は、令和６年１０月１日でございます。

７ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に３，６３７万４，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ２９９億７，６３２万円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細により説明をいたします。

１２ページをお願いいたします。

１枠目の目１０災害復旧費分担金７３６万３，０００円の増額は、被災した農地の復旧に係る地元分担金でございます。

２枠目の目１０災害復旧費国庫補助金７３６万３，０００円の増額は、被災した

農地の復旧のための農地等災害復旧費補助金でございます。

３枠目の目１財政調整基金繰入金１３４万８，０００円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

最下段の枠の目１０災害復旧債２，０３０万円の増額は、災害復旧に活用する災害復旧事業債でございます。

続きまして、歳出について説明をいたします。

１３ページをお願いいたします。

１枠目の目４財政管理費８万円の増額は、災害発生時の落雷証明のための手数料でございます。

２枠目の目１農業用施設災害復旧費１，５９０万６，０００円の増額は、被災した農地及び農道等の復旧費でございます。

同じく目２林業施設災害復旧費８１万円の増額は、被災した林道の復旧に係る重機借り上げの費用でございます。

最下段の枠の目１教育災害復旧費１，９５７万８，０００円の増額は、主に、落雷により被災をした七城グラウンドのナイター設備等の社会体育施設及び菊之池小、泗水東小のインターネット通信設備並びに菊池北中の空調設備等の復旧費でございます。

ページを戻りまして、９ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正でございます。

内容としましては、災害復旧に活用する災害復旧事業債２，０３０万円の増でございます。

次に、１５ページをお願いいたします。

議案第８１号は、令和６年度一般会計補正予算（第６号）を専決処分したものでございまして、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の日程発表を受け、早急に実施する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により、専決処分したものでございます。

１６ページが、専決第１９号専決処分書で、専決日は、令和６年１０月１日でございます。

１８ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に２，７４６万２，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ３００億３７８万２，０００円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細により説明をいたします。

２２ページをお願いいたします。

１枠目の目２総務費委託金２，５８０万円の増額は、第５０回衆議院議員総選挙

及び最高裁判所裁判官国民審査に係る県委託金でございます。

２枠目の目１財政調整基金繰入金１６６万２，０００円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出について説明をいたします。

２３ページをお願いいたします。

１枠目の目７衆議院議員選挙費２，７４６万２，０００円の増額は、衆議院議員総選挙等に係る選挙執行経費で、投・開票立会人等報酬、同じく事務従事者の職員手当、投票所入場券郵送料及び投票用紙交付機１０台の備品購入費などが主な内容でございます。

以上、議案第８０号及び議案第８１号の説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　すみません。専決の議案第８０号の１４ページ、私のこれ計算が間違っていたら申し訳ないですね。一番右の段というところは、右のところの当該年度末のところというのは、上から全部足していけばいいわけですかね、合計というのは、下の合計。（「それだけじゃないです」「災害復旧債だけ」と呼ぶ者あり）災害復旧債だけ。下の額が必ずしも合計ではないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）金額がちょっと違ったものですから、合計で書かれると、上から足してきた金額と合わんもんだけんですね。ちょっとその説明だけをお願いします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、ただいまの質疑にお答えをいたします。

議案書の１４ページになります。

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書の見方についてでございます。

今回の補正額の点で、２．災害復旧債が２，０３０万円の増額となりまして、その下段の（１）農林水産９０万円、（３）の教育１，９４０万円は、この２の災害復旧債の内訳ということで表示をさせていただいているものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　議案第８０号について、ちょっとお尋ねをいたします。

災害復旧ということで、台風被害や雷による災害でナイターやらということで、復旧をしますというお金ということで伺いましたが、これ保険が適用されるのではないかと思いますが、この保険の適用額というか、充当額というのは、ちょっとあれば教えてください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、ご質疑に対してお答えをいたします。

公有施設については保険に加入しておりますけれども、まず、その申請においては、実績額によりの申請ということになりますので、この予算の計上の段階では、補助金と一般財源のほうで歳入を組み立てております。

工事が完了しまして、実績額が確定しました段階で保険申請を行い、３月になろうかと思いますが、補正で計上していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○水上隆光　議長　　平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　分かりました。それは見込みがどれぐらいというのは分かりますか。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　ちょっと現段階では、まだ実績が確定しておりませんので、見込額としてはお答えすることができません。保険の適用分となることは間違いございません。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第８０号及び議案第８１号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第８０号及び議案第８１号の２案件につきまして、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議案第８０号及び議案第８１号の２案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１０時５７分

開議　午前１１時０４分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第６　議案第８２号から議案第８４号及び議案９１号から議案第９５号
一括上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第６、議案第８２号から議案第８４まで、及び議案第９１号から議案第９５号までの８案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第８２号は、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正、議案第８３号及び議案第８４号は、それぞれ本市一般職の職員の給与改定に伴う、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、並びに、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

次に、議案第９１号、令和６年度一般会計補正予算（第７号）から、議案第９５号、令和６年度下水道事業会計補正予算（第２号）までの５議案につきましては、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく給与等の増額を、それぞれの会計において行うものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、

慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、提案をいたします議案第８２号から議案第８４号まで、及び議案第９１号から９５号までにつきまして、一括してご説明をいたします。

議案書はその１をお願いいたします。

議案書その１の５ページでございます。

議案第８２号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、６ページから１６ページまでが改正する条例案で、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定に準じて、本市一般職の給与を改定するため、関係条例を改正するもので、公布の日から施行し、次年度適用分については、令和７年４月１日から施行することとしております。

次に、１７ページをお願いいたします。

議案第８３号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、１８ページが改正する条例案で、本市一般職の職員の給与改定に伴い、本市特別職の職員の期末手当を改定するため、条例を改正するもので、公布の日から施行し、次年度適用分については、令和７年４月１日から施行することとしております。

次に、１９ページをお願いいたします。

議案第８４号、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、２０ページが改正する条例案で、本市一般職の職員の給与改定に伴い、本市市議会議員の期末手当を改定するため、条例を改正するもので、公布の日から施行し、次年度適用分については、令和７年４月１日から施行することとしております。

恐れ入ります。次に、議案書その２をお願いいたします。

議案書その２の２７ページでございます。

議案第９１号、令和６年度一般会計補正予算（第７号）でございます。

２８ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に１億９，９５９万３，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ３０２億３３７万５，０００円とするものでございます。

補正の内容としましては、国の人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づく公

務員の給与改定の内容に準じ、本市職員及び特別職の給与等の増額を行うものでございます。

次に、６９ページをお願いいたします。

議案第９２号、令和６年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）でございます。

７１ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に２１３万３，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ６５億８，３３６万３，０００円とするものでございます。

補正の内容は、一般会計と同様の理由により、職員の給与等の増額を行うものでございます。

次に、７９ページをお願いいたします。

議案第９３号、令和６年度介護保険事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

８０ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に５５２万８，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ５９億６，９３７万２，０００円とするものでございます。

補正の内容としましては、同様に、職員の給与等の増額を行うものでございます。

次に、８９ページをお願いいたします。

議案第９４号、令和６年度水道事業会計補正予算（第３号）でございます。

９０ページをお願いいたします。

今回の補正は、第２条におきまして、水道事業費用を２５２万５，０００円増額するものでございまして、補正の内容としましては、一般会計と同様の理由により、職員の給与等の増額を行うものでございます。

次に、９７ページをお願いいたします。

議案第９５号、令和６年度下水道事業会計補正予算（第２号）でございます。

９８ページをお願いいたします。

今回の補正は、第２条におきまして、下水道事業収益及び下水道事業費用をそれぞれ１０４万９，０００円増額し、第３条におきまして、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ３７万９，０００円増額するものでございます。

補正の内容といたしましては、一般会計と同様の理由により、職員給与等の増額を行うものでございます。

以上、議案第８２号から議案第８４号まで、及び議案第９１号から議案第９５号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

休憩　午前１１時１２分

開議　午前１１時４１分

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第８２号から議案第８４号まで、及び議案第９１号から議案第９５号までは、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　皆さん、こんにちは。議席番号１２番、日本共産党、東奈津子です。議案第８３号、議案第８４号、議案第９１号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第８３号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例の改正は、人事院勧告に基づく公務員の給与改定に伴うものです。一般職員の給与改定には反対ではありませんが、かつてない物価高騰の中で、大変厳しさを増す市民の暮らしの実態を鑑みれば、市長等の期末手当の引上げには賛成すべきではないと判断します。

以上の理由から、議案第８３号には反対であります。

次に、議案第８４号、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第８３号と同様に、市民の暮らしの実態に照らして、私たち議員の期末手当の引上げには賛成すべきではないと判断します。

以上の理由から、議案第８４号には反対であります。

次に、議案第９１号、令和６年度菊池市一般会計補正予算（第７号）について、反対の立場から討論を行います。

本予算編成は、一般職員の給与改定に伴う予算も含まれておりますが、同時に、さきに討論を行いました市長や市議会議員の期末手当の値上げ等の予算も含まれており、その点では賛成できません。

以上の理由から、議案第９１号には反対であります。

○水上隆光　議長　　ただいま議案第８３号、議案第８４号及び議案第９１号に対する反対討論がありましたので、議案第８３号、議案第８４号及び議案第９１号に対する討論を行います。

議案第８３号、議案第８４号及び議案第９１号について、賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　議案第８４号と議案第９１号について、反対討論をいたします。

市長の給料というか、その報酬については、ご自分で考えられたことなので、私たちが言うことはないんですが、この議会のボーナスを上げるということは、これ、令和４年１２月も上がって、令和５年１２月も上がって、私たち無投票で上がってきているんですよ。これ１回で大体１万５，０００円ぐらいなんですけど、これもう３年連続上げたら４万５，０００円ですよ。こんな企業ありますか。１年間で１万５，０００円ずつ、ずっとボーナスを上げてくれるような企業が菊池市にありますか。

私は、コロナ禍のときに上げるべきじゃないと言いました。去年は物価高で苦しんでいるときに上げるべきではないと言いました。でも、これが可決されました。今回も、市民が物価高で苦しい中に、我先に報酬をアップするような、そんな議員には私はなりたくありませんので、この議案第８４号及びそれに関連する議案第９１号について、反対したいと思いますけども、最後に、身を切る改革が嫌いとか、きれいごとだという議員もいらっしゃいますけど、じゃあ一度、一緒に身を切ってみませんか。そして、市民の方からちゃんとした議会だなと思われたいと皆さんは思いませんか。

そういう理由から、議案第８４号と議案第９１号には反対をいたします。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　これで、議案第８３号、議案第８４号及び議案第９１号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　これで討論を終わります。

これより、議案第８２号から議案第８４号まで、及び議案第９１号から議案第９５号までについて、採決します。

ただいま反対討論がありました議案第８３号、議案第８４号及び議案第９１号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第８２号及び議案第９２号から議案第９５号までについて、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議案第８２号及び議案第９２号から議案第９５号までについて、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第８３号、議案第８４号及び議案第９１号は、起立によって採決します。

最初に、お諮りします。議案第８３号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第８３号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第８４号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第８４号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第９１号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第９１号は、原案のとおり可決することに決定しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第７　議案第８５号から議案第９０号及び議案９６号から議案第１０９号

一括上程・説明

○水上隆光　議長　　次に、日程第７、議案第８５号から議案第９０号まで、及び議案第９６号から議案第１０９号までの２０案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第８５号から議案第９０号までは、それぞれ、重味グラウンドの廃止に伴う菊池市営グラウンド条例の一部改正、地方自治法の規定による、菊池市重味緊急離着陸場条例の制定、介護保険法施行規則の一部改正に伴う、菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るための菊池市国民健康保険税条例の一部改正、菊池市水迫里山の家の設備導入に伴う、菊池市水迫里山の家条例の一部改正、水道法施行令の一部改正に伴う、菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正でございます。

次に、議案第９６号から議案第１０１号までは、それぞれ、令和６年度の一般会計、各特別会計及び上下水道事業会計の補正予算でございます。

次に、議案第１０２号は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定による辺地総合整備計画の策定でございます。

議案第１０３号は、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による工事請負契約の変更でございます。

議案第１０４号及び議案第１０５号は、それぞれ、地方自治法の規定による公の施設の指定管理者の指定でございます。

議案第１０６号は、地方自治法の規定による財産の無償譲渡でございます。

議案第１０７号は、地方自治法の規定による熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更でございます。

議案第１０８号及び議案第１０９号は、道路法の規定による市道路線の廃止及び認定でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、提案をいたします議案第８５号から議案第９０号

まで、及び議案第９６号から議案第１０９号までにつきまして、一括してご説明をいたします。

議案書その１をお願いいたします。

議案書その１の２１ページでございます。

議案第８５号、菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について、及び２３ページの議案第８６号、菊池市重味緊急離着陸場条例の制定については、これまでの社会体育施設としての菊池市営重味グラウンドを廃止し、緊急を要する捜索または救助のための航空機の緊急離着陸場として、公の施設の設置及び管理に関する事項を新たに条例制定するもので、それぞれ、令和７年４月１日から施行することとしております。

２７ページをお願いいたします。

議案第８７号、菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、２８ページが改正する条例案で、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センター職員の配置基準を柔軟化するため、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、２９ページをお願いいたします。

議案第８８号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、３０ページ、３１ページが改正する条例案で、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、国民健康保険税を改定するに当たり、条例を改正するもので、令和７年４月１日から施行し、その他必要な経過措置を定めるものでございます。

次に、３３ページをお願いいたします。

議案第８９号、菊池市水迫里山の家条例の一部を改正する条例の制定については、３４ページが改正する条例案で、洗濯機及び乾燥機を新たに設置することに伴い、使用料を規定する必要があるため、条例の一部を改正するもので、令和７年４月１日から施行することとしております。

次に、３５ページをお願いいたします。

議案第９０号、菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、３６ページ、３７ページが改正する条例案で、水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するため、条例を改正するもので、令和７年４月１日から施行することとしております。

恐れ入ります。次に、議案書その２をお願いいたします。

議案書その２の１０７ページでございます。

議案第９６号、令和６年度一般会計補正予算（第８号）でございます。

１０９ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に６億５，１７３万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ３０８億５，５１０万５，０００円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、保育所等における性被害防止対策に係る支援、環境整備基金を活用した廃棄物処理施設周辺地域の整備、前年度の決算額確定による剰余金の積立て及び国・県への返還金等による増額でございます。

まず歳入について、事項別明細により、主なものをご説明いたします。

１２４ページをお願いします。

２枠目の目１地方交付税３億１，８５９万２，０００円の増額は、普通交付税の交付額決定に伴う増でございます。

４枠目の目３民生費国庫負担金、節１社会福祉費負担金のうち、障がい者自立支援等諸費負担金２，０９８万１，０００円の増額は、自立支援給付や更生医療費給付に対する負担金で、障がい児通所給付費等支援事業負担金１，６３６万５，０００円の増額は、障がい児通所給付に対する負担金でございます。

同じく節３児童福祉費負担金１億１，９５２万９，０００円の増額は、主に、子どものための教育・保育給付費交付金の増でございまして、私立保育園等の運営補助に対する負担金の増でございます。

１２５ページをお願いいたします。

１枠目の目３民生費国庫補助金、節３児童福祉費補助金のうち、性被害防止対策設備等支援事業補助金９２万円の増額は、保育所等における性被害防止のための施設整備に対する補助でございます。

１２６ページをお願いいたします。

３枠目の目４衛生費寄附金８０万８，０００円の増額は、市民の健康増進施策への使途を希望された寄附金でございまして、同じく目９教育費寄附金２７万８，０００円の増額は、図書館への寄附金によるものでございます。

１２７ページをお願いいたします。

２枠目の目１財政調整基金繰入金４億８２５万４，０００円の減額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

同じく目２５環境整備基金繰入金６７４万４，０００円の増額は、廃棄物処理施設周辺地域の環境整備に活用するため繰り入れるものでございます。

３枠目の目１繰越金３億５，４６８万円の増額は、前年度決算に伴う繰越金でございます。

１２８ページをお願いいたします。

２枠目の款２２市債につきましては、普通交付税交付額決定に伴う臨時財政対策

債５３０万円の増額のほか、地方道路等整備事業債の合併特例事業債への組替えや、過疎対策事業債の減額調整による他の起債への組替え、最下段から１２９ページまでの災害復旧事業債１，１６０万円の増など、全体で１，７７０万円の増額となっております。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

１３０ページをお願いいたします。

２枠目の目４財政管理費のうち、２段目の財政調整基金１億８，２０９万円１，０００円の増額は、主に、前年度決算に伴う積立金でございまして、地方財政法第７条に基づき、決算剰余金の２分の１を下回らない額を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

１３１ページをお願いいたします。

１枠目の目１５安全対策費２８８万３，０００円の増額は、カーブミラー及び防犯灯自立柱などの修繕料のほか、節１４工事請負費４４万４，０００円の増額は、環境整備基金を活用した廃棄物処理施設周辺地域の防犯灯ＬＥＤ化工事でございます。

１３２ページをお願いいたします。

目３障がい者福祉費のうち、４段目の自立支援給付費等事業６，５１６万７，０００円の増額は、更生医療費給付や、介護給付事業費等の扶助費の増によるものでございます。

同じく最下段の障がい児通所給付費等支援事業３，２７３万２，０００円の増額は、児童分の介護給付事業費等の扶助費の増によるものでございます。

１３５ページをお願いいたします。

目５児童福祉施設費のうち、２段目の私立保育園経費２億１，６５９万６，０００円の増額は、主に、私立保育園等の公定価格の改定による増でございます。

１３６ページをお願いいたします。

同じく１枠目の性被害防止対策設備等支援事業１２７万５，０００円の増額は、保育所等における性被害防止のための施設整備に対する補助でございます。

１３７ページをお願いいたします。

１枠目の目５環境対策費２３０万７，０００円の増額は、環境整備基金を活用した廃棄物処理施設周辺地域の環境整備に対する補助でございます。

３枠目の目４農業振興施設費３９９万３，０００円の増額は、同じく環境整備基金を活用した水迫里山の家の洗濯機及び乾燥機の設備導入に係るものでございます。

１３８ページをお願いいたします。

１枠目の目８農地費のうち、３段目の土地改良施設突発事故復旧事業２，３８０

万７，０００円の増額は、泗水町土地改良区が実施する泗水町住吉地区の千五百石堰の復旧に対する補助でございます。

１４２ページをお願いいたします。

２枠目の目１道路橋りょう災害復旧費６００万円の増額及び目２河川災害復旧費２５０万円の増額は、８月から９月までの大雨により被災した道路及び河川の災害復旧に係るものでございます。

ページを戻っていただきまして、１１４ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務など、今回６６件の設定を行うものでございます。

次に、１２１ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正でございます。

災害復旧事業債１，１６０万円の増額のほか、普通交付税交付額決定に伴う臨時財政対策債５３０万円の増額や、地方道路等整備事業債の合併特例事業債への組替え、過疎対策事業債の減額調整による他の起債への組替えなど、全体で１，７７０万円の増額となっております。

次に、１４９ページをお願いいたします。

議案第９７号、令和６年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）でございます。

１５１ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に５４５万６，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ６５億８，８８１万９，０００円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、前年度決算の確定等による国・県への返納金による増でございます。

１５３ページをお願いします。

第２表、債務負担行為でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、今回３件の設定を行うものでございます。

次に、１６１ページをお願いします。

議案第９８号、令和６年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

１６２ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に３１８万７，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ８億４，３８１万２，０００円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、前年度決算の確定等による後期高齢者医療負担金の増でございます。

次に、１６９ページをお願いいたします。

議案第９９号、令和６年度介護保険事業特別会計補正予算（第３号）でございます。

１７０ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に１億２，４４４万５，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ６０億９，３８１万７，０００円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、介護給付費準備基金積立金や、前年度決算の確定等に伴う国・県への返納金等による増額でございます。

１７２ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為でございます。

内容は、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、今回６件の追加を行うものでございます。

次に、１７９ページをお願いいたします。

議案第１００号、令和６年度水道事業会計補正予算（第４号）でございます。

１８０ページをお願いいたします。

今回の補正は、第２条におきまして、水道事業費用を７６８万４，０００円増額するもので、補正の内容としまして、電気料金の高騰に伴い、光熱水費及び動力費を増額するものでございます。

次に、１８７ページをお願いいたします。

議案第１０１号、令和６年度下水道事業会計補正予算（第３号）でございます。

１８８ページをお願いいたします。

今回の補正は、第３条におきまして、下水道事業費用を７０万５，０００円増額し、第４条におきまして、資本的支出を１，６８９万６，０００円増額するものでございまして、補正の内容は、受益者負担金前納報奨金の増額及び公共下水道全体計画変更業務に係る委託料の増額を行うものでございます。

次に、議案書その１をお願いいたします。

議案書その１の３９ページでございます。

議案第１０２号、辺地総合整備計画の策定については、令和７年度から令和１１年度までの５年間の新たな辺地計画を策定するものでございます。

４０ページの小木辺地の整備計画をはじめ、６２ページの雪野市野瀬辺地の整備計画まで、１１地域の整備計画について、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、６５ページをお願いいたします。

議案第１０３号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和６年度泗水小学校増築建築工事につきましては、本年第２回定例会において、契約締結の議決をいただいたところでございますが、今回、地下からの湧き水に伴う鋼矢板工事の追加施工、施工現場の地盤状況によるくい工事の変更などに伴いまして、契約変更を行う必要が生じましたことから、議会の議決をお願いするものでございます。

この変更内容につきましては、令和６年１１月６日、受注者と合意し、仮契約を締結いたしておるところでございます。

次に、６７ページをお願いいたします。

議案第１０４号及び６９ページの議案第１０５号の２議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございまして、議案第１０４号が菊池市小原ほたる交流館、６９ページの議案第１０５号が菊池市四季の里旭志、以上、２施設につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

指定しようとする団体及び指定の期間は、それぞれ記載のとおりでございまして、議案第１０５号の菊池市四季の里旭志につきましては、引き続き施設の民間移管を進めるため、現管理者に１年間の期間で指定を行うこととしております。

次に、７１ページをお願いいたします。

議案第１０６号、財産の無償譲渡については、旧菊池市泗水Ｂ＆Ｇ海洋センター中央艇庫の譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市泗水町福本の建物でございまして、建物の名称・所在・構造・床面積は、記載のとおりでございます。

譲渡の相手方は、認可地縁団体の上高江区及び薬師区でございます。

次に、７３ページをお願いいたします。

議案第１０７号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するに当たって、議会の議決をお願いするものでございます。

熊本県市町村総合事務組合規約第３条第１０号に規定する交通災害事務から、令和７年４月１日をもって山鹿市が脱退することに伴う改正でございます。

なお、この規約は、令和７年４月１日から施行することとし、熊本県市町村総合事務組合を組織する関係市町村等で同文議決を行うものでございます。

次に、７５ページをお願いいたします。

議案第１０８号、市道路線の廃止については、市道路線の廃止について、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、７６ページ、７７ページが廃止する路線及び位置図でございます。

次に、７９ページをお願いいたします。

議案第１０９号、市道路線の認定については、市道路線の認定について、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、８０ページから８３ページまでが認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第８５号から議案第９０号まで、及び議案第９６号から議案第１０９号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

日程第８　報告第２５号から報告第２９号まで一括上程・報告・質疑

○水上隆光　議長　　次に、日程第８、報告第２５号から報告第２９号までの５案件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、報告第２５号から報告第２９号まで一括してご説明いたします。

議案書その１をお願いします。

議案書その１の８５ページでございます。

報告第２５号から報告第２９号までの専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

まず、報告第２５号については、８６ページが専決第２０号専決処分書で、市営住宅の使用料に関する訴えの提起について専決処分したものでございます。

専決日は、令和６年１０月１日、被告となる相手方の住所及び指名は記載のとおりでございます。

事件の概要については、被告は、市営住宅の使用料を滞納し、督促、催告等、再三にわたる請求にもかかわらず、支払いをしなかったため、市は、令和６年７月９日に山鹿簡易裁判所に支払督促の申立てをしております。

山鹿簡易裁判所は、令和６年７月１０日付で支払督促を発布しましたが、送達不能であったため、市は、その後、２度の再送達申請を行い、９月５日に被告へ送達

されました。

被告は、これに対し、令和６年９月１５日付で督促異議の申立てをしたため、民事訴訟法第３９５条の規定により、支払督促の申立てのときに、訴えの提起があったものとみなされるもので、請求の趣旨は記載のとおりでございます。

次に、８７ページをお願いいたします。

報告第２６号、専決処分の報告については、８８ページが専決第２１号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和６年１０月１０日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和６年６月３０日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道立町北原線において、当該路線上を車両が通行した際、路面上に滞留していた砂利が飛ばされ、相手方店舗のガラス戸を損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、１０万４，４７８円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、８９ページをお願いいたします。

報告第２７号、専決処分の報告については、９０ページが専決第２２号専決処分書で、同じく、市道の管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和６年１０月２４日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和６年６月２８日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道小野崎森北線において、相手方車両が道路上の道路陥没箇所を通過した際、車体下部を損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、２０万５，５２４円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、９１ページをお願いいたします。

報告第２８号、専決処分の報告については、９２ページが専決第２３号専決処分書で、防犯灯修繕に係る管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和６年１０月２８日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和６年８月１７日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、菊池市七城町水次において、市で撤去を予定していた防犯灯自立柱が倒壊したことにより、垂れ下がった電力引込線が走行中の相手方車両に接触し、ボンネット及びフロントガラスを損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、２３万９，４３２円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、９３ページをお願いいたします。

報告第２９号、専決処分の報告については、９４ページが専決第２４号専決処分書で、除草作業中の事故による損害賠償額の決定について、令和６年１１月１１日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和６年９月６日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、本市会計年度任用職員が鴨川河畔公園の除草作業を行っていた際に、刈払機で石をはね、公園横の市道を走行中の相手方車両のフロントガラスを破損する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、１６万８，３７７円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第２５号から第２９号までの報告とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　お昼を過ぎまして、まだするかと思われている方もいらっしゃいますけど、慎重審議したいと思いますので、お聞きします。

専決第２１号のこの路面上に滞留していた砂利が飛ばされて、店舗のガラスを割ったということでありますけども、何人か、多分ベテラン議員さんは覚えていらっしゃると思いますけど、平成１８年から２０年にかけて、色付きアスファルトに替えたんですよね、市は。山鹿の豊前街道みたいに。これがもう１年ぐらいしたら、どんどん石がはねて、相当割ってしまって、そのとき、ちょっとそういう弁償が続出したということなんですけども、この市道立町北原線というのはまだ色付きアスファルトなんでしょうか。その後、全部黒のアスファルトにだんだん替えていったんですよ、特に交差点のところは。ここがもしその色付きアスファルトだったら、原因は、もうあれは耐久性がないんですよね。値段は３倍だけど、耐久性が３分の１という、非常に残念な砂利だったわけですけども、これが原因なのか、ちょっとそこはお尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　ここで、暫時休憩します。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

休憩　午後０時２２分

再開　午後０時２３分

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、ただいまの荒木議員のご質疑にお答えいたします。

確認したところ、既に黒色の舗装に替えてあったんですが、ちょっと劣化で表面がちょっと外れて、砂利がたまってたのがはねて、ガラスが割れたということでありました。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第９　議員の派遣について

○水上隆光　議長　　次に、日程第９、議員の派遣についてを議題とします。

議員派遣については、会議規則第１６７条の規定によって、お手元に配付しているとおりです。

議員派遣については、派遣することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る１２月２日午前１０時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、１１月２７日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午後０時２５分

第　２　号

１２月２日

令和６年第４回菊池市議会定例会

議事日程　第２号

令和６年１２月２日（月曜日）午前１０時開議

第１　質疑
第２　委員会付託

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　質疑
日程第２　委員会付託

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（２０名）

１番	本藤	潔
２番	安武	睦夫
３番	稲継	智康
４番	古田	浩敏
５番	島	春代
６番	大山	宝治
７番	田中	教之
８番	福島	英徳
９番	緒方	哲郎
１０番	後藤	英夫
１１番	平	直樹
１２番	東	奈津子
１３番	水上	隆光
１４番	猿渡	美智子
１５番	荒木	崇之
１６番	工藤	圭一郎
１７番	二ノ文	伸元
１８番	泉田	栄一朗
１９番	木下	雄二
２０番	山瀬	義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	北島悠子
総務部長	開田智浩
市民環境部長	宇野木浩二
健康福祉部長	中尾孝浩
経済部長	三池克徳
建設部長	久川知己
七城支所長	古田十咲
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	髙島英輔
財政課長	上野重智
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	中原親弘
水道局長	財津裕一

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係	志水利貞
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

日程第１　質疑

○水上隆光　議長　　日程第１、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑とし、３回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告があっておりますので、質疑を許します。

最初に、平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　おはようございます。通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

議案第１０３号、工事請負契約の変更について、お尋ねをいたします。

中身を見ますと、約１，２００万円程度の追加工事代金の増額ということでの内容になっておりますが、この１，２００万円程度の金額というのが妥当であるというふうに判断されたその根拠を教えてください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　改めまして、おはようございます。それでは、平議員の質疑にお答えいたします。

工事の変更につきましては、契約約款、設計変更に関するガイドライン及び国の公共建設工事積算基準等（後に発言の申出があり、「公共建設工事積算基準」を「公共建築工事積算基準」へ訂正）に基づいて行っております。

本工事につきましては、監理業務を委託しておりますので、工事内容に変更が生じた際には、監理者が見積書の徴収や当初設計書からの数量変更を行い、変更設計書案を作成いたします。

監理者により市へ変更設計書案が提出された後、その内容を確認し、受注者と協議の上、変更契約を締結しておりますので、工事の内容変更の積算額については妥当であると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　施工されている会社の方から、これだけ必要ですということをそのままうのみにして出されているのではないというのが分かって安心しました。

終わります。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　私が今発言いたしました「公共建築工事積算基準」と申すところを「公共建設工事積算基準」と申しました。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光　議長　　次に、東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号１２番、日本共産党、東奈津子です。

議案第９０号、菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

本条例改正の主な内容は何か。

改正の目的は何か。

以上、２点お聞きします。

○水上隆光　議長　　財津水道局長。

［登壇］

○財津裕一　水道局長　　改めまして、おはようございます。東議員の質疑にお答えいたします。

まず、１点目の本条例改正の内容についてでございます。

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しが主なものでございます。

なお、それぞれの資格要件のうち、実務経験年数の短縮見直しを行っております。

また、布設工事監督者につきましては、大学等において機械工学科もしくは電気工学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業したことを資格要件の区分として新設しております。

次に、２点目の改正目的についてでございます。

安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、国が布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことを踏まえ、本市におけるそれらの資格要件を国と同様に改めるものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　次に、安武睦夫議員。

［登壇］

○２番　安武睦夫　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号２番、安武睦夫です。通告に従いまして、今回は２つの議案について質疑をしたいと思います。

議案書その１の２３ページ、議案第８６号、菊池市重味緊急離着陸場条例の制定についてと、２９ページ、議案第８８号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑したいと思います。

まず、議案第８６号について質疑したいと思います。

現在の防災ヘリやドクターヘリが離着陸する場合、既存する公共施設等に熊本県が離着陸場として指定し、運航していると思いますが、今回、離着陸場を市が取得することに対して、法令等に問題はないのか、お尋ねします。

また、あわせて、廃止します菊池市営重味グラウンドを取得する計画でありますが、社会体育課に聞いてみますと、菊池市営重味グラウンドの面積は６，１３５平米とのことでございますが、この面積は離着陸場として適正な面積なのか、お尋ねします。

次に、議案第８８号について質疑したいと思います。

今回の保険税率の見直しは、菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会答申に基づく１億９，０００万円の財源不足の２分の１程度の改正なのか、お尋ねします。

また同様に、協議会答申にて県内保険料水準の統一までに段階的に保険税率を改正することが適当とありますが、保険税率の激変緩和を視野に入れた法定外繰入を含めての検討結果なのか、併せてお尋ねします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、おはようございます。それでは、安武議員の質疑にお答えをいたします。

ヘリコプター等の航空機の離着陸場に関しましては、航空法に定められておりますけれども、同法第８１条の２の「捜索又は救助のための特例」により、緊急を要するような救助等に利用する今回の緊急離着陸場は対象外であり、問題はございま

せん。

また、県に確認しましたところ、県の地域防災計画の資料編の中にヘリコプター発着予定地一覧を掲載し、災害時等、緊急時に着陸が可能なポイントをあらかじめリストアップしているものであり、県が指定し運航するものではないとのことでございました。

なお、現在の重味グラウンドにつきましても、県の一覧にリストアップされているところでございます。

今回、教育委員会におきまして行政財産としての重味グラウンドを用途廃止するため、地方自治法の規定により普通財産として市長に引き継がれるものでございます。

今回、これを県がリストアップしている緊急離着陸場として引き続き行政財産に位置づけるものです。

市有財産の用途を指定し、引き続き維持管理することを目的として条例制定するものでございますので、法令等に問題はないと認識しております。

また、面積についてのお尋ねにつきましては、先ほど述べましたとおり、航空法の規制を受けるものではなく、これまでも県がリストアップしている緊急離着陸場でございますので、問題はないものと認識をいたしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　中尾健康福祉部長。

［登壇］

○中尾孝浩　健康福祉部長　　改めまして、おはようございます。安武議員の質疑にお答えします。

今回の国保税条例の改正につきましては、令和６年１０月１６日に本市国民健康保険事業の運営に関する協議会よりいただいた答申に基づき、税率の改正案を算定し、上程しているところでございます。

法定外繰入を含む検討結果なのかという問いでございますが、国保税率の改正につきましては、本来、受益者負担の観点から申し上げますと、不足する全額を賄うような税率の改正を行うべきと考えております。

しかしながら、そうした場合、急激な負担増となるため、今回につきましては、２分の１程度を国保税率を改正することで賄い、残り２分の１程度を市の一般会計から法定外繰入で対応する予定でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　安武睦夫議員。

［登壇］

○２番　安武睦夫　議員　　ありがとうございます。

それでは、再質疑をしたいと思います。

まず、議案第８６号、菊池市重味緊急離着陸場条例の制定について、再質疑いたします。

今回、菊池市が緊急離着陸場を取得するとのことでございますが、県内市町村に同様の緊急離着陸場を取得している事例はあるのか、再質疑します。

次に、議案第８８号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、再質疑したいと思います。

今後、令和１２年を目標に、県内保険料水準の統一を計画されていますが、今回の改正で令和１２年の統一まで、安定的な財政運営がされると見込まれての条例改正なのか、お尋ねします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、再質疑にお答えをいたします。

今回、本市におきましては、重味グラウンドを用途廃止するに当たりまして、県がリストアップします緊急離着陸場として引き続き行政財産として位置づけるものでございます。

県内自治体では、グラウンドや広場など多くの行政財産がリストアップされておりますけれども、本件のようにその用途のみで条例化をして行政財産として保有する例はございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　中尾健康福祉部長。

［登壇］

○中尾孝浩　健康福祉部長　　それでは、再質疑にお答えします。

今回の改正につきましては、令和１２年度の県内保険料水準の統一に向け、県が令和９年度の統一保険料率を示すまでの令和７年度と８年度の２か年間を賄える見込みで、現在のところ考えております。

今後、県が令和９年度の統一保険料（後に発言の申出があり、「統一保険料」を「統一保険料率」へ訂正）を示した際に、今回改正後の税率と比較し、改正の必要性を検討したいというふうに考えております。

以上、お答えします。

ただいま私の答弁の中で、「統一保険料率」と申し上げるところを「統一保険料」というふうにお答えしました。おわびして、訂正をいたします。

○水上隆光　議長　　これで、質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○水上隆光　議長　　次に、日程第２、委員会付託を行います。

議案第８５号から議案第９０号まで、及び議案第９６号から議案第１０９号までについては、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和６年第４回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件　　名
総務文教常任委員会	議案第 85号	菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 86号	菊池市重味緊急離着陸場条例の制定について
	議案第102号	辺地総合整備計画の策定について
	議案第103号	工事請負契約の変更について
	議案第106号	財産の無償譲渡について
	議案第107号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
福祉厚生常任委員会	議案第 87号	菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 88号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
経済建設常任委員会	議案第 89号	菊池市水迫里山の家条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 90号	菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第104号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市小原ほたる交流館）
	議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市四季の里旭志）
	議案第108号	市道路線の廃止について
	議案第109号	市道路線の認定について

付託委員会	議案番号	件　　名
予算決算常任委員会	議案第９６号	令和６年度菊池市一般会計補正予算（第８号）
	議案第９７号	令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
	議案第９８号	令和６年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
	議案第９９号	令和６年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
	議案第100号	令和６年度菊池市水道事業会計補正予算（第４号）
	議案第101号	令和６年度菊池市下水道事業会計補正予算（第３号）

○水上隆光　議長　　以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日１２月３日の午前１０時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午前１０時１７分

第　３　号

１２月３日

令和６年第４回菊池市議会定例会

議事日程　第３号

令和６年１２月３日（火曜日）午前１０時開議

第１　一般質問

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

出席議員（２０名）

１番	本藤	潔
２番	安武	睦夫
３番	稲継	智康
４番	古田	浩敏
５番	島	春代
６番	大山	宝治
７番	田中	教之
８番	福島	英徳
９番	緒方	哲郎
１０番	後藤	英夫
１１番	平	直樹
１２番	東	奈津子
１３番	水上	隆光
１４番	猿渡	美智子
１５番	荒木	崇之
１６番	工藤	圭一郎
１７番	二ノ文	伸元
１８番	泉田	栄一朗
１９番	木下	雄二
２０番	山瀬	義也

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	北島悠子
総務部長	開田智浩
市民環境部長	宇野木浩二
健康福祉部長	中尾孝浩
経済部長	三池克徳
建設部長	久川知己
七城支所長	古田十咲
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	髙島英輔
財政課長	上野重智
選挙管理委員会委員長	安武昭二
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	中原親弘
水道局長	財津裕一
監査委員事務局長	髙木智生

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係	志水利貞
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○水上隆光　議長　　日程第１、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一朗議員。

［登壇］

○１８番　泉田栄一朗　議員　　皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一朗でございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

若者世代への政治参画の取組についてというテーマでございます。

２０１６年（平成２８年）に選挙権が１８歳に引き下げられて８年がたちました。この選挙権年齢引下げに伴い、本格的に実施されることになったのが主権者教育でございます。主権者教育とは、国や社会の問題を自分のこととして捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成することとなっております。

ところが、若者世代の投票率の低さは顕著であり、将来を見据えると憂うべきものがあります。１８歳に引き下がってから、今年の衆議院選挙で国政選挙が６回目、この間には県知事選挙、県議会議員選挙、市長選挙、市議会議員選挙と、無投票を含め１０回以上ありました。

２０１６年に総務省が１８歳から２０歳までの男女３，０００人にインターネットで投票に行かなかった理由をアンケートを取ったところ、次のような結果が出ております。今、住んでいる市区町村で投票することができなかったからが２１．７％、これは学生などは実家から住民票を移していなかったことが考えられると思います。続いて、あまり関心がないからというのが１９．４％、投票所に行くのが面倒くさいからというのが１６．１％が主立った理由です。続いて、約１割の理由がもう少しあります。どの政党か、候補者に投票すべきか、分からなかったからと。また、政治のことがよく分からない人は投票しないほうがよいと思ったから。自分一人が投票しなくても、世の中は変わらないと思った。さらに、少数意見として、選挙によって政治はよくならないから等がありました。これは議員の数々の不祥事

や、お金の問題等で、政治への不信感があると感じます。どうしたら若者世代が政治や選挙に対して身近に感じることができるか、その環境づくりを考えていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問をします。

初めに、主権者教育についてであります。

２０１６年に選挙権が１８歳に引き下げられてから、改めて学校教育の中で、主権者教育の充実を図ることが求められています。その背景には、選挙における投票率の低さや、政治への関心の薄さがあります。同じ高校３年生でも、誕生日が来ているか否かで、選挙権がある生徒と、ない生徒がいるわけであります。

高校教育には２０２２年から必須科目「公共」が導入されました。法や政治、経済に関わる幅広いテーマを扱います。選挙の意義や、政党の候補者の公約をどう見極めるかの指導も必要かと思います。

しかし、日本の学校教育において、政治的中立性を確保することが求められております。１９６０年代に学生運動が活発化し、旧文部省が１９６９年に高校生の政治活動を禁止する通知を出しております。それ以来、学校教育での政治性のある問題を扱いにくい状況が生まれたのです。政治的中立性の確保は、学校教育において、政治の問題を扱わないとしているわけではありませんが、学校で多くの教員が政治に関する話題を避ける傾向があり、何か思想や考えを教壇で話すと、偏っていると思われるのではないかと臆病になってしまうのです。これが主権者教育の推進にとって課題であることが指摘されます。

参考例としまして申し上げますと、大阪の私立中学校常翔学園は、主権者教育で各政党の政治家を招き、生徒の前で話をしている動画を見ました。１人持ち時間を５分として、自分の党のアピール、政策をそれこそ真剣に話をしていました。生徒も目をきらきらさせて聞いているのが印象的でありました。その後、質問会やディスカッションを経て、いよいよ投票です。本物の投票箱で、全校生徒が投票するわけです。この常翔学園では、ここ数年、毎年この模擬投票をしているそうです。政治を身近に感じ、自分たちの投票で社会を変えていけるという体験が、その後の社会参加に必ず影響があるものと思われます。

私も以前、議会広報特別委員会で１回、そしてまた、有志議員で１回、菊池高校に行って、生徒の前で１人ずつ話をしたことがあります。なぜ議員になったのかとか、また、議員の仕事はどういうものをするのかとか、また、自身の体験など、自由に話したのですが、生徒は真剣に耳を傾けてくれ、市議会や議員を身近に感じてくれたのではないかと思います。これが主権者教育の一つであると思います。主権者教育は、小さい子どもの頃から、一国民として義務と権利があることを教育する

べきであります。

本市では、小学校、中学校にどのような主権者教育を推進しているか、まず１点目の質問をさせていただきます。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　改めまして、おはようございます。それでは、小・中学校での主権者教育の推進についてお答えいたします。

国が示す学習指導要領に、現代的な諸課題に対応し求められる資質・能力の一つとして「主権者として求められる力」が挙げられており、小・中学校ではその力を育むために教育課程を編成し、社会科の授業や特別活動の時間等において児童・生徒の学びを推進しております。

具体的には、児童・生徒が「法や決まり」、「政治や経済」等について学習し、学校生活がよりよくなるよう主体的に児童会・生徒会活動に取り組んでいます。

また、その児童会・生徒会の選挙では、選挙管理委員会を立ち上げ立候補者を受け付けし、立会演説会で公約を児童・生徒に訴えた後に、投票箱や記載台といった実際の選挙で使用する備品を使った本格的な選挙を実施している学校もございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○１８番　泉田栄一朗　議員　　今、答弁ありましたように、児童会・生徒会でそういう実践をされていると。できれば、そういう学校もあるということでありますけれども、全体的にそれをやっていただければ、非常にまた違うと思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

本市で行われている主権者教育の効果の見極めの一つで、若者世代の投票率が非常に重要だと思っております。投票率の経緯を質問します。

まず、８年前、１８歳に引き下げられた年の平成２８年の参議院選挙、そして、令和４年の参議院選挙、そして、令和６年の衆議院選挙をそれぞれ、全年齢と１０代の国と菊池市を分けて、投票率をお答えください。お願いします。

○水上隆光　議長　　安武選挙管理委員会委員長。

［登壇］

○安武昭二　選挙管理委員会委員長　　おはようございます。本年７月から選挙管理委員会委員長を務めております安武と申します。よろしくお願いいたします。

議員お尋ねの１０代の方の投票率について、公職選挙法改正後、初めて執行された国政選挙及び直近の国政選挙の選挙区または小選挙区での国及び本市の状況をお

答えさせていただきます。

なお、国の投票率につきましては、全国各都道府県から投票区を抽出して算出したものになります。

まず、施行後、最初に執行された平成２８年７月１０日の第２４回参議院議員通常選挙におきましては、国が全体投票率５４．７０％に対し、１０代４５．４５％、市が全体投票率５１．５１％に対して、１０代４０．５４％となっております。

また、令和４年７月１０日執行の第２６回参議院議員通常選挙では、国が全体投票率５２．０５％に対し、１０代３４．４９％、市が全体投票率４９．５１％に対し、３３．８２％、本年１０月２７日に執行されました第５０回衆議院議員総選挙においては、国が全体投票率５３．８５％に対し、１０代４３．０６％、市が全体投票率５２．７８％に対し、３６．６５％となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○１８番　泉田栄一朗　議員　　今、お答えいただきまして、数字が全体的に菊池市は国の平均より低く、また１０代においては、今年の衆議院選挙では約６％ぐらい低いことが分かりました。非常に菊池市は低いということで確認をしたところであります。こういうことを踏まえて、菊池市はこれをやはりできるだけ高くすることをこれから考えていかなくちゃいけないと考えているわけです。

次の質問ですけども、高校３年生の初めての選挙において、校内で模擬投票を実施しているということをお聞きしました。してないかもしれませんけども、その意識を高める意味で、その模擬投票というのがどういう形でやられているのか、その事例を教えていただければと思います。

それともう１点、さらに、冒頭のアンケートにもあったように、若者が投票に行かない理由に、投票所に行くのが面倒くさいからということがあります。その解決策として、学校の校内で投票所を設けることができないか。それが可能なのか。私の知っている限りでは、病院とかなんかではできております。そういう意味で、学校内で投票所を設けることができないか。

この２点をお願いします。

○水上隆光　議長　　安武選挙管理委員会委員長。

［登壇］

○安武昭二　選挙管理委員会委員長　　お答えさせていただきます。

市内高校での模擬投票の実施につきましては、これまでも各高校において、不定期でございますが、実際に選挙で使用する機材を持ち込んで実施し、併せて出前講

座として選挙に関する基本的なお話をさせていただくなど、若年世代にも選挙を身近なものとして感じていただけるよう、啓発を行ってきたところです。

本委員会としましては、主権者として選挙を通して政治に参加することの重要性を鑑み、今後も出前授業や模擬投票を中心に、若い世代が選挙に関心を持っていただけるように、県選挙管理委員会や教育委員会とも連携し、内容を充実させながら選挙啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、高校への投票所設置につきましてですが、高校への設置となりますと、病院等での不在者投票とは異なり、期日前投票所を設置する必要がございます。

全国的に見ると、若年層の投票率向上を目的に、幾つかの市町村において校舎内や車両等を活用した期日前投票所が設置されているようです。

近隣では、過去に大津町で実施されたと伺っております。

本市におきましても、過去に市内高校での期日前投票所の設置について検討しましたが、期日前投票所は、市内４か所に設置してあり、どこでも投票ができ、投票期間も長く確保されているため、本人の意思で自由に投票していただきたいとの考えから、設置には至っておりません。

さらに、設置に当たっては、選挙の公正の確保やインフラ整備、投票立会人の確保などの課題がございますので、現在のところ市内高校への期日前投票所設置は考えていないところです。

しかしながら、選挙は政治に参加する貴重な機会でありますので、今後も若い世代を含めて全体的な投票率向上に向けて、より効果的な手段を模索しながら啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○１８番　泉田栄一朗　議員　　今、模擬投票もやっておられるということで、ただ、より実践的にこれを深めていっていただくと、さらに子どもたちにとって、その実践が役に立ってくるだろうと思っております。

２つ目の学校でできないかということですけども、地域との絡みも入れながら、学校だけというと、なかなか難しいかもしれませんけども、学校とその地域というものを絡ませながら検討していただければ、その可能性もできるんではないかと思っております。そういうところで、学校に投票所があれば、若者の投票率が上がってくると思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思っております。

それでは、再々質問に移らせていただきます。

次に、本市の子ども議会について質問をします。

子ども議会は、主権者教育の一環として体験型でとても有効であると思います。以前、猿渡議員も質問されておられます。重複するところがありますが、確認の意味で再度質問をさせていただきます。

初めに、本市の子ども議会はいつから始まったのか。

また２つ目に、その目的は何か。

３つ目に、子ども議会に対する予算はどのくらいあるのか。

４つ目に、議員の選出方法はどのようにしているのか。

最後に、今まで子ども議会で可決し、実現できたことがあるのか。

この５点についてお答えください。

○水上隆光　議長　　安武選挙管理委員会委員長。

［登壇］

○安武昭二　選挙管理委員会委員長　　先ほどの答弁の中で、「全国的に見ると、若年層の投票率向上を」とお答えすべきところを、「投票」と申し上げました。おわびして、訂正させていただきます。すみませんでした。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、子ども議会の現状等についてお答えいたします。

子ども議会は、合併前から旧市町村で開催されており、合併後も毎年開催をしております。

子ども議会は、「子ども議会開催要項」に基づき、中学生に模擬議会の体験を通して、市議会・行政の意義や仕組みを理解し、関心を高めること、また、本市のまちづくりや将来について思考・提案することで、郷土愛の醸成を図り、本市の未来を担う青少年を育成することを目的としております。

予算につきましては、子ども議員の熱中症対策のためのお茶代として、５，０００円を予算計上しております。

議員の選出方法につきましては、各学校に一任しております。多くは各学校の生徒会役員が参加しているようでございます。

また、子ども議会において提案された中で、実現できたものにつきましては、令和３年度に提案があった「海外の学校とのオンライン交流」、令和４年度に提案があった「ＳＤＧｓフェスティバル開催」や、「地域未来塾参加生徒のスクールバス利用」、令和５年度に提案があった「七城中学校ビオトープ再整備」などがございます。

今年度の提案の中で、「外出時の鍵かけをはじめ、防犯に対する呼びかけ」、こちらにつきましては、毎月第１土曜日午前９時に、空き巣や車上狙いへの注意喚起、

外出時の鍵かけを促す内容を防災行政無線で放送を始めております。

また、「ヘルプマークやヘルプカードの知名度向上に向けた周知活動」につきましては、広報紙への掲載や児童生徒に向けたチラシ配布、ＳＤＧｓフェスティバルなどイベント開催時にチラシの配布などにより、周知を進めております。

さらに、「フレイル予防のためのｅスポーツ環境の普及」につきましては、来年度に向けて世代間交流を含めた公民館講座の実施や、認知症予防のためのＵＤｅスポーツの普及・推進について協議を進めております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○１８番　泉田栄一朗　議員　　今、この実現した、可決したことをいろいろと初めて私も知ったことがございます。やはりこの子ども議会によって、こういうことが実現したということを聞きまして、ほかの議員の人たちも初めて聞いた内容だと思います。せっかくこの子ども議会で継続をやっているので、この継続をいかにまたつなげていくかというのが重要だと思います。

そこで、これ私提案ですけれども、こうやって可決し、実現したことを子ども議会に伝える場があるのかないのか、ちょっとそこは私も分かりませんけども、そういう今までの実現したことを子ども議会に報告をしていく。そして、議会が一回きりでなくて、今年度の区切りとして、お互いの感想や、可決・実現したことなどの報告・評価、こういうものをつくっていっていただければ、さらにこの子ども議会が深まっていくんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

では、次の質問に入らさせていただきます。

子ども議会を展開していく意味で、現在は中学生だけが本市でやっておられますけれども、これを高校３年生の生徒も含めた形で行うことができないかということであります、１点目が。

そしてまた、この１回だけの議会ではなく、企画立案し、１年を通して数回の議会を開催し、継続した形にする考えがあるか、質問します。

３点目には、このいい提案があったら、それにさらに予算をつけて、実現できるようにできないか。

３点質問をさせていただきます。

これは以前、猿渡議員も紹介されましたが、山形県遊佐町では、若者の力によるまちづくりを目指し、遊佐町在住の中学生と高校生の中から少年町長、少年議会を直接選挙で選び、少年議会を開催し、政策を議論し、決めているそうであります。ほかの県や市と違うのは、この少年議会に年間４５万円という予算をもらい、政策

を立案し、実現させる取組をしているということであります。

その実現した内容というのは、例えば町の外灯設置とか、または町のＰＲかるたとか、駅前などに公共のベンチをつける、また、町の音楽イベント等の立案をされているようです。そういうふうに、この僅かな金額でも自分たちができることを考えて、実際にやっていると。

この少年議会は、始まってから２５年という長きにわたって今も継続して行われているそうです。この遊佐町が、実際、投票率はどうかというと、全国平均より毎年高く、３回連続全国１位です。そして、１８歳の投票率は全国平均よりも１０％以上高いという結果が出ております。この遊佐町が１８歳投票率が６３．５３％で、非常に高い投票率です。これは私たち、この菊池市と比べますと、約倍の投票率となっているようでございます。そういうようなことで、ぜひ、同じようにはできないかもしれませんけども、これに近い状態で、３点質問をした内容を実現できないか、よろしくお願いします。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　皆さん、おはようございます。ただいまの泉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、子ども議会におけます中学生の質問や提案は、大変「質」が高く、毎年驚かされているところでございます。

また、参加した生徒からの感想では、地域の課題を考え、自ら議場で提案することによる達成感や、住んでいる地域に興味・関心を持ち、将来に向けて自分たちが地域をよくしようという郷土愛が育まれていることを感じ取ることができております。また、子ども議会の目的が達成できているというふうに考えているところでございます。

議員からのご提案の子ども議会への高校生の参加につきましては、現在の中学生対象の子ども議会の仕組みや内容等をより精錬し、市政に一層役立つものへと高めていきたいと考えておるところでございます。そこで、子ども議会の全体の在り方を協議していく中で、検討していきたいというふうに思っております。

また、１年を通じてできないかというようなところと予算につきましても、日程等、また予算が確保できるか等も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○１８番　泉田栄一朗　議員　　今、教育長の答弁の中で、検討していただくということで、やはり子どもたちが実際に会議したことが、結果として実現できるという達成感があるということは、非常に子どもたちが次へのステップにつながっていくと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後の質問ですが、１６歳または１９歳から２４歳までの若者で組織する若者議会ができないかということであります。なぜ２４歳かというと、衆議院議員、県議会議員、市長、市議会議員は、２５歳からが立候補ができるという年齢であります。そういうことで、２４歳までという提案をさせていただきます。

調べたところ、参議院議員と都道府県知事は３０歳から立候補可能ということであります。

若者議会は、子ども議会と同様、議場で若者が考える政策を提案してもらうというもので、若者にとっては、なかなかできない社会参画の経験をすることができ、また行政にとっても、若者目線で新たな気づきを得られると思います。

愛知県の新城市では、１６歳から２９歳までの若者議員で構成されていますが、新城市は若者が卒業してから他市や他県に出ていってしまうことを懸念し、真剣に考え、若者に住んでもらう、若者が活躍できるまちづくりを目的として、若者議会を条例にしました。そして、特徴的なことは、その若者議会に１，０００万円の予算がついているということであります。若者の目線で自分たちの住む市をよくしていこうと能動的であり、郷土愛が育ち、自分たちの将来に希望や夢、期待が持てるという声がありました。

現実問題、少子高齢化で、年金、医療、介護といった社会保障の先細りは確実で、少しでも事態を改善するには、若者自身が政治に関心を持つことが大切だと思います。政治に関心を持つことが投票率を上げることに即結びついていきます。若者議会出身者が市議会議員に立候補したり、また、市の要職に就くということが始まっているそうであります。

本市においても、このような若者世代の議会を設置する考えがあるか、質問します。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　ただいま議員のほうからご提案がありました若者議会につきましては、本市で実施しています子ども議会とは異なる趣旨のものであるというふうに思っております。そこで、先進事例も含めまして、今後調査していきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○１８番　泉田栄一朗　議員　　調査をしていただきたいと思います。私もまたこの遊佐町と、２つ目の愛知県の新城市には、ぜひ視察に行きたいと考えております。また報告をさせていただきます。

この遊佐町の投票率に象徴されるように、やはり子どもの時代から主権者教育をしていくことが大事だと思っております。この菊池市も真剣に取り組むべき事案であると思います。どうぞよろしくお願いします。

以上で終わります。

○水上隆光　議長　　これで、泉田栄一朗議員の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１０時３５分

再開　午前１０時４２分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

［登壇］

○５番　島春代　議員　　皆様、改めて、こんにちは。議席番号５番、公明党の島春代です。通告に従って質問していきたいと思います。

本日は、在宅介護支援についてと睡眠教育について質問いたします。

まず、在宅介護支援についてです。

寝たきりゼロを目標に始まった包括ケアシステムの構築が進められてきまして、関係する方々のおかげで、高齢者の皆様の健康生活が守られております。

団塊の世代が全て７５歳以上の後期高齢者になる２０２５年が来年となります。日本の人口動態では若者の生産年齢人口の減少も加速しますが、２０５０年には７５歳以上の一人暮らしが７００万世帯以上に増加するとも見られています。特に要介護認定率や、１人当たりの介護給付費を８５歳以上の半数近くが必要となる人口は急増し、約５年後の２０３０年代後半には１，０００万人を超えるとも言われております。そして、自宅で最期を迎える高齢者は、現在の約２倍の３５万人弱に上ると予想されております。要介護者や認知症の人が増加するであろうと考えられる中、多様な生活支援の需要もまた増加することは明らかであります。在宅での生活を支える在宅介護支援は待ったなしで必要とされていくと思われます。

本市でも、在宅介護サービスをご利用されておられる方はたくさんおられると思

いますが、介護事業も様々な課題もあり、現状は厳しいと、ある事業管理者からお聞きしました。

そこで、菊池市の状況と今後についてお聞きしたいと思います。

まず、本市の独居高齢者、独り暮らしの高齢者の推移はどうなっているのか。また、在宅で介護サービスを必要としている高齢者の割合はどのようになっているでしょうか。過去３年の推移でお願いいたします。

○水上隆光　議長　　中尾健康福祉部長。

［登壇］

○中尾孝浩　健康福祉部長　　改めまして、おはようございます。島議員のご質問にお答えします。

まず、本市の独居高齢者の推移はというところでございます。

本市の６５歳以上の高齢者数と、独居の高齢者数とその割合について、３か年間報告いたします。

まず、令和４年４月１日現在で、高齢者数１万６，２４７人、うち独居高齢者は３，７０９人で２２．８％。令和５年４月１日現在で、高齢者数１万６，１５９人、うち独居高齢者は３，７０４人で２２．９％。令和６年４月１日現在で、高齢者数１万５，４５８人、うち独居高齢者は３，６９４人で２３．９％となっておりまして、高齢者数はやや減少しておりますが、独居高齢者の割合はやや増加しているというような状況でございます。

次に、在宅の介護サービスを必要されている方の人数、割合はということでございます。

まず、６５歳以上の介護保険の要介護認定者数につきましては、令和３年度３，１１８人、認定率１９．２％。令和４年度３，０７０人、認定率１９．０％。令和５年度３，０６８人、認定率１９．０％となっております。

そのうち、在宅介護サービス利用者数につきましては、令和３年度１，７９０人、認定者数の５７．４％。令和４年度１，８３０人、認定者数の５９．６％。令和５年度１，８３２人、認定者数の５９．７％となっておりまして、やや増加傾向にあるというふうに認識しております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○５番　島春代　議員　　高齢者の推移はあまり変わらなくても、独居高齢者はやや増加しているということで、６５歳の介護認定者も約半数、在宅の介護サービス利用者は半数以上に上っているということで、徐々に高齢者、必要性は分かるようなと

ころです。

本市では、菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、これが３年ごとに更新、策定されておられます。本年３月が第９期ということで策定されておられます。介護保険事業の円滑な実施を図るために、令和６年度から令和８年度を計画期間とする様々な高齢者に係る課題に対して、計画、対策を考え、実施しておられます。

地域包括ケアシステムは、高齢者本人の希望や家族の協力、心構えを基に、医療、介護、予防、福祉、そして、住居や生活支援など様々に多職種が連携して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるために、その人が必要な、何が必要かを考えて支えるシステムであります。公的サービスだけでなく、地域での支え合い、また見守りなども、様々な面から支え合い、高齢者お一人お一人が生きがいとなることや、健康の増進、高齢に伴って身体機能低下など、介護が必要な状態となるフレイルの防止をするなどの予防対策の働きかけも必要とされています。

寝たきりゼロを目指しているどの自治体も様々に取組をされておられます。在宅の高齢者の方々はどこか一つでも関わっておられるのではないかと思います。

それでは、この医療・介護・福祉、生活支援の包括ケアシステムの取組の中で、特に課題となっていることは何かありますでしょうか。よろしくお願いします。

○水上隆光　議長　　中尾健康福祉部長。

［登壇］

○中尾孝浩　健康福祉部長　　再質問にお答えします。

地域包括ケアシステムを進める上での課題はというお尋ねかと思います。

本市では、高齢者の生きがい、健康づくり、フレイル予防、介護予防の取組としまして、住民主体で週に１回程度地域で集まり、いきいき百歳体操等を行う「通いの場」づくりを推進しておりまして、現在登録の団体が８２か所ございます。

また、通いの場を活用し、医療と介護のデータを活用した保健事業と介護予防事業の一体的な取組として、健康教育や健康相談も行っているところでございます。

高齢者の皆さんが健康寿命を延ばし、フレイルや要介護状態とならないよう、健康づくりや介護予防に取り組んでおりますが、地域で活動する支援者の高齢化などにより、地域での活動継続が難しいなどの課題があるため、支援者の育成が必要となってきている状況でございます。

また、介護保険の事業所におきましては、介護職員が確保できず、入所施設で満床にできない状況や、事業を休止または廃止をせざるを得ないケースがあるなど、介護人材の確保が喫緊の課題となっているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○５番　島春代　議員　　ありがとうございます。

いろんなところで高齢化が進んでいるので、こういう支援者の高齢化、また教育、介護人材の確保というのは、本当に大変かと思います。人生１００年時代を見据えて、いずれは誰も年を重ねていくことですが、介護予防や生活習慣病の発症予防と重症化防止、フレイル対策、今言われましたように、そういうものに対して、高齢者が参加しやすい活動の場、いろいろな課題がありますが、拡大・充実した対応が今後も必要かと思われます。

高齢者の中でも、初めに答弁がありましたように、特に在宅での独居高齢者は増加ぎみであります。お一人で生活全般はできる方もおられるかもしれません。しかし、いつかは誰かの手助けが必要となることは自然なことだと言えます。

一方、地域の方々の見守り、また先ほど言われましたように、支援、そういうことも必要でありますし、介護の専門職による在宅への介護サービスはなくてはならない事業であります。年金生活で簡単に動けない状況で、簡単に施設入所などもなかなか金銭面とかでできない方も多いです。住み慣れた我が家で暮らし続けていくことを望んでおられる限り、できるだけの支援をする必要があります。

今回、特にこの訪問介護事業、訪問して、おうちでの生活を助けていく事業ですが、これについて取り上げたいと思います。

訪問介護は、ご自宅に伺い、入浴介助、食事介助などの身体介助・介護と、掃除、洗濯、食事などの準備、そういうことをする家事援助などがあり、その人にとって必要な部分を支援されておられます。

菊池市内では、現在１４か所の訪問介護事業所があるとお聞きしました。事業所の形態や従事されておられる人員数などは規模が様々のようです。訪問介護は必要な事業でありますが、ある事業所長から事業所経営は非常に厳しい状況に来ているとお聞きしました。

全国的にも介護を取り巻く問題は深刻になりつつあります。それはヘルパーの高齢化、６０歳平均とお聞きしておりますが、７０歳代の方もおられます。また、成り手不足で困っていることに加えて、本年４月、介護保険制度改正で介護報酬が変更になり、ほかの介護支援に比べて、訪問介護の報酬が特に引き下げられたことがあります。それに対して、国は処遇改善加算という介護職員への賃金を少し上げられましたが、事業所経営には何も変わらない現状があります。

ある事業所は、ケアマネジャーから新規の訪問依頼があって、受けたくてもヘルパー不足で訪問できないので、新規の利用者さんは断らなければ仕方なく、ほかの

事業所にお願いしてもらうとのことでした。ヘルパーが行けないところ、時間帯は、事務仕事を中断しても管理者が訪問を補っているところもあります。そうなると利用者を増やせないので、経営的にも大変だということです。

今回、国はサービス提供の実態を総合的に調査した上での方針とのことでありますが、訪問介護報酬が下げられたことには、私も納得いかないところではあります。様々に理由はあるのでしょうが、事業所管理者からは、集合住宅のような介護付き有料老人ホーム、またサービス付きの高齢者向け住宅、そういうところは介護者が身近にいますので、そういう介護事業が併設したりしているところと、地域に点在する家に１軒１軒、ガソリンを使って訪問する介護事業所を同じと見てもらうと、経営的には困ると嘆きの声が聞かれております。切り詰めて経営をされているところもあります。もちろんどんなに訪問の距離がかかっても、ガソリン代は事業所負担であります。経営は厳しくても、利用者さんが待っておられるので、見捨てることはできませんと言われております。

これは国が点数を下げたので、どうにも現在はならないのですが、今後、本市の訪問介護事業所の経営がいよいよ厳しい状況になるなど、問題が増えてきた場合に、執行部として一般財源を使ってでも支えていくなど、補塡することや、高齢者の方々のためにも、介護報酬の見直しなどの意見書を国に提出していただくなどの対応の検討をお願いしたいと思うところであります。

ほかの自治体では、廃業や倒産する現状もあり、昨年だけでも全国の訪問介護事業所の倒産件数は６７件、本年１月から１０月までで、老人福祉介護事業の倒産件数は既に昨年を超えて１４５件という数を聞いております。そして、訪問介護事業所が１件もない、ゼロの自治体が全国１０３町村、１件だけあるところが２７７市町村だそうです。

本市では、訪問介護事業をやめたところはないとのことですが、今後は経営悪化があれば、事業所をやめざるを得ない状況が来るかもしれません。在宅で訪問介護が必要でも、サービスを受けられない高齢者が増えるのではないかと思いますし、しわ寄せが在宅の高齢者に来るのではないかと心配するところであります。頼りにしているご家族にも影響していきます。

以上のような厳しい状況がありますが、本市は辛うじて廃業・倒産は現在はありませんが、高齢者、そして介護サービス事業所、それぞれの今後の支援と取組はどのように考えておられますか。よろしくお願いします。

○水上隆光　議長　　中尾健康福祉部長。

［登壇］

○中尾孝浩　健康福祉部長　　再々質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、介護保険事業所の現状というのは非常に厳しいというふうに認識をしているところでございます。そういったことを踏まえまして、本市における介護人材確保の取組としましては、これまで、市内介護保険事業所に向けて、介護職員の資質向上のための研修や、介護負担の軽減を図る介護ロボット・ＩＣＴ導入に関する県補助などによる業務改善や効率化等に関する情報の提供、介護職員等処遇改善加算取得の推進、それから、本市広報紙などによる介護職の魅力発信を行ってきたところでございます。

また現在、市内の介護保険事業所に対しまして、人材確保の現状や課題を把握するためのアンケート調査を実施する準備を進めておるところでございます。その結果を基に、介護職員の定着や離職防止など、効果ある介護人材確保支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○５番　島春代　議員　　介護現場は厳しいというのは共有する考えだと思います。研修とか業務改善の取組、情報発信ということは非常に重要なことでございます。人材確保をするための現場のアンケートを取られるということで、結果をまたお聞きしたいところでございます。

高齢者のフレイル防止、スマホを使った高齢者向けの健康増進のアプリなど、そういうのも考えられたらどうかなという考えもあります。そういうものを活用した方法とか、高齢者がいつまでも健康でおられる、健康維持に役立つのではないかというのもちょっと考えるところです。

入院などの医療費の増大により、これまで国は医療と介護は在宅でということで、そういう方針で動いてきているのですが、高齢者の増加とともに、今後在宅介護の需要はさらに高まります。こういうときに事業所が苦境に立っているというのはちょっと心配なところでございます。

ある有識者からは、今後は少ない人員で効率的・効果的なサービスを提供するためには、小規模の事業所の集約・統合が必要という声もありますが、なかなか現状は厳しい、どこの自治体も厳しいのではないかと思います。

例えばですけど、事業所間での連携で、ヘルパーが事業所に所属せず、フリーランスのような立場で、訪問時間と在宅場所へ効率的に行けるような仕組みなどができればと、ちょっと難しいですけど考えました。今後そういうことができれば、またヘルパーの需要、ヘルパーさんの考えもお聞きしながら、今の状況を改善していっていただきたいと思います。

今後、高齢者と事業所、双方の声を聞いて、状況を把握していただきながら、高齢者、事業所、ヘルパー、皆さんが安定して守られるように、円滑な介護支援ができるよう対策をお願いしたいと思います。

では次に、睡眠教育について。

最近、睡眠の重要性をよく聞かれるようになりました。現代のストレス社会では、鬱病や不安障害など心理的な問題が多くなったり、心のバランスを崩したりすることがあり、健全な心身の維持に睡眠は重要な役割を果たすと言われます。

睡眠不足は成長期の子どもたちにも大きく影響があり、生活習慣が乱れたり、学習意欲、体力、気力などの低下の要因となったり、不登校へつながったりするのではないかと考えます。私たち大人でも睡眠不足は集中力の低下、思考力や判断力、意欲の低下につながります。これは誰でも多少は経験していることではないかと思います。

それでは、まず質問ですが、子どもたちの睡眠についての必要性はどのように認識されておられますか。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、ご質問の睡眠の必要性についてお答えいたします。

児童生徒につきましては、小学校学習指導要領には「これからの社会を生きる児童に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である」と示されております。中学校学習指導要領にも「健康を保持増進するためには、年齢や生活環境等に応じて休養及び睡眠をとる必要がある」と示されておりますように、その重要性を認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○５番　島春代　議員　　休養、睡眠は重要ということで、これは本当に人間の基本というもので重要なところではあります。

子どもたちの日常では、部活、また塾、習い事、携帯電話、スマートフォンの普及による影響、そのようなもので、睡眠時間の確保がきちんとできているのかが大切です。

厚労省の推奨睡眠時間では、小学生では９時間から１２時間、中学生では８時間から１０時間、成人では６時間以上と、睡眠時間の推奨をうたっております。睡眠とはいっても、十分に良質な睡眠がとれているのかが大事でございます。日中の活動や勉強に影響することは明らかです。

では、次の質問ですが、子どもたちの睡眠に関する学校での調査、また家庭の状況、調査されたことがあるのか。また、あれば、どのように指導の中で生かされているのかをお聞きします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、再質問にお答えいたします。

児童生徒の睡眠に関する調査につきましては、睡眠に限定した調査ではございませんが、令和６年２月に、市内全ての児童生徒を対象として生活習慣アンケートを実施しております。

アンケートでは、「平日は何時頃寝ていますか」という問いに対して、小学校１・２年生は９割以上の児童が午後１０時までに入眠していると回答しておりますが、学年が上がるにつれてその時刻は遅くなっており、小学校６年生ではおよそ３割の児童が午後１１時以降、中学校３年生ではおよそ８割以上の生徒が午後１１時以降に入眠していると回答しております。

なお、アンケート結果から、スマートフォンやタブレットを勉強以外に長時間使用していることが、就寝時刻が遅くなっていることの一因と考えております。

また、睡眠に関する学校での指導につきましては、小学校では、自分の生活時間を見直す指導を家庭科の授業で行っており、中学校では、睡眠による疲労回復について保健体育の授業で行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○５番　島春代　議員　　生活習慣アンケート調査というのをされたということで、小学１年生から中学生まで、睡眠時間がやはり高学年になるにつれて入眠時間も遅くなりますし、いろんな個人個人の状況もあると思いますが、スマートフォン、タブレット、そういうのを使ったり、必要性はあるのかもしれません。生活のパターンとしては、子ども自身のいろんな状況はあると思いますが、やはり睡眠が削られるということは、成長期には考えないといけないとも思います。

家庭科とか保健体育の授業で指導、教育されているということで、現状は家庭の保護者の皆さんの状況もありますので、なかなか一概に難しいかと思いますが、十分な睡眠がとれることは必要なことだと思います。

良質な睡眠というのは、日常のパフォーマンスの向上にも大きく影響いたします。そういうのは立証されているし、スポーツ選手も重要視しているところで、皆さんご存じのように、大リーグの大谷選手、睡眠をとることを重視していて、成績に影

響するようなことを発言しております。十分な睡眠は体力・気力の改善、また成績向上などに効果があると見られます。

そこで、熊本県では宇土中学校、高校で継続されている、県外でも何か所かは実施しておられる学校がございますが、午後の始業前に１０分から１５分間の仮眠タイムも取り入れている学校もございます。そういう１０分から１５分間の仮眠タイム、これが効果を上げているところもございます。本市でもそういう仮眠タイムを取り入れるような考えはないでしょうか。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　ただいま島議員よりご紹介がありました仮眠タイムにつきましては、学校への導入は、現在のところ予定はございませんが、生活習慣の見直しを行い、児童生徒の睡眠時間を確保していくことは重要だというふうに考えております。

児童生徒の基本的生活習慣や健やかな体を育成するために、アンケートをしましたので、そのアンケートの結果を校長会と市のＰＴＡの役員と共有しているところでございます。そして、「スマートフォンやゲームの使用時間は６０分まで」とか「就寝の６０分前にスマートフォンの利用やゲームをしない」など、睡眠時間を確保させることを含めまして、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、本市独自の６０（ろくまる）運動を実施する予定にしております。

また、小中学校における授業を通しまして、児童生徒自身が睡眠の重要性を自覚するとともに、自分の生活を見詰め直し、規則正しい生活を送る力を身につけることができるよう、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○５番　島春代　議員　　時間を決めてのスマートフォンを使ったり、そういう子どもと保護者と学校一体となって、子どもの睡眠の確保、これはもう本当に重要なことだと思います。

６０運動をするというのは非常にいいことだと思っております。まず十分な睡眠の確保、子ども本人と保護者の協力が必要でございます。環境によるもので、一概にはできませんが、睡眠の重要性を教育していくことは、成長期に脳の発達とか、いろんなことに重要な必要なことであります。

睡眠障害による不登校の未然防止も考えなければいけないと思います。これは会社で実施している例でありますが、日本では、先ほどの仮眠に似たようなことです

が、三菱地所、世界ではグーグルやアップル、マイクロソフト、ナイキなどが、オフィスに仮眠スペースを設置したり、睡眠装置を置くなどして、昼休憩とは別に、１５分から３０分程度の仮眠を許可するという、積極的にそういうことを取り入れていて、疲労回復や作業効率の向上、集中力や記憶力の向上、精神的なストレスの軽減などの効果が期待できているそうです。

学校生活の中で、子どもたちの状況、いろんなストレスも子どもたちにもあると思います。そういう状況、生活の模様をしっかりと見ていかれるのもいいのではないかという思いです。今後も睡眠に関する子どもたちの教育をしっかりよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○水上隆光　議長　　これで、島春代議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

休憩　午前１１時２０分

再開　午後　１時００分

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　皆さん、こんにちは。政治目標、政治をもっと近くに、判断基準、子どもたちが大きくなったときにどうかというのが私の政治の２本柱であり、菊池市の最高決定機関である菊池市議会の定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱して始めるべきだと考えております、議席番号１１番の平直樹です。

通告に従って、一般質問をさせていただきます。

今回は財政についてお尋ねをいたします。

この質問の目的、目当ては、有効的な政策的経費と財政調整基金の使い方をすべきであると思っておりますので、そこを聞いていきたいというふうに思います。

ここで、政策的経費という言葉、私なりにということですが、まず、その義務的経費と言われるものは、地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない、極めて硬直性が高い経費、職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費から成っている。

その反対側、一方、政策的経費というのは、政策的な判断の下に、新たな行政サービスの開始による経費や、現状、現行の行政サービスや行政水準の向上を図るた

め、一時的または臨時的に投入する経費のこととする定義づけとして、お話を進めさせていただきます。

２点あります。

現在の一般会計予算約３００億円ですが、このうちの義務的経費と政策的経費の内訳を教えてください。

２点目、財政調整基金の１０年前、５年前、そして今年度の推移をお示しください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、こんにちは。それでは、平議員の質問にお答えをいたします。

まず、義務的経費、政策的経費の内訳とのことでございます。

まず、議員からもご案内ありましたけれども、公債費、扶助費及び人件費の総称でございます義務的経費につきましては、本年度当初予算では約１５０億４，０００万円でございます。

次に、政策的経費につきましてですが、明確な事業区分をしておりませんので、総合計画の重点施策、施政方針を基に市長が推進してきました事業を抽出しますと、大まかな金額ではございますが、本年度当初予算では約６億２，０００万円でございます。

次に、財政調整基金の年度末残高につきましては、１０年前の平成２５年度末が５６億２，７１３万８，９１６円、５年前の平成３０年度末が６０億７４６万１７７円、直近の令和５年度末が７２億６，４２４万４，６１５円でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　ご答弁ありがとうございました。

義務的経費が１５０億円程度で、政策的経費が６億２，０００万円程度ということでのお答えでありました。財政調整基金が２５年度末で５６億４，０００万円程度、３０年度末で６０億円程度、令和５年度が７２億６，０００万円ということでした。

ここで、議長の許しを得ておりますので、分かりやすいように、まずは１問目の政策的経費の部分についてのみ、再質問をさせていただきます。

６億２，０００万円程度というようなお答えでありましたが、全てが義務的経費と政策的経費、２つに分かれるわけではないというのは私も承知をしております。

この６億２，０００万円のうちに、こういうことをやっていきたいぞというような意図をして進んでいるお金ということなんでしょうが、この政策的経費と、今、部長がおっしゃられた分類されるその各種事業のＰＤＣＡについてお尋ねをしたいんですけれども、このＰＤＣＡをされているというのは、以前、一度私も一般質問をして、しているんだということをお答えいただいておりますが、庁内各課で一体どのようなプロセスを経て、ＰＤＣＡですから、プラン・ドゥ・チェック・アクション、一周するということですが、具体的にどんなプロセスを経てサイクルをしているのかというのを教えてください。

○水上隆光　議長　　北島政策企画部長。

［登壇］

○北島悠子　政策企画部長　　改めまして、皆さん、こんにちは。ただいまの平議員の２回目のご質問でございますが、ＰＤＣＡの構造についてということのご質問だと思います。

本市では、政策的経費を含めて、全庁的な取組としてＰＤＣＡサイクルを意識した予算編成を行っているところでございます。

ＰＤＣＡサイクルにつきましては、もうご承知のとおり、計画、実行、評価、改善の英語表記の頭文字から成るものでございますが、Ｐのプランにつきましては、行政サービスの計画立案や予算を編成することでございまして、ドゥが実行ということで、計画や予算に基づいて実際に行政サービスを行うものでございます。

平議員がおっしゃったＣのチェックの部分につきましては、特に内容としましては、実施された行政サービスの内容を評価するということでございますが、評価の方法としましては、まず取組の実績を施策ごとに各部署でまずは評価・分析をいたします。その後、その内容を市長・副市長・教育長・各部長による内部評価を経て、識見者や市民などで構成されます外部評価審議会で客観的に評価をいただきます。

最後にＡのアクションにつきましては、評価した内容を今後の行政サービスに生かすため、それぞれの評価やご意見等を精査し、各課においてその後の施策の改善や見直しを行うというサイクルでＰＤＣＡを回しているということでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　そういったお答えは、以前、ＰＤＣＡのことで一般質問をしたときに大体伺っているんですけれども、私が聞きたかったのはもう少し具体的な話で、各課がそれぞれの事業を持っていらっしゃいますけれども、我々議会は、こういった議会で提案された予算を審議して、オーケー、どうかというところの是

非を問うて、可決されたものの予算を執行していただいているわけですけれども、実際、執行部の皆さんというのは、執行をされるから執行部という名前がついていらっしゃるわけですよね。我々は執行できませんから、その中でやっぱりやってみて、うまくいったこと、うまくいかなかったこと、費用対効果が出たこと、出なかったことというのは、現場でやられている皆さんしか分からない部分というのはやっぱりあると思うんですよ。それを各課で実際やってみて、どういうチェックシートなりなんなりがあって、自分たちで自己評価をしているのかということを具体的に聞きたいんですけれども、内部評価もやって、外部評価もやってというふうにざっくり言われてしまうと、私は具体的に教えてくださいというふうに聞いておりますので、そこがお答えいただけるものかなと思っておりましたが、もしそういったお答えの準備があればいただきたいんですが、それも含めてあれば、次、今から言う質問に重ねていただきたいんですけれども、例えば、委託業者にいろんな事業を委託しているもの様々あると思います。その委託業者の方々というのは、例えば３年から５年などの幅を持たせて、委託業者にお願いをしていると思います。それで、その委託業者に３年なり５年なりの幅を持たせて事業をするときには、そのタイミングで、例えばプロポーザル方式等を取られて、入札をしていただいて、そして、その事業をやるわけですよね。そして、その限られた時間を経た上で、また入札がある。提案もしてもらう。例えば条件付一般競争入札なのかも分かりません。そういったいろんな方法があると思うんですけれども、そういった形で、今、やっていることを見直すきっかけというのがあると思うんですよ。それ時限付であるということが１つ大きなポイントかなというふうに思っていますが、市が直接やっている事業、私聞きたいのは、市が直接やっている事業の費用対効果について、判断する時期と根拠を教えていただきたいんですが、まず、委託する事業のように、時限付、時限があるのか、ただ毎年だらだらやっているんじゃありませんよ、例えばこの事業は３年をめどにやっていますよとか、１年をめどにやっていますとか、そういった事業があるのか。事業を廃止するということであれば、もう理由はうまくいかなかったからという理由だとは思いますが、継続した事業というのは、その継続する事業の根拠は一体何で、内部・外部評価を求めているというふうに言われましたが、そこをお知らせください。

○水上隆光　議長　　北島政策企画部長。

［登壇］

○北島悠子　政策企画部長　　それでは、私から１点目の評価の具体的なやり方ということですけれども、年度が終わって、評価シートというのを各課に照会をいたします。その中で、どういう事業をやったかとか、どういう効果が出たかとか、それが

目標に対してどれぐらいの達成度があるかとか、そういったところを記載していただいて、それを市長公室のほうでヒアリングをさせていただくというようなチェックをしております。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、まず、評価のタイミングというような内容の部分をお答えさせていただきます。

事業の実施課における今後の事業実施の検討をする上では、中期財政試算に計上するタイミングであったり、次年度の予算要求をする前までに、単年度や複数年度の内部・外部評価や施策の成果を基に、必要性、有効性や効率性の検証を行いまして、事業の見直しや改善を行っているところでございます。

時限付のもの、また事業の継続の根拠ということのお尋ねがございましたけれども、中には市単独の補助金にあっては、時限を設定して要綱を作成するものも一部ございます。

様々な事業の継続の根拠につきましては、先ほど申し上げましたような施策評価、これを基に今後の検討を各課で判断しながら、予算の設定等を行ってまいるという流れになっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　総務部長、今のお答えは、補助制度には時限付のやつがあるけれども、自分たちが直接やっているやつには時限付といったものはないというふうに私には聞き取れたんですけど、そういう解釈でよろしいですか。すみません、そこだけちょっと確認させてもらっていいですか。

○水上隆光　議長　　マイクをもう少し近づけてください。

開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　事業を進める上での時限設定という部分につきましては、全てがそういったものがあるわけではございませんが、廃止も含めまして、考え直すべきときについては、事業の内容を変えていくというようなものは中にはございます。全ての事業において、時限設定をしながら進めているというものではございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　もう少し大きな声で言います。

なぜこの時限があるのかどうかということを聞くのかといいますと、一般的な例えば企業で考えたときに、商売と考えたときに、今年の売上げはここまでいこう、１，０００万円までいこう、そのために、その１，０００万円を目標に達成するためにはこんな営業方法をしていこう、こんな施工をしていこうというふうに計画を立てて、それに対して進んでいきます。１，０００万円の売上げを上げるために、一生懸命社員の皆さんが努力をして、それに向かって会社というのは進んでいくものと思います。ただ、そこが達成しなければ、方法論をすぐ見直さないと会社は倒産をします。だから時限付でないとうまくいかない部分というのは多々あると思います。

ただ、市役所の仕事というのは、別に売上げを上げるわけでもなく、そういうことではないという性格が違うというのはよく分かりますが、１つの仕事に対して向かっていくときに、時限がない、ずっとやり続けるということと、ここまでにこれをしなきゃいけないというのがあるときでは、やはり姿勢としては少し違うのではないかなというふうに思った次第であります。

続いての質問に行きます。

この政策的経費という部分なんですけれども、江頭市長が就任後に始めた事業で、これまで継続または増額または目的の見直しをした事業というのはありますか。また、その事業数をお知らせください。

○水上隆光　議長　　北島政策企画部長。

［登壇］

○北島悠子　政策企画部長　　それでは、ただいまの江頭市長就任後に始めた事業ですとか、これまで継続、増額、また目的の見直しをした施策があるかどうかということでございますが、江頭市長が就任しました平成２５年度以降の事業につきまして回答させていただきます。

まず、継続、増額、目的の見直しをしたものについて、主なものをお答えいたします。

令和５年度末時点で事業開始から継続されているものにつきましては、移住定住推進事業や、ブランド推進事業としての米・食味コンクール、桜の里プロジェクト事業、花と緑のまちづくり事業、プラチナ森の学校きくち事業などがございます。

また、増額されたものは、創業支援事業、菊池一族プロジェクト事業、すくすく子宝祝金事業、子ども医療費助成事業、多子世帯教育・保育施設副食費補助事業な

どがございます。

最後に、見直しをしました事業につきましては、商業者連携事業、ブランド推進事業のインターネットショップ運営、笑育出前事業などがございます。見直しの理由はそれぞれですが、主にはニーズの減少や民間などへの事業移管をしたことでございます。

また、事業数につきましては、平成２５年度から令和５年度末まででおおむね５０事業となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　ちょっと書き記せないので全てを覚えれないんですけど、５０事業程度あるということでした。ありがとうございました。

その聞き取れなかったのかどうか分かりませんけど、この事業の中に菊池前進塾とか、ラブベンチ事業とかというのも入っているものと私は認識をしておりますが、それも先ほど答えていただいた外部評価、内部評価、我々議会もそうですけど、そこをクリアして、費用対効果も出ているという前提で、この５０事業を続けていらっしゃったというお答えだというふうに解釈をさせていただきます。それでよろしいですかね。そういうことですよね。ありがとうございます。

先ほど申し述べましたけれども、民間の会社だったら、１年、２年、１，０００万円赤字でした、５００万円赤字でしたとなれば倒産します。そのやり方を見直します。何ならその目的までも見直します。事業に時限がないというのはすごく、この義務的経費は別ですよ。ただ、この政策的経費の件なんですね。そこがちょっと無駄の見直しに甘い部分があるのではないかなというふうに私は感じております。

では、２つ目の財政調整基金の再質問に移ります。

先ほどの答弁で、繰り返しますが、平成２５年度末に約５６億円、平成３０年度末に６０億円、令和５年度末に７２億６，０００万円というお答えでした。この財政調整基金の適正額が一体幾らなのかというふうに捉えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、財政調整基金の適正額というご質問にお答えをいたしたいと思います。

財政調整基金の規模につきましては、一般的に標準財政規模の１０％から２０％と言われております。令和５年度におきます本市の標準財政規模は１５２億９，９

４１万円でございまして、２０％で算出をいたしますと約３０億円となります。

加えて、熊本地震時に約２０億円の基金取崩しを行っておりますので、大規模災害に備えることを考慮し、この金額を加えた約５０億円程度を適正額として、これまで議会のほうにお答えをいたしておるところでございます。

しかしながら、今年度の財政調整基金の繰入額は、補正予算を含めた現時点ではおよそ１５億２，０００万円となっておりまして、予算編成を行う上での財源不足を財政調整基金で補っている状況でございます。また、昨日ご説明をいたしました中期財政試算では、令和７年度の財政調整基金の繰入額は約２２億円を超える見込みでございます。さらには、現下の社会情勢の変化を考慮しますと、この５０億円を超える額を適正額と見込まなければならない状況であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　ありがとうございました。執行部としてはそのように考えているということだったと思います。

ちょっと私の場合は目線、視点を変えてみて、近隣の自治体等を見てみました。今から申し上げるのは令和５年度の決算書から令和６年度の予算書の金額になるんで、少しばらつきがありますが、参考程度に、山鹿市さん約４万９，０００人、これは一般会計の話なんですが、約３６１億円、そのうちの財調は約５７億円、それで割りますと１５．８％。合志市さん約６万５，０００人、一般会計が約２９０億円、財調は４３億円で１４．８％程度。大津町さん約３万６，０００人、金額、一般会計が約１９７億円で、財調が約２７億円で１３．８％。菊陽町さん４万３，９００人、約１９４億円に対して財調が約２２億円、これは１１．３％程度です。熊本市さん約７３万８，９００人いらっしゃいます。ここは４，０１４億円だと。財調が約４３億円で１０％程度。熊本県１７４万８，１００人、７，７０７億円、財調が１８億円弱と。何と０．２％程度ということでありました。

菊池市は、令和５年度７２億６，０００万円、約３００億円の一般会計とすれば２４％程度であるというようなことになっております。こここそ、執行部として、どのようにこの財調が適正額かを捉えるというところの地域性といいますか、その特性が出ている。何が正しい、どっちが間違い、そういうことではないですが、１つの目安としてはなっているというふうに思います。

近隣自治体を見ていきますと、何も熊本地震があったのは我々の地域のみならず、それは熊本県どこでもあった話でありますので、それを経て、うちだけが頭一つ二

つほど多いのかなというふうに思うのは私だけではないのではないでしょうか。

私もいろいろ調べる中で、もう少しここの財調というのを有用な何か施策に反映する財源の裏打ちとして使ってもいいのではないかというふうに基本的には考えておりますが、今後の考え、この財調を今後も同様の考えで積み上げていくのか、もしくは、幾らまではためたいというような目標額があるのか、もしあれば教えてください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　今後の財政調整基金の積立ての考え方というご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、令和５年度末の財政調整基金は約７２億円の残高となっておりますけれども、これは近年におきまして、新型コロナ感染症の影響により、事業が予定どおり実施できなかったことから増加しているところでございます。

現時点では、これよりも大きい目標額を定め、積み立てていくといった計画はございませんけれども、老朽化による公共施設の修繕や更新経費の増加、その中でも高額な小中学校の大規模改修といった事業が控えていること、加えて物価及び人件費高騰の影響を考えますと、今後の状況を見極めながら、必要な基金額を確保しておく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　ちょっとその次に、それを今から聞こうと思ってたんですけれども、先ほども言いましたけれども、将来に対して不安があるからお金をためているんだよ、これぐらいは必要なんだよということで考えていらっしゃるということだったと思うんですけど、すみません、ちょっと用意しておるものですから、ちょっと改めて、先ほどと重複するかも分かりませんが、今、私がさっき聞いたのは、どう積み立てていくんですかということを聞いたんですよ。今から私が聞きたいのは、今、ためてきた平成２５年５６億円だったものが、今は７２億円まで積んだこのお金を何か活用方法というのが具体的にあるならば教えていただきたいというのを改めてお尋ねしていいですか。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　先ほどお答えいたしましたように、予算編成の際の財源調整

のために財政調整基金の取崩しが必要になってまいりますし、昨日の中期財政計画の中でも申し上げました来年度の取崩しの額というのも、２２億円ほど必要と見込んでいるところもございますので、現在の７２億円の財政調整基金についても、取崩しが必要になってまいりますと、減少していくということになります。

先ほど答弁申し上げましたように、今後も財政需要も必要になってくる見込みがもちろんございますので、そういった需要に対応するためにも、財政調整基金の必要額というのはそれぞれの状況を見極めながら、備えを持っていきたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　ここの最後の質問のところは、私は市長に答えていただけるものと思っていましたけど、そこは倣いますのでいいですが、取り崩す、２２億円使うよと言われて、７２億円から、じゃあ来年５０億円ですかというと、そういうわけじゃないですよね。何かそういうふうに聞くと、そうなのかなとちょっと勘違いしているんですが、私聞きたかったのは、具体的にＴＳＭＣが来るからこういったところのゾーニングに対してこういうお金を充てていきたいんだというようなお話を聞けるものだと思っておりましたが、そうではなかったんで、それは仕方がないです。

私は、先ほど１問目のところでも言いましたが、政策的経費の見直しの方法で、まだまだ無駄をカットすることもできると思いますし、この財調の使い方というのも、私は私で、やはりちょっと違うなというのが印象です。

是々非々を大前提として、１２年前の初当選から、市民から選ばれたという事実を根っこに、江頭市長を応援してきた議員の１人として、一生懸命ここまで歩いてきたつもりです。ですが、残念ながら、これまでも隈府中心地を市が積極的に宅地開発をすべきだなど、様々な提案を一般質問のみならず、いろんなタイミングでやってまいりましたが、市長は大体最初に、いや、でもねという言葉で、その多くをお話を聞いてもらうこともかなわなかったのかなと感じております。もしかしたら、私以外にも同じ感想を持たれた方もこの場にはいらっしゃるのではないでしょうか。商売で言えば、設備投資をすることは必要ですし、同じくらい大切なのは、その設備投資のタイミングです。

市長はこれまで、よくよく様々な提案に対し、それは民間に、民間にと言ってこられました。そして、民間主導でやってくる大口の事業者さんの口から出ているのは、菊池市はよそと違って、補助制度がない、薄いと言われているのも残念ながら

現実です。その姿勢ではＴＳＭＣの経済効果を取りこぼす、他地域に奪われてしまうことにつながると私は考えております。もっと政策的経費の構造的な見直しによる無駄の削減と費用対効果の向上、タイミングを逃さない、機を逸しないための財調の活用が重要なポイントだと考えております。ただ、もちろん顔がみんな違うように、意見が違うのは当然です。であれば、私は私の信じる道を進むまでです。

これからの菊池市は「癒しの里」を目指すのではなく、菊池市が、そして、菊池市民がチャレンジ、挑戦できる、そんなまちに変えていきたいと考えている私も挑戦をしようと思います。

これで一般質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、平直樹議員の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

休憩　午後１時３２分

再開　午後１時３９分

――――――――――――――――○――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎議員。

［登壇］

○９番　緒方哲郎　議員　　改めまして、皆さん、こんにちは。本日、最後の一般質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

議員が変われば議会が変わる。議会が変われば行政も変わる。行政が変われば菊池市も変わる。解して律し、律して論じ、論じて決し、決して行う。愚直に、そして確実に議会改革を行っていくべきと考えます。議席番号９番、緒方哲郎です。

それでは、一般質問をさせていただきます。

本日は、２問用意しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、中山間地域についてお尋ねをいたします。

我が菊池市は、旧菊池市、七城町、旭志村、泗水町の４市町村による平成の大合併により、平成１７年３月２２日に誕生いたしました。広大な面積を有する本市において、中山間地域の面積は大きな割合を占めております。その中山間地域の持つ美しい景観は、自然とともに生活してきた私たちにとって心安らげる里山の風景、音、季節の移ろいなど、心豊かな生活を支えるものであり、中山間地域で生まれる水と森と空気によって育まれる肥沃な大地は、豊かな農産物を筆頭に、快適な住環境の基礎となっております。

しかしながら、中山間地域の現状を顧みますと、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、

生活交通機能の縮小、買物困難地域の拡大等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動や地域として受け継がれてきました祭りなどの歴史・文化を支える担い手が不足し、集落の存続さえ危ぶまれる地域もあります。

本市においても、中山間地域から中心地へ居住地の変更、近隣自治体への人口の流出などが、中山間地域における過疎化の要因の１つと考えられます。それにより、小学校の統廃合が進み、かつて生活する上で魅力的でにぎやかであった中山間地域から学校がなくなり、子育て世代、子どもたちがいなくなろうとしております。

そこで、お尋ねをいたします。

本市において、中山間地域の現状をどのように捉えておられるのか、お答えください。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　改めまして、こんにちは。それでは、まず林業及び農業の現状についてお答えいたします。

中山間地域の森林の現状としましては、戦後の高度経済成長とともに産業や生活の急変、人口流出や過疎化・高齢化と様々な要因により、放置された森林が全国的に増加しております。

本市におきましても、高齢化や担い手不足等の問題など森林所有者の森林への関心が薄れ、管理が適切に行われない森林が増加している状況です。

また、中山間地域の農業の現状としましても、人口減少や高齢化などにより、農業従事者数が減少している状況にあります。

特に中山間地域につきましては、傾斜が大きい農地や狭小な農地が多く存在しており、イノシシやシカなどによる有害鳥獣の被害も受けやすいことから、営農条件が厳しく、今後における耕作放棄地の増加が懸念されると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　中尾健康福祉部長。

［登壇］

○中尾孝浩　健康福祉部長　　それでは、緒方議員のご質問につきまして、特に高齢者の福祉分野についての考えということでご答弁させていただきます。

高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、支え合いですとか、見守りのできる地域づくりが重要であると考えております。

中山間地域に限らず、高齢化が進んでいる地域においては、様々な支援が必要であるというふうに認識をしているところでございます。

特に、買物や通院などの手段の確保が困難な高齢者に対しましては、地域で暮ら

していけるための支援が必要であるというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　北島政策企画部長。

［登壇］

○北島悠子　政策企画部長　　私のほうで、中山間地域の現状として、人口流出に伴う集落機能の低下や生活交通機能の縮小といったことが全国的には問題かなというふうに捉えております。

本市においては、生活交通機能の縮小という状況ではございませんけれども、中山間地域を振興するためには、持続的な交通体系の維持や移住定住の推進、地域づくり活動に対する支援が必要というふうに考えております。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○９番　緒方哲郎　議員　　経済部、健康福祉部、政策企画部、それぞれにお答えをいただきました。

３部ともに厳しい現状じゃないかなとお考えだと私は捉えたんですが、そこで、本市において、この中山間地域というのは、どのような地域、また、どの行政区を指すのかということをお尋ねをいたしましたところ、明確なところはないというお返事をいただきました。

私は以前より、この中山間地域という言葉の曖昧な部分に疑問を持っておりました。私がよく耳にする中山間地域等直接支払制度というものがありますが、これは中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるように、農業の生産条件に関する不利を補正し、多面的機能を確保するという考えに基づいて、市町村から農業者等に交付金を交付する制度であります。対象地域としましては、特定農山村法、山村振興法、過疎法等の地域振興８法と棚田地域振興法が指定する地域となっております法指定地域というものと、県知事が指定する地域（知事特認地域）となっており、その対象農用地というのは、急傾斜、緩傾斜となっており、それぞれ規定がありますが、これを以前、農政課によりいただいた対象地域の中には、明らかに平たん地と思われる地域もこのような条件に当てはまれば、この中山間地域等直接支払制度への対象地域となっておりました。

また、私はこの制度に対して疑問を呈するものではありませんが、本市においては、この中山間地域というものは、この地域のこの行政区を言いますといった明確な線引きというのが必要であるのではないかと考えております。

例えば、農林水産省が出しております中山間地域というものは、農業地域類型区

分のうち中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指すということにしております。この中間農業地域というものは、平地農業地域と山間農業地域の中間的な地域であり、林野率は主に５０から８０％で、耕地は傾斜地が多くなっている市町村、耕地率２０％以上で、都市型地域及び平地農業地域以外の旧市区町村または市町村も中間農業地域に含まれるとし、また、もう一つの山間農業地域というのは、一般的には平地の周辺部から山間に至るまとまった平たんな耕地の少ない地域とされることが多く、日本の食料・農業・農村基本法第４７条では、山間地及びその周辺の地域、その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域、このように定義をされております。

私はこのようなものを基準にしながら、本市においても、例えば地域としては、龍門地域、水源地域、水迫地域、迫間地域、河原地域、隈府地域、旭志地域など、地域分けをして、それぞれの地域の行政区を落とし込んで、中山間地域としてきちんとした線引きをしていく必要があるのではないかと考えております。この中山間地域の定義については、これからしっかりとした定義づけの必要性があるとの考えをお伝えをしておきます。

そこで、再質問をいたします。

先ほど中山間地域の現状については答弁をいただきました。厳しい状況であると思っておりますが、中山間地域における課題解決や振興については、市民が中山間地域の公益的機能による恩恵を享受していることを認識し、その機能の維持の重要性を理解し、中山間地域の公益的機能は市民共有の財産であり、市民生活の維持向上に必要不可欠なものであることを踏まえ、その機能の維持に努めながら、地域住民が安心して生き生きと暮らし続けられるようにすることなどを基本理念としながら、様々な施策を策定しておられると思いますが、今現在行われている施策はどのようなものがあるのか、お答えをお願いいたします。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　それでは、林業と農業の分野におきます振興策等についてお答えいたします。

森林の荒廃地等における対策につきましては、森林環境譲与税を活用しながら、森林経営管理制度に基づき、適切な経営管理が行われていない森林を市が所有者の意向を確認後、経営に適した森林につきましては、意欲と能力のある民間の林業経営者にあっせんしてまいります。

また、自然条件に照らしまして、森林経営に適さない森林につきましては、市が所有者からの委託を受け、森林の適切な管理を図ってまいりたいと考えております。

次に、農業におけます中山間地域の対策としましては、「中山間地域等直接支払事業」や「多面的機能支払事業」の活用により、地域が一体となって農地や農業用施設を適切に保全するための取組に対して交付金を交付し、支援を行っているところです。

また、地形的に営農条件の厳しい農地につきましては、作業効率や作物生産性の向上を目的とした区画整理や農道・用排水路整備などの土地改良事業を地元要望により、関係各位と協議しながら進めているところです。

このほか、有害鳥獣被害の対策としまして、捕獲報奨金の交付のほか、狩猟免許取得や電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置に対する補助などを行っているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　中尾健康福祉部長。

［登壇］

○中尾孝浩　健康福祉部長　　それでは、福祉分野の施策についてということで、私のほうから答弁をさせていただきます。

中山間地域に特化したものではございませんけれども、買物困難者への支援としまして、食料品や日用品等を販売する地域移動販売事業を、旭志地域や旧菊池地域の一部地域で実施をしているところでございます。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、移動販売の巡回地域の拡充や、それ以外の買物支援についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　北島政策企画部長。

［登壇］

○北島悠子　政策企画部長　　中山間地域に限定した施策ではございませんけれども、移住定住においては、市内の空き家及び空き地の有効活用を通して、定住等の促進による地域の活性化を図るため、「菊池市空き家バンク」を運用しております。

また、昨年度から「子育て世代移住支援補助金」を新たに開始し、未就学児を伴った転入でかつ市内に住居を新築または購入等した世帯に対し、養育する未就学児の数に応じて、１人の場合３０万円、２人以上の場合４０万円、過疎地域に指定された旭志地域に転入した場合は３０万円を加算して交付を行い、移住の促進を行っているところでございます。

次に、市街地等との交通アクセスにおいて、バス路線のない地域における生活交通を確保するため、「きくちあいのりタクシー」を運行しております。

さらに、地域づくりや地域コミュニティの支援を目的に、各行政区や地域づくり団体が実施する地域住民の融和・健康・福祉を増進する活動や、生活環境の保全・整備に関する活動などに対して、地域づくり推進補助金を交付しております。

最後になりますけれども、令和４年度より熊本県立大学と連携をいたしまして、集落の人口減少や高齢化等に伴う集落機能を調査することで、そこに住む人が集落の現状や課題を理解し、自らも集落の問題に取り組む、集落点検事業というのも実施しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○９番　緒方哲郎　議員　　各部よりご答弁いただきましてありがとうございました。

経済部においては、荒廃する森林などに対して、森林環境譲与税を活用しながら、適切な管理に向かっていく。地域一体の活動として、中山間地域等直接支払制度などをしっかり運用していく。また、効率を考えた土地改良事業など、もう一つ、次に質問を予定しております有害鳥獣対策なども、しっかり対策をされているということでございました。

健康福祉部においては、買物困難者に対する地域移動販売の拡充などをしっかりと考えておられること。

また、政策企画部においては、移住定住促進に関するお考え、また子育て世代への補助、また最後に、県立大学との合同による調査・研究をして、しっかり今後もやっていくというようなご答弁をいただいたと思っております。

私は中山間地域に対してのアプローチの仕方というのは様々だと考えております。また、中山間地域の課題解決は全市民の利益となるべきと思いますし、中山間地域の振興は、菊池市の振興につながっていかなければならないと思っております。

そこで、中山間地域についての振興を１つの課題と考えて、まずは専門の部署をつくっていただき、改めて中山間地域が生み出す動物が生息する場の提供の生物多様性保全や、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、大気の浄化などの地球環境保全、また、土砂災害防止などの土壌保全機能や洪水の緩和、水質の浄化などの水源涵養、そして、木材やキノコなど、林産物の生産などの物質生産などを総称する公益的機能の恩恵が、市民共有の財産であることを理解し合い、全市民で中山間地域を支え、安全で安心して住み続けることができる地域社会をつくっていくべきだと考えております。

この地域社会の実現を目指すことは、本市全体の振興・発展に寄与するものとの考えから、ぜひとも中山間地域の振興に関する条例を制定していくべきと考えてお

ります。その条例の制定は、本市を未来永劫に明るく生き生きとしたものにしていくことになると思っております。一日でも早く中山間地域を支えていく条例の制定をすべきという強い思いをお伝えして、次の質問に参ります。

次に、有害鳥獣について質問をいたします。

これまで、有害鳥獣については、多くの議員の方が一般質問をしてこられました。有害鳥獣の被害を少なくしていくには、個体数を減らすことが重要であるとの考えから、本市においても、令和５年度、令和６年度を捕獲強化期間と定め、鳥獣害防止対策事業費においては、令和４年度１００万４，０００円だったものを令和５年度１８６万２，０００円、令和６年度１５０万円へ、鳥獣捕獲事業費においては、令和４年度６８０万６，７１９円だったものを令和５年度は１，５２９万３，８４４円に、令和６年度は１，０１９万８，０００円の予算措置をしていただきました。これにより、本市有害鳥獣捕獲協議会の会員さん方も意欲を持って、これまで以上に有害鳥獣の駆除に当たられたものと思っております。

そこで、お尋ねをいたします。

令和２年度から令和６年度現在までのイノシシ、シカの捕獲頭数の実績をお示しください。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和２年から令和６年１０月までの捕獲頭数についてですが、イノシシが令和２年度は７８６頭、令和３年度が６６２頭、令和４年度が１，２１５頭、令和５年度が９９３頭、令和６年度１０月までは５３５頭となっております。

次に、ニホンジカですが、令和２年度は７９頭、令和３年度が１０４頭、令和４年度が２２４頭、令和５年度が２５８頭、令和６年度１０月までで７６頭となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○９番　緒方哲郎　議員　　ご答弁いただきました。それによりますと、イノシシに関しましては、令和２年、令和３年、ちょっと減った中で、令和４年が極端に多くなっていることが分かりますが、強化期間の令和５年には減っている。令和６年現在でも５３５頭というようなことでありました。シカに関しましては、順調に伸びているようなふうに思います。

私が考えておりましたのは、捕獲強化期間と定められた以上は、単純に考えて、

少なくとも令和４年ぐらいの捕獲頭数であるという考えでおりましたが、実際は今ご答弁いただいたように、令和４年が極端に多かった部分もありますが、思うように伸びていないというような私は感想を持っておりますが、執行部については、どのようにお考えか、その辺をお答えお願いいたします。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和５年度及び令和６年度につきましては、議員ご承知のとおり、イノシシ及びニホンジカ捕獲の重点期間として設定しておりまして、捕獲強化の取組を実施しております。

鳥獣を効率的に捕獲するためには、国などの助言による科学的根拠等に基づきまして、出産期の前に当たる春先での捕獲を強化し、出産頭数を減らす必要がありますが、令和７年度以降の捕獲頭数と比較することによって、成果の検証ができると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○９番　緒方哲郎　議員　　今のご答弁でございましたが、以前、捕獲協議会の班長会議のほうに出席いたしまして、そのときにちょっといただいた資料がございまして、それを見ていく中で、今、部長答弁にあったようなものが捕獲強化計画として載っておったというふうに思っております。

言われたように、国などからの科学的根拠により、効果的に捕獲できる出産期の前の２月から５月までを捕獲の強化期間と定めるというようなこと、また、狩猟期間に当たる１１月から１月までの期間で、イノシシの捕獲報奨金等を下げることで、計画的な捕獲を図るというようなご答弁だったと思います。

言われるように、年間を４期に分けての報奨金の単価について、第１期の４月、５月に関しましては１万円、第２期の６月から１０月にかけては５，０００円、第３期の１１月から１月にかけては２，５００円、第４期の２月から３月にかけては１万円というようなことで、班長会議のほうでも説明があっているようでございました。

そのような考えから、捕獲強化をされているというようなものであったと思いますが、結果を求めるにはちょっと時期が早かったのかなという思いもしておりますので、今、答弁にあったように、令和７年度からの結果を待ちたいと思っておりますので、またその時点で再度検証したいと思います。

有害鳥獣の捕獲頭数の全体的な実数については、最初、ご答弁をいただきました。私はその中で、有害鳥獣捕獲協議会の会員の皆さんでの捕獲頭数に個人差があるのも心配するところではあります。会員になられた年数や、これまでの捕獲の経験値などから、個人差が生じてくるのは否めないものではありますが、この協議会においても高齢化問題があるとお聞きをいたしております。そうであるならば、若い会員の方も１頭でも捕獲できるような講習会や研修を行いながら、若手育成にもなお一層力を入れていただき、意欲を持って活動できるような状態をつくっていくのも行政としての役割ではないでしょうか。

お聞きしますと、現在もそのようなことはやっているというようなお返事もいただいておりますが、今後、なお一層の対策をしっかりとやっていただきたいと思っております。

そこで、再々質問をいたします。

有害鳥獣を捕獲した後の処理の状況についての把握はされておりますか。会員さんの中でも、捕獲後はジビエとして活用されている方、有害鳥獣としての駆除と考えておられる方など、様々だと思います。ジビエとして活用される方は、山林で捕獲したイノシシなどを解体する場所まで移動し、解体の手間もかかるでしょうし、駆除としての考えの方は、捕った獲物に対しては穴を掘って埋めることになると思いますが、埋める穴も浅いと、ほかの獣が掘り起こすということで、深い穴を掘って埋めなければならないと。大変な作業が待っているとも伺っております。

そこで、捕獲した後の処理の状況については把握されておられますか、把握しておられればお示しください。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

捕獲後の処理状況についてですけども、昨年度、菊池市有害鳥獣捕獲隊員５３名に捕獲後の処理について調査を行っております。その調査の結果、埋設が４０％、自家消費が６０％となっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○９番　緒方哲郎　議員　　調査を行われた結果が、埋設が４０％、自己消費が６０％であったというようなご答弁であったと思います。

有害鳥獣を捕獲した後の処理については、これまでも解体施設の必要性ということで、多くの議員さん方も言われてきたことだと思っております。本市単独での施

設の設置は難しいと思いますけれども、近隣自治体と一緒の施設にするなど方法はあると思っております。この施設設置に前向きな検討をすべきだとお伝えして、最後に質問に参ります。

今後、令和５年度、令和６年度の捕獲強化期間が終わることにより、報奨金の単価がイノシシ１頭につき５，０００円、シカ１頭につき８，０００円と、以前同様、年間一律に戻ると思いますが、そのことについて、捕獲協議会からのご意見、ご要望などはあっておりませんか、お答えをお願いいたします。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

鳥獣捕獲報奨金の一律の単価につきましては、本年８月及び９月に本市有害鳥獣捕獲協議会班長会議で２回にわたって十分に協議を重ねております。意見等はいただきましたけども、内容につきましては、捕獲隊のほうからも了承をいただいているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　緒方哲郎議員。

［登壇］

○９番　緒方哲郎　議員　　８月、９月の班長会議において説明をして、いろんなご意見はあったけれども、内容に関しては了承を得ているというようなご答弁だったと思います。

報奨金が一律に戻ることに対しては、今、ご答弁どおり、同意は得られているものと思いますけれども、令和４年度以前の報奨金についてですが、予算の中での支払いになるということで、年度後半に関して、予算が少なくなったことから、捕獲したイノシシ１頭当たり何百円しか報奨金がなかったと、そういうことを僕は協議会の会員さんからお話を伺っております。補正による対応もなかったようにも聞きました。

捕獲協議会の会員さんは、鳥獣被害を少しでも少なくしたいと、お話しすると熱く語られます。しかし、どうしてもライフルの弾代であったり、移動のためのガソリン代、猟犬の管理代等を考えると、最小限の報奨金は必要になるし、報奨金が少なくなることによって、捕獲意欲が薄れてしまうというようなお話でもございました。

これから来年度予算の編成になってくると思いますが、しっかりとした予算措置をしていただくこと、もし予算が不足した場合には補正予算などを計上し、捕獲協議会の会員さんが意欲を持って有害鳥獣駆除をされていかれるよう対応していくこ

とをお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日１２月４日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午後２時１４分

第　４　号

１２月４日

令和６年第４回菊池市議会定例会

議事日程　第４号

令和６年１２月４日（水曜日）午前１０時開議

第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（２０名）

１番	本藤	潔
２番	安武	睦夫
３番	稲継	智康
４番	古田	浩敏
５番	島	春代
６番	大山	宝治
７番	田中	教之
８番	福島	英徳
９番	緒方	哲郎
１０番	後藤	英夫
１１番	平	直樹
１２番	東	奈津子
１３番	水上	隆光
１４番	猿渡	美智子
１５番	荒木	崇之
１６番	工藤	圭一郎
１７番	二ノ文	伸元
１８番	泉田	栄一朗
１９番	木下	雄二
２０番	山瀬	義也

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	北島悠子
総務部長	開田智浩
市民環境部長	宇野木浩二
健康福祉部長	中尾孝浩
経済部長	三池克徳
建設部長	久川知己
七城支所長	古田十咲
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	髙島英輔
財政課長	上野重智
選挙管理委員会委員長	安武昭二
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	中原親弘
水道局長	財津裕一
監査委員事務局長	髙木智生

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係	志水利貞
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、ご起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方はご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○水上隆光　議長　　日程第１、一般質問を行います。

初めに、本藤潔議員。

［登壇］

○１番　本藤潔　議員　　おはようございます。議席番号１番、本藤潔であります。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は２つお尋ねをしたいと思っております。

まず、市営住宅の在り方についてお尋ねをしたいと思っております。

近年、菊池市では、ＴＳＭＣと関連企業の進出に伴い、多くの住宅やアパートが建てられており、「癒しの里」を標榜し、豊かな住環境にある本市へ定住することにつながれば、またとない機会ではないかと感じているところです。実際、市が示した住宅地ゾーニングの内外で宅地分譲されているのが現状であります。

住宅に関して、平成３０年度から令和９年度までの１０年間の期間で策定された住宅施策の基本方針となる住宅マスタープランでは、住宅、住環境を取り巻く環境と課題や、住宅施策の方針や展開、市営住宅ストック総合活用計画の中でも現状と課題を示されております。

本日は、本市の重要な社会基盤である市営住宅に関する再計画についてお尋ねをいたします。

市営住宅は、低所得者や高齢者、子育て世帯など、住宅に困窮する方々に安定した住まいを提供する重要な役割を担っていることは言うまでもありません。しかし、近年の少子高齢化や人口減少、住宅事情の多様化などにより、市営住宅の在り方を見直す必要性が指摘されて、本年第１回定例会においては、泉田議員が市営住宅の在り方について質問をされ、その答弁の中で、現状として、耐用年数が経過した住宅棟数は２３５棟のうち１０３棟あって、全体の４３．８％を占めていること、改

修・改善等は市営住宅ストック総合計画を作成しているとのことでありました。

本市の市営住宅も老朽化が進んでおり、住宅マスタープランに基づき、七城町の蛇塚団地、元村団地、林原団地は用途廃止となり、今後は整地がされるものと思われます。本市として市営住宅の再計画は、公営住宅等長寿命化計画の中で進められると思いますが、個別も含めて具体的な方針や取組をお尋ねしたいと思います。

まず、２点お尋ねをいたします。

１つ目は、老朽化した市営住宅の建て替え、改修計画について、現在の市営住宅のうち、建設から数十年が経過した建物について、今後の建て替えや改修の計画はどのように進められる予定でしょうか。また、耐震性や断熱性といった居住環境の向上に向けた具体的な取組はあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

２つ目は、現在の市営住宅では、一部の住戸が空き家となっております。これらの空き住戸をどのように有効活用し、必要とする市民に届けるお考えでしょうか。例えば若者世代や子育て世帯、または外国人労働者等に向けた利用促進策などは検討されているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの本藤議員の質問にお答えいたします。

市営住宅につきましては、菊池市住宅マスタープラン及び菊池市公営住宅等長寿命化計画の中で、住居棟ごとに建て替えや改修、用途廃止といった長期の計画を立てております。

なお、住居棟の活用手法の判定につきましては、築年数や構造、立地条件等を考慮し建て替え、改修、廃止等の判定をしております。

それと、お尋ねの耐震性につきましては、以前調査を行っており、旧耐震基準の建物であっても、耐震性に問題はないと判断されております。

それと、居住環境の断熱性等のお尋ねがありましたけども、居住環境の改善につきましては、改修工事に合わせて改善を行っているところです。

それから、市営住宅の空き住戸の活用につきましては、一部は政策空き家として、自然災害や火災による被災者等に対する一時的な住居として利用している状況です。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○１番　本藤潔　議員　　マスタープランに従って進めるということと、空き住戸に関しては、政策的空き家として取っているというような答弁があったかと思います。

それでは、再質問をさせていただきますが、実は、先日の１０月の議会月例会において、菊池市内の新規住宅件数調査で、戸建て住宅と集合住宅のそれぞれの新規数の推移が学校区別で示されました。この校区別の新規住宅件数によりますと、令和４年度、令和５年度の２か年で、戸建ては、泗水小校区が１６３件、菊之池小校区で８８件、隈府小校区で６２件、他の校区でも２桁以上の数値で増加をしておりますが、菊池北小校区は７件でありました。

集合住宅においても同じようなデータがありまして、泗水小校区で４０件、菊之池小校区、隈府小校区でそれぞれ２６件、他の校区も数件ありましたが、菊池北小校区はゼロでありました。

利便性がよく、土地があって、諸条件がマッチしたところに人々が住まいを構えるというのは、この市場動向のデータを見ても分かるのでありますが、市全体を見たときに、もっとバランスの取れた住まいの施策が取れないものかと思うわけであります。

先ほども判定のことをご答弁されましたが、住宅マスタープランの中にも、現状がどういう状態であり、住宅の活用の判定が示されてあります。菊池北小校区にあります音町団地は葉山団地の次に古く、２次判定でも３次判定でも用途廃止となっているのは、この菊池北小校区の音町団地だけであります。音町団地の今後の計画がどのようになっているのか、お示しください。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、再質問にお答えいたします。

音町団地の今後につきましては、菊池市住宅マスタープラン及び菊池市公営住宅等長寿命化計画に沿って事業を進めていきたいと考えております。また、社会情勢の変化や地域の現状や課題を踏まえ、現在、市が進めております定住化施策も併せて進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○１番　本藤潔　議員　　公営住宅等長寿命化計画とマスタープランとを基に進めていきたいということだったんですが、私はもっと具体的な答弁をいただけるのかと思っておりましたけれども、私は菊池北小校区に住んでおり、住民の方々との話の中でよく上がるのは、菊池北小校区がある高野瀬区、豊間区というところは、小・中・高校にとても近くて、公園もあり、グラウンドもあり、神社があり、自然豊かで歴史・文化あふれる、教育的、住環境としては最適なところではないかと区民の

方々は口をそろえておっしゃいますし、私もそう思っております。

ただ、児童数が年々減っており、高野瀬区は約８６０戸ほどあるのですが、来年度の菊池北小学校の入学予定児童数は約２７名程度と聞いております。

ここで、市長にお尋ねをいたします。

住宅マスタープランの小規模な学校区における移住促進の中では、人口減少が続く小規模な学校区内において、子育て世帯の移住や、民間による住宅開発促進につながるような制度を検討するとして定めてあります。市営住宅の再計画は、音町団地も含めて、まちづくりや住民サービスの向上に直結する重要な課題であると考えますが、このことに対する市長の見解と今後の具体的なビジョンについてお聞かせください。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　皆さん、おはようございます。それでは、今後の市営住宅に関する考えを述べさせていただきます。

私のほうから全体的な取組としてお話を申し上げます。

老朽化した市営住宅につきましては、菊池市住宅マスタープラン、また菊池市公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、改修や用途廃止などを進めてまいりますが、用途廃止を予定している団地については、社会情勢の変化や地域の課題などを踏まえまして、民間企業による住宅開発の誘導など、現在、市で進めております定住化施策につなげていきたいというふうに考えております。

今、ご指摘のありました音町団地についても、空室が目立っているのは私どもも承知しておりまして、ただ、一部、まだお住まいの方がいらっしゃいますので、ここに十分な配慮も必要でありますので、計画的に進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

今後につきましては、民間を活用した住宅開発を誘導する際も、学校が近うございますので、子育て世代等に重点を置いた施策を進めていければというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○１番　本藤潔　議員　　ありがとうございました。随分数年前から、市長もそういったお考えのご発言をされておりますので、ぜひ進めていただきたいと思いますが、今の民間企業による住宅開発を誘導するとの答弁もいただきました。

市営住宅として必要とされる住民の方への提供を担保しつつ、再計画の中で、今

言われたような若者や子育て世帯などの定住促進につながる環境整備の取組を強くお願いをして、次の質問へ移ります。

次に、本市の農地利用について、農業振興策としての耕作放棄地について質問をいたします。

菊池市においても、少子高齢化や農業従事者の減少により、耕作放棄地が増加し、農地の荒廃が危惧されています。１年以上農業を行わない農地のことを耕作放棄地といいますが、この問題は単に土地の利用効率が下がるだけでなく、景観の悪化や、鳥獣被害の拡大、害虫の発生、危険物の不法投棄の原因となり、さらには災害時の危険性を高めるなど、多方面に影響を及ぼしております。

昨日、緒方議員が一般質問の中で、中山間地域の現状と課題を詳しくお話をされましたが、この課題を解決することは、菊池市の農業の持続可能な発展や、地域の活性化にも直結するものと考え、今回質問をさせていただきます。

現在、菊池市では、耕作放棄地の解消に向けた取組が進められていると承知をしておりますが、その現状や成果についてお伺いいたします。

まず、２点、市の見解をお聞かせください。

まず、現状把握についてです。菊池市全体の耕作放棄地の面積はどの程度あるのでしょうか。農地全体のどれぐらいを占めているのでしょうか。また、近年の増減傾向について、市としてどのように分析をされているのか、お尋ねをします。

２つ目は、耕作放棄地解消のために実施されている施策にはどのようなものがあるのでしょうか。また、それぞれの施策の成果等について、具体的にお聞かせください。例えば農地バンクの活用や市民農園の推進、あるいは新規就農者への支援など、どのような取組が進んでいるのか、教えてください。

○水上隆光　議長　　中原農業委員会事務局長。

［登壇］

○中原親弘　農業委員会事務局長　　改めまして、おはようございます。

まず、本市における耕作放棄地の面積でございますが、農業委員会で現在把握している面積についてお答えいたします。

本市における耕作放棄地につきましては、昨年の１０月末時点の面積は約１２５ヘクタールです。本年の１０月末時点で約１１３ヘクタールございますので、約１２ヘクタールの減少となっております。全体に占める割合としましては１．６％でございます。

次に、これまでの耕作放棄地対策の施策と成果ということでございますが、農業委員会では、現在、８月から１０月までの期間を耕作放棄地の解消活動の強化月間として、農業委員会及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施して

おります。

あわせて、農業委員と農地利用最適化推進委員は年間を通じて担当区域の状況把握に努めておられます。農地所有者への相談等を行うことにより、営農再開や担い手農家・新規参入者等へのあっせんやマッチングをすることで、耕作放棄地の解消を図っているところでございます。

今後につきましても、これまでの活動をさらに推進し、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　改めまして、おはようございます。それでは、引き続き施策と成果についてお答えいたします。

本市におきます耕作放棄地の発生防止に向けた取組としまして、傾斜のある農地を有し生産条件が不利な地域を対象とした「中山間地域等直接支払事業」と、本市全域を対象としました「多面的機能支払事業」に取り組んでおります。

この事業では、地域が一体となって農地や農道、水路等の農業用施設を適切に保全するための取組に対しまして、交付金を交付し、支援を行っているところです。

事業の成果としましては、令和５年度におきましては、「中山間地域等直接支払事業」で約１，３２２ヘクタール、「多面的機能支払事業」で約４，４５６ヘクタールの農地が適切に保全されまして、耕作放棄地の発生防止につながっているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○１番　本藤潔　議員　　ありがとうございます。昨年が、耕作放棄地の面積が１２５ヘクタール、本年が１１３ヘクタール、面積にして約１．６％という答弁でありました。

地籍調査によるものでしょうから、多少の誤差もあり、変動もあり得るのかなと、この面積に関しては思います。なおかつ、農地のパトロールで確認をしたりとか、マッチングの相談等に乗っているということもご答弁いただきました。

いろいろ中山間地域の地元を回ると、間違いなく、今後は高齢化が進んで、ますます遊休地であったり、耕作放棄地が増加することが予想されています。

そこで、再質問をいたします。

ここに地域計画、農水省が出している人・農地プランから地域計画へという資料があります。この地域計画、これは、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業

者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されることから、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めることとあります。

今回の地域計画は、今までの地域農業の将来の在り方に加えて、目標地図を落とし込みなさいと。そして、将来、地域の農業を誰が利用し、どうまとめていくか、農地も含めて地域農業をどのように維持発展していくか、幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者と一体となって２年間かけて、来年の３月までに策定することとなっております。

お尋ねをいたします。

今、この地域計画が策定されている途中かと思いますが、中長期的な視点で耕作放棄地の活用や解消に向けて、市としてどのような計画や展望があるのか、お示しください。また、地域住民と企業との連携や、農地のゾーニング、新たな農業モデルの導入といった具体的な方向性があればお聞かせください。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の耕作放棄地の対策ということになるかと思いますけども、先ほど申し上げました「中山間地域等直接支払事業」、「多面的機能支払事業」を継続して実施することで、耕作放棄地の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

また、議員のご質問にもありましたように、地域農業の将来の在り方や、農地の利用に関する目標などを定める「地域計画」につきまして、年度内の策定に向け、現在、準備を進めているところです。

この「地域計画」につきましては、計画に位置づけられた農地について、１０年後は誰が耕作するのか明確にしていく必要がありますので、この「地域計画」を有効に活用し、耕作放棄地の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

このほか、耕作放棄地対策としましては、農地を守る担い手の確保も大切でありますので、本市独自の「新規農業就業奨励金」の交付や、施設・機械の導入補助等による支援を継続して行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○１番　本藤潔　議員　　ただいまの答弁の中で、位置づけられた農地に関していろいろと進めていきたいという答弁だったと思いますが、では、中山間地域の農業に関して再質問をいたします。

先ほど耕作放棄地の面積が約１１３ヘクタールあるとのことでしたが、多くが中山間地域に点在しているのではないかと思っております。特に中山間地域などは環境的に平地の農振地域と同等の収益性や労働量を見込むのは厳しいかもしれませんが、慣行栽培とは一線を画す環境保全型農業を展開しようとしている方も、また現にされている方もいらっしゃいます。先日、その方のお話も聞いてまいりました。慣行栽培というのは、各地で農家の多くが実践されている農作業の栽培方法であり、一般的な作物の育て方で、有機栽培とは対峙した言葉で使われることもあります。

そこで、そういった方々に慣行栽培農家とのあつれきのない農地、自然環境と共存できる山間地の農地を求めた場合、要件を満たせば新規就農を認めている一方で、もう少し踏み込んだ支援策を講じてもいいのではないかとも思っております。

例えば、市が目標とする農地環境のビジョンを提示していただき、新規就農希望者へ求める農地像に一致する候補地を紹介するというものであります。環境保全型農業については、政府も環境保全型農業直接支払交付金や、みどりの食料システム戦略推進交付金等の支援策を用意してあります。

前回、猿渡議員の環境保全型農業に関する一般質問の答弁の中で、有機農業をはじめとする環境保全型農業を地域全体で推進するために、菊池市環境保全型農業推進協議会を本年４月１９日に設立して様々な取組を行うとの説明がありました。

改めてお聞きしますが、農地の再利用と農地全体の景観保全の観点から、耕作放棄地の再生を主眼、目的にして、環境保全型農業を積極的に誘導推進する考えはあるかどうか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

環境保全型農業の推進につきましては、例えば新規就農者が耕作放棄地を整備して環境保全型農業に取り組むなど、耕作放棄地の対策としても一定の効果はあると捉えております。

これまで本市では、環境負荷低減を行う農業者を支援する「環境保全型農業直接支払事業」や、本市独自の取組である「菊池基準」の制定、また、米食味コンクールでは「環境王国菊池基準登録部門」を設けるなど、環境保全型農業を推進してきたところです。

加えて、有機農業をはじめとする環境保全型農業を地域全体で推進するため、本市における有機農業の取組方針を定めた「有機農業実施計画」を策定しまして、本年度内の「オーガニックビレッジ宣言」に向け準備を進めております。

今後もこのような取組により、環境保全型農業を誘導、推進してまいりたいと考

えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○１番　本藤潔　議員　　ありがとうございます。私、バランスの取れたいろんな農業の取組の後押しをしていただきたいというふうに思っております。先ほど申しました国の支援策をうまく活用しながら取り組んでいっていただきたいと思います。

農業振興に関しては、昨日もそうでしたが、緒方議員をはじめ多くの方が取り上げて一般質問をされていますが、農地を再利用するということは、農業従事者を維持する、確保するということにほかなりません。

農業新聞等では、比較的農業への関心が高まっている若い世代や、移住希望者の方が移り住んで農業に関わっている記事をよく目にいたしますが、そういう方々を取り込むための仕組みも必要かと思いますが、現在の施策はどういうものがあるか、改めてお尋ねをいたします。

菊池市の魅力を生かした農業体験プログラムや、新規就農者への経済的、技術的な支援策等についての現状と今後の方向性をお聞かせください。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

新規就農者に対する支援策につきましては、本市独自の「新規農業就業奨励金」の交付、本市と協定を締結しております日本農業経営大学校と連携しました「農業経営力向上セミナー」の開催、営農指導員による技術的な指導のほか、国の「農業次世代人材投資資金」や「経営開始資金」による支援などを行っております。

また、国や県の各種補助事業を活用しまして、農業生産施設の整備や農業機械の導入に対する補助を行い、作業の効率化や規模拡大等による生産体制を強化することで、安定した農業経営を図るための支援を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○１番　本藤潔　議員　　ありがとうございます。

様々な支援策、これを強化していただきたいと思いますが、農地が減って、農業従事者が減少していると言われますが、農業を生計の中心としている方よりも、兼業として関わっている従事者の方が減っている現状で、農地の集約化や農業の法人化、多様な農業人材、ＮＰＯ法人や優良企業等も含めた参入促進も必要ではないか

と思うところであります。

耕作放棄地の解消は、農業振興のみならず、地域の観光資源や環境保全、さらには地域住民の生活環境の向上にも寄与するものと考え、条例策定も含めて、今後の取組を注視していきたいと思います。

様々な知恵を絞った上で、市の後押しが必要不可欠だということを申して、一般質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、本藤潔議員の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

休憩　午前１０時３３分

再開　午前１０時３９分

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳議員。

［登壇］

○８番　福島英徳　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号８番、福島英徳です。

本日は、９月議会でも申しましたとおり、大型常用草刈り機の購入について、再度行いました情報開示請求に対して、開示された資料を精査しましたところ、多くの情報が隠されており、到底納得できるものではありませんので、一部今回の一般質問で確認させていただきます。

まずは、簡単におさらいをしておきます。

今年３月定例会の経済建設常任委員会分科会におきまして、令和６年度一般会計当初予算に関して、土木課より、款土木費、項河川費、節備品購入費として、大型常用草刈り機バロネスの購入費１台を７００万円で購入する旨の説明があり、計上されました。理由としましては、２台保有している大型常用草刈り機の１台が故障しているため、河川の草刈りに支障を来すためとのことでした。

今年５月に行われた１回目の草刈り時には、従来保有しているバロネス１台のみで草刈りが行われており、７月から８月にかけて行われた２回目の草刈り時にも、同様に１台のみが使用されておりましたので、不思議に思い、８月２０日に行われた月例会におきまして、当初予算で承認した大型常用草刈り機の件を質問しましたところ、これまで２回の入札を行ったが、不調に終わったとの答弁でした。不調だった理由を尋ねたところ、物価高騰も影響してか、７００万円に近い金額での入札だったため、２回とも同じ業者ではなかったものの、不調に終わり、購入には至っ

ていないとの答弁でした。これは建設部長も月例会での答弁において、勘違いしていた部分はあったとのことでしたが、潔くおおむね認められました。

そこで、質問いたします。

私は、行政文書開示請求の件名に令和６年度大型常用草刈り機の入札結果一式書類として開示を求めたにもかかわらず、今回開示された書類には、仕様書や開札調書は添付されておらず、購入予定額、予定価格は黒塗りとなっております。不調になった１回目と２回目の入札結果を情報開示請求した際、不開示とした理由として、現在３回目の入札中であり、入札金額に支障を来す可能性があるためとのことでした。

過去にも同様の事例、情報開示請求に対して同様の対応をされているのか、お尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、おはようございます。それでは、福島議員のご質問にお答えをいたします。

物品購入の入札に関します開示請求につきましては、これまでも同様に、入札中の案件につきましては公表はいたしておりませんし、契約後のものについて、開示請求に対して対応しておりますが、予定価格、入札率等については、同様に不開示と取り扱っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○８番　福島英徳　議員　　それでは、今後も同様の対応をされるということですね。そう理解します。

菊池市の対応に納得がいかなかったため、私は山鹿市役所総務部の管理契約係と行政係、また、合志市役所総務部の管財課に足を運んで聞き取りを行いました。

１回目と２回目の入札が不調に終わった原因を確認したく、菊池市役所に対して入札に関する情報開示請求をしたところ、先ほど申されました現在３回目の入札中との理由で開示を拒否されましたが、山鹿市さんでも同様の対応でしょうかとお尋ねしましたところ、情報開示請求をされた場合、それが３回目の入札中であっても、不落であっても、入札結果を我々が開示しない、開示できない理由はないと失笑ぎみに答えていただきました。合志市さんにおいても、行政文書開示規約にのっとるので、同様に開示請求された場合は、当然開示しますとの回答でした。

熊本県をはじめ県下の市町村では、不落、落札問わず、予定価格を公表していな

くても、入札行為が終えたならば、予定価格等を含めて入札経緯は全面開示されております。

地方自治体の解釈といいますか、例えば、先般荒木議員が質問された市の中央図書館に市長のビラは貼ってもよいといった、菊池市は従来から周辺の市町村の解釈とは考え方を異にした対応をされてきましたが、今回は情報公開法に基づく条例に従って、国内自治体で行われているものに対して、どうして菊池市では近隣の市などとは違う対応をしているのか、お答えください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、ご質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、物品購入の予定価格につきましては、入札前後を問わず、公表はいたしておりません。その理由としましては、今後の同用品の入札の目安となり、競争に支障を来すためになります。ただし、落札決定後は、入札参加者の商号と入札金額は公表いたしております。よって、本件におきましても、菊池市情報公開条例第７条７号の規定に該当すると判断をいたしまして、予定価格等については不開示といたしているところでございます。

また、落札率につきましては、公表しています入札金額と落札率により、予定価格が推測できるため、不開示と取り扱っているものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○８番　福島英徳　議員　　了解しました。

それでは次に、入札の経緯について質問いたします。

これ、１回目は４者が参加、２回目は４者中３者が辞退され、１者のみの参加だったものの、１回目と２回目の入札結果は不調とのことでした。３回目は６者が参加して、そのうち１者が落札、落札業者のみが１回目、２回目、３回目と全て参加している業者です。その落札業者の２回目と３回目の入札額は、２回とも５８２万７，０００円、税込み６４０万９，７００円です。同額であるにもかかわらず、落札していますので、必然的に予定価格を上げられたことになりますが、間違いはないですね、お答えください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　ただいま議員が申されたとおり、間違いはございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○８番　福島英徳　議員　　そうならないと落札はできませんので、そのとおりだと思います。

次に、入札方法をお尋ねいたします。

１回目の入札で、Ａ社はお見積書で社印なし、Ｂ社は業務内訳書で押印あり、Ｃ社はお見積書で押印あり、Ｄ社は内訳書のみで押印なし、そして、２回目の入札では、これはＡ社のみでお見積書で社印なし、３回目の入札時は、Ａ社はお見積書で押印なし、Ｂ社はお見積書で社印なし、Ｃ社は入札書で代表取締役印あり、Ｄ社は業務費内訳書で押印あり、Ｅ社はお見積書で押印あり、Ｆ社は内訳書のみで押印なし、最終的には、社印も押印してない、お見積書のみでＡ社が落札しています。

一般的な入札は、社印を押印した入札書及び必要であれば内訳書によって落札が決まると思うのですが、菊池市では、今回このような統一性と社印もないような書類で落札業者を決定している理由を教えてください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、ご質問にお答えをいたします。

本件の入札は、電子入札で行っておりますので、入札金額をシステムに入力して入札するというような方法になります。したがいまして、入札書がございません。また、開示請求の中で添付いたしましたものについては、内容の内訳書という形で徴収したものを添付したというものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○８番　福島英徳　議員　　電子入札を行っているので、もうこの開示方法には問題がないと。ご回答ありがとうございました。要するに、菊池市では、何ら問題なく開示されているとのことを、この本会議でしっかりと確認させていただきました。

しかしながら、総務省が定める開示しなければならない行政情報には、電磁的記録、ディスク等に記録された電子情報とあります。なぜ電子入札の情報は公開されないのか、改めてお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、電子入札で実施をいたしておりますので、入札の

内容に関しましては、開札の結果、調書を開示いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○８番　福島英徳　議員　　今の答弁では、問題なく開示しているというふうに理解しましたが、現実問題として、従った様式が開示されないことは私が現認しています。この行政側の不備については、現在、不服申立てを行っておりますので、事実関係が明らかになり次第、改めて質問いたします。

この件は、どうも市が意図的に都合が悪い情報を開示しない、そのような疑いがあるのではないかとも考えられますので、併せて後日再質問することにいたします。

そもそも予算を計上するために、市側は数社の業者から見積書を取って予定価格を定めると思いますが、１回目の入札結果を見る限り、４者中１者が税込み６４４万３，８００円で、他の３者は税込み７３０万円から８３０万円です。これは予定価格の設定が誤りだったのではないですか。または落札業者、落札した業者ありきで、一般民間業者は数合わせだったのではないかと、多くの一般市民はうがった見方をするのではないでしょうか。そう思われても仕方ない異様な入札行為だと私は思います。

一方で、随意契約による七城地区の河川草刈り業務委託の苦情は、区長さんをはじめ、いまだに多くの市民から寄せられております。特に七城支所では苦情対応に苦慮をしているようです。

昨年の消防ホース入札でも、１回目、２回目が不調に終わり、３回目でやっと落札した経緯に不信感を述べる業者もいらっしゃるようです。

本市における契約、入札のずさんさというか、その場しのぎでころころ変化している実態が浮き彫りになっていると思いますし、入札の手順として、選定業者や予定価格の設定さえも適切に行われているのか、甚だ疑問です。

話を戻しますが、最初に情報公開請求をした際、現在３回目の入札なので、予定価格等の情報が漏れては公平性を保てないため、開示できないとのことでした。

そこで、質問ですが、３回目の入札が行われる以前に、会員制新聞のブログに大型常用草刈り機購入予定価格が税込み５９５万円であることが報じられていました。驚きです。情報公開請求をしても拒否、公開されても黒塗りだった予定価格が、報道機関とはいえ、第三者に漏れていたとなれば、重大な問題だと考えますが、それに対して、執行部は抗議も削除要請もせずに黙認している状態ですが、それでいいとお考えですか。

それと、再確認ですが、市長以外で歩引きの予定価格を知り得る者が市役所の中

に存在するのかをお答えください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、ご質問にお答えをいたします。

予定価格につきましては、これは物品購入の場合でございますけれども、決裁権者が予定価格調書に金額を記入後、封入封印をいたします。開札時に予定価格調書が封入された封筒を開封し確認を行います。物品購入の担当課で落札結果の報告後、調書自体の保管は、物品購入の担当課で保管をすることになります。開札後は財政課契約検査係で開札調書を作成する際に、発注管理システムに開札結果を入力するということにしております。

発注管理システムの情報が全部署で共有できる状態ではございました。そのため、職員であれば、他部署の物品の予定価格を事後ではございますけれども、確認できる状態となっていたという状況でございます。

現在はシステムを改修しまして、事後におきましても、財政課契約検査係以外の職員は物品の予定価格をシステム上で確認することはできないことといたしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○８番　福島英徳　議員　　今の答弁では、この情報漏えいというのを認めるというふうに考えます。

ただ、要するに、第三者に漏れていたのは事実なんですよね。もう実際、その会員制新聞のブログには５９５万円という予定価格が報じられておりました。

先ほど質問しましたけども、執行部として、それに対して抗議も削除要請もせずに黙認されておりますが、それでいいとお考えかどうか、お答えください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、ご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、まずはシステム改修が必要ということで、庁内の体制を整備したというものでございます。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○８番　福島英徳　議員　　ということは、もう今後はそういった漏れることはないと。

契約担当以外は見れないということで理解しました。

あと、結局、市長以外で歩引きの予定価格を知り得る者が市役所の中に存在するのかということに対しては、そうだと思います。私も入札の手順を担当に聞きましたときに、市長が予定価格を記載した決裁は封詰めされた状態で戻ってくるので、担当はもちろん、課長ですら知り得ないとのことでした。

先ほども申しましたけども、入札中に庁内で機密であるはずの情報が第三者に流出をしていたことは、重大な情報漏えいだと思いますし、それは改善されたということですので、質問としましては、この予定価格５９５万円、第三者に漏れているわけですので、この価格を落札予定業者が知っていたことも十分考えられますが、それに対してはどういうふうにお思いでしょうか、お答えください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　先ほどご答弁申し上げましたとおり、予定価格につきましては、開札時に予定価格調書が封入されました封筒を開封し、確認をするという順序になります。その後、物品購入の担当課で報告なり保管をします。開札後に、財政課契約検査係で開札調書を作成する際にシステムに入力をいたすということになりますので、システムの改修前におきましても、開札後でなければ誰も知り得るところはないというものでございます。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○８番　福島英徳　議員　　一般論ではそうでしょうけども、実際、第三者に漏れているんですよ。第三者が知っていたわけですよね。ということは、落札予定業者が知っているということも十分考えられると思いますよ。

これ以上言っても、同じような答弁でしょうから、私が思いますに、このような経緯からして、行政対応が疑われるような事態があることも事実であると喚起いたしまして、質問を変えます。

先ほども申しましたが、落札業者の２回目と３回目の入札価格は５８２万７，０００円、税込みで６４０万９，７００円で同額です。７００万円の予算に対して５９５万円の予定価格ですから、１回目と２回目はぴったり１５％の歩引き率になります。この特殊な大型常用草刈り機を購入するに当たり、この物価高の中、１５％も歩引きすれば、一般の民間業者が落札することは高いハードルであることが誰にでも容易に想像できます。ごくごく普通の乗用車であっても、１５％の値引きをするディーラーなどいないことは多くの方がご存じだと思います。

苦情が多くなった七城地区の河川草刈りを、市民の生活環境改善と景観維持のためにバロネスを購入するのが目的ですよね。故障しているバロネスが使用できず、１台では河川の草刈りに支障を来すとの理由により、当初予算で承認したにもかかわらず、入札が不調に終わり、今年度の河川草刈りが終了した１０月下旬にやっと契約が完了した次第です。その結果、今年度の七城地区の河川草刈りには寄与できなかったわけです。それにもかかわらず、河川の草刈りは終了しております。

多くの苦情が寄せられていることが物語っているように、どこを検査しているのか、首をかしげたくなる状態であるにもかかわらず、滞りなく委託業者への支払いは済ませているのが実態ではありませんか。結局のところ、既存の１台で草刈り作業は終えているのですから、２台目のバロネスは必要なかったのではないでしょうか。必要ない物品の購入費用に７００万円を予算計上することは、税金の無駄遣いとしか思われませんが、本当に今回７００万円ものバロネスの購入が必要だったのか、お答えください。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

作業につきましては、１台で使っている場合は、草刈り、手刈りのほうと併用して使っている場合もあるということでしたけども、場所によっては、やはり足りないので、２台使っていたということでございました。２台は毎回作業後にメンテナンスに出して、故障が起きないように細心の注意をしながら、機械のメンテナンスに重点を置きながら作業を行っていたということをお聞きしております。

１回目は、確かにちょっと遅れたということでありましたけども、２回目、３回目につきましては、幸い大きな遅れもなく、完了させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○８番　福島英徳　議員　　そのことは分かりますけども、結局、１台で済んでいるわけですから、本当もう１台必要だったのか。先ほど予備とかというお話もされましたけども、結局、先ほども申しましたけど、当初予算の説明では、バロネスが２台ないと草刈りに支障を来すと、こういう理由で予算を計上されております。

例えば、故障したりとか、メンテナンスに出すためにもう１台が要るということであれば、その当初予算時にそういった説明があってもしかるべきだと思うんですよね。

ただ、久川部長は、当初予算策定時には担当部長じゃなかったので、無理に答えられなくてもいいとは思いますが、やはり予算を計上する際には、どういう目的で何をするかというのはきちんと説明されるべきだと申しておきます。

それでは、市長にお尋ねいたします。

これまでの質問に対する答弁をお聞きになっても、多分何ら問題はないとおっしゃるでしょう。歩引き率を決められるのは首長の特権だと思いますが、計上された当初予算額は７００万円です。１回、２回、３回と入札が行われ、３回目では予定価格を引き上げた現状からして、市長の１回目と２回目の歩引き額は下げ過ぎだったと言わざるを得ません。

市長、歩引き額の下げ過ぎにより、今年１年間、バロネスを購入できず、七城地区の河川草刈りに支障を来したことに対して反省はされておりますでしょうか、お答えください。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、お答えいたします。

歩引きが多過ぎて、価格が低過ぎたんではないかというご質問ですね。

前にご説明したと思いますけども、この種の物品購入に関しましては、歩引きというものが存在しまして、予算が今回の場合は７００万円でありますけども、それは総枠の見込みでありますから、なるべく実際の購入の際には、１円でも安いものを求めたいと。市民の大切な税金でありますから、効果的に使いたいということで、様々な観点から点検をするわけであります。

この予定価格を決定するに際しましては、参考となる同等品の入札結果であったり、当該物品の取引における実例があれば、その実例価格であったり、需給の全般的な状況であったり、それから、履行の難易度、手に入れるのが難しいとか、いろんなことがあると思います。また、数量が多い少ないによって、そうしたことも変わってまいります。いわゆるプレミアムがついたりつかなかったりということもあるわけであります。あるいは、履行期間の長短等によっても相当影響を受けるわけでありますので、こうしたことをもろもろ総合して、担当部署の説明を受けて、最終的には私が決定しているわけでありまして、冒頭に申し上げましたように、そうした情報から、なるべく一番安い、このぐらいは大丈夫じゃないかということを見込んで、予定価格を私が決定して、自ら封入して封印して渡していると。こういうのが状況でございますので、実際にはプロセス自体には何ら問題もございませんし、結果的に３回の入札となりましたけども、その中では、入札された方の中では一番安いもので決定することができたということにつながったわけであります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○８番　福島英徳　議員　　今、答弁いただきましたけども、結果的にこの１年間、当初予算で上げられたバロネスが購入できてなかったというのは事実なんです。そこで購入できなくて、河川草刈りに寄与できなかったことに対して、反省はされていますかということに対して、反省はしてないというふうに私は理解いたしました。

ただ、この入札には、市長の恣意的な思惑があるとしか私には思えません。この問題は情報公開請求においても、市長が情報を隠蔽している疑いがありますので、私が不服申立てを行って、これから真相解明を行ってまいりますので、事実関係が明らかになる日も近いでしょう。そのことを申し伝えまして、今日はこれで終わりにしておきます。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光　議長　　これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１１時１６分

再開　午後　１時００分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

［登壇］

○１４番　猿渡美智子　議員　　皆さん、こんにちは。猿渡美智子です。

まず初めに、地下水保全の取組について質問をします。

熊本県民の暮らしは地下水によって支えられています。泗水と旭志は１つの地下水盆を共有している熊本地域に入っていて、地下水保全の重点地域でもあります。よって、菊池市は地下水保全に取り組む熊本地下水財団の構成メンバーでもあります。

１９９０年に熊本県地下水保全条例が制定され、その後、改正を重ねた背景には、熊本地域で地下水の水位が長期的に低下傾向を示していたこと、硝酸性窒素等の汚染が散見されるなど、地下水の水量、水質、両面に課題が生じていたことがあります。ですから、地下水保全の課題は今に始まったものではありませんが、ＴＳＭＣの進出が決まって以降、県民の地下水に関する関心は一気に高まりました。

市民の方々からも、地下水についての懸念の声を度々聞くようになり、昨年６月

議会の一般質問でも、地下水保全の取組について質問をしました。菊池市においても、半導体関連企業等の進出や規模拡大が出てきている状況であり、地下水保全の取組が必要性を増していると考えたからです。

今回は、前回の答弁を基にしてお尋ねしたいと思います。

まずは、前提として、企業進出の状況についてお尋ねします。

木村県知事は経済誌のインタビューに答えて、ＴＳＭＣの進出決定から、この３年で県内の半導体関連企業の新設・増設は、県が協定を結んでいるものだけでも６０件あり、それ以外の企業進出も含めて、２０２３年度は過去最高でしたと述べておられます。半導体関連企業が増えれば、地下水の需要も増えると考えられます。

そこで、菊池市において、２０２２年以降、これまでの企業進出・規模拡大の状況はどうなっているか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

２０２２年以降の企業進出・規模拡大の状況につきましては、県・市・企業間で立地協定を締結した中で、企業側より、協定の内容を非公表でとの申出があったところもございますので、詳細な立地数は控えさせていただきますけども、１０社を超える進出または増設がなされているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○１４番　猿渡美智子　議員　　ありがとうございました。

今、部長のほうから、非公表の部分もあるのでというお答えがありましたが、今回の質問打合せをする中で、その非公表の部分というのが様々にあって、現段階ではなかなか突っ込んで聞くことが難しい面もあるのだというのを痛感しているところです。しかしながら、１０社以上の企業の進出あるいは増設が見られているということは分かりました。

その中で、半導体関連のものが何件あるかについても、今のところ、公表はできないというような話をいただいておりますので、問うことはありませんが、私としては、水の需要はこれからも増えていくだろうと予想をしているところです。

前回、今後の企業進出を踏まえて、地下水保全に関してどのような取組を考えているのかという私の質問に対して、次のような答弁がありました。具体的取組として、地下水質保全の立場から、これまで実施してきた本市主体の市内地下水質調査や、県が実施している地下水質測定への協力を行っていく。地下水量、水量保全の

観点から、雨水浸透桝や、雨水タンク設置補助事業の推進及び水源涵養林整備事業による地下水涵養に向けた取組を進めたい。このような答弁をいただきました。

この答弁に関連して、３点質問します。

１点目、水質に関しては、大変気になるところであります。前回の答弁では、令和４年度の検査結果を示していただきましたが、市や県の水質検査の結果は、その後、どうであったのか、直近のものをお示しください。

２点目、雨水浸透桝や雨水タンクの補助事業について、過去３年間の実績と今後の取組についてお示しください。

３点目、水源涵養林の整備をどのように進めてこられたか、お尋ねをします。

あわせて、このことについての今後の取組と課題についてもお尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　宇野木市民環境部長。

［登壇］

○宇野木浩二　市民環境部長　　改めまして、こんにちは。それでは、質問にお答えいたします。

まず、１点目の市及び県で行われております水質検査の結果についてお答えいたします。

令和５年第２回定例会の猿渡議員の一般質問におきまして、令和４年度の結果をお答えしておりますので、今回は令和５年度と令和６年度分をお答えします。

水質汚濁防止法に基づき、県が実施いたします地下水質の測定につきまして、令和５年度の測定結果としましては、１３件の基準超過、令和６年度の測定結果としましては、１２件の基準超過がありました。なお、超過項目としましては、いずれも硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素となっております。

また、井戸の用途につきましては、いずれも雑用及び農業用となっております。

次に、本市による地下水質検査につきましては、菊池地区、旭志地区及び泗水地区におきまして、各地区６か所の代表地点で、七城地区につきましては、全３８行政区の代表地点で実施しております。

令和６年度につきましては、調査中でありますので、令和５年度分をお答えします。

令和５年度の調査結果につきましては、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素におきまして、７件の基準超過が見られております。

また、井戸の用途につきましては、飲用及び雑用となっております。

次に、２点目、雨水浸透桝等の補助事業についてお答えいたします。

雨水浸透桝設置補助事業及び雨水タンク設置補助事業における過去３年間の交付実績につきまして、雨水浸透桝設置補助金は、令和３年度５件の１３基、令和４年

度１件の２基、令和５年度３件の９基となっております。

また、雨水タンク設置補助金につきましては、過去３年間において、交付申請はなされておりません。

これらの各種補助事業の取組につきましては、地下水資源の枯渇防止など、地下水の保全に寄与するものでございますので、今後における補助事業実施件数の増加に向けて、さらなる周知等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは次に、水源涵養林の整備についてお答えいたします。

まず、水源涵養林とは、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置します国有林及び民有林の水源池周辺の森林並びに地域の用水源として、重要なため池、湧水地、渓流等の周辺にある森林となっております。

その森林の樹木等の根が発達することによりまして、水を蓄える隙間に浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、土砂災害等を未然に防止するなど、公益的機能の役割を果たしております。

国有林及び民有林の森林整備状況としましては、継続的に主伐、植栽、下刈を実施している状況で、市有林も同様に整備を行っております。

次に、課題といたしましては、先日の緒方議員の一般質問で答弁しましたとおり、高齢化や担い手不足の問題など森林所有者の森林への関心が薄れ、管理が適切に行われていない森林が増加している状況です。

今後も、水資源の保全に向けまして、有効的に森林環境譲与税を活用しながら森林整備を継続的に実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○１４番　猿渡美智子　議員　　まず、県や市が行われている水質検査については、前回の質問のときと大きな違いは出ていないようでありまして、引き続き硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の検出が多数見られているというのは残念なことですが、これについては、かねてからの取組が行われておりますので、引き続きしっかりと考えていっていただきたいと思います。

雨水浸透桝や雨水タンクについては、思いのほか、進んでいないという状況も分かりました。増加に向けて取り組むということでありますが、個人でできる取組としては、有意義な面もあるかと思いますので、まずはこんな制度があるということ

を周知していっていただきたいと思っています。

３点目の水源涵養林の整備については、おっしゃるとおり、昨日の緒方議員への答弁を聞きながら、あ、このことだというふうに思って、私も聞いていたところです。後で重ねて質問をいたします。

再質問をします。

まず、水質検査に関連しての質問です。

熊本市内各所の地下水から国の暫定目標値を超えるＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）が検出されたことを受けて、県は令和５年度及び６年度に地下水と河川水について有機フッ素化合物の検査を行いました。最近も有機フッ素化合物に関するニュースはいろいろ出ていますが、非常に分解されにくいため、環境や食物連鎖を通して人の健康や動植物の生息、生育に影響を及ぼす可能性が指摘されております。

有機フッ素化合物に関する県の検査結果をホームページ上で確認しますと、昨年度も今年度も国の暫定目標値である１リットル当たり５０ナノグラムを超えているところはありませんでした。今年度、菊池市内では出田の地下水が対象になっており、結果は４ナノグラム以下ということでした。

しかし、私は昨年度の検査で、泗水町永の地下水、これは農業用井戸からの採取であったと聞きましたが、ここから１リットル当たり１２ナノグラムが検出され、加えて、永地域を流れる合志川の下流でも９ナノグラムが検出されたことには強い懸念を持っています。

昨年度、市の水道局が行った市内に１５か所ある水源池の地下水検査においても、ほかの１４か所は全て５ナノグラム未満という結果であり、ほとんど検出はされていないのに、泗水町永桜山、私の居住地でありますが、ここにだけ９ナノグラムが検出されました。有機フッ素化合物は自然界にはあり得ませんから、この一帯のどこかに原因となるものがあると考えざるを得ません。もちろん暫定目標値以下の値ですから、原因の調査等が行われないことは承知しております。しかし、菊池市内のほかの地域とは異なる結果が出ている状況は明らかでありますから、検査だけは毎年継続して行っていただきたいと思います。原因が分からない状況で、今後の予測もつきません。モニタリングして、これ以上の数値上昇が見られないようでしたら、地元としては安心です。永地域における地下水の継続的な有機フッ素化合物に関する検査について、市の見解をお尋ねいたします。

次に、森林の持つ多面的機能による水源涵養に関連してお尋ねをします。

先ほどお尋ねした水源涵養林も含め、本市の森林面積は１万５，０００ヘクタール余りで、市の総面積の５５％を占めております。この広い森林が水源涵養の大きな役割を果たしていることは言うまでもありません。森林のうち６割近くが杉やヒ

ノキの人工林です。原生林や天然林は人の手をかける必要はなく、自然の営みの中で森林は更新され、多面的機能が保持されていきます。

しかし、人工林は適時適切に間伐や主伐、そして、植林を行うことで持続可能になるとされています。放置された人工林は植生が荒れて、先ほどの部長の答弁とも重なりますが、保水力が弱くなり、災害につながることもあります。

菊池市森林整備計画に、近年、木材需要価格等の長期低迷により、森林所有者の森林に対する意欲が薄れ、間伐等の森林作業が十分になされておらず、林業従事者の不足も問題となっており、森林の持つ水源涵養や山地災害防止など、公益的機能の発揮が危ぶまれていると、三池部長の答弁と重なる内容が記されておりました。

市内の農業者の方が、自分は山も持っている。植えてからもう５０年になる木だから切る時期だけれども、手つかずになっていると言われましたが、このようなケースが多いのではないでしょうか。

一方では、定年を迎えた市民の方が山を買うのだと言われて驚きました。伐採時期に来ている山を買って、皆伐するのではなく、部分的に木を切って、その後に広葉樹を植える。針葉樹と広葉樹の混合林にして、行く行くは天然林に戻していきたい。水の生まれる森を育てたいと話され、既に活動を始めておられます。志の高さに頭が下がりますが、個人でできることには限りがあります。

放置林は全国的に問題になっているようですが、市としては、収穫時期を迎えた森林の整備について、どのように取り組もうとしておられるのか、森林の持つ水源涵養力に関わる課題としてお尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　宇野木市民環境部長。

［登壇］

○宇野木浩二　市民環境部長　　泗水町永地区の農業用井戸水の水質調査についてお答えいたします。

有機フッ素化合物の代表物質であるＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳにつきましては、水質汚濁防止法に基づき作成された、県の地下水質測定計画に基づき調査されております。

まず、令和５年度の調査結果につきまして、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡは、暫定目標値である５０ナノグラムリッター（後に発言の申出があり、「５０ナノグラムリッター」を「５０ナノグラムパーリットル」へ訂正）に対し、１２ナノグラムパーリットルであり、ＰＦＨｘＳにつきましては、指針値の設定はございませんが、４ナノグラムパーリットル未満でございました。

次に、令和６年度の調査結果につきましては、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡは９ナノグラムパーリットルであり、ＰＦＨｘＳにつきましては、２ナノグラムパーリットル

未満でございました。

この調査につきましては、今後におきましても継続して実施されるところとなっておりますが、調査対象となる井戸の選定につきましては、実施主体である県において行われます。定点モニタリングによる経時変化等にの状況確認の観点から、県との緊密な連携・協議を図ってまいります。

以上、お答えします。

すみません。先ほど私の答弁の中で、「５０ナノグラムパーリットル」とお答えしなければならないところを「５０ナノグラムリッター」とお答えしておりました。訂正して、おわび申し上げます。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは次に、森林整備に取り組めない所有者の方への対応についてお答えいたします。

緒方議員の答弁でもお答えしましたように、森林環境譲与税を活用しながら、森林経営管理制度に基づき、適切な管理が行われていない森林について、市が所有者の意向を確認後、経営に適した森林につきましては、意欲と能力のある民間の林業経営者にあっせんしてまいります。

また、自然条件に照らして森林経営に適さない森林につきましては、市が所有者からの委託を受け、森林の適切な管理を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○１４番　猿渡美智子　議員　　永地区の地下水検査については少し触れられましたが、私は定点検査が必ず必要だと考えています。令和５年度の検査結果の中に、県のホームページ上では永地区が入っていて、検出されたこともはっきり分かりますが、今年は県のホームページでは出田の結果となっていて、これでは、一体昨年度の検査結果で、何かほかの地区とは違う状況が見られた永地区のように、ある程度の一定の検出をされた地点についての継続がなされるのかどうかが非常に曖昧なところでありましたから、あえて今回質問をいたしました。

もし、県の決めた検査地点に永地区が来年度入らないようなことがありましたら、ここは市独自の取組としても、ぜひ継続でのモニタリング、定点でのモニタリングをやっていただきたいと。これは地元の住民として強く要望するところであります。

先ほども触れましたが、これが原因だということが分かっていれば、その原因を除去していく、排除していくという取組ができますが、有機フッ素化合物の場合、

国は大方９割以上が原因が突き止められないというようなことを言っています。だから、あとは検査をしていく以外にないと思います。検査結果がきちんと公表されれば、私たち住民はそれなりの自衛措置を考えることもできるし、市としての対策もできていくのではないかと思います。

国が定めた暫定目標値１リットル当たり５０ナノグラムという数値には少し間がありますけれども、だからこそ、今のうちにきちんと経過を見ていく姿勢を市には示していただきたいと強く要望します。

それから、収穫時期を迎えた森林の整備については、市で取組を始めているということですので、ぜひスピードを上げて取り組んでいただきたいと思います。

先ほど山を買うと言われた市民の方の話をしましたが、私が笑いながら、その壮大な計画は生命が足りないって言いましたら、笑っておられましたけれども、森を育てるということは一朝一夕にできることではありませんので、今の状態でもなかなかに厳しいことは、昨日の緒方議員の質問からも見えているところですから、取組を早めていただきたいと考えております。

昨年１０月に熊本県が出した地下水保全の取組という資料の中には、米作りをやめて転作をした田んぼ、転作田等において、稲作を再開することによって、農業の営みによる地下水涵養を地元で検討するということが上げられておりました。この件について、農政課にお尋ねしたところ、今のところ、何も話は来ていないということでしたので、質問に取り上げることはできませんでしたが、水田が水源涵養に大きな役割を果たしていることは言うまでもありません。

しかし、稲作の再開どころか、今ある水田の継続が困難になってきているのが実情ではないでしょうか。１１月７日の農業新聞には、農水省の見通しとして、農業経営体は、２０２０年の１０８万経営体から２０３０年には５４万経営体と半減し、規模拡大がなければ、２０２０年に比べて約３割の農地が利用されなくなるおそれがあるという記事がありました。市内で稲作をされている農家さん、５ヘクタールを作っておられますが、この方も、年も年だから、続けられるのはあと２年くらいだろうかと話しておられました。

命と暮らしを支える地下水を保全するためには、水質の面から、異変が起きた場合にはいち早くキャッチする水質検査の継続とともに、水量の面からは、農業や林業を持続可能にしていくことが必要です。「水を使う者は自ら水をつくれ」という言葉に出会いました。大局的な話になりますが、水を使う産業と、水をつくる産業、バランスの取れた市の発展が求められていると思います。このことについて、市長の見解をお示しください。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　地下水保全に関連して、バランスの取れた市の発展についての意見を述べよと、こういう趣旨でございました。

今、お話ございましたように、様々な開発が今進んでいるわけでありますけども、本市におきましては、農業・宅地・商業・工業等のバランスの取れたまちづくりに向けて、無秩序な開発を抑制するためのゾーニングを行っているわけでございます。

議員ご質問の地下水保全に関する本市の取組につきましては、地下水保全のためのモニタリングをはじめ、その保全に資する農業・林業を守り、振興を図っていくために、庁内部署が連携しながら各種取組を進めているところでございます。

これまで両部長が答弁しましたとおり、地下水汚染を防止する観点、そしてまた、地下水の枯渇を防ぐ観点、はたまた農林業の振興による地下水保全の観点などを基としまして、水質と水量の両面にわたる保全対策等を講じる必要があると考えております。

農業におきましては、水田への主食用米や飼料用米等の作付による水張り面積の維持が挙げられまして、林業においては、森林環境譲与税の活用による森林整備や、適切な維持管理に関する取組なとが挙げられます。

このように、本市における地下水の保全につきましては、農林業の振興を図りつつ、併せて環境保全に寄与する方策等を講じるなど、それぞれの産業分野における発展につながるよう、市全体の均衡を保ちながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○１４番　猿渡美智子　議員　　今、市長のほうからは、市全体の均衡を取りながら取り組むというお話がありました。ぜひその姿勢で取り組んでいただきたいと思いますが、ゾーニングで、ここは田んぼとして守っていくという方針の中にある水田さえ、今、危うくなっている状況があるし、山を見ますと、葛が生い茂って、森林に覆いかぶさっているような状況も非常にたくさん見られています。どちらも水源涵養には大きな力を発揮していますが、それを保持していくことということになると、行政の大きな助けが必要だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

今回の質問で、当初、念頭に置いていた質問の内容について、一部修正せざるを得ないような状況も出てきてしまいました。しかし、最後に、地下水について、心配しておられる市民は少なくないのだということをお知らせして、次の質問に移ります。

パートナーシップ宣誓制度について、要綱の改正を提案するということで質問します。

本市では、２０２２年７月、菊池市人権未来都市宣言と同時にパートナーシップ宣誓制度が導入されました。

まず、質問の入り口として、パートナーシップ宣誓制度の導入の意義をお示しください。また、近頃改正された点もあるとのことですから、どのような内容であるか、お示しください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、猿渡議員のご質問にお答えをいたします。

まず、パートナーシップ宣誓制度導入の意義につきましてですけれども、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の観点から、菊池市パートナーシップ宣誓制度を、先ほどご案内ございましたが、令和４年７月３０日より施行いたしております。

この制度は、一方または双方が性的マイノリティである二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付することにより、二人の関係を証明するものでございます。

法律上の効力はありませんけれども、この制度の導入により二人の関係を尊重するとともに、性の多様性に対する社会理解の促進を図ることを目的としています。

また、社会に対しても本市の人権施策をアピールし、住みよい環境、働きやすい職場を目指し、企業誘致・人口増につなげるという意図がございます。

２点目の、１１月に要綱改正をいたしておりますが、その内容についてお答えいたしたいと思います。

パートナーシップ宣誓者の転居に伴う手続の軽減を図る目的で、全国１６９の自治体が加盟する「パートナーシップ宣誓制度自治体間ネットワーク」に本年１１月１日付で本市が加盟したことに伴う改正を行ったものでございます。

改正の内容としましては、パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定をそれぞれの自治体間で締結する必要があったものが、協定を結ぶことなくネットワーク加盟の自治体間での相互利用が可能となりました。

結果的に転居後のパートナーシップ受領証等の交付に伴う手続の簡素化が多くの自治体間で進んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○１４番　猿渡美智子　議員　　多様性を認め合う共生社会を実現するという目的が述べられましたが、心から賛同いたします。

改正の内容として、これまでは自治体間同士で協定を結ぶ必要があったものが、ネットワークという形で１６９もの自治体との手続が簡素になり、転居をしたとしても、そのネットワークの中であれば、安心ができるという広がりが出てきたということにも大変喜ばしいと考えているところであります。

パートナーシップ宣誓制度が日本で初めて導入されたのは２０１５年、東京の渋谷区と世田谷区でありました。以後、全国に広がり、ＮＰＯ法人虹色ダイバシティによれば、今年５月末の時点で導入自治体は４５９、人口カバー率は既に８５．１％にまでなっているそうです。

数の上での変化ばかりではなく、対象とするカップルの考え方にも変化が見えています。パートナーシップ宣誓制度の始まりは、同性婚が認められていない日本で、性的マイノリティのカップルに関して、先ほど部長が言われましたように、自治体が独自に結婚に相当する関係という証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするというものでした。

例えば、医療機関での付添い、立会い、面会などで、家族と同様の扱いが受けられるようになること、公営住宅に入居できること、住宅ローンが利用できること、養育里親の登録ができるようになるといった内容があります。

しかし、２０１９年に千葉市が初めて異性・同性を問わず、互いをパートナーとする二者の宣誓を証明する制度として、性別を問わない内容の要綱を制定いたしました。この動きも広がりを見せ、兵庫県、富山県、山口県、福島県などは、県単位で異性カップルを含んだ制度としています。

近隣では、合志市がパートナーシップを「互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した二人の関係」と規定し、性的マイノリティに限らない要綱を定めています。

様々な理由で婚姻届を出せない、あるいは出さない異性のカップルがおられると考えます。例えば、明石市が制度を説明するホームページに掲載しているイラストには、４組のカップルが描かれています。パートナーとずっと一緒にいたいと言っている男性同士のカップル、家族として認めてほしいと言っている女性同士のカップル、そして、結婚して名前が変わることにちゅうちょしてしまうという異性のカップル、もう一つは、遺産相続の問題で結婚には踏み出しにくいという年配の異性カップルです。

私の知り合いにも、結婚という形を取らない異性カップルが何組かおられます。いずれもこれからの人生を共にと考えられた方たちですが、カップルのどちらかお

一人が手術とか、入院とかということになったときを想定すると、性別にとらわれないパートナーシップ制度が安心につながるのではないかと考えます。

菊池市パートナーシップ宣誓制度の要綱は、現在、性的マイノリティに限定した内容になっていますが、異性・同性を問わず、双方の意志で互いをパートナーとする制度に変更したほうがよいと考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、再質問にお答えをいたします。

先ほど議員からもご案内ございましたけれども、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体は全国で４５０を超えております。さらに現在増加傾向にあるようでございます。また、そのような中で、性的マイノリティに限らず、異性のカップルにもパートナーシップを適用するという自治体も増えてきております。

事実婚や選択的夫婦別姓を望むなど、様々な事情から婚姻がかなわない異性カップルも制度の対象になることで、性別にかかわらず悩みを抱えている全てのカップルに対応した、より幅広い取組と言えます。

本市としましても、「人権未来都市宣言」を行っており、「一人ひとりがその人らしく生き、多様性を認め合う」という考えから、様々な理由で法的な婚姻ができないなどの悩みを抱えている異性カップルにも寄り添った制度として、改正を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○１４番　猿渡美智子　議員　　性的マイノリティに限らず、異性カップルも含めた改正を検討するという答弁でありました。これが実現することを切に願っております。よろしくお願いします。

重ねて質問します。

パートナーシップ宣誓制度を異性カップルにも適用する動きが広がっていることは言いましたが、カップルだけでなく、子どもも含めて家族として認めるファミリーシップ制度を導入する自治体もまた増えてきています。

初めてこの制度を導入したのは兵庫県明石市で、２０２１年のことですが、２０２３年時点では７０以上の自治体で導入されているということです。制度の始まりの時点では、性的マイノリティのカップルが、過去に異性と結婚していたときに生まれた子どもと一緒に家族として暮らすということが想定されていたようです。

合志市でもファミリーシップ宣誓制度が導入されており、要綱では「パートナー

シップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であり、愛情をもってその子を養育すると約した家族の関係」としています。根底にあるのは家族の多様性を認め合うということです。以前、里親さんの話を聞いたときに、家族の形はいろいろだということを分かってほしいと言われましたが、そのことと同じだと思っています。

現在の菊池市パートナーシップ宣誓制度の要綱には「多様な性のあり方を認め」という文言がありますが、多様な家族の在り方も認めるべきではないでしょうか。パートナーシップと併せてファミリーシップを導入することについての見解をお伺いいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、再々質問にお答えをいたします。

ファミリーシップ制度導入の件になります。

ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップ宣誓制度におきまして、未成年の実子または養子などを対象に含める制度のことで、パートナーシップを宣誓したカップルが医療機関等で面会許可の際に「家族としての関係を証明する手段がない」などの悩みに対応した制度になります。

こちらも、先ほどの回答と同様に、悩みを抱えているカップルに寄り添った制度として、改正を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○１４番　猿渡美智子　議員　　最初に部長から言われた多様性を認め合う共生社会の実現という観点から、取組をぜひ進めてください。菊池市人権未来都市宣言に沿っての取組だと理解しております。

最後に、視覚障がい者への選挙情報の提供についてお尋ねをいたします。

この件については、昨年の１２月議会、ちょうど１年前にも同様の質問をいたしました。

２０２２年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法が制定されて、障がい者の情報取得について、可能な限り、障がい者でない者が取得する情報と同一の情報を同一の時点で取得することができるようにすることとされたこと、市長選挙や市議会議員選挙においては、視覚障がい者に対して選挙公報に代わる情報提供がなされていないこと、熊本県議会議員選挙では、候補者の氏名、経歴、政見などについて、候補者自身が作成した音声データを編集したＣＤを視覚障がい者の方

へ配布していること、これらのことを挙げて、菊池市においても市長選挙や市議会議員選挙において、県の選挙管理委員会と同様の取組ができないかをお尋ねしました。

１年前、選挙管理委員長からは、菊池市では、市長選挙が令和７年４月に、市議会議員選挙が令和８年５月に、それぞれ任期満了となり、選挙が予定されています。視覚障がい者への情報提供の配慮については、今後の選挙管理委員会において議論すべきものと考えますという答弁をいただきました。

いよいよ市長選挙が迫ってまいりましたが、議論の結果がどうであったのかをお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　安武選挙管理委員会委員長。

［登壇］

○安武昭二　選挙管理委員会委員長　　お答えいたします。

熊本県選挙管理委員会では、県内の視覚障がい者向けに点字のお知らせ版や候補者名簿を備え、従来の紙による選挙公報に代わる音声ＣＤの配布による取組がなされております。

前回の質問を受け、県内自治体の状況を確認した結果、県内の自治体では県のほかには政令指定都市である熊本市のみが実施しているとのことでした。

県内他市町村で導入が進んでいない理由の１つには、告示から投票日までの期間が短く、準備期間が限られていることがあるのではないかと思います。

議員ご承知のとおり、一般の市長選挙及び市議会議員選挙は投票日の７日前に告示されるため、非常に短い期間で、公平・公正な選挙執行に向けた事務を進める必要があります。

音声ＣＤ等での提供につきましては、貴重なご意見として、今後の投票率向上に向けた取組につなげていきたいと考えますので、県内他市町村の動向を踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○１４番　猿渡美智子　議員　　現状ではまだ難しいという趣旨の答弁であったと思います。

しかし、音声データによる選挙情報が届けられないということになると、例えば県知事選挙であったり、国政選挙であったりは、テレビやラジオを通して政見放送がありますので、何らかの形で視覚障がい者の方々も情報をキャッチすることができている現状です。

しかしながら、市長選挙や市議会議員選挙の中では、何もきちんとした情報がないままに投票行動をするということは、大変残念なことではないかと思います。確かに事務的に７日間という期間の中では、忙しい思いをさせてしまうことになるとは思います。しかしながら、そこは取組の方法を前もって精査をしていくことで、何らかの形で実現も可能になってくるのではないかと私は思っています。何より音声データを作るところからお願いするのではなく、候補者が一定の決まりの中で作った音声データを１枚に編集をする、そこだけをお願いしていくという形になるわけですから、不可能なことではないと思っています。

来年４月の市長選挙においては、無投票であった前回と違い、選挙になることが予想されているのではないかと思います。このときに候補者自身によるきちんとした情報がお伝えできないというのは非常に残念なことであります。その翌年には我々市議会議員の選挙も控えておりますので、そこに向けて、さらに議論を深めていただくよう、どうぞよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午後１時５２分

再開　午後２時００分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　皆さん、こんにちは。議席番号１５番、荒木崇之です。今日もたくさんの方に傍聴いただき、本当に議員として幸せでございます。ありがとうございます。

１０月１５日に行われました第５０回衆議院議員選挙では、与党が過半数割れしたことで、大躍進した国民民主党を与野党が取り込もうと、国民民主党の公約である１０３万円の壁の引上げをめぐる議論が連日報道されています。

給与所得の向上の合計を現在の１０３万円から１７８万円に引き上げた場合、政府は国と地方の税収が７．６兆円減少すると試算しています。各自治体の税収が減り、行政サービスに支障を来すとのことで、その一例が学校給食を廃止する自治体も出てくるという報道に、非常に強い違和感を覚えました。

まずは、国民、市民に負担を強いるよりも、人口が減少しているのに減らない国

会議員と地方議員の削減が先で、議員を減らし切らんなら、報酬をカットするという方法もあります。選挙のときだけ、ワーキングプアの改善とか、子どもの貧困の対策とか、きれいごとを言う前に、「隗より始めよ」という考えはないのでしょうか。

労働力の確保もままならず、外国人の労働力に頼っている現状や、物価高騰で停滞している我が日本国の経済を鑑みたときに、自治体の税収の心配をするより、国民の暮らしが少しでも豊かになる施策を講じるのが最優先だと思います。

しかしながら、阿蘇市では約４億円、山鹿市で約７億円の税収減とのことで、我が菊池市も県の試算では約７億円の減収とのことであります。減った財源を安易に臨時財政対策債に頼らず、税収減をどう乗り切るかがこれからの首長に求められると考えます。ただ、現時点において、税収減の積算もしていない江頭市長に今後のかじ取りを任せることは不安でなりません。

それでは初めに、公共工事の発注について質問いたします。

私の公共工事に対する考えとして、菊池市の仕事は、菊池市内の業者で施工し、技術力をつけ、県の公共工事や国の公共工事が受注できるように、ある意味で市が業者を育成するという役割もあると考えます。

しかし、普通建設事業費は平成２５年度には５３億円あった予算が、平成３０年度には３８億円になり、令和５年度には２７億円まで減少をしています。また、土木工事の維持管理や修繕予算も平成２５年度に１０億９，０００万円だったのが、令和５年度には８億円に減っています。公共工事に関係する業者の方から、仕事、つまりは市からの発注工事が減ったとの声が上がるのは、予算を比べると一目瞭然であります。

議員の中には、公共工事の入札率が高いことを問題視している方もいらっしゃいますが、業者が市役所と同じ積算ソフトを使い、決められた単価表で積算するなら、予定価格に限りなく近い金額が出るのは当然ではないでしょうか。入札率を問題にするより、地元業者に過度な競争をさせ、安かろう悪かろうで下請や従業員の給与にしわ寄せが来るほうが問題だと考えます。

そのことを踏まえて質問いたしますが、本市には菊池市中小企業振興条例というのがあります。これまで議会では、度々この中小企業振興条例について、各議員さんから一般質問がなされてきました。この条例の中に公共工事に関する条文もあります。第３条第２項で、市の発注する工事、委託業務、物品の購入に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、官公需に関する施策を十分に認識した上で、中小企業の受注機会の増大に努めることとあります。

では、お尋ねします。

条例に次に掲げる措置を講ずるとして、中小企業の受注機会の増大に努めることとありますが、市はどのようにこれまで受注機会の増大に努めてきたのか、具体的にお示しをください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、荒木議員のご質問にお答えをいたします。

中小企業の受注につきましては、先ほど申されました菊池市中小企業振興基本条例におきまして、中小企業者の受注機会増大に努めております。指名業者を選定する際は、指名審査会に諮りながら、可能な限り市内業者を選定しているところでございます。

また、工事発注時には特記仕様書に、下請発注は、市内業者への発注に努めるよう明記をするなど、働きかけを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　今、総務部長の答弁では、下請業者の推進というのもありましたけど、この中小企業の受注の機会というのに関しては、分離発注というのは入っていないんですか。

これは、私、財政と打ち合わせしたときに３つ言われて、その３つの中に、確かに地元下請企業の推進というのはありましたけども、分離発注というのは言われてないですけども、それはないということなんですか。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　また、具体的な内容としまして、建築工事におきまして、建築一式工事から分離して発注する１つの工事の例といたしまして、電気工事・管工事を分離した分離発注も実施いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　今、答弁でありましたように、地元企業が受注の機会を増やす具体的な措置として、私が今、追加で答弁を求めました分離発注、それと地元下請の推進をしているとのことであります。

分離発注というものを分かりやすく説明したいと思いますが、例えば中学校を建

設するとします。建物を建築屋に、下水道や水道を設備屋に、照明やエアコンを電気屋に、フェンスとか駐車場の整備などの外構を土木屋にというように、業種に分けて市役所が発注することで、大きいところが１社で取ると、その１社の利益にしかならない。それをそれぞれの業種に分けることで、皆さん一緒に繁栄しましょうよという、中小企業を守るためにあるわけですけど、これは昭和４１年に官公需法というのを、これはもう公務員の皆さんご存じだと思いますけど、市長もご存じだと。官公需法というのがあって、国が定めているんですよね。中小企業の振興に官公需については努めなければならないと。それぞれの自治体にはその裁量は任せられていますけども、昭和４１年に国が定めて、今でも、平成２７年に改正がそれはあっていますけども、それが今でも生きている状態であります。

その分離発注というのがあって、公共工事の場合の業種というのがそれぞれありまして、まず建築、土木、設備、電気、舗装、そして塗装、解体があります。菊池市が本当に分離発注をしていて、地元企業の育成に努めてきたのかを平成１９年度から、合併してすぐから、令和５年度の建築工事の金額が大きい上位２０件、これは大変だったと思いますけど、財政の方に作っていただいて、上位２０件の情報公開請求をしました。

金額が大きい建築工事がどのようなものがあるかといいますと、例えばこの市役所庁舎、これが２５億円、それと生涯学習センター、１５億円、図書館が入っているところ、各小中学校の改築工事が主なものであります。２０件中、建築、土木、設備、電気を分離発注したのは１６件で、８０％を分離発注されています。しかし、金額ベースで見ますと、上位４件は分離発注されていません。大型建築事業２０件の落札総額は、これ１０３億８，０００万円、これ途中で変更工事しているなら、もうちょっと大きくなっていると思いますけど、分離発注してない４件、これが市役所庁舎、キクロスの建設工事、菊池南中、そして、泗水中の改築工事の落札額は１０３億８，０００万円中、６９億４，０００万円ですから、金額ベースでは６６％が分離発注されずに、地元企業には広く恩恵がなかったということになります。この分離発注されてない工事全て、江頭市長の時代に発注されたものです。

さて、私が問題に考えるのは、今言ったことではありません。分離発注をした１６件の大型建設工事に、塗装だけが１件も分離発注されてないという点であります。建築、土木、設備、電気は分離発注をされているのに、塗装はなぜか分離発注をされていません。仕様書を調べてみますと、中には塗装防水工事を要する工事も含まれていますが、建築工事の中に塗装が入っていて、塗装屋の仕事を建築屋でされています。

また、直近の令和４年度の音光寺団地の改修４，７００万円、令和５年度のあさ

ひが丘住宅改修工事２，５００万円も、工事内容に塗装工事があるのに、建築の中に一括して発注されています。

お尋ねをいたします。

なぜ塗装工事だけ分離発注されていないのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、ご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、建築物の工事におきましては、建築一式工事から分離して発注する例として、電気工事・管工事が挙げられます。これらの工事につきましては、独立性・専門性が高いために、分離発注した場合でも、品質管理を行いやすい工事であり、また、分離発注することにより、市内業者の受注の機会が増え、地場産業育成にもつながっていると考えております。

一方で、工事の規模や複雑性等の観点から、個別の専門工事として施工することが困難な工事、特殊な工事、軽微な工事につきましては、品質確保の観点から総合的に施工すべきと考え、建築一式工事で発注している工事もございます。

建築一式工事から塗装工事を分離発注しました場合、仮に不具合があった際は、塗装仕上げの問題なのか、下地の構造体等の建築工事側の問題なのか、責任の所在が不明確になるおそれがあり、建築物からの独立性が低い塗装工事等については、工程管理・責任が不明確となり得ることが考えられます。

そのようなことから、塗装工事につきましては、工程管理・責任の明確性の観点から分離発注は困難であると判断をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　今の総務部長の答弁では、建築工事の中に打ち込んだほうが責任の所在が分かりやすいということだったということでありますが、では、建築工事の業者は自社で塗装工事をやっているということで間違いないですね、そこは。それを下請に出してたら、責任の所在が分からなくなるじゃないですか。自社でやっているというところでしょ、そこは。

そういった前提でお話しされているというふうに思いますけども、私は、言っておきますけど、１業種を別に優遇するために今回質問するわけではありません。ましてや、塗装業者だけに肩入れしているわけでもありません。ただ、菊池市が地場産業育成と言いながら、１業種を排除するような公共事業の発注をしているからであります。

実際に、江頭市長が市長になった平成２５年度から令和５年度まで、１０年間で発注された塗装工事、入札に付すべく１３０万円以上の工事は僅か６件です。１０年間で６件しか塗装工事は出ていないということになります。土木工事や電気工事、建築工事、設備工事は、恐らく全て合わせると１年間で１００件以上出てて、１０年間では、それぞれの業種で１００件以上、これも出ていると思うんですよ。それが塗装だけは僅か６件、塗装屋さんが入札できる、塗装だけのやつというのは６件しかないということがあります。

ここに、令和元年８月２１日に菊池市建設業協会から提出された要望書があります。このときは、協会長が今の前の前、前川勝さんから出ておりますね。会長から出ていますけども、それに対する回答書というのも仕入れまして、そこには市長名で書いてありまして、日付は令和２年１月７日で、収発番号、菊契第１８９号で、もちろん公文書です。市長の印鑑も押してあります。

その中で、建設業協会の塗装部会の中から要望書が出されていますけども、その出された内容は、塗装・防水工事の入札は、建築入札と別発注してくださいとの要望に対して、市の返事は、分離できる業種につきましては、分離発注に努めてまいります。しかし、現場条件により困難な場合もありますので、ご理解くださいと返されています。ここにその文書もあります。

では、お尋ねをいたします。

現場条件が困難な場合とありますが、どのような場合でしょうか。建築業者にできて、塗装業者にできない塗装・防水工事とはどのようなものなのか、具体的にお示しをお願いいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、お答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げましたように、分離発注をした際の工事の不具合があった際に、その仕上げの問題なのか、建築工事側の問題なのかというのが不明確で、責任の所在が分からないといったようなものが１つの条件になろうかと考えております。そういった中で、工程管理や責任の所在という部分についてを重視しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　私、具体的にお答えくださいと言ったんですよね。私も１５歳から大学４年まで、土木工事のアルバイトをしていましたので、少しは工事

のことも分かるつもりです。

例えば、団地の塗り替えなんかあった場合に、足場を建築屋さんで組んだとしましょう。でも、塗るのは塗装屋さんが塗るんですよね。それのどこが検査の際に責任の所在が分からなくなるのかというふうに思うんですけど、私が聞きたいのは、現場条件が困難な場合、どのような場合なのかというのを具体的にお示しいただきたいと思っているんですよ。結局、回答書、これ市側が出しているじゃないですか。こういう場合という例を挙げてあれば、私も納得するんですけども、ただ単に現場条件が困難な場合というふうに書いてありますけど、具体的にちょっとその困難な場合を教えていただきたいんですよね。

じゃあ、あさひが丘住宅の塗り替えあたりも、何が分離発注すると具体的にできないのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。明確にお答えください。

○水上隆光　議長　　ここで、暫時休憩します。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

休憩　午後２時２０分

再開　午後２時２４分

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、荒木議員のご質問にお答えいたします。

団地のほうの発注において、分離発注ができなかったかということですけども、あさひが丘住宅等の改修につきましては、塗装だけではなくて、下地のほうの補修、またクラック等の補修等もありましたので、一体として発注したほうが合理的ということでいたしております。

ただ、塗装だけという工事がある場合は分離して発注している状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　今、団地のことだけおっしゃいましたけども、中には、例えば体育館とか、小学校とかもあるわけなんですよね。もちろん今あるやつをはつってというといかんけど、はつって、そこをきれいにして、また上から塗るという作業は、これは分かっている話であります。

私も土木工事のアルバイトをしていたときに、大体分離発注したときは工程会議というのを開いて、現場代理人をみんな寄せて、じゃあ、いつ頃これをしますねと

いうことなんで、できないことはないんですよね。じゃあ、下地がいつ頃終わりますから、次は塗装は何日から入ってくださいというのは、これはできることなんです。土木工事でもやっているし、石積みを石積み屋さんにやらせるというのは、下請をやらせるというのは、工程会議の中で決めればいいことなんで、ちょっと建設部長に聞きたいんですけど、うがった考えをすると、これ、入札事務が大変だからとか、担当職員が管理ができないからという理由で分離発注をなまけている、そういうことはないですか。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　ただいまのご質問にお答えいたします。

そういったことはございません。その発注形態が合理的ということで判断して、発注しているところでございます。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　工事の工程の中で、建築工事と同時に進めたほうが効率的というのは、私も経験上、理解はしています。

ただ、さっき言われたように、もしかして分離発注されずに、建築工事に組み込まれた塗装の工事、これを建築業者が自社で施工していると皆さん本当に思っていますか。建築会社は、自社ではこれはほとんど施工せず、下請に出しています。しかも、その下請業者は市外業者です。ほとんどです。８０％そうです。

これ、何で私がここまで断言できるかといいますと、ちゃんと塗装部会の人から聞き取ったからです。あの工事も、あの工事も、あの工事も、全部元請にお願いしに行ったけど、断られたということであります。元請業者は、下請業者と契約をしたときは、３週間以内に市に対して下請報告書を提出しないといけません。これ、建設部長、間違いないですね。３週間以内に、例えば下請に出したときは下請報告書というのを出さなきゃいけない。ですから、執行部の方は、塗装工事の下請がほとんど市外の業者に流れていることは分かっているはずです。

先ほどの答弁で、地元業者の育成として、元請に対して下請を地元企業に推進するというか、お願いするということでしたが、これが強制ではないんです。これは強制ではなくて、お願い程度なので、塗装業者については下請もできてないのが現状なんです。

例えば、私が下請業者だとします。塗装業者だとします。開田総務部長のところが建築屋さんだとします。元請だとします。お願いしますと。うちにどうにか仕事をくださいと。１００万円でしてくださいとか、１００万円でできるものを８０万

円でしてくださいとか、値段を下げて言ってくるわけですよ、要は。そして、市役所には、荒木塗装さんにはお願いをしたけども、断られましたと。下請のせいにしているわけなんですよね。その金額でできない金額を提示しているところもあると私は聞いております。

先ほどの答弁で、これがお願い程度というので、これが受注機会の増大にはつながってないというのがありますけども、ほかにも塗装業者さんが公共工事をなかなか受注できてない市の制度があります。それは菊池市では入札参加資格者名簿に登録がない小規模事業者、これは個人事業主とかの方のために、５０万円以下の工事については、塗装屋さんが中小企業とするならば、中小企業とは別に入札を行っています。５０万円以下はですね。菊池市小規模工事等契約希望者登録要領というものがありますが、先ほどの１３０万円以上の塗装工事は、１０年間で僅か６件と申しましたが、５０万円以下の塗装工事はちょこちょこ出ています。しかし、それには塗装業者が入札に参加することはできません。５０万円以下の塗装工事は小規模工事となるので、小規模事業者が入札に参加するからです。この要領のおかしいところは、例えば小規模事業者が５０万円以下の塗装工事を５件請け負うと、年間で２５０万円になりますよね。落札回数の制限はありませんから、１３０万円以上の工事が発注されない塗装業者より、小規模事業者のほうが公共事業を受注しているという矛盾が生まれます。

片や、公共工事に参加するために、経営審査を何十万円も払って、法人税も払って、全く仕事がないのに、経営審査を受けていない、法人でもないところが仕事にありつけるという現状を市はどのように考えるのか、お尋ねをいたします。

あわせて、この要領の対象外となっているのが、水道施設工事は除くとなっているんですよ。水道の工事だけは小規模では発注しない。全部業者に発注するとなっているんですが、山鹿市と合志市、このほか、玉名市、荒尾市、ほかのところにも同様の要綱があります。ただ、そこは水道工事を除くとはなってないんですよ。それに業種の制限はありません。水道工事も、要は小規模事業者に、５０万円以下だったら出すよということをしていますが、水道工事が小規模事業者の発注外の対象になっているなら、１つの工事金額が小さい塗装工事もこの要領の対象外とできるはずですが、対象外として、５０万円以下の塗装工事であっても、中小企業も参加できるようにすべきと考えますが、要領を改正される考えはありませんか。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、ご質問にお答えをしたいと思います。

先ほどご案内がございましたけれども、小規模工事につきましてですが、建設工

事のうち、内容が軽易かつ履行の確保が容易であると認められるものでございまして、契約金額も、先ほどおっしゃったように、５０万円未満の工事または修繕等としております。

中小企業振興条例に基づきまして、小規模工事の見積書を徴収する際は、小規模工事等希望者登録をしている業者を採用し、できる限り市内業者を採用することといたしております。

小規模工事の契約件数、また総額等に規定はございませんが、一般競争入札及び指名競争入札による契約についても、契約件数や総額等に規定はございませんので、特に優遇をしているというものではございませんし、小規模工事についても、工事ごとに複数社から見積りを徴し、請負業者を選定しているところでございます。

また、塗装工事につきまして、水道に合わせた除くという改正という分につきましては、今後の課題として受け止めさせていただければと思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　私、先ほど塗装工事を除いてくれと言ったのは、この小規模の対象から除いてくれと言ったのは、やっぱり金額が小さいんですよ。１０年間で６件しか出ないのに、一番大きいので、これ１，７００万円は別として、もうほぼほぼ５００万円とか、３００万円とかぐらいなんですよね。これが１０年に１回めぐってくるか、めぐってこないか分からない、実際。これ入札ですから。

片や、５０万円以下のはちょこちょこ出ているなら、要は技術力がないところが、技術力の要る、必要なやつをするなら、それは私はちょっとおかしいと思うけども、技術力があるところが簡単な工事をするという、これはできるはずなんですよね。免許も持っていらっしゃいますし、片や、法人税も払っている。経営審査も受けている。こういう企業努力もされているのに、個人事業主がどんどん取っていくという現状はおかしくないですかという、もちろん個人事業主さんの方も、これは入札じゃあります。ただ、メンバーが少ないなら、何年に１回かはすぐ回ってくるようになりますよね。何年に１回かというか、１年に１回はめぐってくるかもしれない。そういう現状があるから、水道を外しているなら、塗装も外してくれというふうに言っているわけでありますから、こちらは早急に改正をしていただきたいと思います。

次に、お尋ねしますが、塗装の業者さんが公共工事を受注できない大きな要因があります。それは福村市長のときは、１者１業種という入札に縛りがありました。例えばこれは建築なら建築工事にだけ、電気なら電気工事にだけ、１者が１業種の

みに入札に参加できるシステムでしたが、江頭市長になってからかどうかは分からないですけど、建築業者が建築と土木に、土木業者が土木と舗装に、また土木と、例えば塗装にというように、１者が２業種の入札に参加するようになったことで、主に建築業者が建築と塗装に入札に入ることで、そもそも塗装だけをやってた人が落札できなくなっているという現実があります。

執行部の方は簡単に、じゃあ、塗装業者も建築を始めるとよかたい、土木に登録すればいいと考える方もいらっしゃると思いますけども、そもそも職種が違うのは分かりますよね。だって、建築工事、さっき言ったように、ほとんど自社で施工してないわけですから、できないわけですよ。もう全部下請に出している状態ですから、そもそも業種が違うし、会社の規模も、もちろん建築工事のほうが大きいですし、使用する機械や資格も違います。

そこで、提案ですが、塗装業種に限っては、以前のように１者１業種に戻すということはできないのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、ご質問にお答えをいたします。

１者１業種の取扱いにできないかという点でございます。

土木、建築、電気、管・水道、造園の５種について、指名願申請において重複して申請できないという取扱いのことを１者１業種としております。これは市内の専門業者の保護・育成と全業者への公正な受注機会の均等を図るために行っているものでございます。

現在、塗装工事に指名願を提出される塗装専門の市内業者がごく僅かでございますので、塗装工事を１者１業種として競争入札を行う場合、市外業者を含めた指名競争入札、または一般競争入札を行う必要がございます。

しかしながら、本市には中小企業振興条例がございますので、これまでも可能な限り市内業者による指名競争入札を行ってきたところでございます。

そのようなところから、塗装工事を１者１業種の取扱いにすることは、中小企業振興条例に反しまして、市外業者を指名することになりますので、現在のところ、塗装工事を１者１業種にすることは考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　塗装工事業者さんが、実際にはもう２者しかいらっしゃらない。昔は８者ぐらいいらっしゃったんですよ。何で減ったか。分離発注もせず

に、１者２業種を認めるから、建築のほうからどんどん入ってきて、仕事がなくなって、じゃあ、辞めますと。もう経営審査も受けれませんと。受けて登録しても、指名を受けても、入札で負けてしまうと。会社の規模が全然違うからですね。結局、それって、市が追い込んでいるじゃないですか。

答弁では、塗装業者を１者１業種に戻すと、２者しかないので、競争の原理が働かなくなり、市外の塗装業者を指名に入れないといけなくなるとのことですけど、私、尋ねたんですよ。どっちがいいですかと。建築業者と、例えば競争して取るのがいいのか、それとも、市外の塗装業者と競争して取るのがいいかって。それはもう市外の塗装業者とやったほうがいいですと。なぜなら、同じ塗装業者だから、会社の規模がそれぞれ似通っているからですよ。建築のほうは何億、何十億の仕事もするようなところが入ってくるわけですから、これ絶対に勝てないわけですよね。同じ塗装業者であれば、ああ、これは３度塗りだな、これは２度塗りだなと。このぐらいかかるなといって、適正な金額を示しやすいと言われているので、やっぱりこれは市は１者１業種に戻して、塗装は塗装屋さんだけで競争させるというのが、私は本当の入札じゃないかなと思います。もしそうなれば塗装に戻ってきたいと。ちゃんと経営審査も受けて、法人税も払っていらっしゃるけど、ちゃんと市に入札届も出して、指名願も出して、戻ってきたいという業者がいらっしゃるということなんですよ。ですから、これは土木とか建築を１者１業種にしろとは言っていません。

塗装がこれだけ仕事がないのに、よその業種が入ってきて、そこが、しかも市外に下請を出している。この状態を招いたのは市じゃないですかと私は言っているわけなんですよね。

市外の塗装業者を入れないといけなくなるとのことですが、そもそも分離発注も、できるものもせず、１０年間で僅か６件の塗装工事しか発注せず、しかも１者２業種を認めたことで、他業種が指名に入るようになったことで、塗装業者が廃業せざるを得ない原因をつくったのは、まさに菊池市ではないでしょうか。

では、江頭市長にお尋ねをいたします。

塗装業者からの要望である建築と別発注も積極的に行わない。１者１業種に塗装だけ戻すこともしないということは、いいですか、よく聞いといてくださいよ。菊池市の塗装業者は、これから元請になることも許されず、１０年間で６件ほどの仕事を業者間で競い合う、分け合うしか生きるすべがないということになりますが、江頭市長はそれでいいということで理解していいでしょうか。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、お答えいたします。

塗装業者さん含め、業界の皆さんにおかれましては、大変事業を通じて、菊池市の経済、雇用等にも大変貢献をいただいているということに対しては、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。こうした様々な業種がそれぞれに活躍していただけるということは、菊池市の活力にもつながる話でございます。

今、塗装業界を取り巻く大変厳しい状況を伺っておりまして、いま一度、私どものほうで何ができるかをよく検討して、耳を傾けながら、改善策があれば、それを検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　市長から、選挙前だからですかね、改善したいと考えているということがありましたけども、私、じゃあ、この１２年間何やってたんだと言いたいんですよ。塗装業者がこれだけ少なくなるまで、市は分離発注もせず、下請も調べず、やっていたわけなんですよね。

市長の答弁を、いろいろ入札の答弁を聞きますと、午前中の福島議員の一般質問でありましたように、入札のことを軽く考えていらっしゃるんじゃないかなというように思います。

福島議員の質問では、市長が入札に対する歩引きをこの物価高騰の中、大幅に引いたことで、不落が続き、１年間草刈り機バロネスの購入ができなかったことが判明して、七城地区の皆さんには大変ご迷惑をおかけしたというふうに私は思っております。

市長、入札のことや発注のことを軽く考えられているかもしれませんが、塗装業者に限らず、公共工事に携わる者は経営審査というものを受け、入札への資格審査が得られることはご存じだと思います。経営審査を受けるためにも毎年経費が要ります。それには罰則もあります、虚偽を出したら。それなのに分離発注もせず、仕事が出ない。出ても別業種が落札し、下請さえできない。これでは入札に参加する塗装業者が減るのは当たり前ではないでしょうか。

市の発注方法が市内の塗装業者を廃業に追い込んでいる自覚は市長にはありますか。国や県といった大きい公共工事の入札に参加できるところは、菊池市の仕事がなくても食べていけますが、菊池市の公共工事でしか食べていけない地元業者が多くいることをよく考えてください。

私は地元企業もしっかりと自助努力をしていくことは当たり前だと思いますが、自助努力する気さえなくしてしまうような公共工事の発注については、早急に見直

すべきであります。恐らく総合体育館の塗り替えもあるでしょう、さびだらけですから。明日、二ノ文議員が言われますけども、それも塗装工事は伴うわけです。私はそこもちゃんとやるのか、しっかり見ておきたいというふうに思っております。

市長は、先日の衆議院選挙で、選挙は○○候補に、お買物は菊池市でと言われていましたが、現状は市が、菊池市内業者の育成をしていないじゃないですか。そのことを指摘して、次の質問については、市が婚活事業に支出した補助金がイベントを発案した市の職員の会社に流れていないかという内容を問う予定でしたが、諸事情があり、今回は取り下げたいと思います。

しかし、市側が自主的にこの問題に対して調査をされない場合は、３月議会において、なぜ私が取り下げるようになったのか、その事態と経緯も含めて、厳しく質問したいと考えています。

傍聴者の皆さんには、せっかく師走のお忙しい中に足を運んでいただいたにもかかわらず、申し訳ございません。おわびして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○水上隆光　議長　　これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日１２月５日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

傍聴の方も可能な方はご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午後２時４７分

第　５　号

１２月５日

令和６年第４回菊池市議会定例会

議事日程　第５号

令和６年１２月５日（木曜日）午前１０時開議

第１　一般質問
第２　報告第３０号　専決処分の報告について（公立保育園における転倒事故）
　上程・報告・質疑

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　報告第３０号　専決処分の報告について（公立保育園における転倒事故）
　上程・報告・質疑

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

出席議員（２０名）

１番	本　藤	潔
２番	安　武	睦　夫
３番	稲　継	智　康
４番	古　田	浩　敏
５番	島	春　代
６番	大　山	宝　治
７番	田　中	教　之
８番	福　島	英　徳
９番	緒　方	哲　郎
１０番	後　藤	英　夫
１１番	平	直　樹
１２番	東	奈津子
１３番	水　上	隆　光
１４番	猿　渡	美智子
１５番	荒　木	崇　之
１６番	工　藤	圭一郎
１７番	二ノ文	伸　元
１８番	泉　田	栄一朗

１９番	木　下　雄　二
２０番	山　瀬　義　也

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

欠席議員（なし）

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	江　頭　　実
副市長	芳　野　勇一郎
政策企画部長	北　島　悠　子
総務部長	開　田　智　浩
市民環境部長	宇野木　浩　二
健康福祉部長	中　尾　孝　浩
経済部長	三　池　克　徳
建設部長	久　川　知　己
七城支所長	古　田　十　咲
旭志支所長	佐野木　成　俊
泗水支所長	髙　島　英　輔
財政課長	上　野　重　智
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古　庄　和　彦
市長公室長	稲　葉　一　郎
教育長	音光寺　以　章
教育部長	前　川　幸　輝
農業委員会事務局長	中　原　親　弘
水道局長	財　津　裕　一
監査委員事務局長	髙　木　智　生

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	松　原　憲　一
事務局課長	髙　山　賢　一
議会係	志　水　利　貞
議会係	右　田　一　樹
議会係	河　田　真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○水上隆光　議長　　日程第１、一般質問を行います。

初めに、二ノ文伸元議員。

［登壇］

○１７番　二ノ文伸元　議員　　皆さん、おはようございます。本日のトップバッターを務めます二ノ文伸元です。今回も、是は是、非は非をモットーに頑張っていこうと思っておりますので、ご清聴をよろしくお願いいたします。

まず、菊池白龍まつりについて質問させていただきます。

このことについては、令和５年９月定例会及び令和６年３月の定例会に続き、３回目の質問となります。

第１回目の令和５年９月の質問において、菊池白龍まつりと秋まつりを実施する上での問題点を洗い出し、幾つか指摘させていただきました。それを踏まえ、市としてのまつりの在り方について伺い、その上で、菊池白龍まつりと秋まつりの一本化を提案しました。その際、執行部からは、地元区長や関係機関で組織されている祭実行委員会で協議するという答弁がありました。

その後、令和６年３月の質問で、祭実行委員会実施後の協議内容や、検討結果についてお尋ねしたところです。実行委員会でも、１回目の質疑において指摘した実動部隊である白龍會の担ぎ手不足、気候変動、温暖化の影響による猛暑で担ぎ手への負担がかなり大きいなどの意見が出たとのことでした。それらを受け、開催時期の変更については、祭実行委員会の企画委員会で審議が行われ、菊池白龍まつりを秋に実施し、菊池秋まつりと統合した形で開催する運びとなり、本年度は、昨年まで８月７日に近い土曜日に開催されていた白龍まつりと、１０月１５日の曜日に関係なく開催されていた秋まつりが一本化され、１０月１５日に近い土曜日の１０月１２日に開催されました。

そこで、お尋ねですが、本年度の菊池白龍まつりの検証を行ったのか、行ったの

であれば、どのような反省点や課題、要望が出されたのか、また、その対応についてお示しください。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　改めまして、おはようございます。それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

１０月２９日に市・菊池警察署・菊池市商工会・菊池白龍會で意見交換会を行いました。また、１１月２８日に菊池市祭実行委員会企画委員会を開催しまして、菊池白龍まつりの検証を行っております。

その中で、１０月に祭りを移行したことについては、おおむねよかったという意見でございまして、来場者、担ぎ手、ステージ出演者、出店者等に確認したところ、気候も含め、大変好評でございました。

また、本年度は、開催時間を１４時３０分に変更したことや、露店を立町通りと市民広場駐車場に分散したことにより、昨年並みの５万人弱の来場者があったにもかかわらず、会場周辺の混雑緩和につながり、雑踏の危険性も回避できたと菊池警察署よりご意見をいただいております。

次に、１０月に祭りの時期を移行したことの効果としましては、熱中症対策につながり、来場者、担ぎ手を含め、多くの祭りに携わった皆さんが、安心して快適な環境で楽しむことができ、多くの来場者を集めることにつながっております。

また、課題としましては、ＳＮＳやホームページ等での周知を行いましたが、祭りが１０月に移行したことを知らなかったという意見を聞くことがありました。来年度以降は、広報活動を一層強化し、菊池白龍まつりの認知度向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○１７番　二ノ文伸元　議員　　ありがとうございました。おおむね成功だったということで、私もちょっと安心したところです。

今年度、菊池白龍まつりと秋まつりが一本化され、秋の実施に至ったこと、提案した私としては本当に安堵しているところです。

ここ数年、気温上昇に伴い、最高気温観測地点として、菊池市の名をはせることも度々ありました。あの猛暑続きで熱中症リスクの高い中、活動している白龍舞台、大人も小中高生も参加しています。万全の対策を施しながら活動をされていました。しかし、地球規模で想定外の暑さが続く中、やはり命に関わる重大事態につながる

おそれが起きております。長年実施されている行事を変更することは相当の尽力が必要です。それと、やはり決断をする勇気も要ったのだろうと私は思っております。

私の提案後、祭実行委員会で問題提起され、秋に移行、実施が検討され、実施に至ったことは、委員の皆様方に深く感謝を申し上げます。

そこで、お尋ねですが、確認という意味ですけども、昨年夏に行われた菊池白龍まつりの来場者は推定５万人とのことでした。本年度は、これから聞こうと思ったんですが、先ほどもう部長のほうから５万人という形でしたので、私も時間帯が長くなって、見た感じは少なくなったのかなと思いましたが、打合せの中で、時間が長くなったということで、来場者がちょっと分散されて、少し余裕が出たのかなというふうにも感じたところです。

ここで確認ですけども、祭り実施日の最高気温と、本来、祭りが行われる予定であった８月１０日の最高気温との温度差はどれくらいだったのか、お示しください。できれば、白龍の演舞が行われた午後６時の時間帯もお願いします。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

気温に関しましては、昨年度開催日であります日の最高気温が３６．４度、仮に今年８月に開催した場合は、その日が３６．３度です。実際に開催しました１０月１２日が２７．６度となっております。８月開催に比べますと約９度の気温差があります。来場者を含め祭りに携わった皆様がよりよい環境で開催できたと考えております。

次に、１８時時点につきましては、今年の開催日についてが２２．７度、仮に８月１０日に開催した場合は、１８時時点で３３．４度となっておりますので、約１１度ぐらいの差があることになります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○１７番　二ノ文伸元　議員　　ありがとうございました。

昼間と夕方、特に夕方のほうは、今、話を聞いてみますと１０度以上の１１度ぐらいの差があったと。あのような状態で、白龍の方が演舞をされていたら、どのようなことになっていたのかなと。私はおおむね成功というよりも、大成功だったろうと私は受け取っているところです。執行部の方はどのようにお考えかは分かりませんけども、最後に、市長にお尋ねいたします。

祭実行委員長として、今年の菊池白龍まつりは成功したとお考えですか。また、

来年以降も本年同様の実施となるのか、お尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　改めまして、皆さん、おはようございます。

今年の菊池白龍まつりでありますけども、議員のご提案も受けた形で、夏から秋に移したことで、まず担ぎ手も、それからお客様も、大変快適にひとときを過ごされたんではないかというふうに思っております。いろんな方にお声を聞いても、非常によかったというお声のほうが大きいというふうに感じております。

来年につきましても、これまた祭実行委員会の中で皆様の意見に耳を傾けながらではありますけども、秋を１つの前提として考えていきたいというふうに考えております。いろいろとご提案ありがとうございました。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○１７番　二ノ文伸元　議員　　市長のほうからお褒めの言葉を初めていただいたような気がしております。

私自身、祭りの状況や、活躍する若者たちの声を提案につなげることが遅れていたら、重大事故のおそれや、実施部隊への負担がさらに増していたと考えます。

改めて、提案した者として、今年の祭りが、白龍會をはじめとする実施部隊の方々や観客からも、例年より快適に実施、見物できたとの声があり、スムーズな実施につながり、よかったと胸をなで下ろしているところです。

しかしながら、課題は検証する中で新たに出てきます。検討を的確かつ十分行うために、実行委員会における白龍會との連携を密に行うものはもちろん、市民の声に耳を傾け、吸い上げていくこと、当然実態の把握、科学的根拠、データなども必要な場合もあります。祭実行委員会等の役割を十分発揮していただきたいと思います。

菊池白龍まつりが今後も盛会に実施されますように祈念して、この質問については終わりたいと思います。

次に、菊池市総合体育館について質問いたします。

第５４回国民体育大会は１９９９年に熊本県で開催されました。「人、光る。」の標語の下、「くまもと未来国体」を愛称とし、県内各地で地域挙げての熱烈な歓迎や温かいもてなし、多くのボランティアによる対応と、熊本県全体で盛り上げた大会になったという記憶があります。

私も水泳競技をやっていたこともあり、アクアドームでの大会に競技役員として

参加させていただきました、選手ではありませんでしたけども。新記録システムの導入により情報提供など、運営の効率化も進められていました。

本市では、当時の七城町、七城町営総合グラウンドでサッカー競技、菊池市斑蛇口湖ボート場で漕艇競技、菊池市総合体育館で剣道競技が大会会場として開催されておりました。

今回は、剣道競技開催場となった菊池市総合体育館について質問いたします。

熊本国体から２５年が経過し、体育館建設から２５年以上の年月がたっていると思いますが、総合体育館の築年数と施設設備の点検管理状況をお示しください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　改めまして、おはようございます。それでは、二ノ文議員のご質問の総合体育館の築年数と点検管理の実施状況についてお答えいたします。

菊池市総合体育館につきましては、１９９７年（平成９年）に建築し、築年数２７年を経過しております。

次に、点検管理の実施状況につきましては、指定管理者である株式会社東京ドームスポーツにより、法的なものを含めて維持点検等を実施しており、適正な維持管理に努めております。

また、菊池市総合体育館屋根改修実施設計策定業務（後に発言の申出があり、「菊池市総合体育館屋根改修実施設計策定業務」を「菊池市総合体育館屋根改修等実施計画策定業務」へ訂正）については、本年６月に業務委託契約を行い、９月末に業務完了しており、来年度は実施計画を基に、大規模改修を実施したいと考えております。

以上、お答えいたします。

ただいまの私の発言で、「実施設計」と申しましたけども、正しくは「実施計画」でございます。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○１７番　二ノ文伸元　議員　　再質問いたします。

本年６月に実施計画、予算的なものはまだ今から議会に上程されるということでよろしいとですかね。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　総合体育館の実施計画策定業務につきましては、本年度の当初予算に議決をいただきまして、６月に業務発注を行い、９月に完了しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○１７番　二ノ文伸元　議員　　その前段の予算は通っているということだろうと思います。

それで、確認の意味で再質問をさせていただきます。

本年１０月、多目的グラウンドで市老連菊池支部のグラウンドゴルフ大会に参加させていただきました。多目的グラウンドから菊池市総合体育館がよく見えますが、西側側面のさびついた屋根が目立って見えていました。参加された方々の中から、あのさびついた屋根は見苦しか、あれだけさびとるが、雨漏りは大丈夫だろうかとの声が届きました。

それから、１か月後に数日雨が降りましたので、総合体育館に行きましたが、残念ながら、雨漏りしている箇所が数か所あり、バケツを添えてありました。私が数えた限りでは五、六か所ありました。

平成２８年熊本地震では、アクアドームは天井ガラスなどが被災し、大規模改修が余儀なくされました。幸い菊池市総合体育館の被災はなかったものの、高台にあり、これまで長年風雨にさらされたこともあり、老朽化もあるものと考えられます。

ここ、また聞こうと思ったんですが、先ほど答えられましたので、お答えは要りませんけども、まとめに入ります。ちょっと私の不勉強で、当初予算に上がったのものを、ほかの議員に聞いても、あまり知らなかった人がいたようです。

じゃあ、まとめに入りたいと思います。

平成２０年第３回定例会において、体育施設設備費名目で、菊池市総合体育館の空調設備の改修工事及びトップライト、サッシ、改修工事３億４，０００万円の補正予算が上程されましたが、委員会審査において、いろいろ意見が述べられております。結果として、意見の改善策ができるまでは、総合体育館施設整備費については予備費に組み替えるという修正案で決着を見たところです。

そのことを踏まえ、平成２０年第４回定例会において、執行部より２億５，０００万円と９，０００万円減額予算が上程され、市民の要望に応えるべく、迅速な対応をするように意見がつけられ、やっと可決にこぎ着けたということがありました。

たしかトップライトについては、専門的な指摘があり、トップライトをふさげば、５度から６度下げられるということで、断熱フィルムをして改善が図られましたが、カラスがついばみ、フィルムがはげたため、やり直した経緯があったことを記憶しております。今後、このようなことがないように、きちんとした予算の確保をお願いしたいと思います。

また、総合体育館をはじめ、今後、老朽化に伴う補修工事が、菊池市公共施設長寿命化計画に沿って予算立てが行われると思いますが、その際には、昨日、荒木崇之議員の一般質問にありましたように、地元業者へ発注できるような仕組みを確立していただき、特に塗装に関しては分離発注できるよう、私からも強く要望するものです。

４月には市長選挙も控えております。どなたが市長になられても、そのことを含め、市民目線に沿った政治をと願うばかりです。市民は見ています。

今回、総合体育館補修状況の確認の意味で質問をし、こうした状況であることを市民の皆さんに周知していただくことにもなると質問させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。

以上です。

○水上隆光　議長　　これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

休憩　午前１０時２４分

再開　午前１０時３１分

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号１２番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行います。

まず最初に、農業問題について質問します。

この内容は、本年度６月定例会で緒方議員、昨日の本藤議員の質問内容とも重なるところもあるかと思いますが、私自身の問題意識、問題提起も含めて、改めて質問を行っていきたいと思います。

この質問を準備するに当たって、市内の農家の方々、ＪＡの方に現状をお聞きしました。そのお話も踏まえて、現場の実態を可能な限りお伝えしたいと思います。

近年の世界的な食料危機は、食料の６割以上を外国に依存する我が国の危うさを浮き彫りにしています。異常気象による生産の不安定化、新興国の食料需要の増加、穀物の燃料向け需要の増大など、食料は都合よくいつでも輸入できる状況ではなくなってきています。

市内で養豚、酪農を営まれている方にお話を伺いましたが、共通して語られたのが餌代の高騰が大変きつい、この声でした。

一方、国内の農業と農村に目を向けると、２０００年には２４０万人以上いた農業の担い手は、２０２０年には１３６万人に激減、２０５０年には３０万人にまで減るという予測もあり、１０年以内に多くの農村が崩壊しかねない現状です。

さきの国会では、農村の基本理念や施策の基本方向を定める食料・農業・農村基本法が２５年ぶりに改定されました。今回の基本法の見直しは、先進諸国で最低に落ち込んだ食料自給率、崩壊寸前の農業の危機をどう打開するかが問われましたが、実際に改定された内容は、政府自身、輸入に依存するリスクが高まっていることを認めたものの、１９９０年の基本法で唯一の目標としてきた自給率向上の目標を幾つかの目標の１つに格下げして、自給率の目標を事実上投げ捨ててしまいました。このままでは国民の命の源である食料の安定供給が根底から脅かされるのは必至ではないでしょうか。

この流れを根本から転換して、農業と農村を再生し、食料自給率を向上させることは、国民の生存基盤、社会の維持に関わる待ったなしの課題であります。政策を根本から変えることを国に要望するとともに、農業を基幹産業とする本市においても、流れを変える具体的な施策を講じていくべき、このような問題意識の下に、以下質問を行っていきます。

最初に、２点お聞きします。

１点目は、本市の農業従事者の現状についてお聞きします。

農業経営体数の推移をお示しください。

２点目は、日本の農業の置かれている現状について、市の認識をお伺いします。

食料自給率の現状をどのように認識しているのか。また、自給率向上に向けた対策をどのように考えているのか。

以上、２点お聞きします。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本市の農業経営体数の推移につきまして、過去４回の農林業センサスの結果を基にお答えいたします。

まず、平成１７年の本市の農業経営体数は２，８５１経営体でした。平成２２年が２，５４３経営体、平成２７年が２，２５７経営体、令和２年には１，９８１経営体となっております。

よって、平成１７年から令和２年までの１５年間で８７０経営体が減少していることになります。

次に、令和５年度の日本の食料自給率につきましては、カロリーベースで３８％、

生産額ベースで６１％となっており、低いという認識をしているところです。

一方、本市の食料自給率につきまして、農林水産省が公表しております食料自給率計算シートを用いまして、本市の作物ごとの直近の生産量等を基に試算しましたところ、参考値ではございますけども、カロリーベースで１６３％、生産額ベースで４４６％といった数値が出ておりますので、本市につきましては食料生産において重要な役割を担っていると認識しております。

食料自給率の向上につきましては、担い手の確保や育成、作業の効率化や規模拡大、農地・農業用施設の適切な保全等を図ることが重要であると考えております。

このため、担い手の確保と育成を目的としました本市独自の新規農業就業奨励金の交付のほか、営農指導員による技術的な指導、国の農業次世代人材投資資金や経営開始資金による支援等を行っているところです。

また、作業の効率化や規模拡大を図ることを目的としまして、生産施設の整備や農業機械の導入支援、区画整理や農道・用排水路整備などの土地改良事業の推進も行っております。

農地・農業用施設等の適切な保全の目的としましては、中山間地等直接支払事業や多面的機能支払事業の実施、農道・水路等の農業用施設の整備に必要な原材料の支給を行っております。

さらに、有害鳥獣被害の未然防止を目的としました捕獲報奨金の交付のほか、狩猟免許取得や電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置に対する補助など、様々な支援を行っているところです。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　農業経営体数が、平成１７年に２，８５１経営体、令和２年には１，９８１経営体、１５年間でマイナス８７０経営体、３分の２まで減っています。菊池市でも厳しい現状があることが示されました。

私もＪＡ菊池にお伺いして、管内の状況についてお聞きしました。今回はゴボウ部会について、現状を紹介します。

ＪＡ菊池、次世代総点検運動２０２２アンケートの結果です。ゴボウ部会の平均年齢は６１歳、６０代から８０代が全体の５８％、半数を超えています。将来の生産意向についてという問いに対しては、１０年以内に現状を維持すると回答した会員は４６％、規模を縮小と回答した会員は２３％、廃業と回答した会員は１０．７％、３割以上の会員が規模を維持できない、または廃業との回答です。

２点目の自給率についての質問については、答弁では、菊池市の自給率はかなり

高い数字が出ております。全国的にも頑張っている地域であることは間違いありません。しかし、事前に担当課の方にお聞きした内容では、畜産の自給率が全体をかなり押し上げているのではないかということでした。

熊本県の自給率が５４％であるので、畜産を除いた自給率は、菊池市においても答弁のあった数字より低くなるかと思います。どちらにせよ、日本全体の自給率の低さが危機的な中で、本市においてもその現実は無視できません。部長の答弁でも低いという認識という答弁でありました。日本全体の食料自給率に関しての危機感は共有できていると思います。

自給率の危機という点で、ここで１つ紹介をしたいものがあります。

２０年から３０年後に食料不足に陥るかもしれないと、農水省は今年、農家に芋などを罰則つきで強制的に植え付けさせる新たな法案をつくりました。食料供給困難事態法といいます。

農水省がつくった資料を基に、どういった食事かを示します。食料輸入や家畜飼料輸入が滞った場合を想定し、芋類中心の食生活が例示されています。朝食は８切りの食パンを４分の１枚、焼き芋２本、サラダ２皿、果物はリンゴが５分の１個。昼食は焼き芋２本、粉ふき芋１皿、野菜いため２皿。夕食は、ここでやっと白米がお茶わん１杯、粉ふき芋１皿、浅漬け１皿、焼き魚１切。牛乳は４日にコップ１杯、卵は１か月に１個、焼き肉は２１日に１皿、これが農水省が示している、輸入が止まったときに１人当たりが取る食料のメニューです。驚く内容です。戦時中かと思うような内容です。この内容がこのままいけば現実のものとなりかねない。そのような地点に、今、立っているということを改めて認識する必要があると思います。菊池市の自給率だけでは安心できない現状だと思います。

また、答弁では、自給率向上に向けた対策が述べられました。新規農業就業奨励金など本市独自の施策を含め、担当課として、基幹産業である農業を守る取組が営々となされていることは十分評価できます。しかし、改めて指摘しておきたいのは、今の現状を打開していくには、大規模農家支援、農地集約などに見られる従来の施策の根本的な転換が迫られている、このことではないでしょうか。

では、どうやって農業と農村を再生させていくのか。現在の農業の担い手の多くは７０代で、数年以内の大量リタイアが避けられない中、生産者をどうやって確保していくかが喫緊の課題です。市独自の支援も行われていますが、希望を持って農業の世界に飛び込んだ若い世代の人たちを応援する施策へと、さらなる転換が求められているのではないでしょうか。

ここで、後継者対策について、質問を続けていきます。

若い人がなぜ継がないかといえば、農業で食べていけないからだ。これはさきの

国会での基本法の見直しの審議会で出た農業者の声です。これを真剣に受け止め、事態の抜本的改善に力を入れるべきです。

近年、困難な中でも、若者が農村に移住し、就農する動きが広がっています。内閣府の農山漁村に関する世論調査（令和３年１０月公表）を基に農林水産省が作成した資料では、全国に１８歳以上の日本国籍を有する３，０００人を対象としてアンケート調査を行いました。

７０％以上の人が農業や農村地域に協力したいと答えています。実際に移住したいと相談する人は年々増え、２０１５年時、約３，０００人だった地域おこし協力隊は、２０２３年には３倍近くに増えています。農村に移住し、就農を希望する人は確実に増えています。これを国や自治体が本格的に後押しすれば、担い手が大幅に増えることは間違いありません。最大の鍵は生産費に見合う価格補償と所得補償の充実です。

ＥＵ諸国では、食料の安全保障や環境保全、農村の振興などに注目して、手厚い所得補償が行われています。日本も国や自治体が同様の補償を行えば、農業と農村の展望は開けるのではないでしょうか。

ここで、３点お聞きします。

１点目、本市において、令和５年度の新規就農者のうち、４０代以下の年齢構成をお示しください。

２点目、後継者を増やす取組について、本市において１年ごとの目標はあるのか、あればお示しください。

３点目、農業への価格補償、所得補償を行うよう、国や県に要望すべきと考えますが、見解をお聞かせください。また、国・県待ちにならずに、市としても農家への価格補償、所得補償の検討を開始すべきではないでしょうか。

以上、３点お聞きします。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

新規就農者の年齢構成についてですけども、令和５年度の本市の新規就農者数は１８名で、うち年齢が４０代以下の方については１６名となっております。

４０代以下の年齢構成につきましては、２０代が６名、３０代が８名、４０代が２名ということになっております。

次に、後継者を増やす取組の目標値につきましては、第３次菊池市総合計画前期基本計画におきまして、令和７年度まで毎年２０名の新規就農者を確保することを目標値として設定をしております。

次に、農家への価格補償、所得補償につきましては、食料・農業・農村基本法の改正によりまして、国において農産物の適正な価格形成に向けた法整備の検討が行われているところであります。

国や県に対する要望や本市の施策につきましては、こうした国の動きを注視し、状況を踏まえ必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　総合計画では、毎年２０名と目標を持って取り組んでいることは評価できます。しかし、昨年は４０代以下の新規就農が１８人という状況です。これは市の補助金申請や、農業委員会が認定した数であり、実際には市で把握できていない新規就農者もいるかもしれませんが、今示された数では目標には毎年届いていません。

さらに指摘をすると、先ほど１５年で８７０経営体が減少と答弁がありましたが、この減少数を埋めていくのに、この数の目標でよいのか、ここも問われているのではないでしょうか。

価格補償、所得補償については、国の動向を注視しながら検討していきたいとの答弁でしたが、私は動向を注視するだけではなく、主体的に国や県にも要望し、同時に市独自の施策を行っていくべきであると考えます。

ほかの産業と比べ小規模経営が大半を占め、厳しい自然や環境の制約を受ける農業生産は、市場任せでは成り立ちません。農業大国である欧米諸国では、農産物の価格補償や手厚い所得補償で農業を支え、農村や環境を維持し、食料自給率を向上させています。農業所得に占める政府補助金の割合が、スイスが９２．５％、ドイツ７７％、フランス６４％に対し、日本は３０．２％にすぎない現状です。キャベツを作るより買ったほうが安い、農業はそう簡単に採算が取れるものではない、私がお話を伺った農家の方の声です。欧米では当たり前の価格補償、所得補償を抜本的に充実し、農村で生活できる環境整備など、国や自治体の責務として行うべきということを指摘しておきます。

次に、多様な担い手への支援について、質問を進めます。

政府は大規模化、法人化を一貫して推進し、各種補助金も大規模経営に集中してきました。この下で、一定の大規模経営が生まれましたが、他方で、多数の中小経営が離農に追い込まれ、残った大規模経営も後継者不足の中で、営農を断念した例も少なくありません。

先ほど紹介した国の検証部会では、少数の大規模経営だけでは限界があり、多様

な担い手の確保に力を入れるべきだとの意見が相次ぎました。実際に市内で畜産をされている方からも、クラスター事業とかの支援はあるものの、全体の個々の農家には支援が行き渡っていない、補助金の支給の在り方が画一化しているように感じる、このようにおっしゃっていました。大規模農家への支援中心の在り方は見直しが必要なのではないでしょうか。

近年、高齢農業者のリタイアが激増する一方で、都会の若者が農村に移住し、様々な形で農業に関わる田園回帰の動きも社会の底流で広がっています。農業生産も専業的な農業者だけでなく、半農半Ｘ、体験農業、ＮＰＯ法人など、多様な人々で担われるようになってきています。

半農半Ｘとは、もうけるための農業ではなく、自身が食べていくための農業を、別の何かと組み合わせたライフスタイル、収入を得るために仕事をするという考え方から脱却して、自分に必要な食料を自給しながら、自身のやりたいことを追求するライフスタイルです。

このような農業参入は、若い人を中心に、自らの生き方を求める中で参入する形態です。こうした新たな動きに注目し、支援の対象を絞り込むのではなく、経営規模の大小や、専業・兼業の別、家族、法人などの経営形態を問わず、農業に関わる人々を全て大事な担い手として位置づけ、数多く確保・維持することに最大限目標を置くべきであると考えます。

ここで、質問をします。

半農半Ｘや定年後の就農など、多様な担い手への支援も進めていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のご質問のとおり、多様な人材が農業に参画することにつきまして、担い手の確保や耕作放棄地対策の面で大変有効であると考えております。

担い手への支援策としましては、本市独自の新規農業就業奨励金や国の各種支援制度があります。交付要件を満たすことが可能であれば、こうした制度を活用することができますので、制度の周知を図り、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　多様な人材の参画は有効であるという答弁でした。ぜひ

従来の枠にとらわれない支援の具体化を進めていただきたいと思います。

半農半Ｘとしての農村地域への新規参入は、農業生産という側面だけではなく、農村の活性化という面で自治体でも歓迎されています。いち早く始めた島根県をはじめ、北海道、秋田県、新潟県など、専業農業地域でも過疎地域を抱えている自治体からも、行政面での支援措置が急速に広がっています。

島根県では特徴的な農業振興策があります。紹介します。

就農前の研修時と、定住就農初期の営農に必要な経費をそれぞれ最長で１年間助成、両方を合計すれば期間は最長２年間助成することになります。また、対象は就農時６５歳未満の人で、助成額はそれぞれ月額１２万円です。半農半Ｘ開始支援事業、ハード事業については、施設整備経費の助成が、補助率３分の１以内で、上限１００万円となっています。全国的にはもうかる農業など、産業農業だけを支援する制度設計になりがちですが、島根県は小規模農家、兼業農家も地域農業の重要な役割を担っていると評価して、支援対象にしています。

今、農家数ではその４１％が自給的農家であり、現代の日本の農家における最大の存在です。専門家の指摘では、日本全体の自給的農家の農地面積は合計で２１万ヘクタールに上るとも言われています。食料危機が大きな災禍になろうとしているだけに、２１万ヘクタールに及ぶ自給的農家の農地の活用、多面的機能の再評価は避けて通れない課題であります。ぜひ本市においても具体化を図っていただきたいと思います。

次に、質問を進めていきます。

これからの農業を考える上で、環境や生態系と調和した持続可能な農業をこれからの農業政策の土台に据えることが大事だと考えます。地球環境は間もなく後戻りできなくなるほど悪化し、人類社会の存在すら脅かす事態に至っています。

世界の複数の地域で過去最大の干ばつが今後常態化すると予想され、他方で、豪雨水害による田畑の破壊が頻発するなど、気候変動によって世界人口を養うに足る食料生産ができなくなる危険性が高まっています。

ＪＡ菊池の方にお話を伺った中でも、今年の猛暑の影響は打撃的で、９月、１０月というのは一番野菜が出荷できる時期であるのに、今年は店頭に野菜が出せなくて困ったとのことでした。

このような中、国連は環境や生態系に優しい小規模家族農業の役割が特別に重視され、地産地消など地域循環型の食料システムが強調されています。国連の機関では、２０５０年には世界の人口に見合う食料生産が今のままではできない。世界的な飢餓もあり得るとの見通しを立てています。そして、それを解決するためには、世界の農家の大半を占める小規模農家、または超小規模農家の家族農業を活性化さ

せ、全人類的な食料の確保を成し遂げようと呼びかけています。

具体化としては、国連は２０１９年から２０２８年を家族農業の１０年として、政策的に支援することを決めています。食料自給率３８％の日本にとって、家族農業の１０年の意味合いは大きいものであり、取組が急がれています。

ここで、３点お聞きします。

家族農業の役割を市としてどのように認識しているでしょうか。

２点目、家族農業への支援が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

３点目、持続可能な農業という点では、有機農業の普及が重要と考えますが、この点についての市の見解をお聞かせください。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和２年の農林業センサスにつきまして、本市の農業経営体のうち家族経営体の占める割合につきましては９６％となっております。本市の農業において、家族農業は非常に大きな役割を果たしていると考えております。

次に、支援につきましては、機械導入や施設整備のための補助事業では、高い目標を掲げ規模拡大や法人化を目指す農業者など、大規模の農業者が採択を受けやすくなっております。

一方で、経営発展を目指すものの、法人化や規模拡大が困難な中・小規模の家族農業者につきましては、採択に至らないといったケースが多い状況にありますので、家族農業の受皿となる「地域営農組織」の育成も必要であると考えております。

また、法人化や規模拡大等が困難であっても、地域農業の中核を担い、経営改善を目指す中・小規模の家族農業者に対しても補助事業が実施できる仕組みになるよう、様々な機会を捉え国・県への要望等を行ってまいりたいと考えております。

次に、有機農業の普及につきましては、これまで本市では、市独自の取組であります「菊池基準」の制定、また、米食味コンクールでは「環境王国菊池基準登録部門」を設けるなど、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進を他の自治体に先駆けて推進してきたところです。

加えて、有機農業をはじめとする環境保全型農業を地域全体で推進するため、本市における有機農業の取組方針を定めた「有機農業実施計画」を策定し、本年度内に県内で３番目となる「オーガニックビレッジ宣言」に向け準備を進めております。

今後もこのような取組により、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　本市においても、家族農業の経営体が９６％と圧倒的です。大きな役割があるとの答弁がありました。

一方で、集落営農、地域営農組織、つまり、法人化、大規模化の育成も進めていく必要があるとの答弁でありました。

この点では、２０１４年の世界食料農業白書の一節を述べさせていただきます。

土地資源や水資源の劣化拡大、その他の環境への悪影響は、高度な集約型農業システムが限界に来ていることを示している。現在求められているのは、真に持続可能で包括的な農業システムを見つけ出すことである。そして、家族農業ほど持続可能な食料生産の実例に近いものはない、こう述べています。

日本農業新聞の２０１７年１２月２７日付の主張には次のように書かれています。

ＴＰＰやＥＰＡといったハイレベルの自由貿易を進める日本は、今、競争力強化の名の下で、農業の規模拡大、効率化を進めている。ただ、その単線だけで十分か。家族農業を含む生産者にも目を向けるべきだ。次世代に持続可能な食と農を引き継ぐため、懐の深い農政が求められている、こう述べています。

家族農業に基づく農政の転換が、本市においても求められているのではないでしょうか。このことを改めて指摘しておきます。

次に、地域計画についてお聞きします。

昨日の本藤議員の質問とも重なりますが、改めて質問をいたします。

農業経営基盤強化法が改正され、地域計画を各自治体で令和７年３月までに策定することが義務づけられました。

ここで、質問します。

１点目は、本市における地域計画の策定状況はどうなっているでしょうか。

２点目は、各地域で懇談会も開かれているかと思いますが、出されている主な意見はどのようなものでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

地域計画の策定状況につきましては、令和５年１２月から令和６年４月まで、地域説明会の開催等により、制度の説明と併せ、農地の所有者や耕作者の方から、今後の農地の利用についで農地１筆ごとに意向調査を行っております。

本年１１月には、この意向調査の結果を基に、地域農業の将来の在り方や農地の

利用について話し合う協議の場を設置し、地域ごとに合計１８回開催しております。

今後は、協議の場で出された意見を基に、地域計画の案を作成し、本年度内に地域計画の策定を行う予定としております。

なお、協議の場における農業者の方々から出された意見につきましては、高齢化や後継者の減少による担い手不足、有害鳥獣被害の増大、資材や機械の価格高騰、半導体関連企業の進出による農地の減少等の課題や、もうかる農業の実現、基盤整備の実施、農業機械の共同化など、様々なご意見をいただいているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　主なご意見をご紹介いただきました。後継者問題や資材や機械高騰による影響の問題など、切実な課題が出されていると思います。来年の３月策定に向けて、課題の整理がなされるかと思いますが、本計画策定においては、農地を荒らさないで誰が耕作するのか、農地をどのように集約するのかの取組だけではなく、今までの質問等で述べてきたような多様な担い手の問題、家族農業の支援などにも触れて、持続可能な本市ならではの計画となるよう、要望をしておきます。

最後に、市長にお聞きします。

本市の基幹産業は農業であります。首長として、今の農業の実態をどう認識しているでしょうか、見解をお聞かせください。

もう１点、自給率向上のためには、予算の拡充も含め、従来の農政の抜本的な転換を国に求めていくべきと考えますが、どうでしょうか。

同時に、市独自の施策についても、価格補償、所得補償、多様な担い手支援、家族農業への支援など、従来の延長線上ではない施策を行っていくべきと考えますが、どうでしょうか、見解をお聞かせください。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、東議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在の日本の農業の実態を私がどう認識しているかという趣旨のご質問でございました。

現在の日本は、世界でも有数の少子高齢化社会でございます。多くの産業・業種において労働力が不足している状況にございます。

こういう中、農業におきましては、少子高齢化の影響を大変受けやすく、その上、後継者不足と新規就農者の減少も相まって、全国的に人手不足が大変深刻化してお

るというふうに認識しております。また、こうしたことと相まって、耕作放棄地の増加や食料自給率の減少が懸念されているところでございます。

加えて、台風、大雨、猛暑などの自然災害もございますし、また、肥料や農機具、燃料などの価格上昇といったふうに、大変多くの課題があるというふうに認識しているところでございます。

本市におきましては、農業というものを基幹産業に位置づけているわけでございます。農業はさらに、今、食品加工であるとか、あるいは飲食業であるとか、ひいては、それが観光面でも波及するといったふうな波及効果がありますので、私どもはもう長く農業を基幹産業だというふうに位置づけてきているわけであります。そのためには、一定のやはり経済的な規模を維持していかなければならないというふうに考えております。

今、全国に約１，７００ぐらい自治体がある中で、本市の農業生産高というのは、大体１５位から１７位ぐらいの間を行き来しているわけでございます。また、畜産に至っては、６位、７位ぐらいの位置づけにあるわけでございますので、大変基幹産業として農業の基盤がしっかりしているのではないかというふうには考えているところでございます。

また一方で、先ほどからご指摘のあるように、担い手不足というのはしっかりと対策を行っていかなければなりません。そうした農業の次世代の方が自信を持って、希望を持って農業に取り組んでいただけるような、様々な施策を進めてきているわけでありまして、本市独自の施策としましては、新規農業就業奨励金の交付のほかに、本市の営農指導員による技術的な指導等により、担い手の確保と育成につなげてきているわけであります。

また、本市では他の自治体に先駆けまして、「菊池基準」というものを設けて、環境保全型農業を早くから推進しておりますし、また、菊池米食味コンクールや九州のお米食味コンクールを開催して、栽培技術の向上とブランド化による経営の安定化についても取り組んでおります。

ちなみに、この菊池米食味コンクールの菊池基準の優勝者には、１俵７万５，０００円でお買上げをいただく仕組みがもう既にできておりますので、大変農家の方からは、やりがい、励みにつながるというご評価をいただいているところでございます。

また、今年度は「オーガニックビレッジ宣言」を行い、環境保全型農業を地域全体で推進してまいる所存でございます。

これが始まりますと、様々な支援メニューもまた増えてくるというふうに考えております。

また、農業者にとっても経営力が非常に重要になってまいりますので、アグリフューチャージャパンさんと連携をして、農業者経営力養成セミナーを開催しておりまして、既に若手の農業者等も含めて２５０人程度の聴講者を生み出しているということでございます。

こうした様々な施策を通じて、今後も本市の農業の発展につなげてまいりたいというふうに考えております。

なお、国への要望につきましては、改正された食料・農業・農村基本法の整備状況など国の動きをよく注視して、状況を踏まえて必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　首長としても深刻な現状は認識している。ここは共有できるかと思います。

今後の取組については、私はもちろん生産高というのも大事でありますが、そこを支える、繰り返しになりますが、人の育成、そこにも従来の支援の枠を超えた発想、着眼を持っていただきたい。このことを指摘しておきます。

最後に、幼少期から家業の農業を手伝い、７０年近く、お米、野菜、花を作っていらっしゃる農家の方の声を紹介します。

命を守る食料の確保を行政には本腰を入れて考えてほしい。農家は災害と隣り合わせで、常に挫折と隣り合わせです。ゆとりのある、幅のある落ち着いて農業ができる制度を願いしたいです、こう言われていました。

１９８０年の国家予算が４２．５兆円で、このうち農業予算は３．５８兆円、８．４％でした。ところが、４３年後の２０２３年は、国家予算１１４．４兆円のうち、農業予算は２．２６兆円、その割合は何と２％のみ、国家予算に占める割合は４分の１に縮小されてしまいました。衝撃的な数字です。

農業予算の抜本的な増額、しっかりと国に求めていただきたい。そして、持続可能な社会の構築が２１世紀の最大の課題です。そのことは国だけではなく、地方自治体にも問われています。積極的に農家を育てようとする姿勢を持つ自治体、そういう地域に人が集まるのではないでしょうか。

今般、ＴＳＭＣ進出に伴い、企業誘致の面での経済振興策が取り沙汰されていますが、私は菊池市の再生、地域振興にとって、基幹産業である農業の位置づけを抜本的に高める必要性、緊急性があると考えます。雇用創出も含めて、市の発展の最大の鍵であると思います。従来の支援の枠にとらわれない対策を講じていくことを

改めて要望しまして、次の質問に移ります。

次に、高齢者の補聴器助成について質問をいたします。

この質問は今回で３回目となります。前回の質問がちょうど２年前でした。改めて質問をしようと思ったのは、この３年間で全国で高齢者の補聴器助成の実施自治体の広がりを受けてであります。

２０２１年には、全国で独自の助成を行う自治体が３６自治体でしたが、今年５月末時点では２８６自治体、７倍まで広がっています。特にこの１年間では２倍近くに広がりました。

最初の質問に入ります。

１点目は、政府が決定した認知症施策推進大綱の中で、難聴は認知症の危険性を高める可能性がある要素、いわゆる危険因子であることが指摘されています。この点の市の見解を改めてお聞かせください。

２点目です。現在、助成についての検討状況はどうなっているでしょうか。

以上、２点お聞きします。

○水上隆光　議長　　中尾健康福祉部長。

［登壇］

○中尾孝浩　健康福祉部長　　改めまして、こんにちは。東議員のご質問にお答えいたします。

まず、加齢性難聴について、どのように認識をしているかという問いかと思います。

加齢性難聴による影響としましては、コミュニケーションが困難になる、危険察知能力が低下する、社会的に孤立し、鬱状態に陥りやすくなると言われておりまして、それに伴う社会活動の減少が、認知症などの発症原因の一つであるというふうに捉えられていることは認識をしているところでございます。

次に、助成についての検討状況ということでございますが、現在、県内で補聴器助成を実施している自治体は、益城町、五木村、長洲町、和水町、芦北町の５つの自治体と伺っております。

また、令和７年度より実施する方向で調整されている自治体もあるというふうに伺っているところでございます。

本市としましては、そのような県内自治体の実施状況を確認するとともに、国・県等の動向について、引き続き調査を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　市としても、難聴が社会活動の減少を招き、認知症のリスクの大きな要因であるとの答弁でありました。

また、県内でも、現在５自治体、来年度実施予定１自治体とのことなので、令和元年、初めて質問したときは益城町のみでしたので、県内でも予定も含めると６倍に広がっています。

再質問を行います。

執行部の答弁でもあったように、難聴が認知症のリスクの大きな要因であると考えるならば、後期高齢者の健診に聴力検査を加えるべきと考えますが、どうでしょうか。また、実施に向けて、県にも要望を上げていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光　議長　　中尾健康福祉部長。

［登壇］

○中尾孝浩　健康福祉部長　　再質問にお答えいたします。

現在、実施しております後期高齢者の健診につきましては、被保険者の生活習慣病の早期発見と、重症化の予防を図るため、実施主体でございます県後期高齢者医療広域連合が本市へ委託し、市内２０の医療機関にて実施をしているところでございます。

聴力検査につきましては、県後期高齢者医療広域連合に確認しましたところ、国が示す実施基準に含まれないことから、現在のところ、健診項目への追加は考えていないということでございます。

今後、本市としましては、引き続き、国や県後期高齢者医療広域連合の動向を注視していきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　国・県が示す検査項目の基準にないので、現段階では考えていないとの答弁でした。

しかし、１点目の質問で、加齢性難聴が社会活動の減少を招き、認知症の大きなリスクであるとの答弁でした。そうであるならば、県にも実施の働きかけを行うと同時に、市独自の実施の検討をすべきであります。このことを指摘しておきます。

次に、２点目について、質問を進めていきます。

検討状況については、国・県の動向を注視しているとの答弁でしたが、４年前の最初の質問からずっと同じ回答です。ここから先になかなか進まない。冒頭に述べたように、全国では助成の流れが急速に広がっています。

ここで、補聴器の使用の重要性についての専門家の指摘を紹介します。

補聴器の使用と認知症の関係について研究する、国立病院機構東京医療センター感覚器センター視覚障害研究室長の神崎晶さんの「高齢者への補聴器使用は脳を活性化させて認知症機能を改善させるか」と題する研究結果が発表されています。

６５歳以上の難聴者への補聴器使用が認知症発症にどんな影響を与えるかを研究した結果は、認知症と鬱に対する効果が現れることが確認されました。また、６５歳以上の軽度から中等度の老人性難聴者を対象に、６か月間補聴器使用を実施した結果、言葉の聴力検査では４９％が改善、変化なしを含めると７６％以上が維持ないし改善することが分かりました。認知機能検査では、複雑な図形を記憶させる複雑図形検査を実施し、補聴器の装用前と後で有意義な差が出たとのことです。

もう一つ紹介します。

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が今年６月２５日、ＡＣジャパンによる啓発活動を７月から１年間にわたり、テレビや新聞など全国メディアで展開することを発表、現在行われています。タレントの近藤真彦さんが出演しているＣＭです。同学会の報道関係者向けの資料でも、難聴はコミュニケーションの困難さを引き起こすとともに、認知症、鬱病など、様々な疾患の発症リスクと関連すると考えられておりますと指摘を行っています。

以上のような専門家や学会の指摘からも、高齢者への補聴器助成の必要が明らかなのではないでしょうか。

ここで、質問します。

高齢者への補聴器の助成を実施する考えはありますか。

以上、お聞きします。

○水上隆光　議長　　中尾健康福祉部長。

［登壇］

○中尾孝浩　健康福祉部長　　再々質問にお答えいたします。

本市としましては、既に助成を実施している自治体の状況や、国・県等の動向を引き続き注視してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　引き続き動向を注視していきたいという答弁で、なかなか前に進まない、そういう感じが率直にいたします。

日本認知症予防学会の理事長の鳥取大学医学部教授の浦上克哉さんは、次のように述べています。認知症のリスク要因として一番高いのが難聴であると指摘し、予

防方法としては補聴器を使うこと。最近の補聴器は性能がいいので、認知機能を維持するのに役立つ一方、操作が複雑で、認知症を発症してからでは使い方を覚えられません。聞こえにくさを感じたら、早めに使うことをお勧めします、こう述べています。早期の介入がいかに大事かを示す指摘であります。

県内で助成を実施している長洲町の内容をご紹介します。

昨年１０月から補正予算を組んでの実施を開始しています。６５歳以上の全ての方が対象です。他の自治体は住民税非課税などの要件がありますが、長洲町はその縛りがありません。購入費用の２分の１、片耳３万円、両耳で６万円の上限です。実績としては、昨年１０月から今年３月までが１９件、今年４月から既に１６件の補助を行い、予定していた予算が足りなくなる見通しとのことで、１２月議会で補正予算を組み、さらに８件分の予算を上げているとのことです。担当課の方に直接お話を伺いましたが、来年度も継続するとのことです。

最後に、もう一つご紹介したい事例があります。

熊本市が第９期の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行っており、その中で、耳の聞こえの状態や、補聴器の使用についてのアンケートを行っています。耳の聞こえの状態では、１７％の方、約２割近くが聞き取り困難な状況であるとの結果が出ています。また、補聴器の使用状況では、全体の６４．５％、６割を超える方が補聴器を持っていないと回答、その理由として、補聴器は高額だからが２０．７％、２割以上の方が経済的な理由で補聴器の購入を断念している状況が明らかとなっています。

菊池市においても実態の把握を行い、速やかな実施をしていくことを最後に要望しまして、一般質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

休憩　午前１１時２５分

再開　午後　１時００分

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、道路整備、国道３８７号、市道古川伊倉線、立石野間口線の整備の状況と今後の計画についてお尋ねをいたします。

まず、国道３８７号については、これまでに重味地区篠倉集落部分の改良が完了しておりますが、その後も豊間地区戸豊水の交差点から菊池北中学校までの整備の要望を一般質問等で続けてまいりました。

これまでに地元県議とともに、県・市も一緒に同行していただいて、危険箇所の確認をしておりますので、市としても整備の必要性は十分認識をしていただいていると思われますが、いずれにしましても、国道ですので、市としては国・県に対しての要望となります。

私も令和元年５月に、改めてその当時の地元区長、関係者の方々と地元県議への要望活動を行っております。その後、県議のご尽力によって、令和３年１０月に事業説明会が行われましたが、当初の計画は、曲線部の是正を目的とした改良でしたので、私としては、急カーブの是正はもちろんですが、歩道の設置を含む改良が必要不可欠でありますので、改めて県北広域本部に歩道の必要性を強く要望させていただきました。

県としても、歩道の必要性を十分理解され、令和４年１２月に改めて歩道を含めた設計を見直した事業説明会が行われました。その後、用地交渉等も進み、おかげさまで、現在本年１１月には道路改良工事が始まっており、地域住民の方々も大変喜んでおられます。

今後も県との連携要望となると思われますが、現在の進捗状況をお示しください。

次に、市道古川伊倉線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、これまで何度も質問、要望を続けておりますが、国道３８７号の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また、産さん滝、千畳河原への観光ルートとしての必要性も高まっており、早急な整備が期待されております。

現在は橋梁部分等の施工が行われ、新しい道路が完成するまで通行止めとなっておりますので、地元住民の方々には迂回路による協力をお願いしている状況であり、ご不便をおかけしております。

前回の一般質問の答弁では、全線開通のめどが立ったとのことでありましたが、改めて現在の状況をお示しください。

次に、市道立石野間口線についてお尋ねをいたします。

この路線は、植木インターへの主要な道路でありますが、道路幅員が狭く、また用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ておりました。

平成２６年１月に地元野間口区長様より要望書が提出されておりましたので、私からも質問、要望を続けてまいりました。

現在、平成２９年度より、七城方面から整備が継続事業として進んでおりますが、これまでの整備の状況と今後の計画をお示しください。

次に、国道・県道・市道のせり出した危険木等の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで道路にせり出した樹木、竹の伐採、剪定について、法的な問題があることは十分理解した上で、市長にも、これまで同じ悩みを抱える自治体の首長と連携していただき、抜本的な改善を市長会等で提案、要望をお願いしておりますが、いまだ具体的な施策には結びついていない状況であります。

市も令和４年度より、ようやく森林環境譲与税を活用した予防伐採事業を実施されておりますが、これまでに一般質問等で、予防伐採事業に対して、締切りの問題、予算の拡充の問題、地元代表等を選考委員会に加えていただくようにできないか等の指摘、要望を続けておりますが、現在は地元の要望に緊急性、安全対策に十分に応えているとは言えない状況であり、関係住民の不満も出ております。

そこで、お尋ねをいたしますが、これまでの指摘、要望に対しての執行部としての対応の状況をお示しください。

また、市長にお尋ねをいたしますが、令和６年第３回定例会において、市民レガッタ、コッコファームレガッタの開催時に、県道鯛生菊池線を利用して、県内外から多くの方々に参加していただいておりますが、マイクロバスにボートを積んで来られますので、道路にせり出した危険木によって、大変迷惑をされていることを指摘し、市長に市のトップとして受入れの改善策についてお聞きしましたが、答弁はありませんでした。

今回は、国道・県道・市道の危険木についての対応を通告しておりますので、市長として、関係機関にこれまで具体的に要望活動されたのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの木下議員の質問にお答えいたします。

まず、１点目の国道３８７号の豊間地区の道路改良事業につきまして、管理者である県に確認を行ったところ、進捗状況としては、昨年度、地権者及び隣接者との境界立会いを実施し、用地交渉を開始しており、今年度は用地取得を進めながら、起点である重味側の道路改良工事に着手したとのことです。

今後の計画としては、引き続き用地取得に取り組み、用地が取得できた箇所から

工事を進めていく予定とのことでございました。

市としましても早期完了に向け、引き続き県に要望を行ってまいります。

次に、古川伊倉線につきましては、平成２６年度より用地交渉を始め、平成２７年度から滝集落側より道路改良工事に着手し、整備を進めてまいりました。

令和６年度の事業としましては、現在、道路拡幅工事約３７５メートルの施工を行っており、この完成をもって全線開通となります。

次に、立石野間口線につきましては、歩道部の段差解消工事及び一部拡幅工事を行うもので、平成２８年度までに地元協議を終え、施工方法などについて同意を得られましたので、平成２９年度より工事に着手してまいりました。

全体延長約７３０メートルに対し、約３３０メートルが完成しております。今年度工事におきましては、約２０メートルではありますが、来月より工事着手を予定しております。

今後につきましても、計画に基づき進めてまいりたいと考えております。

次に、国道・県道・市道のせり出した危険木の対応はとのお尋ねについてですが、対応状況としてお答えさせていただきます。

国道・県道におけるせり出した危険木につきましては、管理者である県に確認を行ったところ、本市が管理する市道の対応と同様に、危険木の所有者の調査を行い、所有者に対して危険性の説明と伐採の依頼を行っており、菊池管内の市町広報誌において、損害が発生した場合は樹木所有者の管理責任が問われることを掲載しているとのことでした。

なお、本市に国道・県道の危険木の通報があった場合は、すぐに県へ報告し対応を依頼しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは、引き続き予防伐採事業についてお答えいたします。

森林環境譲与税を活用しました予防伐採事業につきまして、令和６年９月議会で議員のほうから提案がありました。選考委員会に第三者を加えること、及び令和６年９月機会において提言があっております予算の拡大、要綱の整備等について対応をお答えいたします。

ご提案のありました予防伐採事業の選考委員につきましては、第三者を選考委員に加えた選考委員会の設置に向けて取り組んでいる状況です。

提言がありました予算の拡大につきましては、申請内容を十分に精査した上で対応してまいりたいと考えております。

また、目的に応じた要綱の整備におきましても、現在、取り組んでいる状況です。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　国・県道に覆いかぶさる危険木への対応の件でございますけども、今年の９月議会ですか、木下議員から私に対しては、これは通告外ではあるけどもということのご質問があっておりまして、私のほうからは、市が管理する道路に関して意見を申し上げたところでございます。

それとは別に、今、部長からもお話ししましたように、国・県道の危険木の対応につきましては、国道・県道における通報があった場合、すぐに市より管理者である県へ報告を行っております。

また、私のほうで、別の機会に県北事務所と意見交換したことがございますけども、県道に覆いかぶさる危険木の処置をお願いしたところ、頭を抱えておられました。やはり県下全域ということになるので、なかなか対処が難しいというふうな反応でございました。

ただ、市としましては、区長や市民の方々から通報のみならず、国・県道の状況に関しても可能な範囲で注視しながら、状況に応じた対応を引き続き県に要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　ありがとうございました。

各国道・県道・市道、それぞれ地域にとっては非常に重要な道ですので、推進のほうをよろしくお願いしておきたいと思います。

それと、予防伐採については、選考委員に地元の人とか、そういうのを加えていくような検討をしていただいておると。ぜひともよろしくお願い申し上げたいと思います。

それと、予算の拡充については、予算決算常任委員会の委員長報告の中でも、予算の拡大について検討していただくようにということで申入れもあっておりますので、そのことも踏まえて、よろしくお願い申し上げたいと思います。

今、市長が県のほうと話したときには、箇所も多いから、非常に頭を抱えておられたということですが、私もなかなか市長が動いてくれないものですから、もうじきじきに地元の場所的には東迫間ですけど、区長さんと一緒になって、県の方にも来ていただいて、立会いをしました。もちろん持ち主がいらっしゃることは分かっ

た上でですが、危険性、また緊急性を鑑みて、一応対応していただきました、おかげさまで。だから、やっぱり強い思いと、本当に地域の方々が困っているということを十分お伝えすれば、法的ないろんなこともあるかもしれませんが、できないことはないと。そういうことをしっかりとお伝えしておきたいと思って、今回お聞きしたところでもございます。

とにかく市長も、地元のそういう、特に今、市道・県道・国道、全てがもうせり出した木で、中山間地を含めて、全然通れないような状態が続いております。非常に悪くなっております。だから、このことについては、先般、私も菊池カントリークラブに行く重味原線と、菊池少年自然の家に行く古川堂床線なんかも言いましたけど、本当に迷惑しております。だから、できることから、やっぱり本当に早急にやっていただきたいということを申し添えておきたいと思います。

それでは、次に進みます。

それでは次に、竜門ダムの未利用水のＴＳＭＣ等への活用についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和５年の元日の熊日新聞に「竜門ダム未利用水活用」の見出しで大きく掲載されておりましたので、市の今後の対応について、地元龍門地域はもとより、菊池市の活性化につながると思い、令和５年第１回定例会において、市長に対して、地元の自治体として、竜門ダムの水は農業用水が基本であるが、今回、国家プロジェクトのＴＳＭＣに竜門ダムの未利用水を活用するのであれば、スピード感を持って、菊陽町をはじめとする関係自治体と連携を取って、関係する土地改良区、漁協のご協力、ご理解をいただきながら、市の活性化に結びつくように、トップセールスをお願いいたしました。

しかしながら、その後、何度もこの件について市長に質問、要望をいたしましたが、私が申し上げていることが理解していただけませんので、現在、具体的な動きはありません。

今回は、令和６年７月５日に、議会としてＴＳＭＣ進出に関する政策提言書が提出され、竜門ダム工業用水の未利用水活用については、市民への十分な説明を行いつつ、本市にとって有益な施策を講じるべきであると示されましたが、市としての今後どのような対応をされるのか、市長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　竜門ダムの工業用水についてという趣旨のご質問でございました。

ＴＳＭＣ等、半導体関連工場への竜門ダム工業用水の未利用水、その活用計画につきましては、これまでの定例会、直近におきましては、本年の第２回定例会で答

弁しましたとおり、県の企業局が工業用水の水利権を保有しているものでございます。

したがいまして、竜門ダムからの工業用水の活用というテーマにつきましては、これ県の事業でありますので、県企業局が、現在、関係機関との調整を行っているというふうに伺っております。

トップセールスをということでございますけども、本年、その第２回定例会で答弁しましたとおりでございまして、県の事業でありますので、県がどこの半導体関連企業にどのぐらいの工業用水を販売するのか、本市は全く知る立場にもございませんし、恐らく、今、貯水場をどこに造ろうかという話であると思いますので、もともと伺っておりますのは、ＪＡＳＭ２以降にいろいろな企業に使いたいという計画であるというふうに伺っておるにすぎませんので、私どもはセールスをするといっても、する立場にもございませんし、そのことをご理解をいただきたいというふうに思います。

龍門地域に関する全体的な取組につきましては、森林環境譲与税を活用した整備や、地域の林業の牽引役でもある林業研究グループ、特用林産物の干し椎茸生産者への支援を継続してまいります。

また、地下水保全の観点から、水源涵養林の役割は非常に重要なものと認識しておりますので、今後は県と連携して、竜門ダム周辺を含めた本市の水源涵養林の整備には取り組んでいくというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　市長は、私がお願いしていることの意味がまだ分かっていらっしゃらないんじゃないかなと思います。

基本的に竜門ダムの水を使うということは、その周辺の龍門地域の涵養林とか、そういうののおかげで、その水があるわけですね。だから、その一部を使うということになれば、基本的にはちゃんとその涵養林を守るためには、経費もかかります。ですから、それに基づいて、地域の活性化に結びつくような、いろんなやり方があるんじゃないかと私は考えます。

もう新聞を見ますと、地下水涵養拡大の協定とか、いろんな地下水涵養田については、追加予算を組むとか、いろんな施策が打たれております。龍門ダム交付金が大体年間１億円強来てますけど、供用開始の平成１６年からずっと入っているんですね。それの１割ぐらい、この龍門地域のふるさと振興基金の設立をお願いしました。地元の区長さん方も、令和元年の１１月にこの要望書を出されております。そ

のときに、そういう基金を設立しとけば、やっぱりこういうときに、いろんなほかの自治体からも、そういう振興基金があるんであれば、そこに私たちのある面ではいろんなことができるんじゃないかって、もう本当に残念で仕方がありません。ですから、やはりこういうのは、タイミングが要るんですね。だから、やっぱりそのときにちゃんとお願いをしたり、協力を求めないと、そういうのも理解してもらえないと思いますので、このことについては、やっぱり何度言っても、なかなか動いていただけませんので、来年はまた市長選挙ということでありますので、ほかの方も立候補しておられますので、そういうことを踏まえて、違う形で要望するしかないかなと思っております。

それでは、もう次に進みます。

それでは次に、観光振興について、今回は特に菊池温泉街に対するこれまでの市の活性化策についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、私も観光業に従事しておりましたので、これまで何度も観光振興対策のイベント、温泉街の景観対策も含め、空き店舗対策等、また旧ホテル月見殿の対応について、具体的に指摘、要望を続けておりますが、これまで抜本的な施策も行われておらず、ますます活気がなくなっている状況であります。

これまでに市も様々なイベント等を含め、観光振興、温泉街の活性化策を講じておられますが、結果が出ているとは感じられない現状であり、広報きくち１１月号に温泉街の現状が特集で掲載されておりましたが、市のこれまでの取組と今後の対策をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　三池経済部長。

［登壇］

○三池克徳　経済部長　　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和５年度に策定しました菊池温泉街リブランディング基本構想に基づきまして、旅館・ホテル、飲食店、菊池観光協会、商工会、県や市などの関係者で検討委員会と３つのプロジェクトチームを組織し、菊池温泉街の活性化に取り組んでいるところです。

本年度の具体的な取組としましては、旅館・ホテルの経営改善支援のほか、菊池の食の魅力を生かした泊食分離事業、歩きたくなる温泉街の景観づくりを目的とした温泉街ライトアップ事業など、関係者と連携しながら進めております。

毎月会議を開催し、様々な意見やアイデアを出し合いながら、温泉街の再生に向けて関係者の意識の醸成を図っているところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　いろいろな施策をされておりますが、なかなか活性化には結びついていないように私は感じます。

改めて、江頭市長にお聞きしますが、市長は就任当時の平成２６年第３回定例会で、温泉街は市のシンボルであると答弁をされております。市のシンボルと認識されている江頭市長が、令和５年９月２５日の熊日新聞に、このまま何もしなければ菊池温泉の言葉自体がなくなるかもしれないと、菊池温泉街リブランディング検討委員会で指摘をされたと掲載されました。

私も、１０年以上市長として責任ある立場の発言として、ふさわしくないと感じましたが、多くの市民より、無責任な発言である、行政のトップの言うことではない等の批判的な意見が届いております。

そこで、江頭市長にお尋ねをいたしますが、今回、行政の責務を完全に放棄している発言の真意をお尋ねしたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　温泉街に関する私の発言についての意見を述べよということでございます。

この令和５年９月２５日、熊日朝刊の記事に至るその前段階がございまして、それは、その１週間ほど前、９月１９日に開催した第１回菊池温泉街リブランディング検討委員会というのがございました。そこで株式会社ＪＴＢさんが分析資料を提示されまして、それによると、本市の宿泊客と旅館の数が年々減少していること、個人旅館の後継者が不在であること、歓楽街型の菊池温泉街が個人観光客のニーズに合っていないことなどを理由に、これはＪＴＢさんの言葉ですけども、このままでは１０年後に菊池温泉が消滅するという仮説をＪＴＢさんが立てられ発表されました。当然このときには温泉街関係者、観光関係の方、商工会関係者も入っていたと思います。みんなの前でおっしゃいました。このことは、言うなれば強い危機感を持ちましょうという意味合いでございます。

私は、このＪＴＢさんの言葉を引用して、このまま何もしなければ、菊池温泉の言葉自体がなくなるかもしれない。一方で、目の前にはＴＳＭＣの菊陽町進出など大きな可能性がある。知恵を絞り、力を合わせれば新たな未来が待っていると、菊池温泉が危機的状況にあることを何とか打破しようということを関係者で共有するために発言したものであります。

今、全体の文脈をお聞きいただくと、そういう趣旨で言ったんだということは明瞭であろうかというふうに思います。ですから、責任放棄というのは、大変私とし

ては心外でありまして、新たな決意をみんなの前で表明したというふうに捉えていただければというふうに思います。

しかも、温泉街の弱体化が進みますと、本市を訪れる人が減りまして、商業や農業などほかの産業にも悪影響を及ぼします。つまり温泉街というのは、私どもにとっての大きな基幹産業であります。本市全体の活力の源となる重要な観光資源の一つであり、市民にとっても大切な地域の宝であります。そのことも温泉街関係者も含めて共通の理解であります。

昨年、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行したことで（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）はい。台湾からの観光客増加が見込まれるなど、大きなチャンスが到来しています。このチャンスを最大限に生かして地域経済の発展につなげるためには、温泉街の活性化は必要不可欠であり、急務であります。

多くの観光客が訪れたいと思うような温泉街を危機感を持って官民一体でつくり上げ、次世代に残していけるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　政治は、基本的には結果だと思います。やっぱり物事を最終的に誰が何年市長としてやって、温泉街がどうなった。やり方によっては、ちゃんとした結果が出ると思います。

その広報の特集号が出ておりましたけど、これ、基本的には、ここが温泉街の入り口ということで写真を撮られたと思います。この入り口のちょっと左側は、今はごみの出積所ですね。やっぱりそういうのの場所になってしまっております。

それと、これから真っすぐ見ると、旧ホテル月見殿が見えるんですね。そこはもう、私も何か月も前からずっと言っております。寒根葛が昔の展望風呂のほうに張りついております。ですから、そういうのだって、やっぱり「癒しの里」きくちを目指す菊池市が、あのまま、いかに民間の企業であっても、市長がトップでお願いに行ったりすれば、ちゃんと除草作業もやってくれるんじゃないですか。そういうのも含めて、温泉街を本当にきれいにしようと思うんであれば、シンボルとして考えていれば、打つ手はいっぱいあると思います。もう来年で言うと１２年やられているんですよ、市長として。ですから、今から頑張りましょうとか、そういうことを言うようでは、やっぱり私はいけないと思います。

今後は、結果を出すような施策を一生懸命頑張っていただきたいと思います。

それでは次に、菊池市のこれまでの国際交流の現況と今回の台湾台南市との友好交流協定の締結の経緯についてお尋ねをいたします。

菊池市の国際交流につきましては、合併前から、それぞれの旧自治体の歴史の中で交流が合併後も引き続き継続されており、市民、団体、菊池市国際交流協会との連携を取りながら、中国、韓国、台湾との交流が続いております。

市として、これまでの国際交流の費用対効果も含めた現状と今後の取組についてお示しください。

○水上隆光　議長　　北島政策企画部長。

［登壇］

○北島悠子　政策企画部長　　皆さん、改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答えさせていただきます。

国際交流の現況と効果ということでございました。

国際交流の現況につきましては、合併前からの交流協定を締結しておりました、先ほど議員がおっしゃられましたけれども、中国の泗水県と韓国の金堤市・清洲市と、合併後、改めて友好都市となっておりまして、現在に至っております。

また、今年度に入りまして、台湾の宜蘭市と本年９月２６日に国際交流促進覚書を締結いたしました。あわせて、１１月１１日に台南市東区と友好交流協定を締結しております。

台湾につきましては、締結をいたしまして、今後、交流のほうを進めていくということになりますが、ただいま中国の泗水県に関しては、こちらのほうからいろいろご連絡はしているものの、今、連絡がちょっと途絶えているような状況でございますが、韓国の金堤市・清洲市に関しましても、コロナ禍において、一旦交流が止まったんですが、今年度に入って３月１６日から清洲市のほうをお招きして、きくち桜マラソンのほうに参加をいただいたりとか、学校の交流とかも、そういったものも、今、進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　それぞれ、合併前からのですね。一回締結をすると、きちんとした交流をしていくのがお互いのマナーだと思いますので、今回は特に令和６年１０月１７日の月例会で、私も指摘をいたしましたが、台湾台南市東区との友好交流協定を唐突に結ばれたことに対して、確認を含めお尋ねをいたしますが、令和６年１０月１２日の熊日新聞に、台南市東区長ら６名が菊池市訪問と掲載されました。台南市議と親交がある菊池市の民間事業者との縁によって、締結に至ったとのことでありましたが、市のこれまでの交流については、歴史的背景や、ある程度の交流の期間を経て、根拠を持って、議会、市民への説明責任を果たしながら、慎

重に進める必要があると考えられますが、今回は強引に友好交流協定が結ばれました。公費を使っての交流としての市民への説明責任もございますので、確認も含めお尋ねいたしますが、今回の台湾訪問の経緯を詳しくお示しいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　北島政策企画部長。

［登壇］

○北島悠子　政策企画部長　　それでは、ただいまの台南市東区との締結についての経緯を含めてご回答したいと思います。

今回、１１月１１日から１３日にかけて、友好交流協定の締結ということで、市長以下１０名及び自費で参加された「菊池市と台湾との友好を推進する議会の会」（後に発言の申出があり、「菊池市と台湾との友好を推進する議会の会」を「菊池市と台湾との友好を推進する議員の会」へ訂正）の４名と、「菊池市第三セクター連絡協議会」の１名の合計１５名で台南市東区を訪問しております。

締結の経緯といたしましては、まず、台南市議会議員と民間の方との交流というのがきっかけになりまして、台南市議会が菊池市との交流を推進することとなりまして、締結先となった台南市東区から友好交流の依頼があったという流れでございます。

その後、９月に東区とＷＥＢ会議を実施いたしまして、１０月に東区や台南市会議員の方々が菊池市を訪問されて、本市の議会や経済団体も参加して意見交換をいたしまして、それを経て、先ほどの１１月１０日から１３日の日程で台南市東区を訪問して友好交流協定を締結するという運びとなったものでございます。

今回の協定の目的としましては、「教育を通じた交流」「相互訪問による交流促進」「歴史文化財などの観光資源を活用した交流」「特産品のマーケティング促進による経済の活性化」というのが大きな目的となっておるところでございます。

締結に関する経費につきましては、公費負担分が１０名分の旅費及び記念品代等、総額として約２２８万円となっております。

以上でございます。

すみません。ただいま私が申し上げました菊池市と台湾との友好を推進する議会の会と申し上げましたけれども、正式には「議員の会」ということでございました。訂正して、おわびいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　２２８万円の公費がかかったわけでございますね。

これまで、江頭市長もスペインのスエカ市のときに、お二人で１３１万６，００

０円の経費をかけて、最終的には相手の市長が、お辞めになったということで白紙になりました。

今回も、こっちの市のほうは、何か月例会のときに確認しましたら、個人ということですね。個人の名前は挙げられなかったんですが、私たちは市民に対して、やっぱり公費を使うときには、きちんとした説明責任というのがやっぱり基本だと思います。本当にこれを市民がきちんと認められるのかということを私は申し添えておきたいと思います。

私どもは、台湾の宝山郷、今年の３月１日に、その前に菊陽町と友好交流協定を結んでおられますが、菊池市への誘致企業としてノースエンジニアリングというのがあるんですが、私たち同志議員との縁があって、今度、深川のほうに工場も建てられるということで、そういうご縁もあって、宝山郷の町長が来ていただきました。私は、こういうふうにきちんとした友好交流協定を結ぶような根拠があって、やっぱりそういう締結を結んだほうがいいんじゃないかと思います。あまりにも、市長も来年の選挙ということにまだ表明をされていないのに、何かばたばたと交流協定を結ばれたことに、私、個人的にはちょっと心配であります。

今後は、市民が判断することだと思いますので、次に進みたいと思います。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民への説明の状況と見直しの必要性についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和２年７月２１日、議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示されました。

その後は、見直しを含め、一貫して各支館の地域移管、廃止への問題、廃止となっている重味グラウンドについては、中山間地域を守るために、指摘、要望を続けてまいりました。

熊本地震による甚大な被害を受けた菊池市にとっては、このことをしっかりと考慮して検討を進めなければなりませんが、現在の菊池市の説明の状況は、市民に選択権を与えない計画を一方的に押しつけています。

私は、迫間地区に住む者として、迫間支館、重味グラウンドについては、市民の命を守る施設として、従来どおり、市で管理するべきであると考えます。

これまでの一般質問で何度も申し上げましたが、区長会として協議を重ねて、全会一致で迫間支館、重味グラウンドについては、行政で管理運営していただくように要望しておられます。

その後は、水迫地区を加えて、市議会に公共施設として存続を求める陳情書が提出されましたが、令和６年第２回定例会で、賛成７、反対１１、棄権１で、不採択となりました。傍聴しておられた区長の方々も、賛成討論が４名に対して、反対討

論は１名だけなのに、結果は不採択になったことに大変憤慨をされておられました。

議会では不採択となりましたが、重味グラウンドについては、ドクターヘリポートとして存続することができましたが、迫間支館については、令和７年３月の支館ごとの方針案決定に向けて、アンケートの実施を計画しているようですが、私としては、来年の市長選挙後に実施するべきだと考えます。区長会としては、方針が決定しているのに、個別にアンケートを取る必要はありません。

そこで、お尋ねをいたしますが、市として、今後の取組をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、ご質問にお答えいたします。

公民館支館に関するアンケートにつきましては、公共施設等総合管理計画、及び個別施設計画に基づき進めております市の方針につきまして、支館の存在する地域の住民の皆様の意向をお伺いするために、実施するところでございます。

９月に各支館の運営委員会の役員の方にお集まりいただき、アンケート素案に対するご意見をいただいており、それを踏まえまして、現在、アンケート内容の最終調整を行っており、終わり次第、速やかに実施することとしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　私としては、もう区の区長さん、ある面じゃ区民の代表の方が全会一致で、今までのように行政のほうで管理運営をお願いしたいということがもう結論が出ているのに、また各戸それぞれにアンケートを取る必要が本当にあるのかなと思います。これには経費もかかるわけですよ。

それと、先ほども申し上げたように、来年の４月は選挙です。市長選挙です。ということは、今度新しく市長がもう全部その計画を変えるということになれば、何のためのアンケートか分からなくなってしまうように私は感じますけど、ですから、アンケートの実施についてはもう来年の改選後に、やっぱりやると決めた市長なのか、やらないと決めた市長によって判断をしてもらえばいいと思います。経費もかかることですので、そのことについてはしっかりとお願いをしておきたいと思います。

それでは、次に進みます。

次に、九州産廃菊池事業所廃止後の地元水迫地区から提出された環境整備基金活用の状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまでの経緯も含め、何度も指摘、要望を一般質問等で続け、また、これまでの水迫地区区長の方々と協議を重ね、私としては、長い間、産廃問題でご迷惑、ご苦労をおかけした地域にぜひとも活用していただきたく、説明を続けてまいりました。

その後、令和５年度の水迫地区区長会会長様によって、各地区の要望を取りまとめていただき、水迫地区としての陳情書が令和５年１２月１１日付で提出されました。

令和６年度の水迫地区区長会に対して、改めて７月１１日に、市民環境部長も参加による地元説明会が開催され、これまでの要望と基金積立金額に差異が生じていることを踏まえ、優先順位等の検討をお願いされました。

その後、各区長が地区の戸数割、地域性、優先順位等を協議され、私も参加させていただきましたが、水迫地区区長会としての協議会を何度も開催されて取りまとめていただきました。８月２６日に市に、私も同行いたしましたが、水迫地区区長が代表して取りまとめた要望書が提出されました。

本年第３回定例会でも申し上げましたが、水迫地区の区長様が何度も協議を重ねて提出されておられますので、とにかくスピード感を持ってやっていただくようにお願いしておりましたが、今定例会に上程されているのは、一部の地区の要望のみであります。現在の物価高騰を考えた場合、基金として予算はありますので、一日も早く上程すべきであったと考えます。先日、荒木議員より、予算決算常任委員会でなぜ一緒にできなかったとの指摘もありました。

そこで、確認も含めお尋ねをいたしますが、今回、上程されていない地区についてはいつになるのか、お示しをいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　宇野木市民環境部長。

［登壇］

○宇野木浩二　市民環境部長　　皆様、改めまして、こんにちは。木下議員の質問にお答えをいたします。

補正予算以外の残りの事業につきましては、必要な庁内手続を経た上で、令和７年度当初予算に上程できるよう、必要な対応を現在行っております。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○１９番　木下雄二　議員　　ありがとうございました。

先般、１２月２日に水迫地区の水迫里山の家で、部長も来ていただいて、ある面では最終的な確認の説明会が行われました。その中で、それぞれ区長様も言ってい

らっしゃったのが、やっぱりある程度きちんとした日程が決まらないと、自分のお付き合いのところなんかにお願いしている部分があるから、どうしても当初予算とかそういうので決まらないと段取りができないと。そういう意見もたくさん出ておりましたので、ぜひとも、これまで長い間迷惑をかけていますので、最後はきちんと当初予算に計上できるように努力をしていただきたいと思います。

ちょっと時間がありますので、これまでの環境整備基金について、いろいろご存じでない方もいらっしゃいますので、私は議事録に残すことも含めて申し上げておきたいと思いますが、九州産廃は、基本的には産業廃棄物の処理の資格でございましたが、平成１３年に狂牛病の肉骨粉の問題が出て、九州産廃が一般廃棄物の許可を取ったと。そのことによって、ほかのいろんな自治体から一般廃棄物が搬入されるようになった。多いときは２２自治体ぐらいから搬入されて、どんどんどんどんそういう廃棄物が来るのであれば、菊池市にそういうので廃棄物が入ってくるということには非常に不安もあるし、不満もあるから、それに対する協力金制度を取ろうという形で、本当にけんけんがくがくしながら、環境保全協力金というのが出来上がって、初年度、持ってくるときはトン当たり１，０００円、続けて持ってくるときはトン当たり２，０００円です。それには基本的には、続けて持ってくることに対する抑止力ですね。そのことによって、トン当たり２，０００円になるからということで、ほかの自治体も含めて、やはり２，０００円となると大変ですから、抑止力にはなったかと思います。

しかしながら、やっぱりその自治体によっては、なかなか自分のところで処理ができないということで、どんどん入ってくるようになって、もうほとんどトン当たり２，０００円の自治体ばっかりになってしまいました。だから、そういうことも踏まえて、この協力金については、今度の１億１，９００万円の水迫地区に使う金額には、大きなお金になったわけですね。

これまでにいろんな事業で、道路の舗装とか、そういうのにも使われて、役に立った基金でございますけれども、私は、地震発生のときに非常に残念だったのが、基本的に市のほうが平成２８年の４月に発生した後、すぐこの協力金を頂くような取組をやらなかった。そのことによって、平成２８年の１１月からトン当たり、そのときは１，０００円でカウントですけどもらえるようになったと。それでもらうようになった金額が、ずっともらって１億１，７００万円ですね。それもこの環境整備基金に入っております。とても残念だったのが、その期間、４月発生から取組までの１１月までの間に約６，４００万円ぐらいもらえるのが、もらえなかったということが非常に残念であります。ですから、やはり行政はこういうことも含めて、やっぱりいろんな取組については、過去のいろんなことも勉強していただいて、動

くときはぱっと動いて、そして、それなりのちゃんとメリットのあるようなことをやっていただきたいということを強く今後の執行部の施策も含めてお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○水上隆光　議長　　これで、木下雄二議員の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午後１時５５分

再開　午後２時０２分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫議員。

［登壇］

○１０番　後藤英夫　議員　　改めまして、こんにちは。議席番号１０番、後藤英夫でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

本日は、市政運営についてお尋ねいたします。

これまで、江頭市政３期１１年半、市長は実直に様々な市の課題、難題に果敢に取り組んでこられ、「癒しの里」きくちの実現に向けて努力されてきたものと思っております。

１期目では、未曽有の大災害である熊本地震に見舞われ、２期目では、熊本地震からの創造的復興、３期目では、新型コロナウイルスの真っただ中と、平時での市政運営というよりは、常に嵐の中での市政のかじ取りを強いられ、当初、思い描かれていた市政運営も道半ばではなかろうかと推察いたします。

こうした状況の中ではございますが、市長自ら、この３期１１年半の市政運営の成果と課題についてお示しください。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　ただいま後藤議員のほうから、江頭市政３期約１２年、振り返っての成果と課題を述べよという趣旨のご質問でございました。

このような貴重の答弁の機会をいただきまして、ありがとうございます。また過分なご評価もいただき、大変感謝しております。

１２年前を振り返りますと、私は、まず、さらにその１年前、今から１３年前にふるさとと４０年ぶりに出会ったことを思い出します。町なかや温泉街が大変寂しい状況に加えまして、当時は合併後の非常に政治的に不安定な状況が続いておりま

して、ふるさとの将来というものに大変強烈な危機感を覚えました。

一方で、海外生活で得た経験から、菊池市の食や自然景観、温泉、歴史・文化などの魅力は世界にも通用するというふうに感じました。足元に眠っているこれらの価値を磨き上げて、商品価値で経済につなげることで、ふるさとを必ず元気にできるんではないかと。私の経験がそれに生かせるなら、自分の残り半生をふるさと再興にささげたい。これが今も変わらぬ市政を目指した私の原点であります。幸いこうした思いに共感とご理解をいただきまして、市長にならせていただいたわけでございます。

それからの１２年間、本当に一心不乱に前だけを向いて日々を送ってまいりました。また、途中で熊本地震、コロナ禍といった想定外の災厄が発生し、やりたいことはできない時期が長くございましたけども、改めて振り返ると、数多くの事業を手がけてきておりまして、その時々の様々な思いが去来する次第です。そのいずれにおきましても、議会や職員の皆さんをはじめ、実にたくさんの方々のご尽力のおかげだと改めて痛感して、感謝の気持ちが湧いてまいります。

少し整理をしてお話をさせてください。

まず、就任の第１期目の大きな仕事というのは、それ以前から持ち越しになった数々の重要懸案事項でございました。

最初に取り組んだのは市役所の建て替え問題でした。合併時の合意に基づく計画が白紙に戻って、ゼロから本当に手探りの難しい仕事でありました。

次に、一般ごみ処分場の広域連合加入問題、過去に様々な経緯があったことから、非常に時間を要しましたけども、関係市町や各議会の深い理解をいただきまして、実現することがきました。

それから、長年重要な懸案でありました産廃問題に最終的なピリオドを打つことができたこと、また、長年空き地となっていた田島工業団地の売却、あるいはつまごめ荘の民営化など、関係各位と職員のご尽力のおかげで、非常に重たい経営課題を解決することができました。

さて、こうした積年の経営課題を解決しながら、新しい経済活性化戦略を次々に具体化してまいりました。

まず、農業に関しましては、大変よい農業製品がありますのに、世の中に知られていない。そういう状況がありましたので、まず取り組んだのはブランド化による農家の所得向上というものを狙いとして、菊池基準というものをスタートしました。これと併せて、市でネットショップ菊池まるごと市場を開設しまして、流通面の販路拡大により、独自の農家支援を行いました。このネットショップは、現在、第三セクターに譲渡し、活用されております。

一方、日本一の農産物を目指す戦略を立てまして、菊池米コンクールを創設し、今も１２年続いております。特に有機米の優勝者からは、１俵７万５，０００円で買い上げる仕組みもできておりまして、農家の皆さんから励みになると喜ばれていただいております。このコンクールでの切磋琢磨の土俵をつくり、３年連続での国際大会金賞につながったわけでありまして、農家の方々の本当にご努力のたまものと敬服している次第です。

さらには、九州米コンクールも主催して、菊池米のステージアップを図りました。

このほか、国の補助金を活用して、第三セクターの共同加工場も整備いたしました。

また、花房台に建築予定であった新庁舎の予定地には、大手の育苗企業を誘致しまして、菊池にふさわしい企業誘致になったわけであります。

また、担い手育成の観点から、新規の親元就農者には市独自の支援策もつくりました。

また、菊池川流域関係市町協働で二千年米作りの歴史の日本遺産の認定を獲得しました。そのことに加えまして、世界農業かんがい遺産の認定の獲得に至ったことは、本市の米作りイメージに大いにプラス、寄与したというふうに考えております。

次に、観光面でありますけども、まず、自然を生かした観光基盤の整備というものを強力に進めました。熊本地震で傷んだ菊池渓谷ビジターセンターを創造的復興を果たしまして、現在はライトアップ等で、コロナ禍前の水準にお客様が回復している次第です。

また、龍龍館周辺を活用しまして、竜門ダムキャンプ場を開設、また、国の支援により、かわまち広場が完成するなど、新たなアウトドアファン層の取組に注力しまして、新しいにぎわいが生まれてきている状況です。

また、日本一の桜の里を目指しまして、毎年１００本ずつ１１年間、これまで１，１００本の桜を植えてきました。ところが、思わぬ誤算で、企業や団体の皆さんが自分たちも一緒にやりたいということで、自らの費用で桜の植樹を９，０００本、これを誘発することになりまして、合計、今、１万本以上の桜並木がこの菊池市の至るところに出現しているということでありますので、これから１０年、２０年の将来には、大きな観光資源になるというふうに期待しております。

観光面の２つ目は、連携とネットワーク化であります。

福岡県内の５つの市町と連携をしまして、南北朝・菊池一族歴史街道協議会を設立しまして、文化交流のほかにも、観光客をお互いに送り合う、あるいは、特産品を相互販売協力するといったことにつなげております。

これとも連携しまして、全国の菊池さんや、歴史ファンを囲い込むための菊池フ

ァンクラブを創設いたしました。現在、菊池桃子さんをはじめ、６，０００人以上の会員に上っております。

また、１０年がかりで取り組んでまいりました菊池一族関連史跡が国指定をいただいたわけでありまして、これも担当部署の地道な取組のおかげだと感謝しております。これは今後の新たな観光資源として、大いに期待するところであります。

一方、工場誘致につきましては積極的に行ってまいりまして、現在、全ての市営の工業団地は完売をしている状況でございまして、この間、６０件以上の新規あるいは増設を果たしております。

また、防災あるいは生活環境、福祉の分野で少し取りまとめてみますと、防災面では、デジタル行政無線を導入したほか、熊本地震を契機に、防災・行政ナビをいち早く導入をいたしました。また、特筆すべきは、本市独自で防災士の育成コースを創設しまして、これまで約３００人の防災士を菊池市の中で育成をしてきております。

また、太陽光の設置が景観を傷めると。あるいは災害にもつながりかねないということで、太陽光の設置に市の関与を強める新環境条例を制定いたしました。これは県内初めての事例となりました。

また、地方創生の重要なファクターである市民の交流の場をつくるという点におきましては、重要な拠点の整備を進めてまいりました。１つは中央図書館のあるキクロスです。日本から唯一、世界の１２の居心地のよい図書館に選ばれたというのは、大変うれしい驚きでありました。現在、菊池市にいらっしゃるお客様が必ず訪れるような、言わば菊池市のアイコンになっております。

また、念願の市民広場が完成して、マルシェ等、様々に活用されて、まちの活性化に貢献しているというふうに考えております。

こうしたものは、実は検討段階から市民に参画していただくという手法を取りましたので、市民広場にしろ、キクロスにしろ、大変時間、体力は要しましたけれども、愛される拠点になったなというふうに考えております。

このほか、子育て世代を念頭に置いて、公園の整備にも注力を果たしました。七城の鴨川公園に遊具を設置し、現在は市内で最も子連れの方の多い拠点となっております。また、泗水には憩いの森公園を開設し、同じく孔子公園もステージ建屋を整備させていただきまして、また、菊池公園も展望台等を整備して、歩ける公園になっております。

また、面白い特色としては、学校跡地の活用を地域振興に生かしているところでございます。龍門小学校をアーティストスタジオに変えまして、アートフェスタ等でにぎわいをつくり出しております。

また、迫水小学校がエミューの観光牧場に変わりました。これは先ほどお話のあったスペイン出張の際に、めんべいの山口油屋福太郎の会長さんと知り合いまして、迫水小をセールスしたところ、短期間に売却が実現したものでございまして、副産物として、菊池ごぼうによるめんべいという特産品も生まれたところでございます。

また、河原小学校におきましては、高橋酒造さんが購入されまして、現在、植物工場を行っておられます。

そういうふうに、それぞれ大変特色のある拠点に学校が生まれ変わりまして、外部からの集客につながってきつつあるところでございます。

また、福祉関係でまとめてみますと、高校生までの医療費無料化を実現いたしました。また、こども健診センターを新設して、親御さんにとって大変便利で安心であるという評価もいただいております。

また、不妊治療や乳がんマンモ検診制度を充実させてまいりました。特に共働き世帯が増えておりますので、お子様のための病中・病後の保育施設も整備をしてまいりました。

実は、こうしたことが評価されまして、住みたい田舎ランキングというのがございますけども、この市の規模が３万人から５万人のカテゴリーの中で、若者世代が住みたい田舎として全国３位、子育て世代が住みたい田舎として４位、シニア世代が９位ということで、３部門が全てベストテン入りをしたということでございます。これまた、九州内に限ってみますと、市の規模を問わない、言うならば無差別級においても、九州の中で、若者世代が３位、そして、子育て世代が４位というふうに高順位でございます。

また、ランキングという意味では、熊本県で３番目にＳＤＧｓの未来都市に認定をいただいたところでございます。

また一方で、教育や人材育成に大変力を入れてまいりました。

１つには、篤志家の方から小川基金というものを頂戴しておりましたけども、なかなか活用ができていない状態でございました。これをご遺族と何度も協議を重ねまして、現在、給付型奨学金、返さなくてもいい奨学金が本市独自の制度として、多くの子弟に喜ばれているところでございます。

また、人材育成に大変意を用いまして、年代別、各層別に人材塾のようなものを続けてきております。小学校には笑育という、漫才を自らつくらせて実演させて、いろんな学びにつなげておりますし、また、原則全校に対してホタル教育を施しまして、立派な環境教育につながったというふうに考えております。

また、中学校は、プラチナ人材塾に毎年派遣を続けまして、内容が大変すばらしかったので、今度は逆に、こちらに学校、出前の形でつくっていただきまして、毎

年、森の学校きくちという形でリーダーの育成に努めております。よく広報誌でこの中学生たちのレポートが出てまいりますけども、本当に見違えるような成長を遂げているわけでございます。

それから、高校生におきましては、菊池前進塾というものをつくって、進学を通じて、もっと大きな可能性に挑戦してもらおうという場をつくっております。また、域学連携としまして、高校生にどんどん市の事業等にも出てきて、一緒になって働いていただいているということで、まちづくりにも参加をいただいております。

また、若手に対しましては、きくち未来創造塾というものを３期続けておりまして、３０人の卒業生、在校生が、今、いるということです。その前進フューチャーラボＫＩＫＵＣＨＩも２期続けまして、現在、それに加えて、きくち起業塾というのは４期目でございまして、ここから輩出された人材が、現在、進行中も含めて１００人以上の意欲にあふれた若者を、今、つくり出しているわけであります。

また、農家にとっても経営力が非常に重要だということで、アグリフューチャージャパンという機関と連携をしまして、毎年、農業実践者経営力養成セミナーというものを１１年間も続けてきておりまして、受講生が２５０人にも上っております。

また、市民向けには、キクロスカレッジというものを創設しまして、現在３年目で、毎年コースが増えてきまして、現在６コースで運営をしておりまして、これはいわゆる教養大学ではございませんで、市のいろいろな施策と連動させて、ここのキクロスカレッジで学んだ、言わばマイスターが市の施策を現場で遂行していただくと。その遂行の担い手になっていただくということで、防災士のコース、あるいは歴史・文化のコースで観光案内人にも育っていきますし、それから、デジタルアーカイブ、スポーツ、花と緑、外国人の方と交流をするリーダーであるワールドフレンズ、こうしたコースで、今、たくさんの方が学んでいただいております。全て大学等と連携して、かなり本格的な育成講座になっておりますので、昨年度、優良公民館賞というのを文科省からいただいたところでございます。

そして最後に、ＴＳＭＣの関係でございます。

大きな方針としまして、長期的な観点から、バランスの取れた秩序だった開発をしていこうと。それを誘導していこうということで、ゾーニングというものをいち早く打ち立てました。工場につきましては、既存の工業団地の周辺になるべくまとめるということで、大きいところでは三菱電機さんほか、多数の企業が、今、あそこに集約されつつあります。

また、住宅につきましては、住宅ゾーンの中で、既に開発が６か所で進んでおりまして、今、実績としては、既に１１６戸の一戸建てができておりまして、私どものつくりました補助金を有効に活用していただいております。また、これと併せま

して、実際に住んでいただく方、子育て世代に移住をしていただきたいということで、個人向けの補助金をつくっておりますけども、これもこの２年間で、令和６年度はまだ進行中ですけども、４５戸がここに手を挙げていただきまして、ご家族の人数が１６３人、うち子どもが６２人ということで、成果が着々と出つつあるというふうに考えております。

それから、台湾都市との交流を重ねておりまして、本年度に入りまして、宜蘭市、これは人口が９万５，０００人でありますけども、こちらとはＭＯＵという友好交流の一歩手前の言わばお付き合いの段階が始まりました。そして、台南市さんは人口１８０万の大都市でありますけども、ここはもう一足飛びに、菊池市が大好きであるということで、友好交流協定をつい先日、締結したばかりでございます。

数え上げればまだまだございますけども、課題として少し整理をいたしますと

（「答弁は簡潔に明瞭にお願いします」と呼ぶ者あり）

○水上隆光　議長　　静粛にお願いします。

○江頭実　市長　　課題としましては、進行中あるいは検討中の住宅投資というのはまだまだございます。

それから、非常に大規模な、恐らく皆さんの想像を超えるような大規模な工場進出の相談も、今、進んでおるところでございまして、こうした重要な足がかりが大変たくさん今は残っておるわけでございまして、同時進行中ということでございます。今、そういう意味では、非常に活気づいてきておりまして、まだまだいろんな問合せが来ているということで、今のよき流れを持続させていかなければいけないと。

それから、その一方で、農地や水環境の問題、こうしたものとのバランスをしっかりと取っていかなければいけない。非常にかじ取りの難しい局面をこれから迎えるということでございます。

それから、大きな機会をいただきましたこの台湾２市とは、今後の交流をこれから具体化しなければいけないと。特に子どもの交流とか、市民交流、こうしたものが恐らく大きな広がりを持ってくることだというふうに思います。そうした交流が、実はこれから先、様々な呼び水に発展していくだろうというふうに期待しているところでございますので、これは何とかきっちりと軌道に乗せていかなければいけないと。

それから、３番目の課題は、これはある意味では永遠の課題であるんですけどもこの人材育成、これまで本当に地道に続けてまいりましたこの人材育成というのは、時間はかかりますけども、一番確実な方法だというふうに私は本当に確信をしております。この人材育成をしっかりと途切れなく続けていかなければいけない。こう

したことは、今、私が感じている課題でございます。

いずれにしましても、たくさんの事業をこれまでやらせていただきました。これもひとえに議会の皆様、そして、職員の皆さん、そして、関係各位のご尽力と、それから何よりもやっぱり市民の皆様がしっかりとご理解をいただいて、ご支援を続けていただいたおかげだというふうに、本当に心から感謝をする次第でございます。

自分の一身をなげうつつもりで、この菊池市に帰ってまいりまして、本当にあっという間にでございましたけども、まだまだ課題は残っていると、世の中はどんどんどんどんまだまだ変わりつつあると、こういう状況でございます。

以上、長くなりましたが、振り返りと課題について、今、お話しをさせていただきました。ありがとうございました。

○水上隆光　議長　　後藤英夫議員。

［登壇］

○１０番　後藤英夫　議員　　今、市長のほうから様々なお話をいただき、成果もたくさんありますが、今からの課題というのは、今のよき流れを持続させること、それから、環境を守っていくことということで、あと人材育成ということとの、お言葉でした。

市長の任期もあと半年でございます。熊本地震への対応と創造的復興、新型コロナウイルス対策とアフターコロナといった、前例のない、誰も経験したことのないことをされていたことは誰もが認めることではないかと考えています。

先ほどおっしゃられた課題を聞く限りでは、市長自身、まだまだ道半ばとの思いがあられるのではないかなと感じたところでございますが、単刀直入にお尋ねいたします。市長、来年の市長選挙を含め、今後の考えをお聞かせください。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　来年の出馬に関するご質問でございました。単刀直入にお聞きするということでございます。

先ほど課題として挙げました、多くの非常に重要なものが同時進行中であると。もっともっと、どんどんどんどん、今も毎日のように様々な課題もそうですし、それから問合せも舞い込んでいるわけでございます。このよき流れをやはり止めてはいけないと。しっかりとそれを受け止めて、次につないでいかなければいけないというふうに考えております。

実は、正直に申し上げますと、私ももう７０歳になりました。ただ、おかげさまで体は非常に頑健で元気でございます。ただ一方で、私の人生の残り時間も大分少なくなっているわけでございます。一瞬、自分は今後、この後、どういう人生にな

るんだろうと考えたことはございます。少しはもう老後を楽しみたいという気持ちも正直人間ですからそれはございました。

ただ、改めて、さっきの私の原点に立ち返ったときに、今から１３年前ですか、ここに降りたときの一つはショックですね。この後、どうなるんだろうという思い。それから、もう一つは、宝石の原石を見つけたようなすばらしい驚き、発見、この自分のふるさとはこんなにすばらしかったんだと。これをこのままにしてはいけないと。そのために、自分はたまたま海外も含めていろんな経験してまいりましたけども、これが役立つんだったら、もう自分を投げ出してもいいぐらいの価値がある。そう思って舞い戻ったわけであります。全てをですから全部捨てて参っていますので、もう今さら、自分の生活はどうのこうのということを考えること自体がおかしいわけであります。という思いに私は至りまして、最初の覚悟どおり、自分を本当に一身投げ出すつもりで、この一番重要な時期をやっぱりしっかりと責任を持ってやっていこうと、こういうふうに今考えておりまして、来期の市長選挙におきましても、長いぞと言われる方もおられるかもしれません。しかし、今、非常に重要な時期であります。この私でよろしければ、もう一身をなげうって、誰にも負けない覚悟で、それは改めて皆さんのために闘い抜くつもりでございます。

今後につきましては、これは出馬表明の時間でございますから、あまり仔細なことは言いませんけども、私が、今、頭にあるのは、一言で言えば、これ一大チャンスが来ているわけであります。ただ、瞬時にこれは流れていきますので、本当に的確に迅速に積極的にそれを対応して、それをつかみに行かんといかんと。

もう一つは、そのことでむやみやたらとではなくて、やっぱりしっかり考えながら、バランスの取れた市の発展につなげていかなければならない。そういう中で、ここぞといえば、もう本当に狙いを定めて、ちまちまとしたことではなくて、思い切った重点投資をしていかなければならない。その際に、やはり予算というものは限られておりますので、民間ができるものは民間にやってもらう。自治体でなければできないこと、自治体がやるべきこと、そのことによって、民間の誘い水効果につながること、こうしたものに私は重点的に投資すべきだというふうに思います。

何やら貯金が余っているから、市は住宅でも建てるかというふうな考えもあるかもしれませんけど、私はそれは違うだろうと思うんですね。やはり例えば下水道等のインフラ、これは非常に今後も重要になってまいりますので、ここに投資すると、民間の住宅が恐らくはついてくるであろうと。こういうふうな考え方が非常に大事だというふうに思います。

そういう意味では、今日は仔細に全部の領域をカバーするわけにいきませんけども、大きな柱としては、住宅促進による人口増、とりわけ南のほうに当たります、

特に過疎地に認定されました旭志地区、そしてまた、泗水地区、そして、そのほかの地域の小規模校の周辺、こうしたところが一つ大きな重点地区になってくるだろうというふうに考えております。

もう一つ、大事なことは、観光戦略に非常に力を入れてきたわけでありますけども、ＴＳＭＣが出てきたことで、なおさら、この菊池市の持っている特性が、奥座敷の観光地として非常に光ってまいりますので、ここを本当に本気で強化、整備をしていかなければいけない。とりわけこれは隈府地区や温泉街ということになってこようかというふうに思います。

そして、さっき、狙いを定めた思い切った重点投資が必要だと申しましたけども、インフラ投資ですね。ここを十分熟慮の上で、果断にやっぱりやっていく必要があろうというふうに思います。特に住宅促進策の中では、旭志地区につきましては、住宅だけではなかなか、やはり誘致が難しいと思いますから、最初に、国道３２５号沿いに大きな商業施設を誘致するということが非常に重要であろうと思っています。そうしますと、そこにはやっぱり下水道がないと、なかなかそういう大きな商業施設は来てくれません。それは私はもうぜひやろうというふうに思っております。そのことが呼び水になって、旭志地域に大きな住宅が促進されて、そのことで過疎地の解消に向かう大きなきっかけになるんではないかというふうに思っております。

それから、泗水地区につきましても、やはり熊本市あるいはＴＳＭＣのほうに近うございますので、住宅地としては最適の場所だというふうに思います。確かに、今、もう下水道はございますけども、今後、さらなるキャパシティを増やすことで、住宅を促進しようということで、今ある下水道の浄化槽は倍増すべきだと私は考えております。

そして、旧菊池地域におきましても、住宅促進を図ってまいりますけども、とりわけ町なかの至るところに、農地と住宅が混在しているところがございますね。そこはもうどんどんどんどん住宅を誘致してまいりますし、とりわけ小規模校の周辺、ここに特化して住宅開発を促進していこうというふうに考えております。

それから、これは県との話になりますけども、今、県のほうでサイエンスパークのことを検討されているのではないかと思いますけども、この２市２町の今のありようからいきますと、恐らくは分散型のサイエンスパークにならざるを得ないのではないかなというふうに考えておりまして、そうなれば菊池市としても、何も全部を取ってくることの必要はなくて、その一部をこちらに誘致するということはあり得るのではないかと。これは今後の検討課題ということになってまいります。これは必ずしも、工場ということよりは、研究機関とか、大学ということも可能性としてはあり得るというふうに思います。それが住宅を中心とした大きな柱の少し肉づ

けの部分ですね。

それから、もう一つ、奥座敷の観光地を確立するというお話をしましたけども、今、観光戦略が非常に重要な仕上げ段階を実は迎えているんです。といいますのは、これまでやってきたことは、周辺の自然資源の整備なんですね。自然の観光資源、例えば熊本地震で菊池渓谷が大きくやられたわけでありますけど、そこから何とか創造的な復興を果たしてきて、その周りに民宿を促進したり、グルメを促進したり、竜門ダムのキャンプ場を作ったり、千畳河原を整備したりといろんなことをやって、だんだんに人が自然を求めてやって来る、そういう場を整備してきたわけでございます。今度はそこに民宿やグルメを使って、人間がとどまるように、そうしませんと、消費につながらないわけでありますね。私の言葉で言えば、それは人間のダムをつくっていくということでございます。それもまだまだ完璧ではありませんけど、だんだんにできてきておりまして、今、菊池渓谷に来た人が、今まではさっと見て帰っていくのが、今、市民広場に立ち寄る確率がどんどん増えております。今度はそこまで来たお客さんを町なかにどういうふうに回遊して、滞在してもらうか。滞在時間は長いほど消費につながるわけでございます。最終的には、それが温泉街のほうに行って宿泊につながる。できれば、その宿泊も泊と食を分けまして、ホテルと飲食店がきちんと共存共栄できるような形に持っていきたいと。このまさに仕上げの段階が来ているわけでございますけど、そのときに、先ほど申しました非常に追い風が今は吹いていまして、１つにはＴＳＭＣを中心とする高度産業の集積地が、今、できつつあると。そういう産業地帯に勤めている人というのは、自然の中で癒やしを求める傾向が非常に大きいわけですから、一番近い観光地として、しかも名湯百選を持つ温泉として、菊池渓谷を持つ菊池市として、もう一番の可能性が高いところなんですね。

そしてまた、もともと日本に対する愛が深い台湾の中でも、台南市という大きなまちと今回つながりをいただいたわけでありますから、今、非常な好機が到来しているということ。今まで仕掛けた大きな仕上げ段階に来ているということと、そういうふうな追い風が吹いている。まさに、この今が大きく、私の言葉で言えば、思い切った重点投資をしていく時期がいよいよ来たと。まさに、乾坤一擲の思いで、今、踏み込んでいこうという考えでございます。

これまでは、確かに地震もありました。コロナ禍もありました。その都度、何らかの補助金でつないできたわけであります。これもいよいよコロナ禍も明けて、その補助金というものもなくなってきているわけでありますから、これからは自立しなきゃいけません。そういう意味で、実は今日の今の戦略につなげるために、いろんなことを実は準備期間としてやってきたわけであります。その一つが桜街道であ

りますし、グルメ街道であるし、キャンプ場を作ったり、民宿をつくったり、町なかであれば能場を何とか文化施設として活用して、お客さんを集めるイベントをたくさんやってきた。そして、ラブベンチもあちこちに置き始めた。もりまちをやりましょう、かわまちもやりましょうということで、自然が楽しめるようなまちになってきた。今までは部品だったんで、なかなか皆さんには見えづらかったかもしれませんけども、これから進めることは、まさにそうした部品をつないでいくということですね。それで、町なかをゆっくり回遊して、自分を取り戻しながら、田舎らしい滞在を楽しむ場、それがこれからの菊池市の観光のありようだというふうに考えております。

まだまだ語りたいことはたくさんございますけども、それともう一つは、失礼しました。もうちょっとありました。特に町なかにおきましては、わいふ一番館を改修したり、それから、やっぱり魅力のある集客拠点というのが必要でありまして、これはもう私も幾つかアイデアがございます。こうしたことに景観整備も加えまして、町なかを本当に気持ちのいい感じで、品格のあるおしゃれな滞在型のまちにしていこうというふうに考えております。

それから、それをやるためには、これは言葉だけでは駄目ですから、人が要ります。今の観光協会さんをさらに強化して、ＤＭＯといいますけども、自分たちで稼いでいくことのできる組織、そういう体制にがらっと今回は変えていきます。そこにも大きく重点投資をしてまいりますし、景観整備にも惜しまずに、貴重なものは投資をしていこうというふうに考えております。

それから、足の問題がございます。ですから、空港に来たお客様がどうやって菊池市に来ればいいんだということは必ず突き当たりますので、エアポートライナーのようなものも私は必要になるであろうということで、これは山鹿市さんとも連携をしながら、何とか実現したいというふうに思っております。

それから、最後は、人材育成でございますね。これからは特に台湾を中心として、国際交流をやりながらグローバルな人材を育てていくということが菊池市の将来にとってもプラスになってこようと思います。

いろいろ申し上げましたし、時間も限られていますので、農業はもちろん、引き続き重要な基幹産業でありますから、国が最近、関係の基本法を改正したので、恐らくこれからの農業のありようというのはもっともっと強化されてくるだろうと。一つのチャンスを迎えておりますので、それを見極めながら、私どもも全力でご支援をしていくということは申し上げておきたいというふうに思います。

今日は語り尽くせませんけども、今、お話ししたのは、ある意味では、骨太の本当に骨格のみお話ししたにすぎません。実際には各地区の悩みであるとか、各業界

ごとの様々な悩みであるとか、そういう抱えていらっしゃる問題はもう本当にまちまちだというふうに思っております。ですから、今の戦略とはまた別に、特に少子高齢化の影響が強く出てくるのは中山間地であるとか、過疎地であるとか、辺地であるとかいうことでありますので、種々切実な悩みがあるはずでございます。特にそうした地域については、道路、河川あるいは農地等の固有の問題があると思います。こうしたことはやっぱり現場に行かないと分かりません。ですから、ぜひその現場に行って、お聞かせいただくということを少し仕組み化していきたいというふうに考えております。既にそういうふうな実例もございますので、一定期間で巡視をしていく。皆さんで現場でいろんなことを吸い上げていくというふうな場を少しつくっていきたい。そうすることで、一方で、骨太の戦略は、それはもうきちんとがっちりと遂行していきますけども、各地域の問題には丁寧に寄り添いながら進めていくということの姿勢は必ずやっていきたいというふうに思います。

最後になりますけども、一言で言えば、重要な転換期を迎えているということでございます。これまでいろいろと準備してきました仕掛けを一斉に、集中的に実現する時期が来たということでございます。

１２年前からもう一身をささげる覚悟で参りまして、幸い７０歳とはいっても、この日のために体を鍛えたようなものでございますから、非常に頑丈でございますので、私の死に場所をここにするつもりで、誠心誠意、粉骨砕身で頑張っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　後藤英夫議員。

［登壇］

○１０番　後藤英夫　議員　　力強い言葉をいただきました。ありがとうございました。

これで質問を終わります。（「質問じゃないどこれ」「・・・・・・・」と呼ぶ者あり）

○水上隆光　議長　　静粛にお願いします。

これで、後藤英夫議員の質問を終わります。（発言する者あり）

（「今の不穏当発言として動議を出します。直ちに謝罪しなければ、懲罰動議を出します」と呼ぶ者あり）

○水上隆光　議長　　懲罰動議の話が出ておりますけども。

後藤議員。

○１０番　後藤英夫　議員　　ただいまちょっとうるさい声が聞こえたので、・・・・と言いました。取り消します。（「どういう意味ですか、神聖な議場で」「うるさいから」と呼ぶ者あり）

○水上隆光　議長　　静粛にお願いします。

議事を進めさせていただきます。

これで、後藤英夫議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　報告第３０号　上程・報告・質疑

○水上隆光　議長　　次に、日程第２、報告第３０号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、こんにちは。それでは、報告第３０号につきましてご説明をいたします。

追加議案書の３ページをお願いいたします。

○水上隆光　議長　　暫時休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午後２時４６分

再開　午後２時４８分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、報告第３０号につきましてご説明をいたします。

画面には追加議案書の３ページが表示されておりますでしょうか。

報告第３０号、専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

４ページが、専決第２５号専決処分書で、公立保育園における転倒事故に係る損害賠償額の決定について、令和６年１１月２８日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和６年７月４日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、公立保育園での保育中に、本市職員が相手方の子である園児を抱いたまま不注意により転倒し、相手方の子にけがはないものと思い込み、保護者に転倒の事実を伝えておりませんでした。

実際には、相手方の子の左足首を骨折させる損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、１２７万５，０８２円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

本件につきましては、本年７月の月例会でご報告申し上げた事案でございます。

このたび、相手方との示談が成立し、専決処分をいたしたものでございます。

大変ご心配をおかけいたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　皆さん、こんにちは。専決処分書、専決第２５号について質疑を行います。

この７月４日に事故発生があったということで、その後に議会への報告を受けまして、内容も聞いていたところではありますが、示談に至るまでに、今まで時間がかかったのかなというのは思いますが、私、この事案に対して、起こったことはもう仕方がないということと思っておりますが、何といいますか、質疑の仕方が難しいですけれども、この事故を未然に防ぐことがなぜできなかったのか、そして、この事故を受けて、どのように改善をしたのかということも一緒にお示しをしていただかないと、我々はその報告を受けて、それで終わりますので、うちの妻が保育士をしておりますので、この事案のことをお話ししたら、転んだのに報告をしないとかというのはちょっと信じられないというような個人的な意見を聞いておりましたので、そういったことが起こった背景と、どういうふうに変えたのかというところをちょっと教えていただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　中尾健康福祉部長。

［登壇］

○中尾孝浩　健康福祉部長　　それでは、平議員の質疑にお答えしたいと思います。

今回の事故につきましては、大変申し訳なく思っているところでございます。

事故の報告というところですが、ここはもう失念していたということになります。

防止策としましては、改めて職員全体で安全対策マニュアルの再確認を実施し、必ずそういった保護者への連絡、上司への報告等を徹底するということで対応しているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　平直樹議員。

［登壇］

○１１番　平直樹　議員　　これ以上聞くと、質疑から外れますので、これでやめます。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　それでは、質疑をしたいと思います。

私も平議員と同じ立場で、もうこれ、起こってしまったことは仕方がないと。保育士さんも、けがをさせようと思って、こういう対応をされたことではないと私は思っていますし、また、私、社会福祉主事といって、園長にもなれるような資格も持っていますから、非常にこれには思いがあるんですけども、市がその後に出した再発防止策の中で、ホームページですね。これ中尾部長が対応されているんですけど、仕切りサークルなどは手で開いて移動するというようなのを書いておられますけど、じゃあ、これまで・・保育園は、サークル、柵があったら６０センチぐらいの柵をまたいで、ほかの保育士さんもやっていたのかと。またいでそこを通っていたのかというのが１点と、それともう一つ、この転倒したときに、もう１人の職員さんも目撃をしていたということが書かれてありますけども、もう１人も目撃しておいて、先ほど平議員が言われたように、親御さんにも報告をしなかったのかということなんですけども、常日頃から、例えば私も保育園に預けたときに、ちょっと子どもがけがして、ばんそうこうを貼っているだけで、保育士さんは、実は転んだんですよと非常に丁寧に言っていただけるんですけれども、・・保育園はそれが欠けていたのかという、その２点をまずはお聞きしたいと思っております。

○水上隆光　議長　　中尾健康福祉部長。

［登壇］

○中尾孝浩　健康福祉部長　　それでは、荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、またいだという点、日常的にそういったことがあったのかということでございますが、そのときは慌ててまたいだというふうにお聞きをしております。

それから、同じ部屋に保育士がいたということですが、これは２人とも報告は失念していたということでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　それでは、２点目は、この議案の出し方についてお聞きをしたいと思いますけども、この事故が発生した当初、マスコミは・・保育園ということは出してなかったです。市内の公立保育園ということだけを出していまして、ここではもう保育園も出てるし、親御さんの名前も出てるし、言うなら住所も出ているわけですよね。

これについては、私は、常日頃から言ってたんですけど、交通事故がこっちの過

失で起こしたときには、名前を載せれない方法もあるんじゃないかと。名前を載せない方法もあるんじゃないかというふうに考えていたところなんですけども、それはずっと言っているのは総務部長ご存じだと思いますけども、今回、マスコミとかには全部どこの保育園とかも伏せて、３歳未満児ということで、園児を特定できないように、多分その配慮をしてきたと思うんですよ。それなのに、今回、このような個人が特定できるような議案の上げ方をした、この理由を教えてください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、質疑にお答えをいたします。

今回のような損害賠償に係ります専決処分、また、額に伴いましては議決の議案という形になりますけれども、このような事案につきましてを議会の議決に係らしめるというものが、今回であれば事故で、どなたに対して、どんな内容で、どういった額の損害賠償になっているというものをちゃんと知らしめる必要があるということで、議案については、相手方の名前、また、金額等も表記をするものでございます。

ただし、公表用の議案につきましては、個人情報等についてはマスキングをして設置をしていると。そういった対処をしているというものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　その対外に出すときにはマスキングをされるということで、これは当然かと思いますけども、こういうのが示談が済みましたということが新聞紙上に流れますと、どこの子だろうという詮索をする方もいらっしゃるわけです、市内にはですね。私たち議員にも守秘義務というのはありますので、これはやっぱり執行部のほうから議長にお願いをして、議員にこの守秘義務をしっかり守ってくれということを申し入れるべきかと思いますけども、その辺の対応はなされますか。これ、市長にお尋ねしたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　本来、議員の皆さんも、この議場でのこうした情報というのは、守秘義務を負っていらっしゃるんじゃないかなと私は理解しておりましたんで、重ねて念のために、議長にもそういう要請があったということで、恐らくもうそういう意識は皆さんお持ちではありますけども、私からもお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

安武睦夫議員。

［登壇］

○２番　安武睦夫　議員　　皆さん、こんにちは。議席番号２番、安武睦夫です。専決第２５号専決処分書に対して質疑をしたいと思います。

事故の概要では、本市職員が相手方の子である園児を抱いたまま不注意により転倒とありますが、今回の損害額について、本市職員に対し求償権は発生するのか、お伺いします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、先ほどのご質疑にお答えをいたします。

議員先ほどご案内のとおり、不注意によりということで、事故の概要のところを表現していただきました。こちらといたしましても、故意なのか、過失なのか、そういった部分はちゃんと聞き取りの上、判断をいたしております。

今回にありましては、当該職員に求償をするまでの重過失のものではないと判断をし、求償は考えておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、１２月１９日の午前１０時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午後３時０１分

第　６　号

１２月１９日

令和６年第４回菊池市議会定例会

議事日程　第６号

令和６年１２月１９日（木曜日）午前１０時開議

第１　各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
第２　議案第１１０号　菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について
　上程・説明・質疑・討論・採決
第３　議員提出議案第２号　菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
　上程・説明・質疑・討論・採決
第４　意 見 書 案 第５号　国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書
　上程・説明・質疑・討論・採決
第５　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

――――――――――――――――○――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
日程第２　議案第１１０号　菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について
　上程・説明・質疑・討論・採決
日程第３　議員提出議案第２号　菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
　上程・説明・質疑・討論・採決
日程第４　意 見 書 案 第５号　国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書
　上程・説明・質疑・討論・採決
日程第５　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

――――――――――――――――○――――――――――――――――

出席議員（１９名）

１番	本　藤	潔
２番	安　武　睦	夫
３番	稲　継　智	康
４番	古　田　浩	敏
５番	島	春　代

６番	大　山　宝　治
７番	田　中　教　之
９番	緒　方　哲　郎
１０番	後　藤　英　夫
１１番	平　　直　樹
１２番	東　　奈津子
１３番	水　上　隆　光
１４番	猿　渡　美智子
１５番	荒　木　崇　之
１６番	工　藤　圭一郎
１７番	二ノ文　伸　元
１８番	泉　田　栄一朗
１９番	木　下　雄　二
２０番	山　瀬　義　也

欠席議員（１名）

８番	福　島　英　徳

説明のため出席した者

市長	江　頭　　実
副市長	芳　野　勇一郎
政策企画部長	北　島　悠　子
総務部長	開　田　智　浩
市民環境部長	宇野木　浩　二
健康福祉部長	中　尾　孝　浩
経済部長	三　池　克　徳
建設部長	久　川　知　己
七城支所長	古　田　十　咲
旭志支所長	佐野木　成　俊
泗水支所長	髙　島　英　輔
財政課長	上　野　重　智
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古　庄　和　彦
市長公室長	稲　葉　一　郎

教育長	音光寺　以　章
教育部長	前　川　幸　輝
農業委員会事務局長	中　原　親　弘
水道局長	財　津　裕　一
監査委員事務局長	髙　木　智　生

―――――――――――――――○―――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	松　原　憲　一
事務局課長	髙　山　賢　一
議会係	志　水　利　貞
議会係	右　田　一　樹
議会係	河　田　真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　ここで、発言の申出があっておりますので、発言を許します。

荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　それでは、発言の訂正を行いたいと思います。

先日、１２月５日に専決第２５号、保育園の転倒事故の件ですが、私どもの議案には保育園名が記載されておりました。それで私は保育園名をこの質疑の場で申したところでありますけども、この公開用の議案には保育園名が記載されていないとのことでしたので、削除のお願いがありましたので、保育園名を会議録から削除していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○水上隆光　議長　　ただいま、荒木崇之議員から、質疑中に保育園名の発言があったので、取り消したいとの申出がありました。

荒木崇之議員の発言につきましては、後日、会議録を調査し、善処したいと思います。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

日程第１　各常任委員長報告（報告書は、巻末259～273頁参照）・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　日程第１、去る１２月２日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第８５号から議案第９０号まで、及び議案第９６号から議案第１０９号までの２０案件について、各常任委員長から審査結果の報告があっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、緒方哲郎議員。

［登壇］

○緒方哲郎　総務文教常任委員長　　改めまして、おはようございます。総務文教常任

委員会委員長報告のほうをさせていただきます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案２件及びその他の議決案件４件の６件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

初めに、議案第８５号と議案第８６号については、関連性があるので一括して審査をいたしました。

執行部より、菊池市営重味グラウンドを利用廃止するため、条例の一部を改正するものである。また、それに伴い利用廃止した菊池市営重味グラウンドを引き続きドクターヘリ等の離着陸や緊急避難場所として維持していくための条例を制定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、条例の施行後は、これまでのように地域のイベント時の駐車場や緊急的な災害ごみ仮置場としても使えるのか。また熊本地震のときには車中泊としても利用されたことから、水道及び電気の整備を検討するのかとの質疑に対し、執行部より、地域でのイベントの駐車場としての利用については、ヘリの発着エリア外であれば可能である。災害ごみ仮置場及び車中泊としての利用についても、災害の規模と現場の状況を総合的に判断して対応することになると思うが、同じくヘリの発着エリア外であれば対応は可能である。また水道及び電気については、必要最小限の設備を整備していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、条例を制定することで、残った現在の緊急離着陸場との整合性は取れるのかとの質疑に対し、執行部より、重味グラウンドが社会体育施設としての利用を廃止されると施設の目的がなくなることから、施設の目的を明確にするために条例を制定するもので、他の施設に影響はないとの答弁がありました。

さらに、委員から、ほかの緊急離着陸場も同じように緊急離着陸場として条例で規定するのかとの質疑に対し、執行部より、ほかの緊急離着陸場となっている施設を緊急離着陸場として新たに条例で規定する予定はないとの答弁がありました。

次に、議案第１０２号については、執行部より、現在の菊池市辺地総合整備計画が本年度をもって期間満了を迎えるため、令和７年度から令和１１年度までの５か年計画とする１１か所の辺地総合整備計画を策定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、毎回この時期に議案を上程しているのかとの質疑に対し、執行部より、今回は新しい５か年計画の策定となる。ただし、計画の策定後に事業の追加等がある場合は、この時期に上程しているとの答弁がありました。

次に、議案第１０３号については、執行部より、地中に大きな石があったことに

よりくい工事が増額となり、また大量の湧水により鋼矢板工事も増額となり、さらには多量の地中障害物が出土したことによって基礎根切り工事で新たに処分費用が必要になったことから、１，２０６万３，７７３円の増額の変更契約を締結するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今回の工事請負業者から示された増額分について、それが適正であることを確認するまでのプロセスはどうなっていたのかとの質疑に対し、執行部より、工程会議において工事請負業者から工事変更の資料が提出され、市の監督員と委託している工事監理者は現地をしっかりと確認した上で、市、工事監理者及び工事請負業者による３者で、工事監理者からの見解等を踏まえて、工法及び金額について協議した結果、変更額は妥当であると判定したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、今回の増額分は補助の対象となるのかとの質疑に対し、執行部より、今回の増額分を加えた総事業費が補助の対象となるとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の変更によって工期が延びることはないのかとの質疑に対し、執行部より、工期は、今回の変更により２週間ほど延びることになるとの答弁がありました。

次に、議案第１０６号については、執行部より、上高江区及び薬師区の消防小型ポンプ積載車倉庫が、県の工事に伴い撤去となったため、その２区から当該施設を積載車の倉庫として利用したい旨の無償譲渡要望書が昨年に提出された。その後、当該施設が用途廃止になったため、公益性の高い利用目的であることから、要望のあったとおり無償譲渡するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、譲渡後の施設の維持管理はどうなるのかと質疑に対し、執行部より、区のほうで管理していくことになるとの答弁がありました。

次に、議案第１０７号については、執行部より、共同する事務のうちの住民の交通災害見舞金に関する事務から山鹿市が脱退するため、規約を改正するものである。また、この規約は、関係市町村で同文議決を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、なぜ山鹿市は脱退するのかとの質疑に対し、執行部より、山鹿市以外の市も適宜脱退されている状況であり、理由は聞いていないとの答弁がありました。

また、委員から、今後、本市も脱退するという考えはあるのかとの質疑に対し、執行部より、本市の場合、直近の実績では、負担金を見舞金が上回っている状況ではあるが、他自治体の状況も踏まえて検討したいとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、本委員会に付託されました議案第８５号、議案第８６号、議案第１０２号、議案第１０３号、議案第１０６号及び議案第１０７号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長報告といたします。

○水上隆光　議長　　次に、福祉厚生常任委員長、猿渡美智子議員。

［登壇］

○猿渡美智子　福祉厚生常任委員長　　おはようございます。報告を行います。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案２件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第８７号については、執行部より、介護保険施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。改正の内容は、地域包括支援センターに配置が必要な保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の３職種の配置について、現行の基準は原則としつつ、常勤換算方法を可能とし柔軟化を図るものである。常勤換算方法を導入すると、短時間勤務や勤務日数が少ない勤務体制の場合であっても、複数の職員の勤務合計により配置基準を満たすことができるようになる。なお、圏域ごとに複数の地域包括支援センターがある場合、１つの圏域で３職種の配置に欠員があった場合でも、他の圏域との合算により基準を満たすことが可能となるが、本市においては圏域ごとのセンターではないため、今回の改正については対象となる事例はないとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、国が改正を行う理由は、常勤の専門職の確保が難しいという理由なのかとの質疑に対し、執行部より、特に常勤での人材確保が難しくなる中、支援の質が担保されるよう留意した上で、３職種の配置基準を複数の人数で満たすことが可能となり、柔軟な職員配置を行うための改正と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、本市においても確保が難しい状況なのかとの質疑に対し、執行部より、本市の３職種の配置については、各職種で常勤３人の配置が必要となっているが、主任介護支援専門員は常勤職員として１人、それに準ずる者と認められている常勤の介護支援専門員１人、常勤ではない会計年度任用職員２人で１人分という形で確保している。また社会福祉士については、常勤の職員を２人配置し、会計年度任用職員１人の募集を行っているが、応募がない状況であり、人材確保に苦慮しているとの答弁がありました。

また、委員から、人員基準の緩和は、サービスの質の担保という点で懸念がある。市としてはその点について、どのように認識しているのかとの質疑に対し、執行部より、不足する専門職の募集は今後も続けていく。またサービスの質が低下しないように協力しながら進めていくとの答弁がありました。

次に、議案第８８号については、執行部より、国民健康保険税の税率を見直すこ

とにより、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、条例の一部を改正するものである。なお、国民健康保険については、被保険者の高齢化と、社会保険等の適用拡大により被保険者が減少し、保険税収が減少している。さらに、医療の高度化等により１人当たりの医療費は増加傾向にあり、歳入と歳出の不均衡が生じ、今後も赤字が続くと考えており、令和７年度には国民健康保険財政調整基金を使い切り、財源不足となる見通しである。また令和１２年度には県内保険料水準の統一を控えており、菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会へ国保特別会計の赤字収支の解消方法について諮問を行い、その答申を基に、県が統一保険料率を示す令和９年度までは１億９，０００万円の財源不足のうち、２分の１程度を賄うような保険税率へ改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、今でも高い国保税が、各世帯約１２％から１４％程度の増額になり、市民の負担はさらに重くなると思うが、負担が増えることについてどのように認識しているのかとの質疑に対し、執行部より、いろいろな世帯があると思うが、負担増になるということは認識しているとの答弁がありました。

また、委員から、１億９，０００万円の赤字のうち２分の１を被保険者が負担し、残りは一般会計からの法定外繰入れを行うということかとの質疑に対し、執行部より、法定外繰入れを予定しているとの答弁がありました。

また、委員から、１８歳未満の子どもの均等割は、軽減または免除するというのが全国的に取り組まれているが、今回軽減の検討は行ったのかとの質疑に対し、執行部より、未就学児を対象に均等割の２分の１の軽減を行っており、これ以上の軽減は考えていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、未就学児の２分の１の軽減は国が定めて、全国共通で行われているものだが、１８歳未満の子どもへの軽減を自治体によっては上乗せしているところもある。子どもを産めば産むほど国保税が増えるような、子育て支援に逆行する制度は非常に疑問である。今後は１８歳未満の子どもの均等割の軽減について検討していただきたいとの意見がありました。

また、委員から、近隣市町の状況はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、令和６年度に税率を改正したところは、宇城市、山鹿市及び大津町である。また令和７年度に税率改正を検討しているところは、本市以外には、合志市、宇土市及び人吉市であるとの答弁がありました。

また、委員から、今後も税率は上がり続けるのかとの質疑に対し、執行部より、熊本県は、令和１２年度までに県内保険料率水準の統一を目指しており、それまでに上げ幅を少しでも少なくできればと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、県内保険料率が統一された場合の予定税率はどれくらいかと

の質疑に対し、執行部より、令和９年度からの保険料率については、令和８年度中に示される予定であるとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第８８号について、国保税率の引上げが提案されているが、これ以上の負担は認められないと感じている。国の財政負担が１９８０年代は５４％くらいあったものが、現在約２０％まで下がっているということが根本的な問題である。今年度だけでも全国で４割ぐらいの自治体が、同じように税率を上げざるを得ないという課題に直面している。本市議会としても何かしら国への意見書を上げる必要があるのではないか。負担の大きさを実感している。何らかの軽減措置が取れないか、閉会中においても調査を行う必要があるのではないかと考えている。負担が大きくなるというのは反対だが、基金等がなくなっていく現状からすると、反対することは難しいのではないかとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、本委員会に付託されました議案第８７号については、委員から、常勤換算方法により、必要とされている専門職の人数等の規制緩和が可能となることに反対する。人材確保のためという理由で、規制緩和を繰り返すことが、結果、市民サービスの低下を招くことにつながりかねないといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第８７号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８８号については、委員から、物価高騰の影響などで市民の暮らしはかつてないほど大変である。このようなときに国保税のさらなる値上げは認められない。今こそ財政調整基金の活用と法定外繰入れをさらに行い、国保税の負担軽減を進めるべきであるといった反対討論がありました。

また、委員から、今までは国民健康保険財政調整基金を繰り入れて、何とか保険税率を維持してきたが、基金が底をつく状態になってきている。また今後も財源の不足が増えると予想される中、改正をしなければ、国民健康保険制度の運営ができなくなるのではないかといった賛成討論がありました。

採決の結果、議案第８８号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げて、福祉厚生常任委員長報告とします。

○水上隆光　議長　　次に、経済建設常任委員長、田中教之議員。

［登壇］

○田中教之　経済建設常任委員長　　本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案２件及びその他の議決案件４件の６案件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第８９号については、執行部より、水迫地区９行政区及び水迫区長会から提出された陳情書を踏まえ、菊池市水迫里山の家に洗濯機及び乾燥機を設置するに当たり、使用料を規定する必要があるため、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、以前から要望があっていたものと思うが、整備がこの時期となった理由はとの質疑に対し、執行部より、今回水迫地区から陳情書が提出されたことを踏まえ、基金を活用し整備するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第９０号については、執行部より、水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すため、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、改正することで、どのような効果があるかとの質疑に対し、執行部より、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和されることから、水道事業を継続するために必要な技術者を確保することができるとの答弁がありました。

さらに、委員から、全国的に技術者が不足しているのか。また、本市ではどうかとの質疑に対し、執行部より、能登半島地震の際は、監督者の不足があったと聞いている。本市においては、現状は不足していないと考えるが、国に準じ改正を行うものであるとの答弁がありました。

次に、議案第１０４号については、執行部より、菊池市小原ほたる交流館の指定管理者について、令和７年４月１日から３年間の期間で小原区へ指定を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、現在の施設の活用状況はとの質疑に対し、執行部より、公民館として使用されているとの答弁がありました。

また、委員から、令和１０年に無償譲渡の予定とのことだが、今回無償譲渡しなかった理由はとの質疑に対し、執行部より、平成１４年度に国の補助事業を活用し建設され、令和１０年３月３１日に財産処分制限期間である２４年を経過するためとの答弁がありました。

次に、議案第１０５号については、執行部より、菊池市四季の里旭志の指定管理者について、引き続き施設の民間移譲を進めるため、現管理者である株式会社シェルパに令和７年４月１日から１年間の期間で指定を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、これまでに４回の事業提案型プロポーザル方式による公募を行い、２回目以降は応募もなかったとのことだが、課題の認識をしているかとの質疑に対し、執行部より、資格要件の拡大、売却価格の減額等を行ってきたが、土地については

賃借が要件となっているため、今後見直す必要があると考えている。また、売却価格のさらなる減額についても検討したいとの答弁がありました。

また、委員から、土地を賃借にしている理由はとの質疑に対し、執行部より、地元地区の要望を踏まえ、土地については売却しない方針としているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今の状況を地元地区に報告した上で、今後は土地の売却を視野に入れて検討していただきたいとの意見がありました。

また、委員から、今回の指定管理は１者随意契約なのか、また、その理由はとの質疑に対し、執行部より、１年間の指定管理の公募を行ったが応募がなかったため、１者随意契約であるとの答弁がありました。

次に、議案第１０８号については、執行部より、市道路線を廃止するに当たり、道路法第１０条第３項の規定により、議会の議決を必要とするものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第１０９号については、執行部より、市道路線を認定するに当たり、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を必要とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、南久保南３号線の市道認定について、開発行為に伴う市道の一部用途廃止による終点変更であるが、旧路線の廃止部分については払下げをするのかとの質疑に対し、執行部より、旧路線の廃止後は、払下げをする予定であるとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第９０号について、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の実務経験年数が短縮されるとのことであるが、品質がしっかり保たれるように取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、議案第１０５号について、今後、プロポーザル方式による公募を進めるに当たり、地域住民との合意形成を図りながら、土地売却を含めた形で進めていただきたい。建設当初の目的における一定の役割は終えたと考えるため、アウトドア施設というコンセプトを見直した上で、早急に売却できるよう検討してほしい。様々な企業が進出しているので、研修施設として利用することも考えられるのではないかとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、本委員会に付託されました議案第８９号、議案第９０号、議案第１０４号、議案第１０５号、議案第１０８号及び議案第１０９号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますよう

お願い申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

○水上隆光　議長　　次に、予算決算常任委員長、工藤圭一郎議員。

［登壇］

○工藤圭一郎　予算決算常任委員長　　皆さん、おはようございます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託されました議案について、１２月２日及び１６日に予算決算常任委員会を、１２月９日、１０日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

本委員会に付託されました議案は、議案第９６号から議案第１０１号までの６議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

議案第９６号中、その主なものを申し上げます。

まず、債務負担行為補正については、執行部より、四季の里旭志の指定管理委託については、年度当初より委託業務が発生するため債務負担行為補正を行うもので、期間は令和７年度、限度額を１，３３４万円とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、四季の里旭志の合併浄化槽を縮小化することで委託料を減額できると考えるが、入れ替える場合などコストの比較は行ったのか、との質疑に対し、執行部より、合併浄化槽の大きさは、土地の面積も関係し多少縮小化することは可能だが、入れ替えに多額の費用がかかることから、現状の合併浄化槽を使用する判断をしたとの答弁がありました。

次に、目、児童福祉総務費の医療助成事業については、執行部より、令和５年４月から医療費助成の対象年齢を１８歳までと拡充したが、予算計上時に積算根拠となる実績の期間が短かったため、過少な予算計上となっていたことなどにより１，１８２万２，０００円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、歳入の子ども医療助成事業補助金が１００万円程度増額しているが、県補助金の対象が、通院は３歳までから就学前まで、入院は中学校３年生までに拡充したことにより、市の負担は減っているのかとの質疑に対し、執行部より、県補助金の算出期間は１月から１２月で行われるため、単純に比較できないが、令和４年度の歳出に対する歳入の割合は約６．６％であったが、令和５年度は９．３％となっており、歳入額の割合は増えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、他県では助成対象を引き上げている県があるので、市として要望する考えはあるのかとの質疑に対し、執行部より、市長会等でも要望をしており、市としても同じ意見であるとの答弁がありました。

次に、目、文化財保護費の文化財保護費については、執行部より、市内に分散している文化財をエコビレッジ旭跡地の管理棟に保管するに当たり、今年度に施設改修工事の設計を行う計画であったが、菊池森林組合からエコビレッジ旭跡地に移転したいとの要望書が提出されたことで、改めて保管施設候補地を検討することになったことから、実施設計業務委託料２０９万２，０００円を取り下げるものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、エコビレッジ旭跡地利用計画の変更について、地域住民への説明は終えたのかとの質疑に対し、執行部より、担当部署が地元説明会を行うと聞いているとの答弁がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

慎重に審査しました結果、本委員会に付託されました議案第９６号から議案第１０１号までについては、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同を賜りますようお願い申し上げて、予算決算常任委員長の報告とします。

○水上隆光　議長　　以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

安武睦夫議員。

［登壇］

○２番　安武睦夫　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号２番、安武睦夫です。議案第８８号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行いたいと思います。

１点目、令和６年３月議会において、国民健康保険制度の将来ビジョンについての一般質問を行いました。そのときの答弁で、広報誌やホームページ等を通して、国民健康保険事業特別会計の状況や保険税率に関すること、今後の保険料水準の統一に向けての事項を分かりやすく周知するとの答弁がありましたが、今回の条例を改正するに至って、市民に対する周知徹底はされているのか、お尋ねします。

２点目、熊本県が示す令和６年度の市町村標準保険料率では、菊池市の所得割は８．８３％でありますが、改正案ではそれを超える９％を示されております。２分

の１を一般財源から繰入れするとしておりますが、標準保険税率を超えての税率改正は適正と言えるのか、お尋ねします。

３点目、県が統一保険料率を示す令和９年度までは、１億９，０００万円の財源不足のうち、２分の１程度を賄うような保険税率へ改正するとのことでございますが、一般財源からの繰入れを必要とする条例改正でありますけれども、予算審議はあっておりません。何をもって一般財源からの繰入れを担保するのか、お尋ねします。

また、予算編成を必要とする条例改正ならば、３月議会の当初予算編成と併せて議論すべきと思いますが、３月議会での上程では間に合わないのか、お尋ねしたいと思います。

以上、３点について質疑します。

○水上隆光　議長　　福祉厚生常任委員長、猿渡美智子議員。

［登壇］

○猿渡美智子　福祉厚生常任委員長　　安武議員の質疑にお答えいたします。

１点目の周知についてですが、委員会審査の中では、周知方法の確認は行っておりません。

２点目、９％の税率についてでありますが、委員会審査の中で、標準保険税率と比べて適正かという確認は行っていませんが、委員から医療分の保険税率が９％になる根拠はとの質疑があり、執行部から、負担を平準化するために現行の税率から医療分、後期支援分、介護分の上げ幅をひとしく行うことで、医療分については９％になるとの説明がありました。

３点目については、委員会審査の中で、法定外繰入れを行うという答弁は複数回ありましたが、一般財源からの繰入れをどう担保するのかという確認は行っていません。

また、３月議会での上程では間に合わないのかとの確認についても行っておりません。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

議案第８５号から議案第９０号まで、及び議案第９６号から議案第１０９号までの２０案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　皆さん、おはようございます。議席番号１２番、日本共産党、東奈津子です。議案第８７号、議案第８８号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第８７号、菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本条例の改正によって、常勤換算方法によって、従来、必要とされてきた専門職の人数の規制緩和ができるという点です。質の担保は図っていくとの答弁がありましたが、人材確保のためという理由で規制緩和を繰り返すことが、結果、市民サービスの低下を招くことにつながりかねません。

以上の理由から、議案第８７号には反対であります。

次に、議案第８８号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

物価高騰の影響などで、かつてなく市民の暮らしは大変です。このときに、今でも重い負担の国保税のさらなる値上げは認められません。

委員会審査においては、モデルケースによる指標など、具体的な試算が示されました。一番所得の低いモデル世帯１以外は、所得に占める保険料の割合が全て１割を超えました。子育て世代を示すモデル世帯５では６万４，２００円の負担増、６０歳の所得１５０万円の夫婦２人世帯、モデル４では、２割軽減措置が行われたとしても所得に占める保険料の割合は１８％となり、２割近くにもなります。限界を超えているのではないでしょうか。

今回、赤字の半分を法定外繰入れを行うなど、執行部としての様々な努力が行われたことは承知をしております。しかし、物価高騰など市民の暮らしは悲鳴の上がるような実態です。今こそ７２億円にも上る財政調整基金をきちんと活用して、負担増を回避すべきであります。

そもそも国保の財政が厳しいのは、国が国保への財政負担を減らしてきたからです。知事会も要求している国庫負担の増額を国に求めると同時に、住民の暮らしと福祉の増進を進めることが仕事である地方自治体においてこそ、今こそ負担を回避する規模の財政調整基金の活用も行って、国保税の負担軽減こそ進めるべきであります。

以上の理由から、議案第８８号には反対であります。

○水上隆光　議長　ただいま、議案第８７号、議案第８８号に対する反対討論があり

ましたので、議案第８７号、議案第８８号に対する討論を行います。

議案第８７号、議案第８８号について、賛成者の発言を許します。

猿渡美智子議員。

［登壇］

○１４番　猿渡美智子　議員　　議案第８８号に賛成の立場から討論します。

今回の条例改正によって、被保険者の負担がさらに大きくなることは認識しておりますので、これに賛成することは大変苦しい判断であります。しかし、平成２０年以来１５年間、国保の税率改定は行われてきていないこと、今回の改定に当たり、被保険者の負担を減らすため、これまでは行っていなかった法定外繰入れに踏み切ったこと、改定の内容は国保の運営協議会の答申に沿ったものであること、菊池市においては、被保険者世帯のおよそ７０％は、７割、５割、２割、いずれかの軽減対象であること、また近年、不妊治療やがん治療など様々な分野で保険適用が拡大しており、このこと自体は歓迎していますが、医療費の増加は予想されること、これらのことを考えたときに、税率の改定はやむを得ないと判断いたしました。

以上が、賛成の理由です。

終わります。

○水上隆光　議長　　議案第８７号、議案第８８号について、ほかに討論はありませんか。

安武睦夫議員。

［登壇］

○２番　安武睦夫　議員　　議案第８８号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をしたいと思います。

今回の条例改正については、熊本県が示します標準保険料率上昇により、国民健康保険財政運営上、増税することが必要であることはある程度理解できます。

また、菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会からの答申に基づき、一般財源からの法定外繰入れを２分の１程度行うことも質疑で確認させていただきましたので、国保加入者が全てを負担することでないことも理解できるところでございます。しかしながら、今回の増税は、私は早くから予測しており、先ほど質疑でも申し上げましたが、令和６年３月議会の一般質問でも指摘させていただいたところでございます。

そのときの部長答弁では、広報誌やホームページ等で国民健康保険事業特別会計の状況や保険税率等に関すること、さらには、保険料水準の県下統一に向けての事項を分かりやすく周知すると答弁されていた、市民に対する説明責任が全く実施されていない状況であります。市民にとっては寝耳に水のような増税であります。断

じて許されるものではありません。

また、今回の増税の背景には、国の法改正による社会保険加入資格の見直しを起因としたものであり、国が示す令和６年度からの保険料水準県下統一を行わなかった熊本県並びに菊池市をはじめとする県内市町村自治体の責任も大きいものであります。

今回示されています本市の所得割は８％から９％へ増税するものでありますが、熊本県が示す令和６年度の市町村標準保険料率８．８３％を上回るものであります。２分の１程度を一般財源からの法定外繰入れを予定しているとしますが、法定外繰入れをしている他の自治体の例を見ますと、市町村標準保険料率を下回る税率での改正であり、下回るからこそ一般財源からの繰入れをすることが確認できるものであります。

また、今回の改正では、令和７年度から令和８年度にかけた改正であるとのことでございます。当然ながら予算が不足することが予測されてますが、今回の議案においては、一般財源からの法定外繰入れは上程されておらず、当然議会審議がなされていないところであります。一般財源からの法定外繰入れを担保するものは何もありません。この行為は予算が伴う条例改正については、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みがないものは議会に提出できないとする地方自治法第２２２条の予算を伴う条例・規則等についての制限に抵触すると私は思うところであります。

皆様ご承知のとおり、現在国会では年収１０３万円の壁など、日々状況が変化していることが新聞報道等で報じられています。今後の国民健康保険制度運営にも大きく影響することが予測されるところであります。やはり私は国の動向や来年度の予算編成も含めた審議が必要であること、さらには、市民の皆様に対する説明責任をしっかりと取っていただいた上で、法定外繰入れを含む令和７年度当初予算の審議と併せた議論が必要だと思うところであります。

そのような理由から、議案第８８号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については反対であります。

議員各位におきましては、趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げて、反対討論とします。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　これで、議案第８７号、議案第８８号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　これで、討論を終わります。

これより、議案第８５号から議案第９０号まで、及び議案第９６号から議案第１０９号までの２０案件について、採決します。

ただいま反対討論がありました、議案第８７号、議案第８８号を除き、一括採決します。

お諮りします。

議案第８５号、議案第８６号、議案第８９号、議案第９０号及び議案第９６号から議案第１０９号までの１８案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、以上の１８案件は、各常任委員長の報告どおり、可決することに決定しました。

次に、討論がありました、議案第８７号、議案第８８号は、起立により採決します。

最初にお諮りします。

議案第８７号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第８７号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第８８号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第８８号は、原案のとおり可決することに決定しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　議案第１１０号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第２、議案第１１０号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

追加議案書その２の３ページをお願いいたします。

議案第１１０号、菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定についてでございます。

本市職員の公金横領及び補助事業における不適正な事務処理の発生によりまして、市民の皆様の信頼を大きく損なうこととなった責任を重く受け止めまして、市長、副市長及び教育長の給料を減額するために条例を制定するものでございます。

本議案につきましては、組織全体の代表者である私と副市長、教育委員会の代表者である教育長が、自らを律し、減給処分を行うものでございます。

処分の内容といたしましては、４ページをお願いいたします。

市長の給料を令和７年１月１日から３月３１日までの３か月間、１００分の１０減額し、副市長及び教育長の給料を令和７年１月１日から２月２８日までの２か月間、１００分の１０減額するものでございます。

今回の不祥事に対し、心よりおわびを申し上げますとともに、今後、より一層職員の法令遵守、綱紀粛正及び業務品質の向上に努め、市民の皆様からの市政に対する信頼回復に向けて、全力で努めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　それでは、議案第１１０号、菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について、質疑をいたします。市長がお答えください。

先日の公金横領、これにつきましては、所属課も、性別も、名前も、刑事告訴もしないという市の方針に対しましては、非常に市民の方から怒りと疑問の声が上がっております。これをまず最初にお伝えしたいと思います。

前回の相次ぐ不祥事というのは令和５年５月に起きました。そのとき、市長は全員協議会において、私が減給しますかと言ったら、教育長はそのとき、されると言いましたけども、しないと言われてたのに、急に変節して、何といいますか、報道されましたから、結構、ＫＫＴ、ＲＫＫは流しましたから、そのときに、それでやばいと思ったんでしょう。それで急に変節しまして、減給するということをされましたけども、今回の不祥事、横領に関しては、自らいきなりもう減給すると言われております。この変節した理由、今回えらい素直に下げられますけど、この心境の変化というのをまずお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　その時々の状況を総合的に勘案しながら、決定したものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　今回２件の不祥事でこの減給を決定したということでありましたけども、２件目の職員さんがちょっと事前着工してしまったということで、１８０万円ぐらい県から補助金がいただけなくなったという件に関しましては、全員協議会でこの件も含めてますかと聞いたときに、含めてませんとおっしゃったように、私たち議員は記憶していると思いますけども、そのときの答弁と違うような気がしますけども、今回は含めてこの金額ということでよろしいでしょうか。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、質疑に対してお答えをいたします。

今回の提案理由におきましても、公金横領に関するもの及び補助金の不適正な事務処理ということで、２つの理由を提案の理由とさせていただいておりますので、２つを含めたものということになっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　今回の減給が、市長が１０分の１を３か月、副市長が１０分の１を２か月、教育長も同じということでありますけども、阿蘇市でも波野支所に勤務する方が、５４歳男性でしたか、こちらはきちっと所属も名前も出して、５２万８，０００円の横領があったということで、阿蘇市長は１０分の４を４か月、副市長が１０分の２を１か月、これはうちも一緒なんですけども、本市では横領が８６万４，５３０円、それプラス、これは横領ではないですけども、いただけるはずの補助金がいただけなくなったということで、１８０万円、これを足したら、やがて２６０万円ぐらい損失を市民に対して与えているわけですけども、阿蘇市と比べて、副市長たちは全く金額は一緒なんで、阿蘇市と比べて遜色ないかなと思うんですけど、市長は１か月分足りないような気がしますけども、これは私は高潔ではないので、その金額を決定する立場にはありませんけども、阿蘇市より被害額が大きいのに、うちのほうが市長の減給額が少ないという理由はなぜか、市長にお尋ね

をいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、質疑にお答えいたします。

今回の減給の内容につきましては、他の自治体等の事例もそれぞれ確認をしながら、総合的に勘案をして、今回の２事案を検討した結果で、減給の率、また月数を判断したものでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　ただいま部長のほうから申し上げたとおりでございますけども、今、阿蘇市の件を例としてお出しになりましたけども、これはもう新聞報道のなされている情報でしか私はございませんけども、もともと年当初に全く別の理由で１００分の２０というものは自らに律しておられまして、今回の件はそれを含めて、１００分の４０という表示になっているというふうに理解しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

稲継智康議員。

［登壇］

○３番　稲継智康　議員　　議案第１１０号、菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について、質疑いたします。

先ほど荒木議員が質疑されましたが、私もその件、ちょっと質疑しようと思っていましたので、引き続き私も聞きたいと思います。

今回の１０％の削減の根拠はお聞きしましたが、この１０％の本当の根拠というのはあるんでしょうか。２０％の根拠、１０％になる根拠、他の自治体と鑑みてというのは私もどうしても理解できませんので、よろしくお願いいたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、質疑にお答えをいたします。

特別職の減給の率等につきましては、特段の規定はございません。それぞれの自治体のほうで状況を勘案した中で判断されているものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　稲継智康議員。

［登壇］

○３番　稲継智康　議員　　やはりそういうご回答でしょうけど、被害の金額、大きさとか、そういうものでの基準というのは、なぜなされなかったんでしょうか。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおりでございますが、その金額などによりましても特段の規定はございませんので、それぞれの内容、状況等を考慮した中での判断というふうに認識しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時１０分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第１１０号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議案第１１０号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議案第１１０号については、原案のとおり可決することに決定しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第３　議員提出議案第２号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第３、議員提出議案第２号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

荒木崇之議員。

［登壇］

○１５番　荒木崇之　議員　　それでは、議員提出議案第２号、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申したいと思います。

提案理由としましては、原則として議員への費用弁償の支給は不要である。

よって、配慮が必要な場合を除く議員への費用弁償を廃止するため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由です。

条例案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○水上隆光　議長　　以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議員提出議案第２号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

山瀬義也議員。

［登壇］

○２０番　山瀬義也　議員　　議席番号２０番の山瀬義也です。

有志議員のほうから、今の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての議案を提出されました。提案理由の中で、原則として議員への費用弁償の支給は不要だということであります。また、配慮が必要な場合を除く議

員への費用弁償を廃止するため、条例の一部を改正するということでありました。

私は、提案に対して、時期がまだ早いとの思いで反対討論をいたします。

合併して、早いもので、令和７年の３月１７日でもう２０年を迎えます。今まで５回の議会改革検討特別委員会が開かれております。合併時、５９名の議員の定数を段階的に２０名にする案も出て、現在に至っております。合併時の残任期間は旧町の報酬になり、次の市議会議員選挙で旧菊池市の議員の報酬に戻されています。

このような経緯で、議会改革検討特別委員会の協議で旧菊池市より２０年以上、特別職報酬等審議会が一度も開かれておりません。議会改革検討特別委員会の協議で議員の活動が活発になるようにとの思いで、費用弁償を支給するようになったと今までの議員さんたちから聞いております。議会の賛同があったからであります。報酬と費用弁償は別に考えるべきだとの思いも、意見もあります。私は同時に考えるべきだと思います。前の議員さんたちの思いも考えていかなければなりません。

令和７年４月１３日には市長選挙が行われます。新しい市長が選ばれましたら、議会として月例会または全員協議会で、特別職報酬等審議会を開いてもらうよう、議会の総意として議長より市長に申入れしてもらい、議員の任期が４年間でありますので、４年に１回、特別職報酬等審議会を開いてもらい、菊池市の議員の報酬について、現状が妥当かどうか審議をしてもらい、答申をしてもらい、その後、報酬が上がれば費用弁償については廃止だというふうに思っております。また、上がらなければ現状維持との考えも必要でないかというふうに思います。今の段階で時期はまだ早いと思います。

議員各位におかれましては、今述べたようなことでご理解をいただき、ご賛同いただきますようによろしく申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

○水上隆光　議長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

東奈津子議員。

［登壇］

○１２番　東奈津子　議員　　議席番号１２番、日本共産党、東奈津子です。議員提出議案第２号について、賛成の立場から討論を行います。

地方自治法では、普通地方公共団体の議員は職務を行うために要する費用の弁償を受け取ることができると規定しており、その運用や支給金額は議会の裁量判断に委ねられています。菊池市においては、日額２，５００円一律支給が定められており、議会全体では年間約３００万円が支給されています。

何よりも現行の費用弁償が、市民にはっきりと説明ができ、その納得を得られる制度かどうかを考えることが大切であります。

まず、費用弁償を議会出席の日当と考えると、これは別途議員報酬をもらっているわけでありますから、報酬の二重取りになってしまいます。

次に、費用弁償を議会出席のための交通費だと考えると、１日２，５００円は高過ぎるのではないでしょうか。

今、本市においては、財政的な赤字を理由に数々の施策が取り組まれており、先ほど議決された国保税の値上げなど、市民に負担を強いるものも少なくありません。無駄を削るというのなら、まず議員から率先して、市民に説明できない費用弁償のような経費は廃止すべきであると考えます。

費用弁償への取組は各自治体様々でありますが、昨今の経済状況と市民の意識の高まりの中で、費用弁償の制度自体が廃止されたり、その金額が大きく減額されるところが多くなっています。

私自身も２期目の任期より、法務局に供託するという形で受け取っておりません。私は議員報酬は少なければ少ないほどよい、議員定数も少ないほどよいという立場にくみするものではありません。しかし、市政改革が叫ばれる中、議員が市民にきちんと説明できないお金は金額の多少にかかわらず受け取るべきではないと考えます。もし議会の中で、もっと費用が必要であるという局面が生まれたときは、正々堂々と予算要求すべきであると考えます。

以上の理由にて、本議案には賛成であります。

議員各位におかれましては、本議案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論とします。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

安武睦夫議員。

［登壇］

○２番　安武睦夫　議員　　議席番号２番、安武睦夫です。議員提出議案第２号、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論します。

本条例改正による費用弁償廃止については、これまで議会改革検討特別委員会の委員として何度も議論を交わしてきたところでございます。議員に対する費用弁償については、法令的に明確に示したものはありませんが、慣例的には一般職や市長をはじめとした特別職などの執行例により支給されているものでございます。その一般職等の費用弁償の根拠は地方公務員法に基づいており、出張時等のバス代等の公共交通機関の旅費が半分と、昼食代が半分との根拠が示されています。

本市の市長をはじめとした三役並びに市職員については、合併後、九州内において、宿泊を伴わない出張については支給しない旨改正され、現在では支給されてい

ないところであります。これは移動については公用車を利用し、また、昼食はどこであっても自ら負担するものであるとの理由から、支給しないものであります。

議員においては、議会本会議、委員会出席時に支給されますが、議会本会議等に出席することは議員活動の本分であります。私はこのような市役所に向かうための交通費や昼食代を補塡するような費用弁償は、議員報酬に含まれているものであり、費用弁償は廃止するべきものだと思います。

以上の理由から、議員各位におかれましては、本議案に賛同いただきますようお願い申し上げまして、賛成討論とします。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　なければ、これで討論を終わります。

これより採決します。

討論がありました議員提出議案第２号は、起立により採決します。

お諮りします。

議員提出議案第２号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立少数です。よって、議員提出議案第２号は、否決されました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第４　意見書第５号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第４、意見書案第５号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

福祉厚生常任委員長、猿渡美智子議員。

［登壇］

○猿渡美智子　福祉厚生常任委員長　　それでは、意見書案第５号、国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書について、申し述べます。

国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険は年齢構成が高く、所得水準は低いが医療水準は高いという構造的な課題を抱えている。

本市の国保事業においても、年齢が高くなるほど国保加入率が高い状況であり、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大のため被保険者数が減少し、それに伴い保険税収も減少している。しかし、高齢者割合の増や医療の高度化により、一人当たりの医療費や納付金は増加している。

そのため歳入の減少率に比べ歳出の減少率が小さく、歳入と歳出のバランスに不均衡が生じ、単年度収支で赤字が続くことが推測されている。令和７年度には国民健康保険財政調整基金を使い切り、財源が不足する見込みである。不足分の５割を法定外繰り入れで賄ったとしても、現在の保険税の１０％を超える上げ幅になる試算であり、物価高騰の中、市民の負担増は看過しがたい状況になっている。

よって国の責任において下記の方策を講じることを求めるものである。

記

１　国民健康保険制度が持続的かつ安定的運営ができるように財源や制度の見直しを行うこと。

２　国が推進する広域化に伴う急激な保険税の上昇については、国の予算において緩和措置を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

令和６年１２月１９日

熊本県菊池市議会議長　水上　隆光

衆議院議長　額賀　福志郎　様
参議院議長　関口　昌一　様
内閣総理大臣　石破　茂　様
厚生労働大臣　福岡　資麿　様
総務大臣　村上　誠一郎　様
財務大臣　加藤　勝信　様

意見書案第５号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提案理由としましては、国民健康保険制度の安定を図るため、国庫負担金の増額を求め、意見書を提出するものです。

これが、本案を提出する理由であります。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由とします。

○水上隆光　議長　　以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

意見書案第５号については、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　それでは、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

意見書案第５号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、意見書案第５号は、原案のとおり可決することに決定しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第５　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光　議長　　次に、日程第５、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会
１　議会運営等に関する諸問題の調査について
総務文教常任委員会
１　一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について
福祉厚生常任委員会
１　福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について
経済建設常任委員会
１　農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
２　土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会
　1　予算及び決算に関すること
議会広報特別委員会
　1　議会広報に関すること
政治倫理条例検討特別委員会
　1　政治倫理条例に関すること
議会改革検討特別委員会
　1　議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出があっております。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和６年第４回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

閉会　午前１１時２９分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長　水　上　隆　光

菊池市議会議員　緒　方　哲　郎

菊池市議会議員　後　藤　英　夫

各常任委員長報告書

・総務文教常任委員長報告書

・福祉厚生常任委員長報告書

・経済建設常任委員長報告書

・予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会　委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案２件及びその他の議決案件４件の６件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 85 号**と**議案第 86 号**については、関連性があるので一括して審査しました。

執行部より「菊池市営重味グラウンドを利用廃止するため、条例の一部を改正するものである。また、それに伴い利用廃止した菊池市営重味グラウンドを引き続きドクターヘリ等の離着陸や緊急避難場所として維持していくための条例を制定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「条例の施行後は、これまでのように地域のイベント時の駐車場や緊急的な災害ごみ仮置き場としても使えるのか。また熊本地震のときには車中泊としても利用されたことから、水道及び電気の整備を検討するのか」との質疑に対し、執行部より「地域でのイベントの駐車場としての利用については、ヘリの発着エリア外であれば可能である。災害ごみ仮置き場及び車中泊としての利用についても、災害の規模と現場の状況を総合的に判断して対応することになると思うが、同じくヘリの発着エリア外であれば対応は可能である。また水道及び電気については、必要最小限の設備を整備していきたい」との答弁がありました。

また、委員から「条例を制定することで、残った現在の緊急離着陸場との整合性はとれるのか」との質疑に対し、執行部より「重味グラウンドが社会体育施設としての利用を廃止されると施設の目的がなくなることから、施設の目的を明確にするために条例を制定するもので、他の施設に影響はない」との答弁がありました。

さらに、委員から「ほかの緊急離着陸場も同じように緊急離着陸場として条例で規定するのか」との質疑に対し、執行部より「ほかの緊急離着陸場となっている施設を緊急離着陸場として新たに条例で規定する予定はない」との答弁がありました。

次に、**議案第 102 号**については、執行部より「現在の菊池市辺地総合整備計画が本年度をもって期間満了を迎えるため、令和７年度から令和 11 年度までの５か年計画とする 11 か所の辺地総合整備計画を策定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「毎回この時期に議案を上程しているのか」との質疑に対し、執行部より「今回は、新しい５か年計画の策定となる。ただし、計画の策定後に事業の追加等がある場合は、この時期に上程している」との答弁がありました。

次に、**議案第 103 号**については、執行部より「地中に大きな石があったことにより杭工事が増額となり、また大量の湧水により鋼矢板工事も増額となり、さらには多量の地中障害物が出土したことによって基礎根切り工事で新たに処分費用が必要になったことから、1,206 万 3,773 円の増額の変更契約を締結するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今回、工事請負業者から示された増額分について、それが適正であることを確認するまでのプロセスはどうなっていたのか」との質疑に対し、執行部より「工程会議において工事請負業者から工事変更の資料が提出され、市の監督員と委託している工事監理者は、現地をしっかりと確認した上で、市、工事監理者及び工事請負業者による３者で、工事監理者からの見解等を踏まえて、工法及び金額について協議した結果、変更額は妥当であると判定したものである」との答弁がありました。

また、委員から「今回の増額分は、補助の対象となるのか」との質疑に対し、執行部より「今回の増額分を加えた総事業費が補助の対象となる」との答弁がありました。

さらに、委員から「今回の変更によって工期が延びることはないのか」との質疑に対し、執行部より「工期は、今回の変更により２週間ほど延びることになる」との答弁がありました。

次に、**議案第 106 号**については、執行部より「上高江区及び薬師区の消防小型ポンプ積載車倉庫が、県の工事に伴い撤去となったため、その２区から当該施設を積載車の倉庫として利用したい旨の無償譲渡要望書が昨年に提出された。その後、当該施設が用途廃止になったため、公益性の高い利用目的であることから、要望のあったとおり無償譲渡するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「譲渡後の施設の維持管理は、どうなるのか」との質疑に対し、執行部より「区のほうで管理していくことになる」との答弁がありました。

次に、**議案第 107 号**については、執行部より「共同する事務のうちの住民の交通災害見舞金に関する事務から山鹿市が脱退するため、規約を改正するものである。また、この規約は、関係市町村で同文議決を行うものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「なぜ山鹿市は脱退するのか」との質疑に対し、執行部より「山鹿市以外の市も適宜、脱退されている状況であり、理由は聞いていない」との答弁がありました。

また、委員から「今後、本市も脱退するという考えはあるのか」との質疑に対し、執行部より「本市の場合、直近の実績では、負担金を見舞金が上回っている状況ではあるが、他自治体の状況も踏まえて検討したい」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、本委員会に付託されました**議案第 85 号、議案第 86 号、議案第 102 号、議案第 103 号、議案第 106 号**及び**議案第 107 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会　議長　　水上　隆光　様

令和６年 12 月 19 日

総務文教常任委員会　委員長　緒方　哲郎

福祉厚生常任委員会　委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案２件です。
２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 87 号**については、執行部より「介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。改正の内容は、地域包括支援センターに配置が必要な保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の３職種の配置について、現行の基準は原則としつつ、常勤換算方法を可能とし柔軟化を図るものである。常勤換算方法を導入すると、短時間勤務や勤務日数が少ない勤務体制の場合であっても、複数の職員の勤務合計により配置基準を満たすことが出来るようになる。なお圏域ごとに複数の地域包括支援センターがある場合、１つの圏域で３職種の配置に欠員があった場合でも、他の圏域との合算により基準を満たすことが可能となるが、本市においては圏域ごとのセンターではないため、今回の改正については対象となる事例はない」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「国が改正を行う理由は、常勤の専門職の確保が難しいという理由なのか」との質疑に対し、執行部より「特に常勤での人材確保が難しくなる中、支援の質が担保されるよう留意した上で、３職種の配置基準を複数の人数で満たすことが可能となり、柔軟な職員配置を行うための改正と考えている」との答弁がありました。

さらに、委員から「本市においても確保が難しい状況なのか」との質疑に対し、執行部より「本市の３職種の配置については、各職種で常勤３人の配置が必要となっているが、主任介護支援専門員は常勤職員として１人、それに準ずる者と認められている常勤の介護支援専門員１人、常勤ではない会計年度任用職員２人で１人分という形で確保している。また社会福祉士については、常勤の職員を２人配置し、会計年度任用職員１人の募集を行っているが、応募がない状況であり、人材確保に苦慮している」との答弁がありました。

また、委員から「人員基準の緩和は、サービスの質の担保という点で懸念がある。市としてはその点について、どのように認識しているのか」との質疑に対し、執行部より「不足する専門職の募集は今後も続けていく。またサービスの質が低下しないように協力しながら進めていく」との答弁がありました。

次に、**議案第 88 号**については、執行部より「国民健康保険税の税率を見直すことにより、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、条例の一部を改正するものである。なお国民健康保険については、被保険者の高齢化と、社会保険等の適用拡大により被保険者が減少し、保険税収が減少している。さらに、医療の高度化等により一人当たりの医療費は増加傾向にあり、歳入と歳出の不均衡が生じ今後も赤字が続くと考えており、令和７年度には国民健康保険財政調整基金を使い切り、財源不足となる見通しである。また令和 12 年度には県内保険料水準の統一を控えており、菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会へ国保特別会計の赤字収支の解消方法について諮問を行い、その答申を基に、県が統一保険料率を示す令和９年度までは、１億 9,000 万円の財源不足のうち２分の１程度を賄うような保険税率へ改正するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「今でも高い国保税が、各世帯約 12%から 14%程度の増額になり、市民の負担はさらに重くなると思うが、負担が増えることについてどのように認識しているのか」との質疑に対し、執行部より「いろいろな世帯があると思うが、負担増になるということは認識している」との答弁がありました。

また、委員から「１億 9,000 万円の赤字のうち２分の１を、被保険者が負担し、残りは一

般会計からの法定外繰入れを行うということか」との質疑に対し、執行部より「法定外繰入れを予定している」との答弁がありました。
また、委員から「18 歳未満の子どもの均等割は、軽減または免除するというのが全国的に取り組まれているが、今回軽減の検討は行ったのか」との質疑に対し、執行部より「未就学児を対象に均等割の２分１の軽減を行っており、これ以上の軽減は考えていない」との答弁がありました。
さらに、委員から「未就学児の２分の１の軽減は国が定めて、全国共通で行われているものだが、18 歳未満の子どもへの軽減を自治体によっては上乗せして行っているところもある。子どもを産めば産むほど国保税が増えるような、子育て支援に逆行する制度は非常に疑問である。今後は 18 歳未満の子どもの均等割の軽減について検討していただきたい」との意見がありました。
また、委員から「近隣市町の状況はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部より「令和６年度に税率を改正したところは、宇城市、山鹿市及び大津町である。また令和７年度に税率改正を検討しているところは、本市以外には、合志市、宇土市及び人吉市である」との答弁がありました。
また、委員から「今後も税率は上がり続けるのか」との質疑に対し、執行部より「熊本県は、令和 12 年度までに県内保険料率水準の統一を目指しており、それまでに上げ幅を少しでも少なく出来ればと考えている」との答弁がありました。
さらに、委員から「県内保険料率が統一された場合の予定税率はどれくらいか」との質疑に対し、執行部より「令和９年度からの保険料率については、令和８年度中に示される予定である」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第 88 号**について「国保税率の引き上げが提案されているが、これ以上の負担は認められないと感じている。国の財政負担が 1980 年代は 54％ぐらいあったものが、現在約 20％まで下がっているということが根本的な問題である。今年度だけでも全国で４割ぐらいの自治体が、同じように税率を上げざるを得ないという課題に直面している。本市議会としても何かしら国への意見書を上げる必要があるのではないか」「負担の大きさを実感している。何らかの軽減措置がとれないか、閉会中においても調査を行う必要があるのではないかと考えている」「負担が大きくなるというのは反対だが、基金等がなくなっていく現状からすると、反対することは難しいのではないか」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、本委員会に付託されました**議案第 87 号**については、委員から「常勤換算方法により、必要とされている専門職の人数等の規制緩和が可能となることに反対する。人材確保のためという理由で、規制緩和を繰り返すことが、結果市民サービスの低下を招くことに繋がりかねない」といった反対討論がありました。
採決の結果、**議案第 87 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第 88 号**については、委員から「物価高騰の影響などで市民の暮らしは、かつてないほど大変である。このようなときに国保税のさらなる値上げは認められない。今こそ財政調整基金の活用と、法定外繰り入れをさらに行い、国保税の負担軽減を進めるべきである」といった反対討論がありました。
また、委員から「今までは国民健康保険財政調整基金を繰り入れて、何とか保険税率を維持してきたが、基金が底をつく状態になってきている。また今後も財源の不足が増えると予想される中、改正をしなければ、国民健康保険制度の運営が出来なくなるのではないか」と

いった賛成討論がありました。
採決の結果、**議案第 88 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会　議長　水上　隆光　様

令和６年 12 月 19 日
福祉厚生常任委員会　委員長　猿渡　美智子

経済建設常任委員会　委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案２件及びその他の議決案件４件の６案件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 89 号**については、執行部より「水迫地区９行政区及び水迫区長会から提出された陳情書をふまえ、菊池市水迫里山の家に洗濯機及び乾燥機を設置するに当たり、使用料を規定する必要があるため、条例の一部を改正するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「以前から要望があっていたものと思うが、整備がこの時期となった理由は」との質疑に対し、執行部より「今回水迫地区から陳情書が提出されたことを踏まえ、基金を活用し整備するものである」との答弁がありました。

次に、**議案第 90 号**については、執行部より「水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すため、条例の一部を改正するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「改正することで、どのような効果があるか」との質疑に対し、執行部より「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和されることから、水道事業を継続するために必要な技術者を確保することができる」との答弁がありました。

さらに、委員から「全国的に技術者が不足しているのか。また、本市ではどうか」との質疑に対し、執行部より「能登半島地震の際は、監督者の不足があったと聞いている。本市においては、現状は不足していないと考えるが、国に準じ改正を行うものである」との答弁がありました。

次に、**議案第 104 号**については、執行部より「菊池市小原ほたる交流館の指定管理者について、令和７年４月１日から３年間の期間で小原区へ指定を行うものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「現在の施設の活用状況は」との質疑に対し、執行部より「公民館として使用されている」との答弁がありました。

また、委員から「令和 10 年に無償譲渡の予定とのことだが、今回無償譲渡しなかった理由は」との質疑に対し、執行部より「平成 14 年度に国の補助事業を活用し建設され、令和 10 年３月 31 日に財産処分制限期間である 24 年を経過するため」との答弁がありました。

次に、**議案第 105 号**については、執行部より「菊池市四季の里旭志の指定管理者について、引き続き施設の民間移譲を進めるため、現管理者である株式会社シェルパに令和７年４月１日から１年間の期間で指定を行うものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「これまでに４回の事業提案型プロポーザル方式による公募を行い、２回目以降は応募もなかったとのことだが、課題の認識をしているか」との質疑に対し、執行部より「資格要件の拡大、売却価格の減額等を行ってきたが、土地については賃借が要件となっている

ため、今後見直す必要があると考えている。また、売却価格のさらなる減額についても検討したい」との答弁がありました。
　また、委員から「土地を賃借にしている理由は」との質疑に対し、執行部より「地元地区の要望を踏まえ、土地については売却しない方針としている」との答弁がありました。
　さらに、委員から「今の状況を地元地区に報告した上で、今後は土地の売却を視野に入れて検討していただきたい」との意見がありました。
　また、委員から「今回の指定管理は１者随意契約なのか、また、その理由は」との質疑に対し、執行部より「１年間の指定管理の公募を行ったが応募がなかったため、１者随意契約である」との答弁がありました。

　次に、**議案第 108 号**については、執行部より「市道路線を廃止するに当たり、道路法第 10 条第３項の規定により、議会の議決を必要とするものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

　次に、**議案第 109 号**については、執行部より「市道路線を認定するに当たり、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を必要とするものである」との説明があり、質疑を行いました。
　委員から「南久保南３号線の市道認定について、開発行為に伴う市道の一部用途廃止による終点変更であるが、旧路線の廃止部分については払下げをするのか」との質疑に対し、執行部より「旧路線の廃止後は、払下げをする予定である」との答弁がありました。

　議員間討議では、**議案第 90 号**について「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の実務経験年数が短縮されるとのことであるが、品質がしっかり保たれるように取り組んでほしい」との意見がありました。

　次に、**議案第 105 号**について「今後、プロポーザル方式による公募を進めるに当たり、地域住民との合意形成を図りながら、土地売却を含めた形で進めていただきたい」「建設当初の目的における一定の役割は終えたと考えるため、アウトドア施設というコンセプトを見直した上で、早急に売却できるよう検討してほしい」「様々な企業が進出しているので、研修施設として利用することも考えられるのではないか」との意見がありました。

　以上、慎重に審査しました結果、本委員会に付託されました**議案第 89 号**、**議案第 90 号**、**議案第 104 号**、**議案第 105 号**、**議案第 108 号**及び**議案第 109 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

　議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

　菊池市議会　議長　　水上　隆光　様

令和６年 12 月 19 日

経済建設常任委員会　委員長　田中　教之

予算決算常任委員会　委員長報告

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、12 月２日及び 16 日に予算決算常任委員会を、12 月９日、10 日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。
会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

本委員会に付託されました議案は、**議案第 96 号**から**議案第 101 号**までの６議案です。
各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

はじめに、**議案第 96 号**中、その主なものを申し上げます。
まず、債務負担行為補正については、執行部より「マイクロバスメンテナンスリースの限度額 3,300 万円は、全庁的に団体研修等で利用する 29 人乗りマイクロバス２台の日常管理や維持点検等も含んだ５年間のリース契約を行うものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「マイクロバスの利用は、どのくらいか」との質疑に対し、執行部より「昨年度の利用実績については、１号車が 122 日で２号車が 84 日の計 206 日となっている。その内訳については、市内運行が 126 日で市外運行が 80 日となり、また部署別の利用状況は、教育委員会が最も多い 162 日で、次いで総務部の 20 日となっている」との答弁がありました。

次に、執行部より「重層的支援体制整備業務については、社会福祉協議会へ業務委託を行っている福祉まるごと相談室設置にかかる負担行為補正で限度額は 892 万 3,000 円である」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「今年度からスタートしているが、何件ぐらい相談があっているのか」との質疑に対し、執行部より「延べ 290 件の相談対応を行っている」との答弁がありました。
さらに、委員から「予想した数より多いと感じている。市民からのニーズがすごくあると思うので、来年度以降もしっかりとした体制の予算を組んでほしい」との意見がありました。

次に、執行部より「四季の里旭志の指定管理委託については、年度当初より委託業務が発生するため債務負担行為補正を行うもので、期間は令和７年度、限度額を 1,334 万円とするものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「四季の里旭志の合併浄化槽を縮小化することで委託料を減額できると考えるが、入れ替える場合などコストの比較は行ったのか」との質疑に対し、執行部より「合併浄化槽の大きさは、土地の面積も関係し多少縮小化することは可能だが、入れ替えに多額の費用がかかることから、現状の合併浄化槽を使用する判断をした」との答弁がありました。

次に、執行部より「道の駅泗水、道の駅旭志及び道の駅七城の管理業務については、年度当初より委託業務が発生するため債務負担行為補正を行うもので、期間はいずれも令和７年度、限度額をそれぞれ 723 万 2,000 円、753 万 6,000 円及び 467 万円とするものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「道の駅七城の管理委託料が、他の２つと比べて安い理由は」との質疑に対し、執行部より「主な理由としては、清掃面積とその頻度、植栽の面積、電気料等の違いによるものである」との答弁がありました。

次に、執行部より「斑蛇口湖ボート場漁協協力負担金の限度額 50 万円は、令和５年３月 29 日に締結した菊池市斑蛇口湖の湖面利用に関する協定書及び覚書において、協定書の更新を１年ごとと定めたことによるもの」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「昨年には計上されていないので新規となるのか」との質疑に対し、執行部より「昨年分は、令和３年に３年間分を計上していたが、協定書及び覚書の更新を１年ごとと定めたことにより、併せて債務負担行為も今年から１年ごとに計上するものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「金額に変更はあるのか」との質疑に対し、執行部より「金額に変更はない」との答弁がありました。

次に、目、安全対策費の防犯対策事業については、執行部より「水迫地区９行政区及び水迫区長会から提出された陳情書を踏まえ、立門区の防犯灯の LED 化工事費 44 万 4,000 円を計上するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「立門区から別途、防犯灯 LED 補助金の申請があったのか」との質疑に対し、執行部より「申請はなかった」との答弁がありました。

次に、目、環境対策費の環境整備基金事業については、執行部より「水迫地区９行政区及び水迫地区長会から提出された陳情書を踏まえ、環境整備を行うため 230 万 7,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「環境整備基金はいつから積み立てているのか。また、活用実績は」との質疑に対し、執行部より「平成 16 年から積立てを始めており、また、活用実績は、九州産廃への補償金に 13 億 8,583 万 3,927 円を、廃棄物を搬入する大型車の往来で損傷した市道の整備や、市営牧場の買い戻しなどに４億 5,973 万 1,606 円を活用した」との答弁がありました。

さらに、委員から「現在の基金の残高はいくらか」との質疑に対し、執行部より「１億 1,976 万 7,832 円である」との答弁がありました。

また、委員から「水迫地区以外の地区から要望が出された場合活用出来るのか」との質疑に対し、執行部より「環境整備基金の原資は、大半が市外から九州産廃へ搬入された一般廃棄物に係る環境保全協力金となっている。九州産廃の大型車両の往来等、負担が多くあったことを考慮し、主として周辺地域である水迫地区での活用を考えている」との答弁がありました。

また、委員から「予防伐採補助は市道で行っている予防伐採とどう違うのか」との質疑に対し、執行部より「市道における予防伐採に該当しない危険木や公民館敷地内などの危険木伐採への補助を行う」との答弁がありました。

次に、目、扶助費の生活保護扶助費については、執行部より「救護施設への入所者が 14 人から 18 人へ増えたことにより、施設委託事務費を 1,536 万 2,000 円増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「物価高騰で生活が厳しくなる中で、生活保護の申請や相談は増えているのか」との質疑に対し、執行部より「相談件数は毎年度 60 件から 80 件程度あり、その中の 50 件から 60 件程度が許可となるが、令和４年度から変わらず推移している。特別に増加しては

いない」との答弁がありました。

次に、目、児童福祉総務費の医療助成事業については、執行部より「令和５年４月から医療費助成の対象年齢を 18 歳まで拡充したが、予算計上時に積算根拠となる実績の期間が短かったため、過少な予算計上となっていたことなどにより 1,182 万 2,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「歳入の子ども医療助成事業補助金が 100 万円程度増額しているが、県補助金の対象が、通院は３歳までから就学前まで、入院は中学校３年生までに拡充したことにより、市の負担は減っているのか」との質疑に対し、執行部より「県補助金の算出期間は１月から 12 月で行われるため、単純に比較出来ないが、令和４年度の歳出に対する歳入の割合は約 6.6%であったが、令和５年度では 9.3%となっており、歳入額の割合は増えている」との答弁がありました。

さらに、委員から「他県では助成対象を引き上げている県があるので、市として要望する考えはあるか」との質疑に対し、執行部より「市長会等でも要望をしており、市としても同じ意見である」との答弁がありました。

次に、目、予防費の予防接種事業については、執行部より「847 万 9,000 円の増額のうち、健康被害給付費負担金 605 万 2,000 円については、今回１人の方に新型コロナワクチン接種による健康被害の認定及び請求がなされたため増額するもので、全額国庫負担である」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「健康被害とは具体的にどういう被害なのか」との質疑に対し、執行部より「関節炎や、倦怠感、免疫疾患が発症していると伺っている」との答弁がありました。

さらに、委員から「今後も増える可能性があるのか」との質疑に対し、執行部より「治癒の時期が未定なので来年度も治療継続の場合には、予算計上することになる。また、１人が認定手続き途中である」との答弁がありました。

また、委員から「申請はどこに行うのか」との質疑に対し、執行部より「健康推進課の窓口になるが、事前にかかりつけ医へ相談すればスムーズに行えると思う」との答弁がありました。

さらに、委員から「市民への周知は十分行っているのか」との質疑に対し、執行部より「ホームページ等で周知を行っているが、不足しているというご意見があったので何かしらの周知方法を考えていきたい」との答弁がありました。

次に、目、農業振興施設費の農業施設管理事業については、執行部より「水迫地区９行政区及び水迫区長会から提出された陳情書を踏まえ、菊池市水迫里山の家に業務用洗濯機及び乾燥機を設置するため、399 万 3,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「工事請負費の詳細は」との質疑に対し、執行部より「乾燥機はガスを使用するため、工事請負費において設置をするものである」との答弁がありました。

次に、目、畜産業費の畜産競争力強化対策緊急整備事業については、執行部より「菊池地域畜産クラスター協議会が実施した、畜産クラスター事業における施設整備や家畜導入について、廃業や家畜導入牛の死亡に伴い国庫補助金を返還するため、1,349 万 7,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「返還分の内容は」との質疑に対し、執行部より「事業者の廃業による搾乳ロボ

ット等の施設整備分が２件及び家畜導入牛の死亡等による 29 頭分が返還となっている」との答弁がありました。

次に、目、農地費の土地改良施設突発事故復旧事業については、執行部より「泗水町住吉地区の合志川にある頭首工で発生した油圧配管の故障及び転倒ゲートの動作不良に伴う復旧工事費用に対し、泗水町土地改良区に補助金を交付するため、2,380 万 7,000 円を増額するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、目、商工業振興費の事業承継推進事業については、執行部より「満 40 歳までの後継者を対象に、先進技術取得のための研修、パソコンソフト及びハード機器などの購入に対し補助をするため、30 万円を増額するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、目、道路橋りょう新設改良費の道路橋りょう新設改良事業については、執行部より「亘甲森２号線道路改良事業において、財源内訳を地方道路等整備事業債から合併特例事業債へ組み替えるものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「年度途中で組み替えることとなった理由は」との質疑に対し、執行部より「合併特例事業債は当初別の部署の事業に充てられていたが、入札残が出たため、地方道路等整備事業債から組み替えたものである」との答弁がありました。

次に、目、住宅管理費の住宅管理費については、執行部より「国の電気料金軽減措置期間の終了などに伴い、３月までの電気使用料の不足が見込まれるため、69 万 1,000 円の増額をするものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、目、文化財保護費の文化財保護費については、執行部より「市内に分散している文化財をエコビレッジ旭跡地の管理棟に保管するに当たり、今年度に施設改修工事の設計を行う計画であったが、菊池森林組合からエコビレッジ旭跡地に移転したいとの要望書が提出されたことで、改めて保管施設候補地を検討することになったことから、実施設計業務委託料 209 万 2,000 円を取り下げるものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「エコビレッジ旭跡地利用計画の変更について、地域住民への説明は終えたのか」との質疑に対し、執行部より「担当部署が地元説明会を行うと聞いている」との答弁がありました。

次に**議案第 97 号**の目、運営協議会費の協議会費については、執行部より「国民健康保険税率の見直しに伴い、国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催回数の増加より 14 万 2,000 円増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「協議会は何人でメンバーはどういった方なのか」との質疑に対し、執行部より、「被保険者代表委員が４人、保険医または保険薬剤師代表委員が４人、公益代表委員が４人で合計 12 人である」との答弁がありました。
さらに、委員から「今年度は税率の見直しに伴い回数が増えたとのことだが、従来は何回予定していて、今年度は何回増えたのか」との質疑に対し、執行部より「従来は３回実施している。今年度は４回実施しており、あと２回分の補正を行うものである」との答弁がありました

次に、**議案第 98 号**の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 99** 号の目、介護給付費準備基金積立金の介護給付費準備基金積立金については、執行部より「介護給付費と地域支援事業の前年度の実績に伴い国、県、市への返納金が確定したため、保険料の余剰分 4,831 万 1,000 円を増額し基金として積み立てを行うものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「基金へ積み立てることによって基金残高はいくらになるのか」との質疑に対し、執行部より「６億 351 万 4,219 円となる」との答弁がありました。
さらに、委員から「10 期の計画においては、適正な基金の取り崩しを検討し、介護保険料の負担軽減を考えていただきたい」との意見がありました。

次に、債務負担行為補正の配食見守りネットワーク業務については、執行部より「地域支援事業において、令和７年４月１日から切れ目なくサービスを利用していただくために設定するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「業務内容と利用者数は」との質疑に対し、執行部より「ひとり暮らし高齢者等へ弁当の配送を通して状況を定期的に把握し、食生活の改善を図り、在宅での自立支援と安否確認を目的としており、現在、利用者は８人である」との答弁がありました。

次に、**議案第 100 号**の水道事業会計補正予算（第４号）、**議案第 101 号**の下水道事業会計補正予算（第３号）については、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、まず、**議案第 96 号**については「債務負担行為補正の３つの道の駅管理業務については、単年度における債務負担行為の設定をされているが、施設管理等については５年間の長期継続契約ができるため、スケールメリット及び事務の効率化などを踏まえ、今後検討してほしい」「債務負担行為のうち、政策的事業と見受けられるものがあるため、設定する際はさらに精査するべきである」「各道の駅における管理業務の委託金額の差が大きいため、内容を精査し均衡がとれるような対策を講じてほしい」との意見がありました。

次に、「予防接種事業については、今回１人の方が認定され、請求をされ補正予算の計上を行っているが、まだ救済処置を必要としている方がたくさんおられるのではないかと思う。救済窓口の周知については、市も行っているとのことだが、もっと周知徹底をしっかりと行っていただきたい」との意見がありました。

次に、**議案第 101 号**の下水道事業会計補正予算（第３号）について「公共下水道全体計画変更業務委託料が計上されており、処理区域の見直しを検討されるとのことであるが、TSMC の進出により様々な地域が変化を求められている中、処理区域の見直しや処理場の増設などについては、地域住民の意見等もしっかり聞き取る仕組みづくりをした上で、この計画の変更に反映していただきたい。」との意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。
なお、執行部に対する総括提言は、ありませんでした。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員から「債務負担行為補正の斑蛇口湖ボート場漁協協力負担金の限度額 50 万円について、今までは３年に１度だったものが１年ごとになったことに対して、執行部からどのような説明があったのか」との質疑があり、総務文教分科会長より「報告書に記載しているように『令和５年３月 29 日に締結した菊池市斑蛇口湖の湖面利用に関する協定書及び覚書において、協定書の更新を１年ごとと定めたことによる』との説明があった」との答弁がありました。

さらに、委員から「協定書の更新が１年ごとになった理由は、ご存じのとおり市の度重なる協定違反によるものだが、執行部から協定違反の話はあったのか」との質疑があり、総務文教分科会長より「分科会の中で、そのような話はなかった」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、本委員会に付託されました**議案第 96 号**から**議案第 101 号**までについては、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会　議長　水上　隆光　様

令和６年 12 月 19 日
予算決算常任委員会　委員長　工藤　圭一郎

付　　録

令和６年第４回定例会付議事件一覧及び審議結果表

（１１月２６日・１２月１９日議決）

議案番号	件名	審議結果
議案第　８０　号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和６年度菊池市一般会計補正予算　第５号）	原案承認
議案第　８１　号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和６年度菊池市一般会計補正予算　第６号）	原案承認
議案第　８２　号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第　８３　号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第　８４　号	菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第　８５　号	菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第　８６　号	菊池市重味緊急離着陸場条例の制定について	原案可決
議案第　８７　号	菊池市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第　８８　号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第　８９　号	菊池市水迫里山の家条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第　９０　号	菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第　９１　号	令和６年度菊池市一般会計補正予算（第７号）	原案可決
議案第　９２　号	令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第　９３　号	令和６年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第　９４　号	令和６年度菊池市水道事業会計補正予算（第３号）	原案可決

議案番号	件　　名	審議結果
議案第　９５　号	令和６年度菊池市下水道事業会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第　９６　号	令和６年度菊池市一般会計補正予算（第８号）	原案可決
議案第　９７　号	令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	原案可決
議案第　９８　号	令和６年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第　９９　号	令和６年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第１００号	令和６年度菊池市水道事業会計補正予算（第４号）	原案可決
議案第１０１号	令和６年度菊池市下水道事業会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第１０２号	辺地総合整備計画の策定について	原案可決
議案第１０３号	工事請負契約の変更について	原案可決
議案第１０４号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市小原ほたる交流館）	原案可決
議案第１０５号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市四季の里旭志）	原案可決
議案第１０６号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第１０７号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
議案第１０８号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第１０９号	市道路線の認定について	原案可決
議案第１１０号	菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について	原案可決

議案番号	件　　名	審議結果
議員提出議案		
議員提出議案第　２号	菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案否決
意見書案		
意見書案第　５号	国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書	原案可決
決議案		
決議案第　１号	菊池市議会　本藤　潔議員に対する辞職勧告決議	原案否決
報　　告		
報告第２５号	専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）	原案報告
報告第２６号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第２７号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第２８号	専決処分の報告について（防犯灯修繕管理瑕疵）	原案報告
報告第２９号	専決処分の報告について（除草作業事故）	原案報告
報告第３０号	専決処分の報告について（公立保育園における転倒事故）	原案報告